

令和3年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

令和3年11月26日（開会）

令和3年12月17日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和三年第四回定例会会議録

(令和三年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 1 月 2 6 日) (金 曜 日)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第 1 1 号 上程	8
報告	
1. 議案第 6 3 号～議案第 7 1 号 一括上程	9
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 7 3 号～議案第 7 6 号 一括上程	1 2
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 7 7 号 上程	1 5
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 7 8 号 上程	1 6
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 9 号 上程	1 8
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 8 0 号・議案第 8 1 号 一括上程	2 2
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 請願第 6 号 上程	2 3
産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	2 3
1. 散 会	2 3

第 2 号 (1 2 月 7 日) (火 曜 日)

1. 開 議	2 6
1. 報告 (庁舎整備検討特別委員会 の 中間報告)	
1. 決議案第 1 号 上程	2 7
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第 8 2 号 上程	2 8
説明、質疑、各常任委員会付託	

1. 一般質問	29
堀内 貴志 議員	30
1 庁舎の在り方について	
(1) 庁舎に関する外部検討委員会と議会特別委員会の意見書を踏まえて市長の決断は	
2 防災道の駅について	
(1) 防災道の駅の目的と活用方法	
(2) 認定後半年経過したが、防災面で強化された部分はあるのか	
(3) 国は、「ハード・ソフト両面からの重点的な支援を行う」としているが、今後何をどこまで整備するのか	
3 投票率アップの方策について	
(1) 衆議院議員選挙の結果をどう考えているか	
(2) 更なる投票率アップの方策について	
ア 投票所来場者カードの活用方法について	
イ 期日前投票所の増設	
ウ 移動投票車の導入	
4 労働施策総合推進法の改正（パワハラ防止対策義務化）について	
(1) 職場のパワーハラスメントの実態について	
(2) パワハラ防止の義務化について法整備されたが、本市の対策はできているのか	
(3) 職員のメンタルヘルスケアについて	
感王寺耕造 議員	41
1 垂水市光ブロードバンド整備事業について	
(1) 事業完了後、空白地帯は残るのか	
(2) 令和2年9月議会で、市長は「当面及ばないところには個別の対策、将来的には交渉しながら100点に近いかたちを目指したい」と答弁されているが、いつまでにどのような対策を検討するのか	
(3) 空白地帯へのモバイルルーターの購入、利用料の補助等の考えは	
2 農畜産業のICT活用について	
(1) ICT活用への取組の考えは	
(2) 補助金創設の考えは	
3 ドローンの活用状況と今後の保有台数増大の考えは	
(1) 現在、企画政策課で所管しているが、その理由は。全課の利用状況は	

- (2) 災害時、上空からの現場写真を撮ることにより、災害状況を的確に把握し、国・県事業に早急に繋ぐためにも保有台数を増やすべきでは
- (3) 国土交通省の免許取得・講習受講状況と運航届について
- 4 ストレスチェック・職員の健康管理・職員配置・業務委託・指定管理について
 - (1) ストレスチェック・健康管理の体制は十分か（休職者の職場復帰）
 - (2) 安全衛生委員会の開催状況と議論の中身は
 - (3) 定数制限の中での職員配置について、基本的な考え方は。兼務についての考え方は
 - (4) 保守管理に国家資格・特殊な技能が必要で、一人勤務の部署も存在するが、職員の負担軽減を図るためにも業務委託・指定管理への移行の考えは
 - (5) 火葬場の勤務状況とこれからの人材育成・指定管理者制度等の考えは
- 5 固定資産評価審査委員会について
 - (1) 委員会の所掌事項と開催状況は
 - (2) （開催されていない場合）その理由と今後の方向性は
 - (3) 評価委員の研修の必要性は

森 武一 議員 5 3

- 1 地球温暖化防止への今後の取組について
 - (1) 中央病院・コスモス苑への太陽光発電パネル設置計画の経緯は
 - (2) 気温上昇0.5℃未満に抑えるための今後の本市の取組について
—長期的視点に立った計画の必要性—
- 2 公共施設等総合管理計画・個別計画について
 - (1) 長寿命化の具体的な判定基準の有無及び判定基準の必要性について
- 3 新たな庁舎計画に向けて
 - (1) 外部検討委員会提言書の「現庁舎の文化的価値」についての市長の評価は
 - (2) 基礎工事は行わないのか
 - (3) 今後の庁舎整備に対する市長の考えは
 - (4) 耐震補強についての決断は誰がいつ行うのか
 - (5) 耐震補強ありきではなかったか
- 4 本市のインターネット環境整備について

(1) 光回線の開通時期について	
5 錦江湾奥桜島海底噴火について	
(1) 海底噴火発生が想定される時の地域の避難先確保に対する考えは	
6 随意契約ガイドラインについて	
(1) 随意契約ガイドラインの職員への通知及びホームページでの公開について	
前田 隆 議員	6 6
1 地域住民の声と要望	
(1) 市道の区画線塗装の予算と計画について伺う	
(2) 市道脇の草払い等の計画と予算はどのようにしているか伺う	
(3) 農業従事者のビニール廃棄費や作業補助ベルト購入費の助成について	
2 太陽光発電事業について	
(1) 中央病院、コスモス苑への太陽光パネル導入について	
(2) ゴルフ場跡地の太陽光発電事業の計画規模と土砂崩対応後の展開について伺う	
3 宮前地区圃場整備計画の課題について	
(1) 農地利用権設定の現状と促進及び支援について	
4 耐震診断後の方向性について	
(1) 耐震補強と文化的価値について	
池田みすず 議員	7 4
1 サツマイモ基腐病等について	
(1) 栽培面積と発生状況について	
(2) 発生が拡大している要因について	
(3) 農家への注意喚起について	
(4) 今後の対応について	
2 衆議院議員総選挙における本市の投票状況について	
(1) 衆議院議員総選挙の本市の投票率について	
(2) 投票所でのコロナ対策の状況について	
(3) 病院や高齢者施設での不在者投票の本市の状況について	
3 コロナ禍におけるイベントについて	
(1) 秋の産業祭の開催について	
(2) 文化祭の開催について	
(3) 成人式の開催について	

4 たるみず元気プロジェクトについて	
(1) 今年健康チェックの実施状況について	
(2) 今年取組の特徴は	
(3) これまでの健康チェックから分かったこと、成果は	
(4) 今後の取組について	
梅木 勇 議員	87
1 スマートフォン活用について	
(1) 市税等のアプリ決済及びコンビニ納付について	
(2) スマホ決済の推進は	
(3) 活用するための支援対策は	
2 過疎地域持続的発展計画について	
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について	
移住・定住の促進	
(2) 生活環境の整備について	
廃棄物処理施設及びし尿処理施設	
1. 日程報告	95
1. 散 会	95

第3号（12月8日）（水曜日）

1. 開 議	98
1. 一般質問	98
持留 良一 議員	98
1 新型コロナウイルス感染の長期化を受けた新たな経済対策の「問題点」と対応・対策について	
(1) 国の「新型コロナの影響に対する経済対策」の問題があると考えますが、市独自の対策の必要性は	
ア 個人向け給付は、コロナ禍で生活に困っている人を広く対象にして支給すべきであると考えますがどのような認識か	
(ア) 経済対策に盛り込んだ10万円の給付条件	
「住民税非課税世帯」	
(イ) 事業者への給付金も昨年の持続化給付金の半分の水準	
イ 市独自の支援策の早急な検討が必要ではないか	
2 気候変動 自治体の役割は何か問われているのか。「2050CO ₂ 排出ゼロ」への表明を	

(1) 「地球温暖化対策推進計画」を計画は

- ア 公共施設、公共事業、自治体業務でどれだけCO₂を削減できるかなど自治体自ら脱炭素化に向けた「目標と計画」と区域内の脱炭素化に向けた取組と「目標と計画」という両面での「目標と計画」をつくるべきではないか
- イ この実現のために地元企業と独自の協定（今回、病院等の活用による再生エネルギーによる電力使用）の考えは
- ウ 省エネ投資への独自支援（太陽光発電は助成している。）のさらなる検討の必要性とその際は住民参加での取組に
例-地域新電力 公民連携による地域新電力会社
米子市・豊橋市・出雲市等 エネルギーの地産地消
※経済効果（地域内循環の仕組みと持続可能な地域社会を目指す）と雇用対策
例-営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

3 難聴対策について コミュニケーションの保障と支援 手話条例制定へ

(1) 高度・重度難聴児（人口内耳等）への支援策は。障がい者権利条約にふさわしい施策の充実を

- ア 全国、県内の助成内容は。電池代・体外機等の助成
- イ 情報アクセス、コミュニケーションの保障を
(ア) 前回の「手話言語条例」の制定を求める請願書の議会採択後の取組について
(イ) 鹿児島県や曾於市が制定し、取組が市民・職員も含めて進んでいる。障がい者・児のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障すべきではないか。
請願は、施策等の充実のためにも早期の「手話条例の制定」を求めているが、考えは

4 安心して働き続けられる環境づくりが必要

(1) 職員の命と健康を守るために

- ア パワーハラスメントとは何か。その定義はあるのか。（民間指針）
- イ なぜ問題なのか
- ウ 起こる背景とは。平成6年以降の職員数の動向は
- エ 公務職場におけるパワーハラスメント防止策はどうなっているか（例-厚労省パワハラ指針等）。概念、職員の責務、職場環境の整備、研修、相談体制、救済とは再発防止など

- オ 良好な職場環境のもとで労務に従事できるようにすべき義務が使用者にあると考えるが、どうなっているのか
- カ パワハラ防止のガイドライン・要綱等はあるのか
- キ メンタルヘルスの相談機関はあるのか。相談件数と内容は。11月末時点での長期病休者数は。第三者の位置付けは（外部人）
- ク 「垂水市いのち支える自殺対策計画」において、職員の自殺防止対策はどうなっているか

徳留 邦治 議員 1 1 2

1 市道高野線について

- (1) 市道高野線の道路の補修について、以前より要望しているが、現状及び工事予定はどうなっているのか

2 農道松尾線の補修工事について

- (1) 農道松尾線の補修工事の進捗状況はどうなっているか

3 コロナワクチン3回目接種について

- (1) 厚生労働省が示している3回目のコロナワクチン接種の対象者は18歳以上であり、2回目接種から原則8か月以上経過した者とされているが、南アフリカ共和国にて確認された新型コロナウイルスの新たな変異株であるオミクロン株が各国で感染拡大している中で、早急な対応は考えていないのか

北方 貞明 議員 1 1 5

1 山下清画伯の絵画について

- (1) 市民の方から、山下清画伯の作品4品が寄贈され、現在、市が所蔵されている絵画をなぜ市民に一般公開しないのか

2 働き方改革について

- (1) 2019年（平成31年）4月から働き方改革関連法が施行され、企業においては時間外労働上限が規制され、月45時間、年360時間であるが、地方公務員はどのようになっているか。また、本市では過労死ラインを超えている人数がいるのか。また、休日出勤した場合、どのような取り扱いになっているか

3 垂水清掃センターについて

- (1) 分別作業場は、夏場は酷暑で冬場は寒風にさらされており、劣悪な環境である。環境改善について検討していないのか

4 ごみステーションについて

- (1) 令和3年9月議会で借地料を支払っている振興会が30振興会あり、

振興会の負担軽減に関係課と協議検討するとのことであったが、その結果は

5 庁舎問題について

- (1) 内部検討委員会は、これまで何回開催され、どのような方向性で進めているのか。外部検討委員会の意見書に沿って進めていくのか

池山 節夫 議員 1 2 4

1 市政について

- (1) 今年の総括と来年への決意を問う
- (2) 行政のデジタル化について
- (3) 気候非常事態宣言について
- (4) ワクチン3回目接種について
- (5) サツマイモ基腐病について
- (6) 会計年度任用職員について
- (7) 垂水アプリ制作について
- (8) 庁舎問題について

2 教育行政について

- (1) ヤングケアラーについて
- (2) いじめ問題について
- (3) G I G Aスクールについて

新原 勇 議員 1 3 6

1 職員の大規模災害時における職員の出動体制は

- (1) 職員の災害出動体制は
- (2) 市外在住の職員の初期対応は
- (3) 職員が市外に転出する時の手続きは

2 市庁舎建設について

- (1) 防災庁舎について

3 職員技術者について

- (1) 環境センター技術者の免許は
- (2) 技術者・保健師職員の募集計画は

4 ホームページについて

- (1) ホームページの見直しは
- (2) ホームページへの要望について

5 小規模商店の活性化について

- (1) 市としての会食や飲食行動制限緩和は

(2) 新規店舗の市の支援事業は	
6 65歳以上の3回目のワクチン接種について	
(1) ピーク時1週間の電話着信数と前回の予約変更率は	
7 成人式PCR検査料補助について	
(1) 補助対象者の範囲とその検査方法は	
川畑 三郎 議員	144
1 水産業について	
(1) 養殖カンパチ・ブリの販売状況は	
2 農業振興について	
(1) 8月の長雨・9月の高温による農作物への影響は	
(2) 耕作放棄地、転作について	
3 高齢者施設・病院の面会について	
(1) 入所者・入院患者と家族の面会制限の解除は	
4 庁舎等の在り方について	
(1) 庁舎等の整備について	
1. 日程報告	152
1. 散 会	152

第4号（12月17日）（金曜日）

1. 開 議	154
1. 議案第73号～議案第82号・請願第6号 一括上程	154
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 決議案第2号 上程	157
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第83号 上程	159
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	162
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	162
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	163

令和3年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・26	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
11・27	土	休 会	
11・28	日	〃	
11・29	月	〃	
11・30	火	〃	(質問通告期限：正午)
12・ 1	水	〃	
12・ 2	木	〃	
12・ 3	金	〃	
12・ 4	土	〃	
12・ 5	日	〃	
12・ 6	月	〃	
12・ 7	火	本会議	一般質問
12・ 8	水	本会議	一般質問
12・ 9	木	休 会	
12・10	金	〃	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
12・11	土	〃	
12・12	日	〃	
12・13	月	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
12・14	火	〃	
12・15	水	〃	
12・16	木	〃	委員会 議会運営委員会
12・17	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、表決

2. 付議事件

件 名

- 報告第11号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
 議案第63号 令和2年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
 議案第64号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第65号 令和2年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 66 号 令和 2 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 67 号 令和 2 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 68 号 令和 2 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 69 号 令和 2 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 令和 2 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 令和 2 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 73 号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 74 号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 75 号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 76 号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 77 号 垂水市過疎地域持続的発展計画について
- 議案第 78 号 垂水市マリンスポーツ施設の指定管理者の指定について
- 議案第 79 号 令和 3 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号） 案
- 議案第 80 号 令和 3 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 81 号 令和 3 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 82 号 令和 3 年度垂水市一般会計補正予算（第 10 号） 案
- 議案第 83 号 令和 3 年度垂水市一般会計補正予算（第 11 号） 案
- 決議案第 1 号 庁舎等の耐震化における要望の決議 案
- 決議案第 2 号 垂水市手話言語条例の制定を求める請願に関する付帯決議 案

請 願

- 請願第 6 号 垂水市手話言語条例の制定を求める請願

令和 3 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令 和 3 年 1 1 月 2 6 日

本会議第1号（11月26日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年11月26日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池田みすず議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月19日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和3年10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付し

ておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催をされました令和3年第3回定例会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス関連につきまして御報告をいたします。

まず、本市における発生状況についてでございます。

去る9月5日に103例目が確認された以降、昨日まで感染者は確認されておりません。

現在、全国的に感染状況は落ち着いておりますが、この状況に気を緩めることなく、市民の皆様方には引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いしているところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告をいたします。

市民の皆様のうち、9月末までに接種を希望された方におかれましては、10月末をもってほぼ全員の方が接種を完了したところでございます。

接種率につきましては、11月25日現在、12歳以上の接種対象者全体で2回目の接種が終了された方の割合は87.6%となっております。

ワクチンの追加接種、いわゆる3回目接種につきましては、国の通知に基づき、2回目接種の完了から原則8か月以上経過した方に対し、まずは18歳以上を対象に接種を行うことといたしました。

本市におきましては、まず、本年4月末までに2回目接種が完了した医療従事者562名の方に対し、本日から接種券を発送いたします。

医療従事者以外の方につきましては、国からのワクチン供給スケジュールが示されていないことから、現時点において接種券の送付や接種の時期について具体的にお示しすることはでき

ませんが、年明けの来年1月中旬から2回目接種が完了された順に接種を始められるよう、現在、肝属郡医師会と調整を行っているところでございます。

次に、経済対策について御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大で疲弊した商工業の景気回復を図ることを目的としたプレミアム付商品券の発行につきましては、現在、申込みがきを全戸に配布したところでございます。

また、使用期間につきましては、12月1日から翌年1月31日までとなっており、市内商工業者にとりまして大きな景気回復につながるものだと期待をしているところでございます。

次に、コロナ関連以外の事項につきまして御報告をいたします。

まず、庁舎建設関連についてでございます。

今月8日に垂水市庁舎等のあり方検討委員会の鯨坂委員長から現庁舎の耐震化に対する意見書を提出いただきました。

意見書でございますが、現庁舎については、前委員会の提言を踏まえ、今後、リノベーションや新庁舎建設の議論は継続して進める必要がありますが、市民や職員の安全確保の観点からも一刻も早い耐震補強が望まれますとの内容であり、私としてもこれまで約半年にわたり、専門的視点、市民目線でご審議いただきましたことへの感謝とともに、提言については大変重く受け止めたいと私の気持ちを鯨坂委員長へお伝えしたところでございます。

これまでの経緯でございますが、新庁舎建設が白紙化となって以降、昨年10月に鹿児島県から耐震診断を行い、その結果を報告するよう命令が出されたことや、前外部検討委員会において市民や職員の安全を確保するために現庁舎の耐震診断を行い、その結果を受けた対策を早急に行うべきである。耐震診断の結果を受けた対応については、新庁舎建設までの暫定的な耐震補強と小規模な改修とするか、地球環境の保全

も鑑みた大規模なリノベーションを実施し、長寿命化を図るか、その方向性について十分検討を行う必要があるとの提言を頂いたことから、令和3年3月議会において耐震診断に要する予算を提案し、議決いただいた後、速やかに耐震診断に着手いたしました。

この耐震診断の結果につきましては、暫定ではありますが、庁舎別館棟は、新耐震基準を満たしていると判定された一方で、庁舎本館棟及び増築棟と消防庁舎棟につきましては、新耐震基準を満たしていないと判断されたところでございます。

庁舎等のあり方検討委員会を振り返りますと、本年5月には今後の庁舎等のあり方について市民目線による多様な意見を反映し、専門的、総合的に検討を行うため、垂水市庁舎等のあり方検討委員会を建築の専門家3名、防災の専門家1名、地方自治の専門家1名、市内関係機関団体の代表10名、公募委員5名、計20名とする委員構成で設置いたしますとともに、これまで5回の委員会を開催いただきました。

第1回委員会では、新庁舎建設事業の振り返りや委員会運営についての意見交換、第2回委員会では、耐震診断業務の基礎知識について、第3回委員会では、耐震診断判定結果の暫定値の報告と、それに対する建築の専門家の見解が示され、第4回委員会では、耐震診断判定結果に対する委員の意見交換が行われ、第5回委員会で先ほど御報告した現庁舎の耐震化に対する意見書を取りまとめたいただき、私宛てに提出いただきました。

委員会としても、今後もリノベーションや新庁舎建設の議論を継続して進められるとのことであり、引き続き設置目的に沿った委員会運営に努めてまいりたいと考えております。

また、市議会の庁舎整備検討特別委員会に対してでございますが、耐震診断判定結果の御報告をはじめ外部検討委員会と同様の情報提供等

に努めているところでございます。

本日、本会議終了後に開催予定の庁舎整備検討特別委員会で、現庁舎等への対応について議論が行われることと思いますが、その議論を踏まえまして、私といたしましても、現庁舎等に対する耐震補強について結論を出したいと考えております。

次に、農林関係についてでございます。

南州エコプロジェクト株式会社と本市におきましては、相互に協力し、畜産飼料等の生産向上に資するため包括連携協定を締結したところであり、今月17日に調印式を行ったところでございます。

南州エコプロジェクト株式会社は国が掲げる脱炭素の取組など、環境負荷軽減のイノベーションを推進し、畜産経営安定のための国産飼料増産を目指しております。

飼料増産に当たっては、荒廃農地や後継者のいない農地を活用した堆肥還元に至る循環型農業を推進、構築するほか、地域内の雇用を創出し、高齢化や人口減少で疲弊する地域農業、農村の活性化に向け、共存共栄の考えの下、様々な取組を行っていくとお聞きしております。

今後は、南州エコプロジェクト株式会社と相互の連携を強化し、本市農業、農村の課題解決と活性化に向けて一丸となって取り組んでまいります。

次に、保健関係についてでございます。

市民の健康長寿や介護予防などに資するため、平成29年度から実施しておりますたるみず元気プロジェクトの健康チェックの取組状況でございます。

今年度は、今般の感染状況を踏まえ、開始時期を8月からと2か月間延期するとともに、感染制御が御専門の鹿児島大学病院の川村特例准教授が監修した健康チェック及び報告会における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づいて健康チェックを10回、報告会を3

回計画したところでございます。

しかしながら、8月に鹿児島県においてまん延防止等重点措置が適用されるなど、感染が急拡大したことに伴い、健康チェックを2回、報告会を1回中止したところでございます。

健康チェックにつきましては、中止された分を除いた計8回の申込み数が全て埋まりましたことから、新たに日程を来年1月30日に追加させていただいたところでございます。

コロナ禍においても、市民の皆様の健康への意識と行政への期待は高いことを改めて感じたところでございます。

現在、6回の健康チェックを実施し、これまで371名の方が参加していただき、満足度では、参加された方のうち、94.6%の方から「よかった」との評価を頂いているところでございます。

健康チェックに参加された方の中には、手術を要する疾病が発見される方もおり、疾病の早期発見にも寄与しているものと考えております。

今後も市民の皆様の健康長寿の延伸を図るため、引き続き鹿児島大学と連携して事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

去る9月1日から30日にかけて鹿児島市の山形屋におきまして、本市の特産品でありますカンパチ・ブリをはじめ、豚肉や野菜など、垂水の食材を使用した垂水の味だよりが開催されました。本年度で4回目の開催となりますが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の期間と重なったこともあり、来場者の減少が心配されましたが、系列2店舗で2,409食が販売されたとのことでございます。

来場された方から「垂水の特産を使ったおいしい料理が楽しめるので、毎年楽しみにしています」「垂水まではなかなか行けないけど、ここで食べられるからうれしい」などと好評いただいているところでございます。

道の駅たるみずはまびらにつきましては、今月21日から23日の3日間、開駅3周年記念感謝祭が開催されたところでございます。また、その前の週にはコロナ禍にあって御来場200万人を達成できたことは大変喜ばしいニュースでもありました。

期間中に垂水の特産品などの景品が当たるお楽しみ抽選会やブリ・カンパチ丼フェア、民間エリアの感謝セールなどのイベントが行われるなど、大変なにぎわいであり、3日間合計で約1万5,000の方に御来場いただいたところでございます。

引き続き官民連携し、周辺地域の活性化並びに交流人口の増加に取り組んでまいります。

民泊型教育旅行につきましては、10月から11月にかけて国内4校約550人の中高生をお迎えし、生徒と民泊家庭において新たな出会いと思い出を育んでいただいたところでございます。

スポーツ合宿につきましては、10月に鹿児島実業高校サッカー部、FC鹿実、エスペランサ熊本の合計3団体を受け入れたところであり、その結果、滞在延べ人数は325人を数え、本市にとりまして大きな経済効果の一つになっております。

さて、今月20日からは毎年恒例となっております、たるみず千本イチョウ祭りを開催しております。多くのお客様が県内外から来園され、自然が織りなす黄金色の絨毯を御堪能いただいております。

また、午後6時から9時まではライトアップも行っており、多くのお客様に喜んでいただいております。

今後も交流人口の増加につながるよう誘客活動の充実を図るとともに、観光情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係でございます。

4月末からスタートした中学生を対象とした夢の実現学びの教室と小学生英語教室につきま

しては、コロナ対策のため、8月から9月にかけて中止としておりましたが、全国的に感染拡大が落ち着き、本県でもまん延防止等重点措置が解除されましたことから、10月から再開しているところでございます。

高校受験を控えた中学3年生を含め、子供たちの主体的な学習環境の場の確保のためにもコロナ感染の状況に十分留意しながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

先月29日には、市小学校陸上記録会が垂水小学校で開催をされました。コロナ禍で様々な市の行事が中止をされている中、昨年同様、参加者や種目を減らし、時間を短縮しての実施となりましたが、感染防止対策を十分講じながら、保護者等の参観を認めたこともあり、各小学校の子供たちは声援を受けながら全力を出し切って競技に取り組むとともに学校間の交流を深めておりました。

今月1日から7日までの地域で育む鹿児島島の教育、県民週間の期間中、本市の全ての小・中学校におきましても、保護者や地域の方々が学校を訪問され、授業や子供たちの活動の様子を参観されました。この期間に合わせ、学習発表会や日曜参観、講演会などの行事を設定するなど、各学校が趣向を凝らして日頃の学習の成果を発表しておりました。

参観者からは「コロナ禍で学校は感染防止対策を講じながら大変な毎日を過ぎしていると思いますが、子供たちが楽しそうに授業を受けている様子を見るのができてほっとしました」「タブレット端末を使いこなす子供たちの姿、複式の授業で先生が付かない時間帯に自分たちで学習を進める姿に、学校教育や子供たちの学びの姿の変化を感じました」などの感想を頂いたところでございます。

今月9日には、市教育総合会議が市民館で開催をされました。GIGAスクール構想導入後の活用状況、課題及び今後の展開につきまして、

教育委員会が説明した後、教育委員や参加者による熱心な協議が行われたところでございます。

本年度から高速大容量通信ネットワークと児童生徒1人1台の学習端末を配備するGIGAスクール構想が本市の全ての小・中学校において実施されております。本市の取組の様子は4月からテレビや新聞でも数多く取り上げられ、県内でも先進的な取組として報道されております。

今後もICT機器を各教科の様々な場面で効果的に活用していくことで、質の高い授業を実践するとともに、垂水の子供たちを誰一人取り残すことなく、力を最大限伸ばしていく学力を向上させる教育、垂水らしいGIGAスクール構想のさらなる充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、社会教育関係でございます。

先月9日に郷土の偉人、瀬戸口藤吉翁の顕彰事業の一つである第23回瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートを海上自衛隊佐世保音楽隊の御協力の下に開催いたしました。

コロナ禍でのイベントということで感染防止対策を講じての開催ではありましたが、約400人の市民の方々に御来場を頂きました。

公演においでいただいた方々からは「コロナ禍で暗い気持ちになることもありましたが、今回のふるさとコンサートで元気をいっぱいもらいました」などの声を頂いたところでございます。このコンサートが市民の皆様の心の癒しになったのではないかと感じております。

今後とも感染防止対策を講じた上で様々なイベント等を行ってまいりたいと考えております。

先月、16日から24日にかけて市民館大ホールでブックリサイクルを行ったところでございます。

ブックリサイクルは、廃棄対象となった図書を無償で市民に提供するもので、例年図書館で実施していましたが、本年度は図書館の改修

工事のため、市民館での実施となりました。期間中は233人の利用があり、1,618冊の図書がリサイクルされたところでございます。

今回、市民館で実施したことで会合や公民館講座に参加された方や普段図書館を利用していない方など、多くの市民の方々が利用して下さったところでございます。

本事業を通じて、市民の皆様が様々な本に触れ合うよい機会となっており、来場された多くの方々から「ありがたい事業で今後ともぜひ続けていただきたい」とのお言葉を頂いたところでございます。

今後も感染防止対策を講じながら市民の皆様の生きがいづくりや文化・芸術・スポーツの振興と地域の活性化に寄与できるような様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第11号上程

○議長（川越信男） 日程第4、報告第11号損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○社会教育課長（米田昭嗣） おはようございます。

報告第11号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和3年7月30日午前11時頃、社会教育課職員が軽トラックに看板を積載して輸送していたところ、国道220号浜平公民館付近で固定具が外れ、看板が飛び、その看板が対向車に衝突し、破損したものでございます。

本件は、固定不備で看板が落下したことによる一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として車修理費20万5,909円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は全額市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。

当該職員には積載物の固定、その確認を徹底し、再発防止に努め、運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、報告第11号の報告を終わります。

△議案第63号～議案第71号一括上程

○議長（川越信男） 日程第5、議案第63号から日程第13、議案第71号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第63号 令和2年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和2年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和2年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和2年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川越信男） ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、北方貞明議員。

[決算特別委員長北方貞明議員登壇]

○決算特別委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る9月17日、令和3年第3回定例会において決算特別委員会に付託となり、閉会中の継続審査となっておりました令和2年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算認定について10月27日及び28日の2日間、決算特別委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質を鑑み、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ、所期の目的が達成されたかどうか等に重点を置き、審査をいたしました。

なお、計数については、監査委員の審査を十分に尊重し、決算報告書、決算意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を求めながら予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

まず、議会事務局所管費目については、議会のネット中継を視聴できない人への対応について質疑があり、公民館等へ議会会議録を配布しており、それを見ていただきたいとの回答があり、これに対し、公民館で視聴できるよう工夫を求める要望が重ねてありました。

次に、水産商工観光課所管では、道の駅関連で3つの駅の連携、地元製品の取扱い強化と生

産履歴、バス管理に係る経費負担の調整等について、商店街の活性化対策では、既存の3通り会の一本化や商工会と連携した支援策、水産振興では、両漁協の経営改善の取組や保証金の妥当性について活発な質疑が行われました。

また、桜島からの軽石流出による養殖業被害対策については、桜島火山活動対策特別委員会と流出元の地獄河原視察を実施したいとの回答がありました。

農業委員会所管では、耕作放棄地率改善のためにも、再生困難農地の地目変更登記を積極的に働きかけるよう要望がありました。

農林課所管においては、新規就農者支援、廃プラ問題、堆肥センターの維持管理計画、鳥獣被害対策、新規作物推進事業等について質疑が交わされ、廃プラの処分方法については、生活環境課と連携しながら技連会だより等で注意喚起を行い、適切な廃プラ処理による経費削減に努め、堆肥センターの整備に当たってはコスト削減ができる処理方法への変更を検討していくとの回答がありました。

次に、総務課所管では、メンタルヘルス、ハラスメント対策として、相談体制について質疑があり、ハラスメントのない、風通しのよい職場環境にしてほしいとの意見が出されました。

企画政策課所管では、廃止路線代替バス、乗合タクシーといった公共交通機関の確保とそれを利用できない地域の方々への対策について質問があり、国、県へ補助金を要望するとともに、新たに牛根地区でニーズ調査を行い、今後に反映していきたいとの回答がありました。そのほか、住民ニーズに合った補助金の見直しについて質疑が交わされました。

市民課及び選挙管理委員会事務局所管においては、昨年度の投票率向上のため、期日前投票所を増設してほしいとの要望事項について、重要性は認識しているが、人員・投票スペースの確保、二重投票の防止などの課題があり、現時

点での増設は困難であるとの回答がありました。

そのほか、選挙費の常時啓発費、住基ネット事業について質疑がありました。

次に、財政課所管では、公共財産のうち小さな物件の取扱いについて質疑がありました。

税務課所管では、家屋全棟調査の委託料について質疑がありました。調査結果を有効に使い、そのデータを活用するようにとの意見が出されました。

土木課所管では、市道の除草作業などの維持管理に係る予算額について質疑のほか、公営住宅の維持管理は十分できているのかとの質問に対し、問題点があれば、その都度、業者に対応を依頼しており、引き続き迅速な対応を図るとの回答がありました。

監査事務局所管では、監査委員・事務局職員の研修の重要性に鑑み、研修体制を整え、参加してもらいたいとの意見が出されました。

福祉課所管では、社会福祉協議会をはじめ各種団体への運営補助金の過不足について、また、福祉施策は十分行われているのかとの質問に対し、監査結果を踏まえ、補助額の増減を行っており、福祉施策については、地域福祉計画に基づき事業を展開しており、アンケート結果からも効果を上げているものと考えているとの回答がありました。

そのほか、老人ホームの待機者問題や介護手当、たるたるおでかけチケットについても質疑が交わされました。

次に、保健課所管では、コロナ禍での健康管理対策は十分できたか、また、包括支援センターへの関係団体からの職員の出向について質問があり、例年に比べ、健診受診率はどうしても低いものの、感染対策を取った上で可能な限り実施しており、受診控えの影響が少なくなるよう国保とともに連携し対応していきたい。また、職員派遣については、専門職の資格取得までの養成等が市では難しいことから、派遣をお

願っているとの回答がありました。

そのほか、食生活改善推進員連絡協議会の活動について指導、助言を求める意見が出されました。

生活環境課所管では、火葬場の運営方針、ごみのリサイクル率、集落水道の管理委託、市営墓地の空き墓対策について質疑がありました。

消防本部所管では、消防団員の報酬改善について質問があり、現在、協議中であり、国が示す令和4年4月1日施行に間に合うよう準備をしているとの回答がありました。

教育総務課所管では、垂水高校の振興対策、小学校施設整備費の不用額についての質疑のほか、小学校の安易な統合に反対する意見が出されました。

学校教育課所管では、奨学金の滞納対策、教職員の働き方改革、外国語指導教師の待遇改善等について質疑が交わされました。

社会教育課所管では、生涯学習の市民講座は3年間で終わるため、見直すという市の考えはないかとの質問に対し、自主講座への移行を考慮すると5年間に延長する等対応したいとの回答がありました。

また、新城地区公民館をはじめ各地区公民館の修繕等の対応をしてもらいたいとの意見が出されました。

次に、歳入について、税務課及び財政課から説明を受け、審査を行いました。

税務課所管費目には、全棟調査結果が課税に反映されるのは何年度からかとの質問に対し、令和3年度からであると回答がありました。

財政課所管では、新型コロナウイルス感染症に伴う国の特別定額給付金や地方創生臨時交付金等に伴う国庫支出金の増額などにより歳入合計は前年比12億4,507万円の増となっているとの説明があり、補助金は見込んだとおり確保されたかとの質問に対し、カット、頭打ちもなく見込みどおりの収入だったとの回答がありまし

た。

次に、特別会計について報告いたします。

国民健康保険特別会計においては、昨年度の法定外繰入金についてはなるべく支出を抑えるよう努力してほしいとの要望に対し、国保の財政運営が市から県へ移行したことに伴い、県から割り振られる事業費納付金を抑えるため、医療費の適正化、各種健診の受診率向上と、保健指導により医療費水準の引下げを図り、事業費納入納付金の減額に努めている。また、補助金等の活用、収納率向上により歳入確保に取り組んでおり、徐々にではあるが、法定外繰入金削減につながっていると思われる。引き続き、赤字削減に取り組んでいくとの回答がありました。

そのほか、ジェネリック医薬品の使用、レセプト点検の強化及び保健事業の各種取組に加え、適正な人員配置による医療費抑制について活発な質疑が交わされました。

後期高齢者医療特別会計については、保険料の滞納状況について質問があり、昨年度に比べ、若干、増えているとの回答がありました。

交通災害共済特別会計については、基金残額とその運用予定について質疑がありました。

介護保険特別会計については、施設から在宅介護への課題について質疑が行われました。

老人保健施設特別会計では、特別減収対策事業債による経営への影響はどの質問があり、コスモス苑の運営収支黒字額で賄えるものと考えたとの回答がありました。

漁業集落排水処理施設特別会計では、加入率、加入支援策及び公債費の返還期限について質疑がありました。

簡易水道事業特別会計では、上水道事業と簡易水道事業を統合した際、地方債の財政措置等についての質疑が交わされました。

地方卸売市場特別会計では、市内外からの集荷支援の検討や施設の補修対応及び市場審議会の議論の内容について、質疑が交わされました。

以上、審査を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認め、一般会計の次の事項について、要望を付すことに意見の一致を見ました。

要望事項を申し上げます。

商店街対策として、各種の施策が行われ、評価する点も多いが、商店街の現状を鑑み、一貫性のある商店街対策を図り、振興に一層の努力をされたい。

2番目に、耕作放棄地の解消に当たり、農業委員、農地協力員の方々の尽力を頂いているところではあるが、水土里サークル事業と連携を図りながら、継続的に耕作放棄地の解消に努めていただきたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 少しだけお伺いします。

3通り会の一本化について、その議論が交わされたという報告があつて、最後に商店街対策として一層努力をしていただきたいという要望が出たということなんですけど。この3通り会の一本化についての議論がどのぐらいあったのか、記憶にある範囲でいいですから教えてください。

○決算特別委員長（北方貞明） 記憶のある範囲ということですが、今、通り会がちょっと寂しいというようなことで、これはやっぱり一本化したほうがいいんじゃないかという意見は出たと思っています。

○池山節夫議員 いいです。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よつて、議案第63号から議案第71号までの議案9件は、委員長の報告のとおり決定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時55分から再開いたします。

午前10時48分休憩

午前10時55分再開

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第73号～議案第76号一括上程

○議長（川越信男） 日程第14、議案第73号から日程第17、議案第76号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第74号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案

議案第75号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第76号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） 議案第73号垂水

市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

垂水市産業開発促進条例は、本市に企業が工場や事業所等を新設・増設する際に、旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、固定資産税の課税免除等を行うことにより本市の産業の開発を促進し、雇用の増大及び経済的発展に寄与することを目的として制定した条例でございます。

本条例の一部改正は、本条例で定めています固定資産税の課税免除等の特例措置に関する規定の経過措置が定められておりました旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に失効期限を迎えまして、令和3年4月に新たな過疎法の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されましたことにより、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

なお、改正が多岐にわたりますことから、主な改正について説明させていただきます。

第1条でございますが、過疎法の名称を新過疎法の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改めようとするものでございます。

次に、条例内の用語を定義しております第2条でございますが、第3号に新過疎法におきまして特例措置の対象となります業種について、新たに「情報サービス業等」が追加されますことから、「情報サービス業等施設」を追加し、第6号に新過疎法におきまして特例措置の対象となります設備について、新設か増設による設備に、新たに改修による設備を追加した「取得等」に拡充されたことにより、「取得等」の定義を追加しております。

これらの新たに追加しました定義に伴いまして、条例内において用語を改めております。

次に、第8号でございますが、特例措置の対象業種が規定されております租税特別措置法の引用条項について、新過疎法第24条の規定に基づく総務省令が定められましたことにより、新たな引用条項に改めまして第9号としております。

次に、第5条第1項第1号でございますが、新過疎法第24条の規定に基づき、定められた総務省令に伴いまして、新たな引用条項を含めて全部改めております。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案の提案理由を説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会計課長（港 耕作） 議案第74号垂水市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

この条例では、手数料について現金により徴収すると定めておりますが、今後、スマートフォンアプリによる納付など、現金以外で徴収することに備え、手数料の徴収を現金に限らないものとし、徴収の時期のみを定めるものとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

第3条中、「執行の際、現金をもって」を「執行の際」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（松尾智信） 議案第75号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、出産育児一時金の

額が改正されたことに伴い、垂水市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、国民健康保険条例第6条で規定している出産育児一時金の支給額については、これまで同様、社会保険等に準拠して改正するものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

第6条第1項中出産育児一時金として支給する額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものでございます。

出産育児一時金等の支給総額は、出産育児一時金分と産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合、産科医療補償制度の掛金相当額と合わせた42万円となっております。

産科医療補償制度の掛金相当額が4,000円引下げとなりますが、少子化対策の一環として、出産育児一時金分を4,000円引き上げ、支給総額は42万円を維持するものでございます。

なお、附則第1項で施行期日を令和4年1月1日と規定し、附則の2項で今回の改正の施行日前に出産した場合について経過措置を設けております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福祉課長（篠原彰治） 議案第76号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

令和3年8月2日、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されました。このことを受けて、本市においても垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、併せて規定の整備をしようとするものです。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明

申し上げます。

1 ページから2 ページにかけて御覧ください。

第5条第2項から第6項までを削り、第38条第2項を削るものでございます。

次に、第42条第1項第3号中、「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、5ページの「第54条」を「第55条」とし、「第53条」を「第54条」とし、「第54条」の前に「第53条」を加えるものでございます。

2 ページから5 ページにかけての第53条は、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能である旨を規定するもの。

また、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第76号で質疑をしたいんですけども、いわゆる情報の管理の問題。対保育者関係、それから、保護者、様々、そういうのがる展開されていると思うんですけども。要は情報管理の問題だと思うんですが、そして、またそれに関しては同意を得るとかを含めて、その辺りのいわゆる徹底して個人情報はどう管理していくのかという観点でこの内容が記されているという理解をしているんですけど、まず、その点で問題はないでしょうか。

○福祉課長（篠原彰治） 今、議員がおっしゃるとおり、同意は得たこととなります。また、その先の申請の在り方、あるいは情報の管理の仕方でありませけれども、その事業所ごとの、市役所との合意といいますか、そういった確認の上で、どちらかを選択するという事になっております。

○持留良一議員 そういう意味で同意を得ると、行うとか含めてありますけれども、そうなると、基本的に現場の対応というか、事務的な対応も非常に重要になってくると思うんですが。その辺りのことについての現状での対応できるかどうかも含めて今後研修もあるかと思うんですけども。徹底したそういう中身での情報の取扱い等、広報も含めてなんですけれども、そういうことについては、今後十分に現状の中で情報管理を、個人情報を含めて対応できるという形での内容が明記されているということによるのでしょうか。

○福祉課長（篠原彰治） これについてはあくまでも包括的に選択するという事ですので、お互いにそういったことを確実に踏まえながら今後の業務を行っていききたいというふうに考えています。

○持留良一議員 はい。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

○篠原静則議員 先ほど75号の説明で、出産育児金の42万円を維持するという御説明があったかと思いますが、本市の場合、出産費用といえ、幾らぐらいかかっているのか、また、42万円が本市の場合、出産費用が足りているのか、お尋ねをいたします。

○市民課長（松尾智信） 出産一時金が十分足りているのかという御質問だと思っておりますが、出産にかかる費用については、令和元年度における公的病院の県別出産費用の速報値で、鹿児島県の平均値が40万7,543円でありませことか

ら本市では42万円を支援しておりますので、足り得ていると考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第77号上程

○議長（川越信男） 日程第18、議案第77号垂水市過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） 議案第77号垂水市過疎地域持続的発展計画について御説明申し上げます。

旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月をもちまして失効期限を迎えましたことから、令和3年4月に新たな過疎法の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

今回の新たな過疎法の施行に伴いまして、過疎地域であります市町村が活用しておりました特例措置の企業等が工場や事業所等を新築・増築する際の固定資産税の課税免除に伴う特例措置につきましては、今回の新たな過疎計画に対象業種等を追加掲載することによりまして活用することが可能となっております。

また、計画に掲載する事業における財源として、交付税措置のある有利な地方債であります過疎債の活用もこれまでと同様に延長されることとなっております。

本市においては、今回の特例措置や過疎債等の支援措置を活用し、さらなる持続的発展及び地域活性化に向けた施策等を実施するため、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期

間として垂水市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものでございます。

以上、御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第78号上程

○議長（川越信男） 日程第19、議案第78号垂水市マリンスポーツ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 議案第78号垂水市マリンスポーツ施設の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

当施設は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの指定管理期間が終了しますことから、新たな指定管理者の選定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、これまでの経緯につきまして御説明させていただきます。

7月1日から、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、垂水市ホームページ、広報紙におきまして、垂水市公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に規定された審査基準に基づく募集要綱を掲示し、公募を開始いたしました。

7月15日には、マリパークたるみずにおきまして現地説明会及び施設見学会を実施しましたところ、3社の参加がございました。7月31日の応募期限内に3社から申請書が提出されたことから、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条に

基づき選定委員会を設置し、同第8条により10名の方々を審査委員として委嘱いたしました。

10月1日に第1回の選定委員会を開催し、審査基準、可否の基準等について御審議いただき、10月14日に第2回の選定委員会を開催し、応募事業者による提案説明後、委員による質疑応答がなされ、厳正な審査が行われました。

審査の結果、OCEAN'S CLUB合同会社様が令和4年4月から3年間の新たな指定管理者の候補として選定され、本議会に上程させていただいたところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 結果として、こういう形になったという報告があったんですけども。1点目は採点結果を見てみると391点から500点ということで、約109点かな、その差がある。我々からいくと満点に近い形で結果が、この審査公表等を含めてあつてしかるべきかなと思って。では、そこで足りなかったのは何なのかということと分からないのが一つと、この中で管理を安定して行う、物的・人的能力があるということで、経営面、これは、管理は経営面も含めて入っているのか。そうではなく、やっぱり経営というところでの問題、我々はそこの部分にある意味、重点を置かなきゃならない判断をしなきゃならないと思うんですが、この点についてどうだったのかということと、あとは、いわゆる3年間の中で意見交換とか調査とか、様々、外部からのを含めてされたと思うんです。いわゆるモニタリング的な内容だと思うんですけども、そういうのは何回ぐらいやられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） まず、採点結果の内容につきましてですが、選定委員会の

皆様方の点数なものですから、概要だけしかお答えできませんが、多分、コロナの状況も踏まえた中で、やはり売上げが当初予定していた目標からしたら若干はやっぱり結果が伴っていない部分はあるかと思えます。

しかしながら、改善されている中で様々な取組をされているということから選定されたものだと思いますので、満点ということはないかというふうには思っています。

また、経営につきましては、会社自体の経営ということではなく、マリンスポーツを運営する上での経営、そこまでも会計責任者の関係の方も入れておりますから、そこまで調査をしたもの、選定委員会の中では審議がされたものだというふうに理解しております。

モニタリング等につきましては、毎月、報告書が上がってきておりますので、回数というのはほとんど毎月うちの担当者が行きまして、内容、現状を把握していると。大きな売上げの減とか、何か問題点がありましたら私が出向いて話をしている形を取っておりますので、随時対応しているという考え方でございます。

以上でございます。

○持留良一議員 施設としては基本的には夏が中心のスポーツであり、単純に冬もとはいかないでしょうけども。そういう中で、運営をする中で、例えば、市役所の第三者的な立場として、その問題について課題等について、やはりこういうところが当初の考えていた課題、また、その後、運営上で出てきた課題等を含めて指摘するようなどころがあれば、その辺りが重要な点かなと思うので、この点についてはどうでしょうか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 議員が言われますとおり、夏場、やはりマリンスポーツというのは海の体験、当然、夏場だということが考えられます。そうすると、冬場の対応の仕方、計画というのが問題になるかと思いますが、現

状の中ではやはりウェットスーツを着ての海での体験でありますことから、市としては夏場はSUP、1年を通してはカヌーというのがありますので、冬場でもカヌー体験ができます。

また、問題とされるほかの、例えば、風が吹いたときとか、そういったところの経営的なものにつきましては、今回、教育旅行で団体者が来たときには、陸での貝殻を使っただけの工作体験とか、陸でできる体験、そのような体験も踏まえまして売上げの捻出、また、キッズの教室を開いたりしながら売上げについては貢献されておきまして、今後の取組といたしましてもやはり指定管理料が発生しますから、その中で経営がされるのであれば、売上げということが一番懸念される所ですが、当初から3年間している中では、大分その辺が計画どおりにいっているのではないかと考えておきまして、次年度以降もそのような取組をさらに充実されるということから、今のところは特に問題ないのではないかと考えているところでございます。

○持留良一議員 最後に、この委託額、委託料、指定管理料。この部分については、何らかの意見、もしくはこの3年間での内容において増額、経営者側も市役所側もそういう点での議論というのはなかったんでしょうか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 指定管理料につきましては、3年前の当初の計画の中で、当初、900万という年間の額でございましたが、自主財源はやはりとって、自立していくというのが最終の目的でございます。

しかしながら、全額賄うというのはなかなか現状としては厳しい状況でありますことから売上げが大分伸びてきていて、今後、計画的にできるということで、それは事業者とも話を聞きました上で、納得された上でしておきまして、今回、3社が出されたものも、800万円以内ということで定義されておりますから、金額的なものは今後の自主財源ということで対応できる

のではないかと考えているところでございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

○新原 勇議員 1個だけ質問なんですけども。今、参考資料を頂いているんですけども、この中で質問事項というのは3社団体とも同じような質問をして、同じような回答が得られているのか、それだけをお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 3社同じ質問ではございません。各社提案がありますから、提案をまず聞かれた中で委員の方々が提案内容に関しての質問となりますので、同じ意見ではない。それぞれの会社に対しての質問をされて、回答が来ているというような捉え方で考えていただければありがたいです。

○新原 勇議員 夏場だけのマリンスポーツを3年間引き受けてくださるということは本当にありがたいことであります。

その中でも、審査方法の審査結果が出るんですけども、審査基準の点数を、どういうことをしたかというのも我々の提示が欲しかったなどは思っております。

項目。

○水産商工観光課長（大山 昭） 選定委員会の中で審査がされますことから、点数は、合計点数の開示はいたしますけれど、個別の開示はしていないところでございます。

○新原 勇議員 どういう項目を審査したのかという項目の内容が分かればなと思っています。

例えば、プレゼンテーション、項目の各基準を点数をつける項目があると思えますけども、その項目内容が知りたかったということで、またよろしければ教えて。後でいいですので、よろしくをお願いします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 最初の説明の中で申し上げましたとおり、7月1日にホームページ上で公開されておりますので、それを御覧いただければと思います。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第79号上程

○議長（川越信男） 日程第20、議案第79号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） 議案第79号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案について御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の主な補正は、人事異動等に伴う人件費やふるさと納税制度事業、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に要する経費等でございます。

今回、歳入歳出とも4億9,788万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は122億8,658万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

債務負担行為にも補正がありましたので、5ページの第2表、債務負担行為の補正を御覧ください。

債務負担行為の追加でございますが、本議会に議案を上程しておりますマリンスポーツ施設の指定管理者の指定に係るマリnparkたるみずの指定管理料につきまして、協定期間の3年分を債務負担行為として計上するものでございます。

次に、6ページの第3表、地方債の補正を御

覧ください。

追加の内容でございますが、過年発生単独災害復旧事業は、白山林道地滑り災害復旧工事の監理業務委託について災害復旧事業債の対象となりましたことから、一般財源からの組替えを行うものでございます。

次に、7ページの変更の内容でございますが、急傾斜地崩壊対策事業及び農業基盤整備事業並びに水産基盤整備事業は、県営事業負担金の増額に伴うものでございます。

道路整備事業は、国庫補助金の確定に伴う地方債への組替えに加え、事業費の増額等によるものでございます。

現年発生補助災害復旧事業は、8月の長雨で被災しました高峠線工事の工法確定による工事費の増額に伴うものでございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、今年度の借入限度額を8億3,640万7,000円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細について主な事務事業等の補正について御説明いたします。

13ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき前年度の実質収支の2分の1を積み立てるものでございます。

16目諸費の償還金、利子及び割引料は、生活保護費や子供のための教育・保育給付費負担金等の過年度事業における国・県支出金の清算を行い、返還が生じたものについて返還金として国・県に返還するものでございます。

18目ふるさと納税制度事業費の報償費から14ページの積立金は、当初予算の10億円を上回る寄附金が見込まれることから、返礼品代やポータルサイトの手数料などの事務費及び積立金について寄附額12億円を見込んで増額するものでございます。

16ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費の委託料は、法改正

により来年度から児童手当の支給要件等が変更になることに伴う児童手当システムの改修費用で、財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

5目放課後児童健全育成事業費の備品購入費は、垂水小学校児童クラブのICT環境整備に係るもので、指導員のオンライン研修受講等を目的としてパソコン等を購入するものでございます。

6目特別保育事業費の負担金、補助及び交付金は、事業費の不足が見込まれることに伴う増額でございます。

17ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の報酬から委託料は、新型コロナウイルスの3回目接種の要する経費でございます。

18ページをお開きください。2項清掃費3目塵芥処理費の委託料は、資源物運搬処理業務委託に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

19ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の需用費から負担金、補助及び交付金の垂水市営農継続緊急支援給付金は、地方創生臨時交付金を活用した事業でございますが、実績額確定に伴う減額でございます。

同じく、負担金、補助及び交付金の荒廃農地再生事業補助金は、荒廃農地の再生に意欲のある農業者等の取組を支援し、農地の確保と適正な維持管理を図るためのもので、今年度執行予定に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

11目農地費の負担金、補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金は、県営事業負担金の増額に伴うものでございます。

20ページをお開きください。3項水産業費4目漁港建設費の負担金、補助及び交付金の海潟漁港広域漁港整備事業、牛根麓漁港広域漁港整

備事業負担金は、県営事業負担金の増額に伴うものでございます。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金のプレミアム付商品券事業補助金は、補正予算第2号に計上し、実施しました地方創生臨時交付金を活用した事業でございますが、事業額確定に伴う減額でございます。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の国庫支出金及び地方債は、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴い、財源の組替えを行うものでございます。

21ページをお開きください。

3項河川費2目急傾斜地崩壊対策事業費の負担金、補助及び交付金の急傾斜地崩壊対策事業負担金は、経営事業負担金の増額に伴うものでございます。

22ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費3目学校教育事務費の委託料は、GIGAスクールサポーターの配置に係る業務委託に要する経費でございます。

23ページをお開きください。

2項小学校費2目小学校教育振興費及び3項中学校費2目中学校教育振興費の備品購入費は、地方創生臨時交付金を活用した学びの保障推進事業の実績額確定に伴う減額でございます。

5項社会教育費1目社会教育総務費の扶助費は、令和3年及び令和4年成人式において新型コロナウイルス感染症に対する不安から事前にPCR検査を受けて成人式に参加する本市に住民登録のない新成人に対し、その検査費用の一部を助成するものでございます。

24ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産施設単独災害復旧費は、白山林地滑り災害復旧工事の委託料について、一般財源から地方債へ財源を組み替えるものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費は、8月の長雨で被災しました高峠線工事に係るもので、工法の確定に伴い、工事費の増額を行うものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国・県支出金、寄附金、基金繰入金、地方債、繰越金、地方交付税の一部などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 2点ほど。1つは、衛生費、第3回目のワクチン接種の関係なんですけども、基本的には県がいろいろと窓口なり対応していくという認識をしているんですが、先ほども市長から報告がありましたとおり、基準という点については8か月経過というのがあって、自治体によっては、6か月前倒しを含めてやっているとかという、そういう取組もしていきたいな感じなんですけども。

この点について、例外的なことも。例外的です。基準が8か月だったら6か月。昨日から南日本新聞でもワクチン接種の効果ということでページを割いて報道していましたが、そのことについて、例外的な事例と対応ということも経過としてあるのかと。

あとは、交差接種、異なる接種のワクチンの問題で、この点についてそういう情報、いわゆる問題がないとかを含めて。やっぱり利用されている方々の中に3回目をためらうとか様々あって、そのワクチンにいわゆる問題があるみたいな認識もあったり、そうしてあったとき、そ

の辺りの交差接種も含めた形での情報というのかな、そういう点については、ちゃんとやっていけるのかということがあります。

あとは、自治体としてどのような準備が取られているのかということで、春の私たちは教訓を踏まえていろいろと対応されているということで、一つは、検証がされたのかということと、2点目は2回目、接種後に感染するブレークスルーというのがありますよね。これは大変注目を浴びているんですけども、その点と、あとは、高齢者施設への入所者への対応、これは、早めに対応する、そういう考え方とか、示されているのか。その点について。

あとは、農業、商工費関係で、先ほど出た地方創生交付金事業の問題です。この問題について、最終的には執行残ということが結果として出てきたんですけど、規模が大きいですよ、合わせても2,400万円か。確かに中身として分からない部分もあって、そういう幅を持った予算を組まれたと思いますが、逆に言うと、私たちは適正な、積み重ね等も含めてあって、その地方創生交付金を有効に活用するという視点も私は対応できる、考えができると思うんですが、財政課としてこの問題について検討課題はないのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） まず、接種間隔の例外的な事例ということでございますが、報道等、正式な通知もありまして、6か月という言葉、キーワードが出てきておりますが、まず、11月17日の自治体説明会において、2回目接種日から8か月経過したものとするに原則変わりはないということで、自治体の判断に応じて8か月を6か月に前倒しすることは認めないという形で担当大臣のほうから御説明がございましたので、原則、8か月という形で進んでいきます。

自治体の判断では、例外的な6か月はないと

ということですので、報道等で、今現在、厚生労働省が例外的な規定を作成しているという情報がございますので、今後、具体的にこういった形で例外規定で接種ができるかというのを示されるものと考えているところでございます。

2点目の交差接種の情報につきましてということでございますが、ここにつきましては、現在、海外的な事例等を踏まえて、交差接種を認めるということで厚生労働省の審議会のほうで決定されたところでございますが、ここにつきましてもどのような副反応の違いがあるのかということもまだもって情報は来ておりませんので、今後、これも示されるものと考えているところでございます。

次に、3回目接種に当たっての市民の皆様の、準備、検証を含めてということでございますが、御存じのとおり、当初、65歳以上の高齢者の方々に接種券を配布したときに、当然、大混乱を来したということの反省を踏まえまして、本来、全国的には、接種場所、接種日を指定するという形を取られている事例もございますが、本市においては、接種をお願いしている郡医師会の体制もございまして、その体制が取れないということが分かっておりますので、接種する予約をされる方々が、コールセンター等になると思うんですが、つながらない、つながりにくいということの解消ということで、一斉配送をするのではなく、つながりやすい形で接種券の数、発送する数を減らして随時発送する。その中でコールセンターの予約等を取りやすいようにする形でしております。

最後に、その施設入所者に対しても早めにとということでございますが、この8か月を経過した者ということでございますので、当然、1回目、2回目の接種された方の優先順位ということで、接種した順番というのが優先された順番になりますので、当然、高齢者施設等に入所された方は、当然、早い。1回目、2回目で優先

順位だったので3回目も早い順番になりますので、当然、3回目も早い。必然的に優先された接種になると思います。

以上でございます。

○財政課長（瀧 久志） 地方創生臨時交付金の内容につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算で2,500万ほど、減額補正をするということになっておりますが、今、地方創生臨時交付金の確定額というのが1億8,500万ほどの、垂水市は交付を受けるという計画になっております。

今回の減額も合わせまして、予算上の2億600万ほど、予算上では計上しております。ですので、臨時交付金を2,100万ほど上回って、今、予算計上はされているところです。

しかしながら、今、実施している事業もございます。その減額も想定されますので、最終的にはこの交付金は全額使う形を想定して、一般財源も使いながら可能な限り使っていくという形ですので、使い切らない場合は今後補正予算であったり、そういうもので対応したいと考えております。

以上です。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第80号・議案第81号一括上程

○議長（川越信男） 日程第21、議案第80号及び日程第22、議案第81号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第80号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第81号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○市民課長（松尾智信） 議案第80号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出それぞれ58万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,373万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、マイナンバーカードの保険証利用申込み支援事業導入に伴います人件費及び事業経費等の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費10節需用費は、利用申込みに必要なパソコン用のカードリーダー購入費用を増額するものでございます。

13節使用料及び賃借料は、利用申込み受付に必要なパソコン及びWi-Fiについての機器借り上げ費用を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開きください。

4款1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、今回の事業が全額国庫補助金の対象となることから、歳出と同額を計上するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、議案第81号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を2億4,789万4,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、後期高齢者医療保険料の過年度還付金の支出の増額を見込んで補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

2款1項償還金及び還付加算金は、過誤納還付金の増額に伴い、補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

5款2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合から歳出と同額の歳入があるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも総務文教委員会にそれぞれ付託いたします。

△請願第6号上程

○議長（川越信男） 日程第23、請願第6号垂水市手話言語条例の制定を求める請願を議題といたします。

ただいまの請願については産業厚生委員会に付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明27日から12月6日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、10月7日及び8日の午前9時半から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規定により本会議終了後の全員協議会終了後から

11月30日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散会

○議長（川越信男） 本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時45分散会

令和 3 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 3 年 1 2 月 7 日

本会議第2号(12月7日)(火曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年12月7日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△報告（庁舎整備検討特別委員会の中間報告）

○議長（川越信男） 日程第1、報告、庁舎整備検討特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

庁舎整備検討特別委員会から現庁舎及び消防庁舎の課題について、中間報告をしたいとの申出がありますが、これを認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

ここで、庁舎整備検討特別委員会委員長の審査報告を求めます。

〔庁舎整備検討特別委員長感王寺耕造議員登壇〕

○庁舎整備検討特別委員長（感王寺耕造） 皆さん、おはようございます。

庁舎整備検討特別委員会における協議の結果についてを、中間報告いたします。

本委員会は、5月28日に13人の委員で設置されて以降、7回の委員会を開催し、勉強会も実施するなど、庁舎等の整備の課題について協議を重ねてまいりました。

委員会では、昨年8月の住民投票の結果を受け、庁舎等における垂水市議会としての考え方について協議を行っていくなど、これからの垂水市における庁舎等について慎重審議を行ってまいりました。

また、県からの耐震補強についての検査命令

が出ていることから、現在行われている耐震診断についての診断方法や、その暫定値の報告、また外部検討委員会である垂水市庁舎等のあり方検討委員会における協議内容の報告や、市長へ提出されました意見書を基に、本委員会としての方向性をまとめるよう協議を重ねてまいりました。

今回、これまでの協議を受けて、一定の方向性を示すことでの意見の一致を見ましたことから、中間報告を要望として読み上げさせていただきます。

本委員会では、令和3年5月28日に設置され、庁舎及び消防庁舎の課題である耐震化について調査・研究を行ってきた。外部検討委員からの報告やこれまでの本委員会での協議を踏まえ、庁舎等の耐震化について、以下のとおり要望するものである。

1、耐震補強について。

現庁舎及び消防庁舎の耐震診断の結果、新耐震基準を満たしていないことが判定されたことから、現庁舎及び消防庁舎を利用する市民、現庁舎及び消防庁舎で働く職員の安心安全確保の観点から、早急に耐震補強を行うことを求める。

2、現庁舎及び消防庁舎の在り方について。

将来の現庁舎及び消防庁舎の在り方に十分配慮できるよう耐震補強は必要最低限にとどめ、市民の将来の負担にならないような現庁舎及び消防庁舎の新庁舎建設やリノベーションを含め、様々な観点から引き続き議論を行い、議論に必要な情報等については引き続き提供を求める。

また、将来の方向性を早急に図ることを求める。

3、財政問題について。

耐震化を行うにあたっては、令和3年6月の本委員会で地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の仮要望に対し承認しているが、12月の本要望も行い、財源確保に努めるべきである。

令和3年12月7日、垂水市庁舎整備検討特別

委員会委員長、感王寺耕造。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△決議案第1号上程

○議長（川越信男） 日程第2、決議案第1号庁舎等の耐震化における要望の決議案を議題といたします。

説明を求めます。

〔庁舎整備検討特別委員長感王寺耕造議員登壇〕

○庁舎整備検討特別委員長（感王寺耕造） 庁舎等の耐震化における要望の決議について説明いたします。

今回の提案理由であります。これまで垂水市の本庁舎及び消防庁舎の耐震化について、特別委員会にて協議を行ってきたところでございます。

経過につきましては、先ほどの委員長報告にて報告しておりますことから、ここでは割愛させていただきます。

特別委員会では、本庁舎及び消防庁舎の耐震化について委員会で最小限の耐震補強を行い、建て替えやリノベーションについては引き続き協議をしていくとの方向性が決まりましたことから、垂水市議会としての方向性として、この決議の採択をお願いするものであります。

決議という議会の重い案件でございますことから、委員長報告と重複いたしますが、読み上げさせていただき、提案理由といたします。

庁舎等の耐震化における要望の決議案。

垂水市議会では、庁舎及び消防庁舎の課題である耐震化について、調査・研究を行ってきた。庁舎整備検討特別委員会からの中間報告を受け、以下のとおり要望するものである。

1、耐震補強について。

現庁舎及び消防庁舎の耐震診断の結果、新耐震基準を満たしていないと判定されたことから、現庁舎及び消防庁舎を利用する市民、現庁舎及び消防庁舎で働く職員の安心安全確保の観点から、早急に耐震補強を行うことを求める。

2、現庁舎及び消防庁舎の在り方について。

将来の現庁舎及び消防庁舎の在り方に十分配慮できるよう耐震補強は必要最低限にとどめ、市民の将来の負担にならないような現庁舎及び消防庁舎の新庁舎建設やリノベーションも含め、様々な観点から引き続き議論を行い、議論に必要な情報等については引き続き提供を求める。

また、将来の方向性を早急に図ることを求める。

3、財政問題について。

耐震化を行うにあたっては、令和3年6月の同委員会地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の仮要望に対し承認しているが、12月の本要望も行い、財源確保に努めるべきである。

以上を決議する。令和3年12月7日、垂水市議会。

皆様、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○森 武一議員 私は賛成の立場から討論を行います。

現在の本庁舎は、耐震診断をした結果、耐震性に課題があるという結果が出ました。また、この財源を確保する上においては、一般質問をする時期において、県また国のほうに本要望を行うための期日が迫っているということで、こ

ここで決議案を可決しなければならないということでありました。

しかし、この現庁舎の安全確保をするために、基礎工事をどうするのか、また費用がどの程度になるのか、まだまだ不明な点が多いのも事実です。新年度予算までにおいて、その点がしっかりと明らかになるよう要望し、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（川越信男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時43分休憩

午前9時50分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうから現庁舎と消防庁舎に関する耐震補強についてお話をさせていただきます。

ただいま川越議長から、庁舎の耐震化に対する要望書が提出をされました。

川越議長、感王寺特別委員長をはじめ、議会の先生方には丁寧にご議論をいただいたことに、まずは感謝を申し上げます。

庁舎に関し、私といたしましては垂水市民の、また市役所職員の安全確保を最優先すべきと、そして進めるべきだということ考えてまいり

ました。先月の8日に、外部検討委員会から要望書が提出をされ、また先ほど垂水市議会のほうからも要望書が提出をされました。それらのことを踏まえ、私といたしましても、繰り返しのようになりますけれども垂水市民の皆様、並びに職員の皆様方の安全を確保すると、そのために現庁舎並びに消防庁舎の耐震補強を実施するということを決断させていただきます。

また、リノベーションや新庁舎建設に関しましては、今後とも引き続きまして、外部検討委員会を中心に議論をさせていただきたいというふうに思います。御尽力をいただきました皆様方に心から敬意を表したいと思います。

以上で終わります。

△議案第82号上程

○議長（川越信男） 日程第3、議案第82号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。議案第82号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の子育て世帯への臨時特別給付に要する経費等でございます。

今回、歳入歳出とも8,121万3,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出総額は123億6,779万3,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給を開始する子育て世帯への臨時特別給付で、子供1

人当たり5万円の給付に要する経費でございます。

4款衛生費3項病院費1目病院費の負担金、補助及び交付金は、発熱症状等のある患者の検体採取の際に使用する専用通用口に風除室を設けることにより、院内へのウイルス侵入防止対策をより強化するもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

9款消防費1項消防費1目常備消防費の備品購入費は、新型コロナウイルス感染症感染疑いのある心肺蘇生処置が必要な傷病者の救急搬送時に、直接接合または対面した状態での処置を避けることにより、救急隊員の感染リスクの低減を図るため、電動式心肺人工蘇生器を購入するもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして4ページの事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししてありますように、全額国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 中身としては理解できるし、早急な対応が求められている内容でもあるかというふうに思います。ただ、懸念されるのは今、昨日から国会が開かれて、これに関係する予算の審議具合ってちょっと分かりづらい面があると思うんですが、ひょっとしたら最終本会議に間に合うか間に合わないかという部分もあると思うんですけれども、そういう中で予算計上できる法的または条例的な面での保証というのはどこにあるのかということと、万が一それが、国会が延長などした場合に対しての対応の在り方、そのところについて質疑をしたいと思います。

○財政課長（濱 久志） ただいま国会のほうで補正予算を審議されているところでございます。

内容につきまして詳細な内容は、今のところ国県から下りてきておりませんので、この議会会期中にそれが明らかになり、補正予算として対応すべきものがあれば、最終日に提案することも考えないといけないと思っておりますが、現時点ではそこははっきりしないところです。

以上です。

○持留良一議員 ということは、この財源は今まで積み越ししたりしながらやってきている地方創生交付金という理解でいいですね。

○財政課長（濱 久志） 今回計上した地方創生臨時交付金につきましては、今まで実施していた事業の継続ということですので、国の補正予算の財源を充てた事業ではございません。

以上です。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありますか。

○前田 隆議員 子育て世代に7,120万円予算計上されていますが、これは何世帯、何人を予定して立てられておるか、内訳を教えてください。

○福祉課長（篠原彰治） ただいまの御質問ですが、対象世帯自体は把握はしておりません。ただ、国の試算した数式に基づいて計上しております。その数字は1,424名であります。

以上です。

○前田 隆議員 はい、分かりました。

○議長（川越信男） ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第4、これより一般

質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。なお、本日の質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。秋の紅葉の季節が終わり、いよいよ冬到来という時期、令和3年も残り24日間となりました。

ところで皆さん、お気づきの方も多数おられると思いますが、垂水市の唯一の国道220号線を海潟方面から桜島口を右折して、牛根大橋を通りますが、その辺一体の松の木の紅葉が目立ちます。

数十年前にもありましたが、松くい虫の被害ではないでしょうか。地理的には桜島の一画ですから鹿児島市ということになると思いますが、春になってもこの紅葉が続いていると、垂水市から見る桜島の景観がよくないと思いますので、ここは水産商工観光課長へお願いですが、鹿児島市と情報交換して対策を講じるようにお願いできませんでしょうか。これはひとつよろしく、課長、よろしく願いいたします。

さて、話は変えますが、新型コロナウイルスの感染者が激減し、県内の各観光地においては観光客が増えてきており、少しずつにぎわいを取り戻しているように感じています。そんな中で、第5波で猛威を振るったデルタ株よりもさらに感染力が強い可能性があると言われていたオミクロン株が、昨日ですが、国内3例目を確認いたしました。

いつまで続くのか、新型コロナウイルスとの

闘いという感じですが、引き続き経済・産業・観光の再生と、感染拡大防止に努めていただきたいと思います。

また、本会議冒頭で市長の諸般の報告の中で、ワクチン接種について医療従事者を優先して、来月から実施するということですので、その関係でも全市民に早く接種できるように努めてほしいと思います。前置きが長くなりましたが、一般質問に入ります。

私は、垂水の稔り生む風というキャッチフレーズを掲げて、今回で3期目、42回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては本日も簡潔・明瞭・積極的な御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まずは、庁舎の在り方について市長にお尋ねいたします。

11月8日付で垂水市庁舎等の在り方検討委員会、いわゆる外部検討委員会の有識者で構成する外部検討委員会から現庁舎の耐震化に対する意見書が出され、そして先ほど庁舎整備検討特別委員会の感王寺委員長から、庁舎等の耐震化における決議案の報告があり、議会として採択されました。

市長は、これまで外部検討委員会から意見が提出されたときに、このことを大変重く受け止めている。今後、議会、特別委員会の意見を踏まえた上で結論を出すなどと話していましたが、議会としても早急に耐震補強を行うことを求めるという決議を行い、先ほど議長から市長に決議を提出し、市長はこれを受けて耐震化をするという決断をされました。市長のこの決断に至った思いを聞かせていただきたいと思います。

大きな2つ目は、防災道の駅についてお聞きいたします。

今年3月30日現在、全国に1,187駅ある道の駅は、今や車の長距離移動の休憩場所として欠かせない施設であります。その中で約500駅が各都道府県の地域防災計画等で防災拠点に位

置づけられています。

そして、国交省は今年6月11日にこの防災拠点の道の駅のうち、全国で39駅を防災道の駅として初選定し、鹿児島県では唯一本市の道の駅たるみずはまびらが認定を受けました。まずはこの防災道の駅としての目的と活用方法についてお聞きします。

そして災害発生時に防災拠点として立ち上げたときには、どこが主体で運営するのか、国なのか、県なのかあるいは垂水市が主体となるのか、また災害発生時の利用について実質的な経営者である指定管理者とはどこまで取決めがされているのか、お聞きいたします。

大きな3つ目は、投票率アップの方策についてお聞きいたします。

10月に衆議院議員選挙は実施されました。気になるのは市民の選挙に対する関心ですが、まずは今回の衆議院議員選挙の結果をどのように受け止めているのか、お尋ねをいたします。

また、選挙権年齢が平成28年から18歳に引き下げられてから5年が経過し、若者の政治に対する関心の度合いが気になりますが、本市の年齢別の投票率はどうだったのか、お尋ねいたします。

また、今回から投票所来場者カードを作成され、投票に訪れた方で希望される方に対して、持ち帰ってほしいということで、各投票所に置かれたということですが、このカードを作成した目的、そして今回どれくらいの方が持ち帰ったのか教えてください。

最後の一つは、労働施策総合推進法の改正、いわゆるパワハラ防止対策の義務化についてお尋ねをいたします。

一般的な職場のいじめ、いやがらせ、いわゆるパワハラに関する相談件数の実態を見ますと、私が調べた資料によりますと、平成23年からの調査ですが、年々右肩上がりに上昇し、平成30年度の調査では相談件数の25.6%を占めていま

す。いわゆる4件に1件はパワハラに関する相談ということです。

また、別の調査でも従業員向けの相談窓口で、従業員からの相談内容で多いテーマはパワハラが最も多く32.4%を占め、次いでメンタルヘルスで28.1%です。この数値を見ますと、従業員向けの相談のうち約6割がパワハラを含むメンタルヘルスの関係を示しているというデータ結果です。国では、令和元年5月29日に改正労働施策総合推進法を成立させ、まず強化したのが男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などで定められていたセクハラ、マタハラの対策でした。

そして、年々相談件数が増加しているパワハラの対策も必要になり、職場におけるパワーハラスメントの対策が令和2年6月1日から大企業へ、令和4年4月1日から中小企業へそれぞれ義務化されることになりました。

本市においては、パワハラはないと願っていますが、職場のパワーハラスメントの実態についてどのように考えているのか、お尋ねします。また、各企業に対して義務化となったことで、自治体としても取り組む必要があると思いますが、対策はできているのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の庁舎の耐震化を決断した思いについてお答えをいたします。

新庁舎建設が白紙となって以降、昨年10月に鹿児島県から耐震診断を行い、その結果を報告するよう命令が出されましたことや、本年3月には前外部委員会において市民や職員の安全を確保するために、現庁舎の耐震診断を行い、その結果を受けた対策を早急に行うべきである。

耐震診断の結果を受けた対応については、新庁舎建設までの暫定的な耐震補強と小規模な改修とするか、地球環境の保全も鑑みた大規模なリノベーションを実施し、長寿命化を図るか、その方向性について十分検討を行う必要がある

との提言をいただきましたことから、令和3年3月議会において、耐震診断に要する予算を提案し、議決いただいた後、速やかに耐震診断に着手をいたしました。

私といたしましては、議会や外部検討委員会の委員の皆様のご意見を確認しながら、市民の皆様や職員の安全の確保を第一に進めてまいりたいと考えておりました。本年5月から今後の庁舎等の在り方について、市民目線による多様な意見を反映し、専門的・総合的に検討を行うために垂水市庁舎等のあり方検討委員会を建築の専門家3名、防災の専門家1名、地方自治の専門家1名、市内関係機関団体の代表10名、公募委員5名、計20名とする委員構成で設置いたしますとともに、これまで5回の外部検討委員会を開催していただきました。

第1回委員会では、新庁舎建設事業の振り返りや委員会運営についての意見交換、第2回委員会では耐震診断業務の基礎知識について、第3回委員会では耐震診断判定結果の暫定値の報告とそれに対する建築の専門家の見解が示され、第4回委員会では耐震診断判定結果に対する委員の意見交換が行われ、第5回委員会では現庁舎の耐震化に対する意見書を取りまとめたいただきました。

意見書の内容でございますが、現庁舎については前委員会の提言を踏まえ、今後リノベーションや新庁舎建設の議論は継続して進める必要がありますが、市民や職員の安全確保の観点からも一刻も早い耐震補強が望まれますとの内容でございました。

意見書については、約半年間にわたり専門的視点、市民目線で御審議をいただき、取りまとめたいただいたものと考えておりますことから、委員の皆様への感謝とともに、内容について大変重く受け止めたところでございます。

また、議会に対してでございますが、庁舎整備検討特別委員会を設置いただき、二元代表制

の一翼として御議論いただいたことと考えております。私どもといたしまして、外部検討委員会と同様、耐震診断判定結果の御報告をはじめとする情報提供等に努めてまいりました。

慎重丁寧な委員会運営の結果、先ほど議会におかれましても、庁舎等の耐震化における要望についてを、私宛てに提出をいただいたところでございます。

この要望の内容については、現庁舎及び消防庁舎の耐震診断の結果、新耐震基準を満たしていないと判定されたことから、現庁舎及び消防庁舎を利用する市民、現庁舎及び消防庁舎で働く職員の安心安全確保の観点から、早急に耐震補強を行うことを求める。

将来の現庁舎及び消防庁舎の在り方に、十分配慮できるよう耐震補強には必要最低限にとどめ、市民の将来の負担にならないよう、現庁舎及び消防庁舎の新庁舎建設やリノベーションを含め、様々な観点から引き続き議論を行い、議論に必要な情報等について引き続き提供を求め

る。また、将来の方向性を早急に図ることを求める。耐震化を行うに当たっては、令和3年6月の本委員会で地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の仮要望に対し承認をしているが、12月の本要望も行き、財源確保に努めるべきであるといったものであり、私といたしまして議会の議論の結果をこのような形でお示しをいただきましたことに対し、感謝の念に堪えないところでございます。

11月8日に外部検討委員会、11月26日に議会特別委員会の議論の結果がまとまりましたことから、私といたしましては12月2日に庁内検討委員会における庁内委員の意見を確認をした上で、12月3日には特別委員会の要望書を提出いただくことを前提に、現庁舎及び消防庁舎の耐震補強を行うことを決断し、同日の経営会議で市としての意見決定を行いました。

そして、先ほどこの議場において本庁舎及び消防庁舎の耐震補強を行うことを議員の皆様にお伝えをしたところでございます。

また、庁舎等の耐震化については外部検討委員会の意見書にあるとおり、現庁舎が持つ文化的価値及び環境負荷の低減といった観点から、建物外観をできるだけ現状に近い形で保存できるようにといった意見、一方で耐震補強を優先した上で、今後、コストや利便性、バリアフリーへの対応についても十分に配慮すべきといった意見があったことから、耐震補強計画の手戻りがないよう、引き続き今後十分な検討が必要とあることから、また庁舎の在り方については議会の要望書にありますとおり、耐震補強は必要最低限にとどめ、市民の将来の負担にならないような現庁舎及び消防庁舎の新庁舎建設やリノベーションを含め、様々な観点から引き続き議論を行い、議論に必要な情報等については引き続き提供を求めるとありますことから、私といたしましても庁舎の在り方につきましては、今後とも外部検討委員会並びに庁舎特別委員会において、慎重丁寧な議論が行えるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。堀内議員の御質問にお答えいたします。

防災道の駅は、国土交通省が創設した制度で、道の駅たるみずはまびらにつきましては、本年6月11日付で選定された全国39駅の一つとして発表されました。一般的な道の駅につきましては、道路を利用する方に対してトイレや道路情報など快適な道路交通環境を提供し、また物産館などを併設して地域の活性化を推進する施設として、全国各地で定着しております。

防災道の駅は、これに加えて非常用電源や貯水槽などを備え、防災面の備えを強化しようとする目的の施設でございます。道の駅たるみずはまびらは、防災道の駅の各選定要件を満たし、

県内の道の駅では唯一の選定となりました。

活用方法としましては、大規模災害時等の広域的な復旧復興のため、道の駅の駐車場等を活用して自衛隊や警察、国土交通省テックホース（緊急災害対策派遣隊）等、支援機関の活動拠点となることが想定されています。

次に、活動拠点となった場合の設置主体でございますが、それは鹿児島県となります。なお、道の駅側とどこまで取り決めてあるかにつきまして、今後道の駅側におきまして業務継続計画が策定をされます。その中で協議していくものというふうに思っております。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。衆議院議員総選挙の結果をどう考えているかについてお答えいたします。

今回の衆議院議員総選挙におきましては、10月20日から30日までの11日間における期日前投票の投票率は36.54%、また期日前投票と当日投票を合わせました全体の投票率は63.90%でございました。

前回の総選挙は、4年前の平成29年に執行されており、期日前投票の投票率は35.25%で、全体の投票率は59.96%でありましたので、前回と比較しまして期日前投票が1.29%、全体では3.94%、それぞれ投票率が増加したところでございます。

鹿児島第4区の各市の投票率は、鹿屋市52.62%、西之表市64.33%、曾於市68.22%、霧島市53%、志布志市56.26%で市では3番目に高く、県全体の投票率57.71%と比較しましても、本市が6.19%上回っております。

公示日以降の広報といたしましては、投票を呼びかけるチラシの全戸配布、新聞折り込みによるチラシの配布、FMの割り込み放送、防災無線、広報車などを利用した広報に努めており、この一連の活動が投票率の向上の一助となったものと考えております。

なお、今回の選挙の年代別投票率につきましては、10代50.91%、20代43.12%、30代52.92%、40代61.83%、50代67.75%、60歳以上67.24%となっているところでございます。

また、選挙人に対しては特別な事情がない限り、選挙の当日、期日前投票を含みますが、その選挙権の行使をするために必要な時間を与えるよう措置されなければならないと法に規定されていることもあり、今回選挙より投票に行った後、勤務先から求められた場合に提示等していただくために、投票所来場者カードを発行しておまして、期日前投票から投票日当日までにカードを持ち帰っていただいた方が、約240名程度いらっしゃったようでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 堀内議員の御質問にお答えをいたします。

パワーハラスメントは、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える。または、職場環境を悪化させる行為と定義されておりますが、本市においてこれまでパワーハラスメントとして認定した事案はございません。令和2年6月の労働施策推進法の改正により、地方公共団体においてもパワーハラスメントの防止について、雇用管理上の措置が義務づけられましたが、本市のハラスメント対策としてはパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントに対する方針の明確化、及び周知・啓発、相談体制の整備、事後の対応等について、垂水市職員のハラスメントの防止等に関する規程とハラスメント防止ガイドラインに明記しているところでございます。

また、今年度は職員がハラスメントに関する正しい知識や、ハラスメントに該当すると思われる事案が発生した場合の対処法を身につけることを目的として、全職員を対象としてハラスメント研修を実施したところでございます。

万が一、ハラスメントが発生した場合、個人の労働意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くことになり、市政の運営にも影響を与えるおそれがあることから、今後もハラスメント防止については、職員に対する意識啓発を行うとともに、職員が相談しやすい体制を整備することで、誰もが働きやすい職場環境を構築したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 先ほどフライングしましたけどね、市長の思い、聞かせていただきました。決断は耐震化をする、それしかないと思いますね。議会として、これまで新庁舎建設に関して審議を重ねてきました。残念ながら昨年の住民投票の結果で計画は振り出しに戻るという決断をしてきました。

新庁舎建設の着工が目の前に迫っている中で、断念するという決断でした。垂水市の未来のまちづくりを考えるにおいては、私は今でも非常に残念に思っています。その後、県の命令に従って、正式に耐震診断をした結果が判定はNGだったということになりますので、今となつてはこれまで私は特別委員会の中でも話してきましたけれども、市庁舎で働く職員、訪れる市民の安心安全、命の保証、一刻も早く危険を回避することが最優先だと思っています。

先週の金曜日だったと思いますけど、全国で震度5弱の地震が相次ぎました。その中で和歌山県の御坊市では庁舎の耐震がNGということから、地震発生直後に職員や庁舎を訪れていた市民の方々が、外に避難するという行動をとったそうです。これは、垂水市にも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。

耐震をするという決断をしたわけですから、今後の課題は改装、リノベーションをどこまでするかということです。引き続き執行部を中心に外部検討委員会、そして議会も一緒になって一緒の方向に進んでいければいいなというふう

に願っております。

庁舎の関係についてはこれで終わり、次のテーマに入りたいと思います。

次は、防災道の駅についてです。

防災拠点、防災道の駅は、広域的な活動で要は活動拠点になるということでした。6月11日に認定を受けて、約半年間が経過しましたがけれども、この防災拠点として強化された部分があるのかなのか、何がどの規模で強化されたのか、そして国が防災拠点として役割を果たすためにハード面、あとソフト面から重点的な支援を行うと言っております。今後、どこまで整備するのか、その点について再度お聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 防災道の駅につきましても、認定後、道路管理者である国土交通省大隅河川事務所、本市の防災担当課並びに道の駅担当課において、県の防災計画に基づき広域的な防災拠点としての役割についてなど、現在、協議を進めているところでございます。

ハード、ソフトの重点的な支援につきましては、まずハード面でございますが、防災道の駅の選定要件として建物の耐震化、無停電化、通信設備、貯水施設、防災倉庫、防災トイレの6つの項目があります。

道の駅たるみずはまびらにおいては、平成30年11月に建設されており、全国で選定された道の駅の中でも特に新しい施設でありますことから、国土交通省所有の情報提供施設においては、防災道の駅に必要な全ての機能を既に有しているところでございます。

防災トイレにつきましても、同施設内に19基、倉庫には災害トイレが4基収納されている状況となっております。また、隣接する物産館においては、一定の機能を有しているところであり、施設内の冷凍冷蔵施設の電力供給までは想定されておりましたが、照明のみの電力供給として

240時間運転可能な状況となっております。

次に、ソフト面でございますが、災害時に道の駅たるみずはまびらにおいて、早期再開を目指すため、優先して実施すべき業務を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ事前準備や体制等を整理した災害時の業務継続計画（BCP）を道の駅設置者と道路管理者が主体となり、道の駅管理運営者と連携して策定することが必要であり、道路管理者と協議を進めているところでございます。

現在、道路管理者である国土交通省におきまして、防災道の駅として役割、必要性について検討がなされているところでありますが、本市といたしましては隣接する物産館などにおいても、防災上必要な機能として何が必要なのかについて、関係課と既に協議を始めているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 現在の道の駅、39駅の中で一番最新の道の駅ということで、全ての機能を備えているということでした。非常用発電、無電化対策、あと貯水、防災トイレ、完備しているということですが、今聞いたところだと施設の電源240時間、これは照明のみということでした。それで足りるのかなというふうに思いますけど、その点はどう考えているのか。

例えば、発電設備、燃料は何をベースに考えているのか。その点をちょっとお聞きしたい。あと、市民の一時避難所としての機能も有するのか、否か。有するのであれば、施設は収容人員は何人想定しているか。その点をまずお聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 施設内の冷凍冷蔵施設の最大電量につきましては、物産館の屋上に設置してあります発電機は、照明のみの240時間運転可能となっております。

一般的な単層専用であり、施設内の冷凍冷蔵施設は業務用で三層であることから、併用する

ことはできないということになっております。

現在、防災道の駅として物産館の運営上の整備についても、国土交通省において検討されているところでございます。そのようなことから、今後、国土交通省とそれについては協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○総務課長（和泉洋一） 道の駅たるみずはまびらが、本市の指定避難所かどうかという御質問でございますが、指定避難所ではございません。ですので、避難所の機能は有しておりません。

以上でございます。

○堀内貴志議員 まず、総務課長が今話された一時避難所としての機能は持たないということでした。大規模な被害が発生した場合、間違いなく近隣住民、特に浜平の人、押し寄せてくるのが想定されます。そうした場合に、ここは防災拠点だからということ拒むことはできないと思うんですね。

避難してきた住民に対して、例えば食料なり水なりの提供、あと通信機器の充電の提供をしなければならないと思います。そのことも想定した上で、やはり準備を進める必要があるのではないかなというふうに思います。非常用電源設備、今は照明のみでしたね。冷凍の保存もできないということですから、電源は蓄電池を使用しておることですので、電源はそれで確保できるのかなということ。

防災拠点となった場合には、いわゆる通常の施設利用分に併せて、防災拠点としての活動する支援隊の電源、そして場合によっては住民の通信機器等の充電提供も考えなければいけない。そうなると、蓄電池システム、それだけで足りるのかなという疑問点が残ると思います。そのあと、ほかの非常用発電や医療用発電機等の備えも必要なのではないかなというふうに思います。

これは、通告のときにも課長にお渡ししましたけれども、これは垂水市を思う方からいただいた情報提供、資料であります。停電時にLPガスを利用して発電するというので、こういうのもありますよという情報提供がございました。

確かに、軽油、蓄電池を利用するよりもLPガスが調達運搬が容易であると思いますので、ぜひとも今後参考にさせていただきたいと思えます。

あと、住民の避難箇所のスペースの確保について、今後検討できないのか、再度確認します。

○総務課長（和泉洋一） 先ほども申しましたとおり、大規模災害時においては広域の活動拠点というふうになりまして、各関係機関の車両等が多数道の駅たるみずはまびらに集結いたします。そのため、活動時において市民が利用できるスペースがあるかどうか。活動時の運用の仕方そのものについては、非常に難しい側面があるのではないかなというふうに思います。

今後、市民に必要なスペースというものがどの程度提供できるのかにつきまして、業務継続計画等策定の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 災害が発生した場合、特に浜平地区の人ね、一番防災拠点が近くにあるわけですから、災害時にわらをもつかむ思いで多分訪れると思います。そういった関係でも想定しながら、前向きに検討していただきたいと思えます。防災道の駅、国では2025年までを目標に、道の駅が地方創生、観光の拠点として活性化することを目指しています。

地方創生の中には、道の駅の防災面強化も含まれており、防災道の駅選定はその取組の一つであるというふうに言われている。

国交省が出している、この資料、防災道の駅機能強化について、この10ページに新たな広域

道路交通計画についてというタイトルで、新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた未来志向の計画が必要というふうに訴えている。

先ほど、答弁の中にも活動拠点としてということで、活動拠点となるということは、その活動拠点から被災地へ行く道路、その前にその活動拠点行く前段階、すぐにその活動拠点に行ける道路、この整備、これも見ると含まれているということでもあります。

これは、この説明を見る感じでは、防災道の駅を設置するに当たって、各交通機関との連携・強化、自動運転社会への対応などが明記されています。我々が願っている志布志港と結ぶ大隅横断道路、あと鹿児島市と結ぶ錦江湾横断道路、そして自動運転社会への実現が期待できる内容だと私は考えています。

市長、市長にも課長を通じてお渡しするように言いましたけれども、国交省が出している道の駅防災機能強化について、この資料を見る限りでは未来の垂水のまちづくりに、大いに活用できる事業と言えるのではないかと思います、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今いろいろお話がありました道の駅、全国で今1,190を超えております。九州におきましても150前後ということで、私は、今、九州沖縄の道の駅の会長を務めておりますが、鹿児島県内においても22、その中で最新なのがはまびらということになります。

最新でありますので、いわゆる地元の農産物だけではなくて、今後はあらゆることを想定しながら、防災道の駅という視点で認定を受けました。最新であるということもありまして、先ほど担当課長が申し上げたような、いろんな機能はもう既にある程度のことはそろっております。現にいろんな災害リスク、通常の台風もそうでありますけれども、鹿児島においては桜島

の大爆発ということも想定をしながら、これまでも輸送艦に入っていたり、大型ホバークラフトで乗り上げて、どう全体的な支援をするかということでの合同訓練も既に行っております。

自衛隊の皆さんでありますとか、警察とか、医療チーム、そういう活動の拠点になるのがあの場所でありますので、先ほど地元の避難の方ということも含めて、その辺のところをどう整備するかと、道の駅に求められる機能というのは、年々重くなってきておりますので、今、堀内議員おっしゃったような形で、さらに国交省としてこの防災道の駅全国で39か所ということでもあります。

それを新設された目的の中に、今言ったような今までの計画の中にはない新しい展開というものもあるというふうに思っておりますので、先ほど御提言いただきました災害、避難、いろんなものも含めて道路ということも大事でありますから、大隅横断道路あるいは錦江湾横断道路の拠点という意味合いとしても、重要になってくると思いますし、何より冒頭申し上げた災害のときにしっかりと機能するような複合的な機能ということ、どういうことが考えられるのかということ、設置者とともに、管理運営をされている皆さんとともに、これからとにかく国としては39か所認めましたと、そういうルールをつくった中で、これからの展開ということですが、そのところ選ばれているということは、非常にありがたいことでもありますので、議会での御意見もいただきながら、そのことをまた前に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○堀内貴志議員 垂水市は縦に長くて、国道1本、これでつながっていますよ。今回、鹿児島県で唯一防災道の駅として認められた道の駅たるみずはまびら、活動拠点ですよ。そうすると、県庁所在地から即座に来なければいけない、場

合によっては志布志港から即座に来なければいけない。そうすると、やはりそういう整備も必要になってくると思います。今回の、この資料を見る形では、新たな広域道路、交通計画についてちゃんと明記されているんですよ。

これを捉えて、この事業を生かして大きなまちづくりができるのではないかなと思います。どうか、ビジョンを大きく将来を見据えた未来型のまちづくりになるように、しっかりとこれから調査・研究をして、防災道の駅としての在り方についても検討していただきたいということで、これは要望にしておきます。

続きまして、3問目、大きな、投票率アップのことについてです。

前回より投票率が上がったということですから、確かに防災無線を使ったりね、いろんな広報で一生懸命やっておりました。その結果がこの現れだと思います。前回よりもアップしたと。これは素直に認めます。ただ、もっともっと投票率を上げることはできるのではないかなと思います。

前回の市長選挙は74.91%、市議会選挙でも74.21%ありますから、もっと場合によっては上げることができます。一番、気になるのは年齢別で出していただきましたけれども、やはり30代以下の投票率が軒並み50%台になっております。問題は、これをどう上げていくかということだと思います。

30代というと働き盛りで時間がないかもしれません。そのためにどうすればいいのかということ、一つは先ほど言いましたように投票所来場カードを使って企業にお願いをしたと、確認のためにしたと、これも一つの方法だと思います。これはもっと機能しなければいけない。今回は初めてだから、利用者も持って帰った人も少ないかもしれませんが、これをうまく生かしていただきたいということであります。今後の投票所来場者カードについて、もっとやり方

があるのではないかなと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたい。

これは、一つ霧島市がやっている事業、霧島市じゃない、霧島市の商店街がやっている事業ですね。霧島市G o T o選挙キャンペーンということで、要は商工会青年部が中心で主催で実施したものですけれども、この投票所来場者カードを持っていくと店の中でドリンク1杯だったり、あと付け出し1品だったり提供して、投票率アップするというのと、あと地域活性化ですね。それを狙って取り組んだ事業です。これはいい方法だと思います。これは、鹿屋市もたしか数件ですけどやっておりました。

選挙管理委員会の業務の一環として、投票率アップという目的もあると思います。商店街や商工会あるいは様々な団体に対して、投票率アップのための活動をしてもらうということをもっと広報啓発してほしいと思いますが、その点はどう考えているのか、お尋ねしたい。

あと、期日前投票所の増設、垂水市は地理的にいいですと南北に37キロ、やはり交通不便にかかわらず、長年にわたって期日前投票所が1か所のみ、住民の中には期日前投票所が遠いから期日前投票を控えているという人も多くいらっしゃいます。その中に、まだ選挙に関心のある人は、投票日当日に最寄りの投票所に行きますが、という方、けれども中には投票日に急遽用事が入り、投票できなかったという人もおられる。市民の声は、期日前投票所を増設してほしいというものです。

これ、全国の流れを見ても市民が集まるスーパー、商店街、あるいは大学内に期日前投票所を設置する動きがありますが、本市は期日前投票所を設置する考えはないのか、お尋ねしたいということ。

もう一つ、これまとめて言います。もう一つは、移動投票車の配置ですよ。これ私、以前にも質問したことがあります。投票率をアップす

るためにね、移動投票車、車ですよ、導入することをぜひ検討していただきたい。

これ、平成28年、参議院選挙で島根県の浜田市が初めて導入しました。その後、広がってね、全国に広がって、令和元年度7月の参議院選挙では全国で33市町に広がったと。今回の衆議院議員選挙でも広がったと思いますので、全国的にもこのような動きがあるんだと。本市においては検討できないのかということをお尋ねしたいと思います。

以上。

○選挙管理委員会事務局長（松尾智信） さらなる投票率アップの方策についての投票所来場者カードの活用法についてお答えいたします。

この投票所来場者カード、いわゆる投票済み証明書といった類のものにつきましては、投票所に来場されたことや、投票の証としまして発行されているものでありますが、発行は市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられているところでございます。

令和元年の参議院選においては、県内では証明書等を交付している自治体が18市町あるようです。議員より質問のありました投票率をアップするために、選挙管理委員会としての投票所来場者カードの活用方法ではありますが、選挙管理委員会での活用は行っていないところであります。

しかし、他市町においては商工会や商店街の有志が中心となり、投票した方々が店舗で投票済み証明書等を提示した場合、割引や1品無料などの特典を受けられる選挙割と呼ばれるものを行っているようでございます。

選挙割につきましては、投票率向上や地域活性につながるという肯定的な意見もあるようですが、選挙管理委員会としましては投票行動として、商店が特定の政党や候補者に誘導するなどのおそれも懸念しているところでございます。

現在のところ、選挙管理委員会主導でのカー

ドを活用しての投票率向上が見込まれるような啓発活動は難しいようですので、カード活用以外での投票率向上につながるような取組がないかを調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、期日前投票所の増設についてお答えいたします。

本市において、期日前投票所の増設を実施するに当たっては、人員確保や投票スペースの確保、二重投票の防止など課題がございます。

この中で、二重投票の防止につきましては、両支所においては基幹系システムを利用することで、極めて限定的ではありますが、課題がクリアできるようでございます。高齢化が進む中、投票者の利便性を図ることの重要性は十分認識しております。

併せて、選挙においては常に正確性、公平性、厳格性が要求されますので、これらを総合的に判断しながら引き続き検討してまいります。

次に、移動投票車の導入についてお答えいたします。

いわゆる移動期日前投票車と呼ばれるものについてのことでございますが、移動投票所を実施するに当たっては、人員の確保や投票スペースの確保、移動期日前投票車の確保、オンライン環境が整っていないことでの二重投票防止など、多くの課題がございます。

先ほども申し上げましたが、高齢化が進む中、投票車の利便性を図ることの重要性は十分認識しております。併せて、選挙においては常に正確性、公平性、厳格性が要求されますので、移動期日前投票車については、これらを総合的に判断しながら検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 選挙管理委員会の仕事というのは、投票率アップ、これも最大の課題である

というふうに思います。

今、期日前投票所の増設、移動投票車の、車の導入について、人員確保、投票スペースの確保、二重投票の防止、車の確保、厳しい、消極的ですね。やはり初めて行う事業、何でも課題はあるんですよ。その課題を一つ一つ解決して実施に向けるという、そういうやる気を出してほしい。それをお願いしておきます。

また、こういうケースもあるんですよ。移動期日前投票所、移動期日前投票所ね。期間を限定して、日時を指定して、あらかじめ指定してその期間、例えば牛根だったら牛根支所、新城なら新城支所、開けますよと、期日前投票できますよと、そういう開設も場合によってはありますよと。だから、要はね、もっと市民の利便性を考えて、すぐにとはいいません。今後よく検討して考えていただきたい。また質問しますよ。よろしくをお願いします。

最後、パワハラの問題です。市役所内ではパワハラはないという答弁でよろしいんですよ。いいことだと安心しました。ただね、一般的には私が冒頭で話したように、パワハラは横行していると思います。

このパワハラ予防、解決のための取組を進めた結果、これは調査は複数回答可ですけども、管理職の意識が変化して職場環境が変わったと。これは43.1%、職場のコミュニケーションが活性化する。風通しがよくなった。35.8%。メンタルヘルス不調者が減少した。13.1%。あと求職者、離職者の減少、13.4%。こんな数値が出ていますよ。この数値を見て、注目すべきはパワハラ予防解決のための取組を進めることによって、職場環境が変わり、職場の環境がよくなり、メンタルヘルスの不調者が減少したという、これ事実です。調査結果。

本市においてはパワハラはない。なくともメンタルヘルスで休暇を取っている職員が、毎年数人ずつ出ていると聞いています。このメンタ

ルヘルスの取組について、どのような対策を講じているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長（和泉洋一） 本市のメンタルヘルスケアについてお答えいたします。

本市においては、平成29年度から職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援、並びに職場環境改善を通じて、精神的不調になることを未然に防止する一次予防を目的として、ストレスチェックを全ての常勤職員に実施し、今年度からは会計年度任用職員にも実施をいたしております。

診断結果は、所属ごとに集計をし、その傾向や特徴などの分析を行い、所属長へ分析結果を報告することで、所属員のストレス状況が把握できるような取組を行っているところでございます。

また、総務課が相談窓口となり、相談に対応しているほか、本人のプライバシー保護に配慮しながら、メンタルヘルスの相談が行えるよう、ストレスチェックの委託先にも相談窓口を開設しており、電話等による相談ができるような体制を整えております。今後も、メンタルによる体調不良に陥らないよう、また職場復帰した職員が再発しないよう、良好な職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 このメンタルヘルスの関係、大変難しいことだと思います。解決するためにはね。だけど、それをしていかなければならない。これは言えると思います。今、答弁の中でも話がありましたけれども、ストレスチェックをしている。あと、電話による相談をしているってことですよ。

ほかにもカウンセリングだとか、メンタルヘルスセミナーだとか、職場環境改善コンサルテーションだとかありますけれども、垂水市ってそういうこともやっておるとは思いますけど、現実として機能しているのかどうかというと、

私は疑問点が残ると思います。

メンタルヘルスを含むパワハラ防止対策について、メンタル不調の裏にはハラスメントの問題や長時間労働、そして職場環境の問題が潜んでいることが多い。そのために、職場の中に相談窓口を配置する。これも大切です。だけど、それだけでは問題解決にならないと思うんですよ。職場の中に設置してある。これだけではだめということ。一般的な調査でも、労働者が通報先として選ぶのは、勤務先以外を選んでいるケースが約半数を示している。

なぜ、勤務先以外を選んでいるかという、理由として上司や職場の悪口ととられやすく、その結果、隠蔽されたり、また十分な対応が取れない。そして、不利益な取扱いを受けるおそれがあると。このことを考えると、正直に相談できなくなるということで、相談せずに一人で悩んでメンタルに陥るという関係です。

垂水市として、各所属で相談窓口をつくるのも必要だと思いますけれども、場合によっては総括安全衛生管理者である副市長の立場で、直接相談窓口を開設するとか、もしくは部外に気軽に相談できる体制づくりを強固にすると。といった工夫をして、メンタル面で体調が崩れる職員がいないように進めてほしいというふうに思っています。これは要望にしておきます。

まとめを言いますと、今回はパワハラの根絶について訴えましたけれども、言いたいことはいわゆるパワハラの予防、解決の取組を進めることによって、職場環境が変わり、職場の環境がよくなり、メンタルヘルスの不調者が減少したということ、これだけは強く訴えておきます。

今後、職員や市民のために、よりよい職場環境の改善に努めてほしいということ、強く強く訴えまして、今年最後の私の一般質問にしたいと思います。今年一年ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上です。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、11時10分から再開します。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、改めましてこんにちは。いつもは、傍聴席はマスコミの方が1名、2名ということですが、本日は中央地区の振興会長さん方々が、コロナの影響で所管事項調査に行けないということで、研修先として本議会の傍聴に来ていただきました。午前午後と入れ替わって傍聴いただけるということでございます。

私も議員も一生懸命議会活動をやっているつもりなんですけども、傍聴席がゼロということになれば、なかなか一生懸命やっていますが、今日は本当うれしい限りでございます。

また、皆様のお力を得まして1時間時間をいただきましたので、一般質問に移らせていただきたいと思えます。

まず1点目、垂水市観光ブロードバンド整備事業について質問いたします。

現在、牛根地区、新城地区で整備が進められておりますが、事業完了後、空白地帯は残るのか、総務課長に伺います。

2点目、農畜産業のICT活用について、農林課長に伺います。

令和元年8月28日から令和2年3月21日にかけて肝付町では酪農、畜産向けIoTソリューションを提供する株式会社ファームノート並びに株式会社NTTドコモほか、鹿児島県JA鹿児島きもつきと協力支援体制を構築し、国内初となる自治体指導でのICTを活用した肉用牛

生産者の労働力軽減と、生産性向上を図る社会実験が実施されました。

45歳以下の若手肉用牛生産者20名を対象に、事業実施されたそうであります。関係者のお話を聞くと、県普及員及びJA等の関係機関も外部から牧場データへのアクセスが可能となり、リアルタイムでのきめ細やかな技術指導に活用することで、肉用牛生産者の労働力軽減と生産性向上が図られたそうであります。

また、観察力のマンパワーの不足から、観察力の軽減と発情や疾病等の兆候を見逃す削減が課題となっておりますが、子牛の生産に向けて重要な雌牛の発情発見や廃用ロス削減に向けた疾病疑いの見地など、スマートフォンによって遠隔地からもリアルタイムの個体管理が可能となり、生産性向上と所得向上、また地域経済の活性化が図られたそうです。

ICT活用の取組の考えはないのか、農林課長、答弁ください。

3点目、ドローンの活用状況と今後の保有台数増大の考えはないのかについて、企画政策課長に伺います。

現在、企画政策課で所管されておりますが、その理由が釈然といたしません。その理由について答弁を求めるとともに、また全課の利用状況について答弁ください。

4点目、ストレスチェック、職員の健康管理、職員配置、業務委託、指定管理について総務課長に伺います。

ストレスチェック、職員の健康管理、また休職者の職場復帰の体制は十分なのか。また、垂水市安全衛生規則によりますと、副市長が総括安全衛生管理者となっており、また安全衛生委員会の議長も副市長が努められております。しかしながら、情報開示をいたしたところ、令和3年度には1回もなし、令和2年度には令和3年3月24日あと4日もすれば令和3年度というときに1回だけ開かれております。

垂水市安全衛生規則第33条によれば、月1回は開催せねばならないと決まっておりますが、これは要綱の不遵守、悪くいえば要綱を無視した暴挙と私は考えますが、総務課長、答弁ください。

5点目、固定資産評価審査委員会の所掌事項と開催状況はどうなっているのか。また、開催されていない場合、その理由と今後の方向性について、総務課長に伺います。簡潔明瞭な答弁を求めます。

○総務課長（和泉洋一） 垂水市光ブロードバンド整備事業完了後の空白地帯は残るのかにつきましてお答えをいたします。

令和3年1月から、NTT西日本様により垂水市光ブロードバンド整備工事が現在行われております。整備地域は牛根、柘原、新城の3地区の山間部を除く居住地域となっております。事業完了後の空白地帯でございますが、垂水エリアの一部、新光寺、内ノ野、田上、蛸迫、野久妻、尾中野、浦谷地域のおおよそ120世帯程度が未整備となる見込みでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） ICT活用への取組の考えはにつきましてお答えいたします。

私たちが暮らす社会は、急速な技術革新やグローバル化が進展する中で、デジタル化等の社会変革を進め、コロナの時代の新たな日常を創り上げることが求められるなど、従来の延長線上にない、将来の予測が困難な時代を迎えております。全国的な高齢化、人口減少が本格化する中で、本市でも同様に農業者の減少や荒廃農地化など、課題を抱えております。

本市の直面する課題を解決していくためには、スマート農業技術を農業現場へ導入など、普及拡大させることは労働力不足の解消、労力軽減や将来を担う人材育成のため重要であり、魅力ある農業の発信にもつながると考えております。

また、農林水産省においてもスマート農業を

ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業と定義づけられております。農業分野において、ロボット技術やICT等を導入したスマート農業が普及しつつありますが、人間が判断しなければならない部分がまだ残されているようです。

本市におきましては、生産基盤である農地条件が悪いことから、野菜農家等でのスマート農業は普及しておりませんが、規模の大きい肉用牛繁殖農家で、安定した継続牛の確保や販売子牛の増加による収益性を図るため、発情の見逃しや長期未受胎牛の減少に役立つ分娩管理装置、遠隔カメラ、体温計など、ICT技術を活用した家畜飼養管理機器装置が導入されているところもございます。

今年度で市内全域の光ファイバーがほぼ整備されますが、スマート農業技術は日進月歩の状態であることから、技術導入の可能性を的確に見極め、経営内容に応じたスマート農業の普及に努めてまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） ドローンの活用につきまして、企画政策課所管となった経緯と全課の利用状況についてお答えいたします。

ドローンの導入に際しましては、災害時の現地確認や情報収集、危険箇所点検等での運用のほか、本市の魅力を広く周知するための静止画、または動画の撮影等広範囲にわたる運用を想定したところでございます。

運用を想定される所管課が多岐に及びますことから、総合的に管理運用をする必要があること、広報誌等での撮影のため日常的に撮影の機会が多いことが想定されましたことから、企画政策課の所管とし、令和2年垂水市議会第2回定例会の補正予算にて御承認いただき、運用を始めたところでございます。

続きまして、庁内での利用状況についてお答

えいたします。

令和3年度におきましては、土木課が山腹崩壊箇所の撮影や、砂防堆積土砂調査のため5件、農林課が森林伐採地の撮影や林道災害の撮影のため4件、計9件の利用実績がございました。なお、土木課、農林課のほかには令和2年度に水産商工観光課が軽石等除去事業の撮影や、消防本部が有事に備えてのドローン飛行訓練を実施しております。

また、企画施策課秘書広報係でも広報誌の撮影等のため、複数回利用しております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 安全衛生委員会について、お答えをいたします。

本市における労働安全衛生委員会は、総括安全管理者である副市長をはじめ、安全衛生管理者である関係課長及び職員労働組合から推薦された選任委員により構成をされており、年1回3月に委員会を開催している状況でございます。

協議内容としましては、職員定期健康診断結果の概要報告、ストレスチェック結果をはじめとするメンタルヘルス対策事業報告及び次年度の安全管理、及び衛生管理に関する事業計画が主なものと思っております。職員の新型コロナウイルス感染症対策など、その時々で課題となっている事案についても協議をしております。

本市においては、年1回の開催ということが現在、これまで通例というような形での開催状況でございます。議員御指摘のとおり、このことについては規則の中で毎月1回以上開催をとということで、明記がされております。

この開催をされていなかった理由と申しますのは、現状といたしまして、総務課がこのことの事務局を担っておりますが、総務課の職員については少ない人数で多忙の多種多様な業務を行っております。非常に業務的に余裕がない状況でございます。このことについて、これは理由にはならないかというふうには思っておりま

すが、今後開催ができるような体制づくりについても検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

引き続きまして、固定資産評価審査委員会の所轄事項と開催状況につきましてお答えをいたします。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条及び垂水市税条例第77条により設置されている行政委員会でございます。設置目的は、固定資産税の納税者が固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、この審査委員会が中立的な立場から固定資産の価格を審査し、決定することを目的としているところでございます。

審査できる事項は、固定資産税台帳に登録された価格で、表価格等がこれに該当します。本市での開催状況につきましては、開催されたという記録はないところでございます。

続きまして、開催されていない理由と今後の方向性につきましてお答えをいたします。

開催されていない理由につきましては、本市の固定資産評価審査委員会にあっては、固定資産税納付者の評価に対する不服の申出があつてはじめて開催されるものでありますことから、その評価に対する不服の申出がない限り、審査委員会の開催には及ばないということになります。今後の方向性についてでございますが、まずは法の定めに従い、納税者の不利益とならない賦課に努めていくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 一問一答でお願いします。

まず、ブロードバンド整備事業ですね、総務課長、120世帯が残る予定ということでありませう。また、令和2年9月議会上程時の質疑応答において、この時点ではまだ牛根、新城地区が進んでいる事業がなかったわけですが、そ

の時点でも大字田神地区の一部は時間的な問題で計上できなかったと。電気通信事業者への民間での整備を繰り返し求めるとの答弁がなされていたと思いますけども、また今度120世帯ですね、こういう形で数字が出てまいりました。この部分につきまして、今後どういう対策を立てていくのか、その後の経緯がどうだったのか、どういう対策を立てていくのか、その点について。

また、もう一点ですね、このとき市長は当面及ばないところには個別の対策、将来的には交渉しながら100点に近い形を目指したいと答弁されております。いつまでどのような対策を検証し、どこと交渉していくのかを具体的に、この部分については市長に答弁を伺います。

○総務課長（和泉洋一） 空白地帯についての、いつまでどのような対策を検討するのかにつきましては、未整備地域の対策として、まずは対象となる地域の方へ、高速光通信の整備を希望されているかの意向調査を実施して実情の把握に努めたいと考えております。

調査結果によっては、電気通信事業者へ、民間事業者による整備を要望したいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の質問にお答えをいたします。

光ブロードバンドの整備の事業ということで、御質問がありました。今、先ほど総務課長の報告で残りが120世帯の全体的には約2%と、言い換えれば98%は整備が済んだということでございます。

これまで、どちらかといいますと道路の表面の部分の整備、垂水は大変37キロ、長うございますので、その辺のところを中心だったんですけども、近年になりましてネット環境の充実ということが大事と。中央地区はその整備が済んでおったわけですが、具体的には浜平

の道の駅から新城にわたって、牛根の道の駅から境にわたって整備がされていなかったということでもあります。

今回、約3億円ぐらいになりますけれども、コロナのピンチをチャンスにということで、今98%までは整備が進むということで、GIGAスクール構想等々も含めて、生活がよいほうへ変わっていくんだと思います。

しかしながら、残りの2%をどうするかという話でございます。垂水は地形的に、例えば牛根のほうには岳野とか松尾とか、それぞれ少人数で高齢者の皆さんがいらっしゃる集落とか、それぞれありますので、まずは前回申し上げたようにできるだけ100点を目指すというのが私の立場でありますから。その前段として先ほど総務課長が言いましたような意向調査、ところによっては要らないという方もいらっしゃるものですから、そういったことなど意向調査をしながら、必要なんだけれどもなかなかそういう環境的に恵まれないということに対しては、まずは業者さんいらっしゃいますから交渉もしながらですけれども、最終的には足らざる部分に関しては、市としての環境整備のフォローということをできる限り早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 総務課長ですね、それと市長も前向きな答弁いただいたんですけども、意向調査ですね、希望があるかどうか、それで要らないという部分については、私はそれでいいと思います。そういう地区についてはね。私の地区みたいに2戸しかないところもありますので、そういうことで要らないという分にはそれでいいと思うんですよ。

ただ、市長、教育委員会のほうのGIGAスクール構想の部分についても、持留議員からも森議員からも指摘があったと思うんですよ。住んでいるところによって、また収入の多寡によって教育間格差が起こるんじゃないかってい

うところが出てまいりました。

それでまた2番目に、次に議論しますけれども、農畜産業のIT化という部分についても、これは私は大きな問題だと思うんですよ。そういった部分がいろいろ出てくるんですけども、皆さん御承知のとおり、ADSLが2023年の1月末で廃止ということで、そうなった場合、希望があるのに、国100%事業でNTTさんが本来は全てやらなきゃいけないんだけどね、私はそう思います。

ただ、それがやっぱり企業の部分で理屈でここは少ないから、戸数が少ないからやりませんってなった場合に、市としてどうするんですかっていう問題提起であります。そうなった場合、モバイルルーターの購入とか利用料の補助、そういう部分を市長は前向きに、希望する人のところには必ず補助をつけてまたやります。何らかの対策を立てますという部分をきちっと申しただきたいんですが、この場で、きちっと答弁いただけますか。

○副市長(益山純徳) 今の感王寺議員の質問に対して、私のほうから答弁させていただきます。

モバイルルーターの購入、利用料補助等の話であったと感じております。既に光通信を御利用の方は導入時に専用のルーターを購入か、レンタルされた上で設置に係る工事費用や毎月の利用料を負担されております。同様に、モバイルルーターを利用する場合も機器の購入かレンタルの費用のほか、毎月の利用料の負担が必要になると考えております。

機器の購入、利用料の補助というお話がありましたが、受益者負担の公平性を考慮すると、補助の要件整備等が難しいのではと考えておりますが、今後の検討課題とは感じております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 確かに、利用料の補助という部分については、ちょっと私も言い過ぎたか

なという部分で反省しているんですけど、確認しますけど購入については補助をきちっとやっていくということでよろしいんですかね。もう一回、明確に。

○副市長（益山純徳） 購入に関しても、今後の検討課題だとは感じております。

以上です。

○感王寺耕造議員 先輩議員から私も鍛えられてきたんですけども、検討するという事はやらないのと一緒だよということをよく言われましたですね。市長、この部分については、本当の希望者があるところにはきちっと光を当てていくという部分が大事だと思うんですよ。

市長は、100%の近い、点に近い形を目指したいとおっしゃっているんですから、もう一回副市長、いいですから、市長答弁。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど申し上げましたけど、これまで半分程度だったものが98%ということですから、100%に近いという言い方もできると思いますが、残りの2%に対して両面ありますから、その辺をどう整理をして、できるだけ希望に添えるような方法はないのかということに、検討してまいりたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 希望者の部分については、ぜひとも対策を立てていただきたいと思います。

次に、農畜産業のICT活用ということですね。私は、1回目の質問で畜産業だけ申しましたけども、園芸農家、また花の花卉農家ですね、この部分についてもICTの活用という部分はできるわけですね。

どういうことかといいますと、結局二酸化炭素の発生量、この部分を維持ずっとやっていく、温度管理の部分ですね、ITを活用して適切な温度管理をやっていく、肥料管理をやっていくという部分で、今ドローンあたりでも飛ばして温度管理であるとか、病害の発生までできているわけですよ。

そういった部分で、いかんせんこのコロナでマンパワーが足りません。東南アジアのほうから労働者が来れない状況であります。そういった部分で、こういう部分が必要だと思うんですが、市長、今までの議論を聞いて、これも予算が伴うものですので、この分について実験事業とか、補助金創設の考えはないのかという部分について質問いたします。

○農林課長（森 秀和） 補助金創設の考えはにつきましてお答えいたします。

ICT機器の導入に当たりましては、労働負担の軽減、地域農業の担い手の育成・確保等の取組を支援するため、国のクラスター事業、畜産ICT事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、いわゆる強担がございます。補助率につきましては、クラスター事業、畜産ICT事業が2分の1以内、強担が10分の3以内となっております。

目視での発情見逃しを、発情発見装置で捉えることができれば、飼料費の削減につながり、導入費用の早期回収が可能となるようでございます。

このようなことから、生産効率を上げたい農家におかれましては、国の事業活用を検討いただきたいと考えております。本市での補助金創設につきましては、ニーズを調査し、情報収集を怠らず、効率的な農産物生産のため、今後の検討課題と考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 市長に答弁を求めたんですが、副市長が農林課長に振ったもんだから、いいでしょうけどね。

市長、せっかくですよ、身近な部分で肝付町がね、永野町長のところで一生懸命事業をやったわけですよ。そういう部分を農林課長に命じてきちっと精査させてね、また畜産業だけでなく、先ほど言いましたように園芸とか花卉農家ですね、この部分についても調査させ、また畜

産農家、園芸農家、花卉農家がIT化の部分についてどのように要望があるのかという部分も事業実態の把握という部分も努めていただきたい。調査・研究ですね、農業者の意向ということ、この部分約束していただけませんかね。

○市長（尾脇雅弥） 肝付町が全国のモデルケース的な形でされておられるということでありますので、いい先進事例がありますので調査・研究をさせていただきたいと思います。

それぞれの分野で得意とするところと、そうでない部分もございますので、その辺のところは全部やっちゃいますと、なかなか財源も含めて難しいですから、思いとしてはよく理解いたしますので、その中で、財源の中でということが垂水市に適しているのかというのを検討しながら進めていきたいと思えます。

○感王寺耕造議員 くだいようですけども、農家の意向調査も含めて事業実施、調査・研究ですね、事業実施に向けて努力いただきたいと思えます。

3点目ですね、ドローンの部分ですね、企画政策課長から総合的な管理を担当課が多いものだから、関わる、ドローンを使う部分で。そういう部分で理解しました。日常的な利用もまた多いということなんですけども、先ほども答弁いただいたんですけど、私のほうにも手元に令和2年度から事業実施でしたから、令和2年度ですね、令和3年度っていう部分でいただいているんですよ。資料を。それでこれを合計してみますと、令和3年の9月21日までに消防本部が1回ですね操縦訓練で、水産商工課が使えるのが多いと言われましたが、これ2回ですね、2回しか、土木課が8回、農林課が3回ということであります。

この部分について思うんですが、皆さん、よく覚えておいでかどうか。災害時の活用の部分、災害時、つい直近では平成28年災の部分で、これ大変な災害でありました。特に今記憶してい

るんですけども、農林課の耕地の部分ですね、この部分につきまして結局工事箇所ですね、被害箇所の特定という部分が大規模すぎてなかなか把握できなかった。その結果として、コンサルの確保が物すごく難しくなりました、時の総務課長が奔走して、何とかコンサルをかき集めたという部分の事例があったと思うんですよ。

また、平成17年災、大分前になりますけども、小谷地区ですね。ここの部分についても3名の被害がありまして、ほかの地区についても大変な災害がありました。私が何を言わんかとする、こういった大規模災害時に上空からの現場写真を撮ることによりまして、災害状況を的確に把握し、国県事業に早急につながりためにも、保有台数を増やすべきだと私は考えております。

例えば、大災害時でありますと、土木課、農林課、災害の現場の把握にいち早く努める。それで、私が先ほどいったように持っていく。また、消防本部におかれましては、災害時にドローンを活用することによって、災害救助を、また二次災害を防ぐという部分ができてくると思うんですよ。

だから、今、企画政策課が持っているのよりも、災害時、結局土木、農林が、消防が活用できるように、あと2台私は必要だと思っています。そうしたら3台あるわけですから、大災害時でもドローンを飛ばして、きちっと対応を立てられるんだということです。

市長、1機30万円しないんですよ。1機30万円、私はこれはドローンはお金を生む機械だと思っているんですよ。あと2台買っていたら60万円、この部分で60万円予算執行いただいて、きちっと対策を立てていく、災害対策を立てていくということが必要だと私は考えていますが、予算措置の考えはないのか、市長答弁を求めます。また副市長か。

○副市長（益山純徳） 感王寺議員の質問に対しまして、私のほうから答弁させていただきます。

す。ドローンの保有台数につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり大規模の災害発生した場合、職員の安全確保や国県等に早急に状況報告を行うために、複数の課が同時にドローンを使用することは想定される事態であると考えております。

現在、当市で保有している台数は1台でございますが、平成27年6月にはドローンを所有し、運用実績があります市内民間企業との間に、災害時における情報の収集協力に関する覚書を締結しており、本市で災害が発生した場合、ドローンを運行する人材を含め災害現場の調査等について、協力を要請できる体制を整えているところでございます。

このとき活用できるドローンの台数は、民間のほうで2台というふうに把握しております。大規模な災害が発生した場合、当市が保有するドローンと協力企業のドローンを活用し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

今後の保有台数の確保等につきましては、先ほど申しました体制の状況、これからの運用状況等を踏まえまして、関係課と協議の上、検討すべきものであると考えております。

以上です。

○感王寺耕造議員 議長にお願いしますよ、市長答弁を私は求めているんですからね。

あと今、副市長の答弁の部分で、民間企業とのそれは包括協定ですか。あるということは私も理解していますよ。2台ね。

ただ、あれは鹿児島企業の企業だったでしょう。災害が遭ったとき渡ってこれるんですか。遅いじゃないですか。だから自前で買って言うてんですよ。あと2台買ってくれればね、土木課もきちっと仕事できるし、農林課も仕事できるし、消防も仕事できるんですよ。

これだけ、国県事業をつないでいくって、お金も機械だと私は思うんだけどな。検討検討ば

っかりでらちがあかないから、市長も同じ考えだったらどうなのか分かんないけど、どうぞ。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には同じでございますけれども、28年の災害というのは大変でした。要は、今の御提案が悪いという話ではなくて、どちらを選択するかという中において、常時発生するのでありませんが、発生したときにちゃんとリカバリーできるのか。

今、お話がありました民間と提携しております。2台保有をしていると。鹿児島市の会社でありますけれども、柘原に在住ですから、毎日通っておられますので、そういったときの対応ができるようにということで、もうなっておりますし、場合によっては国交省の本庁からも、支部からも大きな災害のときには連携をしてやるようにということになっておりますので、そういうことを活用しながら、万が一のときにこうだったらよかったということがないように、そこは財源とかを超えて、どれが現状の中でよりよい方法なのかという選択肢だと思いますので、現状においては先ほど課長、副市長が答弁したような、基本的には考え方でございます。

○感王寺耕造議員 分かりました。じゃあ、市長ですね、逆にそういった国交省ですね、それで会社の分を、その部分が災害時に、きちっとできるような部分で、日常関係はきちっと結んでください。また、私は必要だと思っていますので、その点についても前向きに検討してください。らちが明かないので、これについてはですね。

あと国交省との免許証取得、講習状況、受講状況等、運行届ということで質問しているんですけども、時間がなくなりましたので、なかなかドローンの操縦も難しいようでありますので、操縦できる方を、法に抵触できないような形できちっと受講をされて、受講される分は受講して、また訓練のほうもきちっとやってということで、この分についてはもうお願いにいたしま

す。

ストレスチェックの部分ですね。安全委員会の開催について、理由にはなりませんけれどもということで言われましたですね。理由にならないですよ。だって、うちの要綱には月に1回は開きなさいとなっているんですよ。

それでまた、上位法の部分ですね、労働安全衛生規則、労働省令でありますけども、この部分についても第23条で事業者は安全委員会、衛生委員会または安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければなっているんですよ。

市長、私も議員も執行部も条例・要綱・規則、この分の法にのっとって仕事をするのが当たり前だと思いますし、また議論をすべきだと思うんですけども、総務課長の答弁で忙しいから等々もありましたけども、その点について、私疑問に思うんですけど、誰でも結構だからもう一回答弁ください。

○副市長（益山純徳） 感王寺議員の質問に対してお答えしたいと思います。

労働安全衛生委員会、総括安全衛生管理者、私副市長でございます。議員おっしゃるとおり、月1回というふうに要綱に定められており、多忙を理由に開けないというのは、やはり説明的にはなかなか理屈としては難しいかなと思っています。

先ほど、総務課長からありましたように、今後は要綱に沿った運営というのできるような体制づくりについても検討すべきものだと考えております。

以上です。

○感王寺耕造議員 うちの要綱も変えられないわけですね。労働省令でうたっているわけですから。この部分について、私なんで問題にしているのかということ、年に1回の部分、今年はまだ1回も開かれていないですよ。そうなった場合、総括安全衛生管理者の下に、安全管理者の設置ですね。また安全推進委員設置、衛生管理

者の設置、あとそういう部分が多岐にわたると思うんですね。そうすると、安全衛生委員会が1回も開かれていないのに、安全管理者ですね、各課長さんですね、現業を持っている部分ですね。

参考までに読み上げますと、この安全管理者、総務課長、生活環境課長、土木課長、農林課長、教育総務課長、消防長、水道課長です。大体现業現場を持っている部分ですね。それと、そのほかに安全衛生の部分についてなんですけど、まず、すみません。元に戻しますけども、そういった今言ったような体制がきちっとできているのかということですね。

日常業務の部分で危険な部分ですね。メンタルヘルスの部分も含めて、すくい上げるような安全衛生委員会が一番上部機関なわけですから。そういう体制になっているのかという部分が私は疑問なんです。

それで、情報開示を求めた部分ですね、令和2年度の部分、これによりますと令和3年3月24日、13時半から14時半、わずか1時間しか開かれてないわけです。出席者が12名、欠席者が5名です。この5名の部分については組合の部分ですね。現業の組合の部分、副委員長とかいろいろあります。

いろいろあるんですけど、現場をつかさどる人たちが、一人も出てないですよ。意見の吸い上げができていないじゃないですか。そういった体制になっているんですか。もう一回、総務課長きちんと答弁してください。

○総務課長（和泉洋一） 御指摘の点につきましては、我々も十分反省する点がございまして、今後、今年度におきましても、今議会終了後、早急に日程を調整いたしまして、まず第一回目の会議を開催したいと、委員会を開催したいというふうに考えております。

また、今後毎月1回というところについて、どのような体制で今後臨んでいくかということ

に関して、まず議論をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 現場での声をいかにすくい上げるかですね、市長、私はこの市役所の財産は職員だと考えているんですよ。職員が安心安全でないことには、日常的な良質の市民サービスということもできないと思うんですよ。今までの議論を聞いておられてどう考えて、どうやって対策を立てていかれるか、その点について答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には同じ認識です。やはり市を運営していく中で、垂水市役所というのが鍵になります。垂水市は合併もしませんでしたので、垂水市としてはエリアも変わらないわけでありましてけれども、当時300名を超えた職員がいた中で、行財政改革等もあって今は235名という中で、地方分権の中で仕事量は増えてということで、職員1人当たりの負担が増えているというのは御存じのとおりであります。

また、人口1万4,000人程度ですけれども、こんなコンパクトシティではありませんので、北から南まで山間部も含めて、その中で高齢化も進んでおりますので、多様なニーズに100%を目指しながらやっていくという中では、職員の皆さんに御苦勞をかけているところもあるということでございます。

ただいま御指摘いただいたようなことで、今、毎月定期的に開催するというものが年に1遍とかっていうことしか行えていない実態というのは、現場の状況は分かるんですけども、それでいいということではありませんので、先ほど総務課長が答弁したように、まず何ができるのかということから、まずは1回でも2回でも多くそういう機会を捉えて、現場のニーズをしっかり把握しながら、労働環境の整備ということに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 ここまでの議論は、大方は理解しましたけども、重ねて言いますけども安全管理者の仕事、安全委員の推進委員の仕事ですね、衛生管理者の仕事、この部分が日常的になされているとは私は思えないんですよ。

総務課長、重ねて言いますけども、一人一人聞けばいいんだけどね、土木課長のところがちゃんとやっているかね。民間の部分については安全推進委員なんかという部分は月1回きちっとやっていますよ。そうでないことは、労基署の部分の指導も入りますし、入札の部分までですよ。入札の部分まで排除されますよ。民間はちゃんとやっているんですよ。人が足りないだけじゃだめですよ。そこの部分はしっかりとやってください。

あと、今市長の答弁で少しありましたが、定員適正化計画の部分で、なかなか職員の増というのは望めない。それでまた、県国からの権限移譲という部分で仕事量が増えていることもたしかだと思えるんですね。そういった中で、職員配置について基本的な考え方はどういう部分であるか。また、以前も問題にしました部分、兼務の部分についてね、総務課長で結構ですのでどう思うのか、時間がなくて手短かにお願いします。

○総務課長（和泉洋一） 職員の人事異動につきましては、退職などで欠員を補充しなければならない場合、昇格を行ったことにより後任を決めなければならない場合、新規部署や拡大している業務に増員しなければならない場合等による4月の定期異動と、定期異動の補完や不測の事態のための不定期の異動を行っております。

人事異動に関する基本的な考え方としまして、市の推進する政策と垂水市新定員適正化計画による職員数等に基づき、職員の意欲や適性、能力などを考慮し、組織の活性化と市民サービスの一層の向上につながる効果的な配置を心がけております。

また、長期間同じ部署に在籍する職員や若手職員については、多様な部門を経験させることで、個々の職員の能力開発や組織の活性化を図ることを目的に、所属内の職員や年齢構成、経験年数のバランスに配慮しながら配置換えを行っております。

次に、兼務についての考え方でございますが、先ほど申し上げましたとおり不測の事態が発生したため、不定期の異動を行うことがあります。病気やけが等による一定期間職員が欠員となる場合は、原則残された職員で分担して対応していくこととなりますが、部署によっては業務の繁忙期等と重なり、現職員でカバーできない。また、これ以上の業務量の増は現職員の体調不良も心配されるというような場合もございます。

そのような状況が予見される場合、経験者等を短期間配置し、不測の事態等を回避する手段として兼務辞令を発出しております。

なお、兼務の職員については心身への負担が想定されますことから、期間については原則短期となるように心がけております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 分かりました。職員配置の方向については了解しますけども、兼務の方向ですよね、これは以前もありました。市長外部局の部分ですね。具体的に言いますと農業委員会の事務局と福祉課の児童障害者係の方と兼務、市長外部局については、また農業委員会についてはこの部分については、許認可業務を持っているんですよね。許認可業務が滞っちゃいけないんですよ。

この分についてはこれで終わりますけど、市長、以前は農業委員会の人事については農業委員会会長に副市長から、これでどうですかという部分があったんですね。農業委員会法が変わってね、市長の権限が強くなったわけだけど、やっぱり会長さんの意見も聞いていただきたい。これは要望にします。

次に移ります。我が市、本市の施設ですね、現業施設について保守管理に国家資格、また特殊な技能が必要で、一人勤務の部署も存在しております。職員の負担軽減を図るためにも、業務委託、指定管理者への移行の考えはないのかという部分ですね。私は言葉を選んで言っていますので、大体中身は分かりますね。

あともう一点、火葬場の勤務状況ですね、これについては専属の会計年度職員が1名と、あと環境センターが2名ということで、3名体制でやっただいていただいているんですが、この点についても議会の部分でどうするのよという部分を問題提起してまいりました。

なかなか後継者が育たないという中で、どういことをやっていくのか、以前は若い方が勤めたこともあったんですけども、学校に行っている子供たちがいじめられて泣く泣く辞められたという部分も聞いております。

そういった中で、これからの火葬場運営をどうしていくのかという点について、この点については生活環境課長ですか、保守管理の部分については総務課長でいいかな、どっちでもいいですよ。

○総務課長（和泉洋一） 業務委託への移行の考えにつきましてお答えをいたします。

本市のこれまでの行財政改革の方向性として、職員数の削減と外部委託等の検討が示されており、職員数の削減については、一応の目標を達成しておりますが、外部委託等の検討についてはこれまで課題としては上がるものの、本格的な検討まで至っていなかったのが実情でございます。

そのような中、本年8月、垂水市給食センターの調理・配送業務について、一部民間委託が始まったところでございます。行財政改革を行う際においては、住民サービスの低下を招かないよう、住民の利便性等に十分配慮した上で検討し、見直しを行うことが重要と考えており

ます。

さらに、議員御指摘のとおりそこで働く職員の負担軽減を考慮した場合、業務委託や指定管理等について、今後移行について検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 火葬場の勤務状況とこれからの人材育成・指定管理者制度の考えはにつきましてお答えいたします。

本市の火葬場の勤務状況につきましては、先ほど議員からもありましたように、現在火葬場専任の職員1名、環境センターとの兼務職員2名で火葬業務を行っております。従事する3名の職員は、垂水市公営施設管理公社を退職後、会計年度任用職員として引き続き勤務していただいているところで、職員の年齢につきましては、火葬場専任職員が66歳、兼務職員が70歳と66歳で、火葬場を利用された遺族の方々からは火葬業務に従事する職員の丁寧な説明と対応にありがたく思っているとお褒めの言葉もいただいているところでございます。

火葬場の人材育成につきましては、現在の職員がいる間に若い世代への方々への業務の引き継ぎも考えてはおりますが、火葬場業務の募集を行っても応募がなかなかないことに苦慮しているところでございます。そのようなことから、いつまでも現在の職員が従事していくことも厳しい状況でありますことから、現在、県内の火葬場の運営状況について情報収集を行うとともに、どのような運営体制がよいのかについても検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 職員の健康管理ですね、この部分については情報開示いただいた分にも、ストレスチェックの部分の手続きについても、なかなか難しいようですね。業者から本人に行つてということで、総務課長がタッチできないようなシステムになっているということは理解し

ますけど、その辺の部分もきちっと法にのっとって整理できないのか、一刻も早く安全委員会をもう一回開いていただいて、熟慮し、きちんと対策を立てていただきたいと思います。

これについては、もう要望といたしますので、きちんとやっていただきたいと思っています。

最後になります。固定資産の部分ですね。固定資産評価審査委員会の部分ですね、確かに要綱を見てみると第4条で審査の申出ということで、不服申出がないと開けないということで、これは私これで了解するんですよ。ただ一点、思う部分がこの委員会の部分で問題になるのが、専門家の方々も入っておられるから、そういう方は固定資産税やら土地評価とか、そういう部分は専門的な部分で、ところが一般の部分で私たちが結局、ここで承認しますよね、議会でね。大体市役所の職員の方がほとんどなんですけども、優秀な方々ですので、それでいいんでしょうけれども、一旦何か申出があった場合、結局要綱に書いたような、ずっと手続きがきちっと評価委員の部分で議論できるような、研修の場が必要なのではないかという部分を問題提起しているわけですよ。それについては、総務課長で結構ですので、一言ください。

○総務課長（和泉洋一） 議員御指摘のように、固定資産評価審査委員の研修の必要性につきましては、今後委員にどのような研修が必要かどうか、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 議長、5分残しましたけども、皆さんおなかが空いているようですので、私、これで終わりにしますが、来年が災害のないおやかな年でありますように、また市政が市長、ますます発展するように祈念いたしまして、私の令和3年度12月議会の質問といたします。

きちんと答弁いただきました部分もあります

し、そうでない部分もありますけども、また答を求めて随時やっていきますので、よろしくお願ひします。本日はこれで終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩します。次は、13時10分から再開します。

午後0時4分休憩

午後1時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 それでは、通告書に従い、一般質問を行います。

まず、地球温暖化防止への取組についてということで、9月29日の全員協議会で、今後、民間企業が垂水中央病院とコスモス苑に太陽光パネルを設置し、そこで発電された電気を20年間にわたり、市が購入する予定であるとの説明がありました。

しかし、この計画は市の計画に基づくものではなく、改めて話をお聞きしたところ、2社から提案があったとのことでしたので、いつどのような提案があり、どのような検討の結果、全員協議会での説明に至ったのかの経緯を伺います。

次に、公共施設等総合管理計画、及び個別施設計画についてということで質問いたします。本年3月に策定された公共施設等個別施設計画に、長寿命化の判定基準との項目が設けられています。

そこで、長くなりますが、個別施設計画に記載されている文書をそのまま読み上げますと、建築物は構造躯体の健全性が確保されてはじめて長期間使用することができますが、施工方法やその後の使用状況、また立地環境により使用できる年数が異なります。このため、長寿命化の可否を判断するためには、建物ごとに構造躯体

の健全性を評価する必要があります。

構造躯体の健全性の評価に当たっては、耐震診断を実施済みの建物については、既存の調査資料を基とします。耐震診断による調査が行われていない建物については、施設別の方針により今後も維持していく施設については、順次コア抜きを行い、構造躯体の健全性調査を実施します。

また、新耐震基準の建物については、試算上長寿命化可能と判定しますが、長寿命化改修の実施に当たっては構造躯体の健全性調査を実施しますとあります。

そこで、まず長寿命化を進めるに当たって具体的な判定基準があるのかを伺い、具体的な判定基準がない場合には、今後総合管理計画によると、本市には建築物系公共施設が372棟あるとのことを考えると、1棟1棟判断を強いられる職員の負担が大きくなるのではないかと、また施設の廃止や削減などが出てくる際に、市民への一定程度の基準を示すことが、市民への説明という点からも求められることから、具体的な判定基準が必要だと考えますが、その必要性についてどのようにお考えになられるのか、伺います。

次に、新たな庁舎計画に向けてということで伺います。

今月の広報誌にも外部検討委員会の提言書の内容が紹介されており、その提言書には耐震補強については、できるだけ外観を損なわない耐震工法を選択されることを望みますとあり、この外観を損なわないようにとの要望の理由として、現庁舎に文化的価値があるからだと記載されています。この文化的価値の論拠と思われるものは、2019年4月にドコモモジャパンから日本におけるモダン・ムーブメントの建築に選定されたことからではないかと思ひます。

私はそもそもモダン・ムーブメント建築が何たるか理解できておらず、また日本のモダン・

ムーブメント建築における本市の現庁舎の価値について情報を持ち得ておりません。モダン・ムーブメント建築が何たるかから何うと、時間が幾らあっても足りませんので、現庁舎についてどのような文化的価値があるのかについて市長の評価を伺います。

次に、本市のインターネット環境整備についてですが、これについては先ほどの感王寺議員の質疑で理解できましたので、要望に代えさせていただきます。

昨年の国の予算がついたことから、現在本市においても市の発注事業として光回線の整備工事が進んでいます。私が聞いた話によると、来年3月には一部の事業者のADSLサービスが停止されます。しかし、今月号の広報誌に記載がありましたが、開通時期は未定となっています。そうすると、来年3月にADSLサービスが停止になる市民は、今後せつかく整備する光回線以外のサービスを選択することになるのではないかと思います。この光回線整備事業は約3億円もの税金が投入されています。

税金を投入してせつかく整備するインフラですから、少しでも多くの市民が使用するよう民間事業者が関わることで難しいとは思いますが、遅くとも来年1月ぐらいまでには具体的な開通時期を市民の皆さんにお示しできるよう、当局としても御努力いただくようお願いいたします。この件に関しては、お答えは結構です。

次に、錦江湾奥桜島海底火山について伺います。

県では、牛根沖で海底噴火が起きた際の被害想定を行っており、それによると牛根地区では噴火が起きてから早いところで2分で最大9.7メートルの津波が到達すると予測されています。しかし、専門家によると海底噴火は起こる可能性はあっても、前兆現象などから数日前から予測が可能で、予測できる可能性が高いからこそ、予測された段階での速やかな避難を行えば、人

的被害は抑えられると思います。

ここで、課題となるのが、予測された段階で地域の住民がまとまって避難できる場所の確保です。そこで、執行部の現在の取組状況を伺います。

最後に、随意契約ガイドラインについていうことで伺います。

打合せで、随意契約のガイドラインがあるとお話でした。他自治体では、このガイドラインをホームページ上で公開をし、誰でも見ることができるようになっています。本市では、公開をしていないので、他市のガイドラインを参照し、本市の随意契約の状況を確認すると、随意契約の理由として不適切なのではないかと思われる事例が見受けられます。

そこで、随意契約ガイドラインの職員への改めての周知と、ホームページ上での公開についてお考えを伺い、1回目の質問とさせていただきます。

○企画政策課長（二川隆志） 地球温暖化防止への今後の取組についてお答えいたします。

今回の垂水中央病院とコスモス苑における太陽光発電導入の経緯でございますが、昨今の地球温暖化が急速に進む中、環境省は温室効果ガス削減の中期目標として、2030年度までに約50%の削減、長期目標として2050年度までに排出実質ゼロを達成することを掲げております。

地方公共団体におきましては、公共施設における再生可能エネルギーの利用を促進し、ゼロカーボンシティを宣言する自治体も増えてきております。また、令和2年12月に策定されました垂水市強靱化地域計画におきまして、脆弱性評価結果において市施設等の被災による機能の大幅な低下として、電力供給遮断時の電力確保が記載されておりまして、これに対する推進方針としまして、災害等の発生により電力供給が遮断されたときに、防災拠点や避難所となる公共施設等において、住民生活等に不可欠な電力

確保のために太陽光発電システムの導入を検討すべきであるとされています。

このような社会的状況や防災拠点等における電力確保の課題等を踏まえまして、太陽光発電事業の民間事業者から公共施設の屋根上における太陽光発電事業の提案がございました。その提案を受けまして、太陽光発電により災害発生時の電力確保とともに、自家消費型の再生可能エネルギーを活用することを前提に、災害発生時に防災拠点となります市役所や医療機関等、避難所となります主要な公共施設8施設において検討を始めまして、医療機関等として災害発生時の重要拠点であり、夜間や年間を通じて24時間電力を使用する垂水中央病院とコスモス苑において、総使用電力量の一部を自家消費型の再生可能エネルギーを導入して、施設運営が行えないか検討を始めたことから、それらの取組内容等について、11月2日の全員協議会において御報告したところでございます。

この事業につきましては、今後本市における脱炭素化、再生可能エネルギーの活用の足がかりとする取組にできればと考えております。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 長寿命化の具体的な判定基準の有無及び判断基準の必要性についてお答えいたします。

まず、長寿命化の具体的な判断基準の有無についてでございますが、本市におきましては垂水市公共施設等個別施設計画を令和3年3月に策定し、学校施設及び公営住宅を除いた公共施設等の今後の長寿命化等の方針案を定めているところでございます。

この計画において、施設の長寿命化の判断基準について記載しているところですが、その内容は長寿命化の可否を判断するためには、建物ごとの構造躯体の健全性を評価する必要があり、その評価については耐震診断を実施済みの建物については、既存の調査資料を基にし、耐震診

断が行われていない建物は、順次コア抜きを行い、構造躯体の健全性調査を実施するとしております。

この調査結果を踏まえ、長寿命化等につきましては耐震診断等の結果を基に、建物の利用状況や改修費用等を踏まえて、総合的に判断するものと考えているところでございます。このようなことから、現計画において長寿命化の判断に関し、数値等を用いた判断基準値は設けていないところでございます。

次に、具体的な判断基準値の必要性についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、長寿命化については総合的に判断するものと考えており、現状において新たに基準値を設定する考えはないところでございます。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 現庁舎の文化的価値についてお答えいたします。

現庁舎の文化的価値については、外部検討委員会の意見書中、1、現庁舎の耐震化についての理由の4点目に記述がございまして。

そこには、現庁舎が持つ文化的価値及び環境負荷の低減といった観点から、建物外観をできるだけ現状に近い形で保存できるようにといった意見、一方で耐震補強を優先した上で、今後、コストや利便性、バリアフリーへの対応についても十分に配慮すべきといった意見があったことから、耐震補強計画の手戻りがないよう、引き続き十分な検討が必要であるとされたこととあり、耐震補強工法を検討する際の要素の一つになるものと思われま

す。ドコモモジャパンが垂水町役場庁舎（現垂水市役所庁舎）を日本におけるモダン・ムーブメントの建築226選の一つとして選定していることは、承知しているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 森議員の御質問にお答えいたします。

桜島の噴火に関しまして、議員からも御指摘のありました噴火の前兆現象を含めて、噴火シナリオを基に簡単に説明をいたします。

まず、桜島での地震の発生、井戸水の変化、動物の異常挙動、地鳴り、海の変化等の前兆現象が見られるようになります。次に、噴火開始から想定される現象としまして、山腹からの噴煙活動、火山ガスや岩塊の噴出、爆発的噴火、軽石や火山灰など多量の降下火砕物の噴出、火砕流の流下、溶岩の流下、大きな地震の発生、そして海底噴火や大きな山体崩壊に伴う津波の発生となります。

このような現象に対しまして、議員も御指摘のとおり、噴火の前に避難していただくことが避難に関する本市の考え方でございます。つまり、桜島が噴火する前に気象庁、気象台から発表される噴火警戒レベル等の情報に基づき、市が発令する避難指示等により、住民の方の避難は完了していることとなります。

御質問の避難先確保について申し上げます。本市としましては、桜島の大規模な爆発的噴火が発生した場合、被害は広範囲に及び、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態となることを想定いたしております。さらに、先ほど申し上げましたように、牛根地区には津波が予想されることから、牛根地区住民の方は霧島市及び始良市等への広域避難も必要と考えております。

また、状況に応じて県道72号垂水大崎線を利用して百引経由鹿屋市回りで垂水地区など市内の避難所への避難も想定されます。

以上でございます。

○財政課長（濱 久志） 随意契約ガイドラインの職員への周知及びホームページでの公開についてお答えいたします。

随意契約とは、地方自治法施行令の定めにより、例外的に認められる契約であり、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特

定の相手方を選択して締結する契約方法となります。本市では、職員が随意契約について正しく理解し、公平性の確保、経済性の確保、適正履行の確保の観点から適正な契約ができるよう、随意契約ガイドラインを平成25年に策定し、財務会計システムにおいて職員が随時確認できる状況となっているところでございます。

今後、新規採用職員等については、研修を実施するとともに、他の職員についても改めてガイドラインの内容の周知徹底を図るなど、適正な契約事務の遂行に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、ホームページでの公開についてでございますが、現在、このガイドラインは職員向けの事務取扱資料と位置づけていることから、外部への公表は行っていないところですが、公開するかどうかについては、その必要性も含め、今後庁内で検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答で進めさせていただきます。ただ思っています。

まず、地球温暖化防止への今後の取組ということで、災害時の停電時の対応、またその二酸化炭素の排出量を削減するためだという御説明があったかと思えます。この二酸化炭素の排出量の低減というところを、全協のところで説明では、中心に御説明されていたかと思うんですね。

その二酸化炭素の排出量を削減するということに着目をした場合、この太陽光発電パネルの設置以外にも、小水力電力の活用であったりとか、再生エネルギーを自ら設置するという考え方と、ほかの考え方としては再生可能エネルギーで発電している事業者から電気を買うという考え方もあるかと思えます。

ほかにも、いろいろ考え方、選択肢があるとは思うんですね、そういう選択肢がある中で、

なぜこの太陽光発電のパネルを設置するっていうところを選択をされたのか。そういうほかの選択肢、検討しなかったのかということについてお伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 選択肢につきましてお尋ねでございます。

確かに、今森議員が言われたとおり複数の選択肢、例えば再生可能エネルギー、そして地球温暖化に向けての取組というのは、自治体としても複数の選択肢があるというのは重々認識しております。

そこでですけれども、先ほどもお答えしたんですけれども、やはり垂水としましては、様々な自然災害に侵される自治体ということもございまして、そういった観点からも先ほど申し上げましたけれども、災害等の発生により電力供給を遮断されたときに、防災拠点や避難用となる公共施設において、住民生活に不可欠な電力確保のために太陽光発電システムの導入を検討すべきというところの、国土強靱化にもうたわれておりましたことから、そういったところも一つの選択肢として検討し、今回まずは公共施設においても多くの電力を消費しております中央病院、そしてコスモス苑をまず防災拠点という位置づけもございましたので、導入に検討しているというところで御報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 太陽光パネルの設置を選択したという御説明については、一定程度理解はできました。

ただ、この計画自体が何かしらの計画に基づいていないというところはすごく大きい課題だと思うんですね。垂水市においても、地球温暖化防止の計画であったりとか、環境基本計画であったりとかというところで、削減を掲げて取り組んでいらっしゃると思います。

この地球温暖化の問題というところは、I P

CCの第6次評価報告書によると産業革命後、既に地球温暖化は約1度進んでいると、上昇している。これから2030年から52年の間に1.5度に達する可能性が高いとされているということでした。

さらに、この上昇が1.5度を超えて2度になったときには、人間の居住するほとんどの地域における極端な高温の増加など、明確な違いが現れると評価報告書では言われています。だからこそ、1.5度の上昇を抑えるというところはすごく大切なものになってくると思います。この上昇を抑えるために、二酸化炭素排出量の削減を進めることが喫緊の課題であり、正面から市政としても向き合うべき課題だと思っております。

この重要な課題だからこそ、限られた財源の中で、できるだけ迅速かつ確実に排出量を減らしていくために、長期的視点に立った計画が必要だと考えますが、担当課のお考えお伺いします。

○生活環境課長（紺屋昭男） 気温上昇0.5度未満に抑えるための、今後の本市の取組につきましてお答えいたします。

先ほど森議員からもありましたように、世界の平均気温は産業革命以前に比べ、人間の活動によって約1度上昇したと言われており、このままの率で温暖化が進めば、2030年から2052年の間に気温は1.5度上昇すると予想されております。

本市におきましては、第2期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成29年3月に策定し、本庁舎・各課が所管する公共施設の電気やガソリンなどのエネルギー別温室効果ガス排出量をホームページ上で公表しながら、温室効果ガス低減に向けた取組を行っているところであり、また現在、第3期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定も進めているところでございます。

第2期の垂水市温暖化対策実行計画においては、市庁舎及び公共施設の温室効果ガス排出量の削減目標を分野別に掲げるとともに、本年3月に策定した垂水市環境基本計画においては、低炭素社会の構築のために、エネルギー対策や自動車対策における市の取組や市民の取組、事業者の取組をお示しし、CO₂などの温室効果ガスを削減し、地球温暖化の抑止を推進していかなければならないと考えております。

2030年までの気温の上昇を0.5度以下に、いかに抑えるかが課題であるとも言われておりますことから、さらに市民や事業所と一丸となって温暖化防止対策について取り組んでいかなければならないと思っております。

以上でございます。

○森 武一議員 この部分で、私が主張したいことというのは、何の計画にも基づかず進めていくということに課題があるんじゃないかということなんです。

その理由としては、厳しい財政の中で、具体的に効果的に政策を打っていかないといけない。それは一つ一つ目の前に現れてきたから打っていったという結果で、最終的にその財政効率が悪くなってしまうことが十分考えられると思うんです。また、市民への説明責任ということからもしっかりとした計画に基づいて、試験的な事業だったとしても、その方向性を示した上でじゃあどうやっていくかというのがあった上で、どういう試験的な事業を行っていくかっていう話になっていくと思うので、ここは今年垂水市地球温暖化対策実行計画というのが、見直しの時期になっているかと思えます。ここにしっかりと盛り込んだ上で、今度また中央病院、またコスモス苑について、改めてパネルを設置するのかしないのか、また今後も二酸化炭素の排出量をどうやって減らしていくのかという計画、考え方をしっかり示すべきだと思います。改めて、その考えについてお伺いします。

○企画政策課長（二川隆志） 今のお尋ねについてお答えします。

やはり今後、様々な事業の展開というのはやはり事業計画があつてからこそしかるべきだというふうには認識しております。そういった中で、やはり今後公共施設等において、様々な整備を進めていくのであれば、やはり今後策定されます地球温暖化実行計画、そういったところに盛り込んだ上で、じゃあその上ですけれども、年次計画的にどういった施設を整備していかなければならないのか、そういったところも検討しながら、関係課と協議・連携して策定に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 策定、長期的な視点で計画を立てていただけるというお話だったと思います。全員協議会のところでの御説明で、例として鹿児島市であつたりとか、阿久根市また日置市等が出てきたかと思えます。この3市においては、しっかりとした計画を立ててあつて、地域でエネルギーを生み、そしてその地域でエネルギーを消費する。今まで、外部に、市外に出ていたお金を地域に循環させるっていう、しっかりとした計画の下で進めてきているものなので、そこら辺は垂水市に、本市においてもそういう視点でしっかりと計画を立てていただきたい。

また、厳しい財政状況の中というところは、これまで散々議論があつた中と思えますので、太陽光パネルの設置、発電の設置というところ以外にも、カーボンオフセットであつたりとか、様々な手法があると思えます。その中で、選択した結果、この政策が一番垂水市にとっては効果が高いんだというような説明の仕方をしっかりとできるように検討していただければと思います。これで、この質問は終わらせていただきます。

次、公共施設等の個別施設計画についての具体的な判定基準についてということで、総合的

に判断をされるというお話だったかと思います。御説明の中で、健全性の調査をされるというお話だったかと思いますが、その健全性の調査をされるに当たって、どういう項目を基にして健全性の調査をさせるのかを改めて御説明お願いいたします。

○財政課長（濱 久志） 文科省の長寿命化改良事業のQ&Aというのがございます。個々の建物の劣化状況等に応じて、必要な補修及び対策は異なるため、一律に長寿命化改修の適否、判断基準を示すことはできないとあり、その理由としましては劣化が著しく進行し、建物として崩壊寸前の廃墟状態にあったとしても、現在の技術を持って補修・改修・補強を行えば、再び使用できる状態にすることも可能とされており、改修とするか、長寿命化改修とするかは、あくまでも個々の建物ごとの状態とその補修、改善にかかる経費を踏まえ、各地方公共団体が総合的に判断すべきと記載があるところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 具体的な基準を示すことができないという御説明だったかと思うんですが、そうすると長寿命化の判定基準というふうにわざわざ項目を立てた理由ですね。基準というのは何かしらの目安があるということだと思うんですが、わざわざ項目を立てて、判定基準と書かれている。また全然説明がおかしくなってしまうんですが、そこについてどのようにお考えになるのでしょうか。

○財政課長（濱 久志） 先ほども申し上げましたが、判断の基準というものは、建物の利用状況や改修費用等という基準でございます。具体的に数値で示していないという説明でございますので、判定基準としては今申し上げた利用状況や改修費用等というのが基準ということになります。

以上です。

○森 武一議員 今ここに南大隅町と肝付町、志布志市のものがあるんですね、長寿命化の判定基準ということで、ここにしっかりと具体的な基準というものを示してやっていらっしゃる市町村もあるんです。なぜ、本市ができないのかというところを改めてお伺いできればと思います。

○財政課長（濱 久志） 数値等による判断基準を設けて、機械的に判断するとした場合、誰が評価を行っても同じ評価になるというメリット、また担当職員が業務事務効率化につながるというメリットはあると思われませんが、一方で安易に基準値を照らし合わせて判断することで考えられる対策の選択肢の幅を狭めるというデメリットがあると思われま。

特に、対策の方針次第では費用面に大きな影響が及ぶことも想定されますので、一定の基準値だけを用いて判断した場合、住民への説明も難しくなるのではと考えているところでございます。

以上です。

○森 武一議員 選択肢が狭まるから基準が示せないというところの説明はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。仮に今課長のほうから御説明あったところの狭まるというお話であれば、一定程度の基準があって、その上で長寿命化の可否が、判定が必要になってきたものに関して、じゃあ総合的に判断をする等の考え方ってあると思うんですよね。

なぜそういうところもできないのかっていうところは、今までの質疑を通して全く理解できないんですが、改めてそういうことをする必要はないのか。

もう一点ですね、最初の一回目の質問のところ、職員への負担というところも大変大きくなってくれないかと。372棟ある、これを一つ一つ総合的に判断していくというところが必要になってくると思うんですが、その職員

への業務の負担というところについてのお考えもお伺いできればと思います。

○財政課長（濱 久志） 今、森議員が言われるように職員の負担というのは、当然あると思われれます。ただ、基準があるから負担が少ないとか、基準がないから負担があるということではないと考えております。

ですので、今御説明したとおり本市としましては数値的な判断基準は設けないということで、計画を策定しているところでございます。

以上です。

○森 武一議員 ここについては、もうらちが明かないので、ただ長寿命化の判定基準と書かれているのであるから、その基準をお伺いしたいだけなんです。それがいないというのは、判定基準と書かれているところと全然つじつまが合わなくなってしまうので、ここについては今後もやっていきたいと思えます。

最後に、ちょっとお伺いしたいのは、この判定基準を総合的に判断するというプロセスについて簡潔にお伺いできればと思います。どのようなプロセスを経て、誰が最終的に判断していくのかということをお伺いできればと思います。

○財政課長（濱 久志） 長寿命化の判断は誰がするのかという御質問だと思うんですが、長寿命化は所管課が耐震診断等の結果を踏まえて検討することとなりますが、その際、技術的な面や事業費等を踏まえる必要がありますので、関係課と協議を行い判断することと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません。最後の誰が決定をするのかというところが抜けているんですが、それは担当課が決められるのか、それとも経営会議等で判断されるのかということをお伺いできれば。

○副市長（益山純徳） 森議員の今の質問に対してお答えしたいと思います。

一応、先ほどの課長の答弁のとおり、所管課が診断等の結果を踏まえて検討を行って、あと関係課で協議を行い判断することになるということは、先ほど課長から答弁があったとおりです。その後、最終的な話なんですけど、実際、その予算議案として議会に執行部として提案をいたします。その上で、議論、審議をしていただき、議決をいただいた場合、その長寿命化の執行が予算として認められるということになると考えております。

以上です。

○森 武一議員 今の副市長の御答弁であれば、最終的には議会が決めるというお話になってくるかと思うんです。そうではなくて、執行部としての考えをどういうふうに判断をしていくのかということをお聞きしているんです。

○副市長（益山純徳） 先ほどの答弁一部繰り返しになりますが、その関係課の協議を行った以降、最終的に予算議案として執行部がまず議会のほうに提案いたします。その時点の予算議案としての提案ということが、執行部の判断というふうに考えております。

以上です。

○森 武一議員 もうこれで終わらせていただきますが、今後、予算議案として出される際に関しては、どのような検討をされたのか、どういふところの検討結果として、どういふ調査をしてどういふ検討結果というところもしっかり説明ができるように、総合的に判断をしたというのではなく、具体的にそこをしっかりと示すようお願いをいたします。

次に入らせていただきたいと思えます。新たな庁舎計画に向けてということですが、先ほどのお話ですが、この文化的価値というものが本庁舎のどこにあるのかというのを改めてお伺いできればと思います。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） この文化的価値につきましては、あくまでもドコモモジャパ

ンの評価という形で説明させていただきます。

ホームページに載っておりますので、そこを
読ませて説明ということでもいいでしょうか。評
価につきましては。

○森 武一議員 執行部としてのどういうと
ころに、あるか、ないかというふうな判断をされ
ているのか。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 先ほども言
いましたけれども、これはドコモモジャパンの文
化的評価ですので、我々としてはまだそこら辺
はまた考えていかないといけないということで
思っております。

○森 武一議員 今後、判断をされていくとい
う話だと思うんですが、文化的価値を判断する
に当たって、どういうところ、どういう点につ
いて、調査をしたりとか、判断をする判断材料
というものがどういうものになるのか、お伺い
できればと思います。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震補強を行
います項目の中に、外部委員会からは文化的価
値も考慮してくださいということで、判断する
材料の一つと考えております。

そこで、文化的価値につきましてまた専門家
とかそういう方の意見があれば、お教えいた
だくとか、そういうことであると思います。あと
はまだ、補強につきましてはコストとか、工法。
いろいろなやり方とかそういうのがありますの
で、そこを加味しながら今後考えていきますけ
れども、方法につきましてはまた外部委員会、
特別委員会のほうにまたお示ししまして協議
いただくということで考えております。

以上です。

○森 武一議員 すみません。これ、なぜこの
文化的価値についてお伺いしているのかとい
うところは、今回、先ほど議会において決議案
を出させていただいたと、そこにおいて必要最低
限というところを載っているわけですね。その
必要最低限というのを考えたときに、この文化

的価値があるかないかによって、外観をできる
だけ維持をしてするのか、または内部からする
のか、判断が異なってくると思います。

それを判断するに当たって、今のお話だと外
部検討委員会と特別委員会で判断をしてくだ
さいというお話なのかもしれませんが、執行部
としてどのように考えるかという、お考えをお
伺いしたいと思っております。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 今外部委員
会の中に、建築の専門家の方がいらっしゃいま
すので、専門家の御意見を聞いたり、設計事務
所それとあと土木課の建築係に技師がいます
ので、そこで協議しながら提案させていただき
たいと思っております。

○森 武一議員 そうすると、その技術職の方
の御意見という話だと思うんですが、これに関
して外部検討委員会のところでは文化的価値と
いうところが重要になってくるわけですよ。文
化的価値というのはそれなりに専門的な方の
判断も必要になってくるでしょうし、自分たち
では分からないような文化的な価値があるか
もしれない。

ただ、それに関してしっかりと一定程度専門
家じゃないと分かんないから、分かんなくて
いいんだっていう話ではなくて、市民に対しても
やっぱり説明であったりとか、議会に対しても
説明をしていただきたいわけなんです。その文
化的価値というのがどこにあるのか、モダン・
ムーブメント建築における何なのかという、そ
もそもそのモダン・ムーブメントというのが分
からないんではあるんですが、そこら辺につ
いてもしっかりと説明をしていただくために、
じゃあ執行部としてどのようにどういうところ
に文化的な価値があるのか、ないのか。ないとい
う御答弁でも結構なんです、そういうところ
しっかりと今後示していただければと思います。
もし、お答えいただけるのであれば。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 先ほども申し

ましたとおり、専門家の御意見を聞きながら、参考にしなが、また進めていきたいということになると思います。

以上です。

○森 武一議員 市長、これ市長の評価はということでお伺いしているんですが、今の段階で市長がこの庁舎に文化的価値がどのようにあるのか、またあるかないかというところを含めてお伺いできればと思います。

○市長(尾脇雅弥) 現状においては、あくまでもドコモモジャパンの評価ということですので、担当課長が今申し上げたような形で進めていくということになります。

○森 武一議員 分かりました。最後は、この項目について最後お伺いしたいんですが、この文化的価値はいつぐらいまでに判断をされるのかというのをお伺いできればと思います。

○庁舎建設総括監(園田昌幸) これにつきましては、工法自体が耐震補強計画のほうで工法が固まってまいりますので、工法を固める前までには方向性を出さないといけないのではないかと考えています。

以上です。

○副市長(益山純徳) 今の答弁、若干補足させていただきます。

その今言った文化的価値の話なんですけど、こういうことも含めまして耐震補強計画の策定において、各課で検討する必要があると考えています。

以上です。

○森 武一議員 今のお答えであれば、耐震補強計画の基本計画の策定が終わる段階では示していただけるというお話だったと思いますので、ぜひそこら辺はそれまでに示していただければと思います。

次の、基礎工事を行わないのかについてお伺いさせていただきますと思います。

前回、庁舎建設計画時に、建物が60年ぐらい

経過し、基礎も松くい危険だから新築でなければならないというふうなお話があったかと思えます。今回の耐震補強計画に関しては、特別委員会のところでも、上物だけしかしないというお話だったんですが、そこについて基礎工事は行わないのでしょうか。改めてお伺いします。

○庁舎建設総括監(園田昌幸) 基礎工事を行わないのかについてお答えいたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、要安全確認計画記載建築物に対して、耐震診断が義務づけされております。その耐震診断につきましては、日本建築防災協会の定める基準に基づき、構造躯体の安全性を評価することとなっております。

耐震診断により、仮に新耐震基準を満たしていないとなりましたら、同じく日本建築防災協会の定める基準に基づき、耐震補強計画を策定し、第三者機関である判定委員会での審査を受けることとなります。その後、耐震補強計画を基に耐震補強工事を行った建物につきましては、新耐震基準を満たすということになりますので、そう判断をしています。

以上です。

○森 武一議員 すみません。今のは法律的に求められていないので、基礎工事は行わないということの認識、理解でよろしいでしょうか。

○庁舎建設総括監(園田昌幸) あくまでも、この日本建築防災協会の定める基準につきましては、構造躯体の安全性を評価するということになっておりますので、そういうことになりません。

以上です。

○森 武一議員 そうなってきたときに、法律的に求められないからというお話だと思います。これに関しては、今回の耐震診断促進法または建築基準法においても、耐震診断をした結果、新耐震基準に適合するように耐震補強をしなければならないという義務づけはないと思います。

義務づけがなかったというふうにお伺いしているんですが、これ今まで基礎まで含めて危ないから建て替えなければならないと言ってきたわけだと思っうんですね。

その際に、この市民・職員の安全を確保するに当たって、法律で求められていないかということで、問題はないんでしょうか。もう上物だけやればその市民・職員の安全安心が確保できるということよろしいでしょうか。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） あくまでも法に基づき行っておりますので、私のほうで安全かどうかという判断はしかねるということでございます。

○森 武一議員 私の一般質問の場で、執行部のほうで御答えになっているんですが、耐震診断、耐震補強及び長寿命化の可能性調査の有無について御答えさせていただきますということで、執行部のほうから御答弁がありまして、それを読み上げさせていただくと、現庁舎の耐震診断については庁内検討委員会で耐震診断及び耐震補強工事の費用対効果、耐震補強工事による影響、そして当時の議会における要望等に基づき協議が行われ、平成29年3月に取りまとめた新庁舎建設の検討結果報告書において耐震補強工事は、耐震壁の新設、構造体の補強だけではなく、くい打ちも行っていない本館のくい、基礎の補強が不可欠であるというふうに述べているんです。執行部としてそのように御答弁されているわけです。これ安全性を確保するに当たっては、執行部の答弁と矛盾するのではないかと思います。そこについて改めてお伺いします。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 今回の耐震診断につきましては、やはりこの基準に基づき行うということで考えております。

以上です。

○森 武一議員 すみません。もう一度お願いします。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 今回の耐震診断、耐震補強計画につきましては、あくまでも日本建築防災協会の定める基準に基づき行っていくということで考えております。

○森 武一議員 今のお答えだと、先ほどの市長も職員の安全、市民の安全を確保する観点からというふうにおっしゃっていたわけですよ。議会においても、職員、市民の安全を確保、また外部検討委員会にも同じように提言書が出ているかと思っいます。

その観点から、今までの御答弁、本会議の一般質問の答弁と矛盾すると思うんですが、この基礎工事は行わなくても問題はないんでしょうか。今までの、一般質問の議会答弁と矛盾すると思うんですが、そこについて何が変わったのかお伺いできればと思っいます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 今回は、あくまでも耐震診断を行って報告するという事になっておりますので、耐震診断は基準に基づいて行って、耐震補強も基準に基づいて行うということでもあります。

以上です。

○森 武一議員 耐震診断の命令に関しては県ほうから出てきているからやりましたと。その先に関しては、この庁舎を使い続けるか、プレハブを建てて別な建物を使うなど、様々な選択肢がある中で、執行部として耐震補強をすると決断されたわけじゃないですか。その際において基礎工事が必要不可欠だと、これまで述べてきたこの議会での答弁とどういふふう整合がつくのかというのをお伺いしているんですが。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） すみません。何度も同じ答弁になりますけれども、今回の耐震補強につきましては、耐震基準に基づいて行うということで考えております。

○森 武一議員 市長、先ほど市長は市民の安全を守るため、職員の安全を守るため耐震補強を決断したとおっしゃったわけじゃないですか。

今までの議会答弁で基礎工事は必要不可欠、もう不可欠だと。基礎工事までしないと耐震補強はできないと述べているわけです。これについて、どういうふうにお考えになりますか。

○市長（尾脇雅弥） そのようには述べておりませんが、今回、先ほど申し上げたのは、現状耐震基準を満たしておりませんので、耐震補強することでより安全度は増すということにつながっていくと思いますので、全然答弁としては矛盾していないと。森議員も先ほどの議会議決なんかで、そういう趣旨で賛同されておられるわけですから、全く矛盾はないと思うんです。

○森 武一議員 先ほど、賛成討論のところ、基礎の問題であったりとかというのは指摘をさせていただいているわけなので、そこに関して、今質問しているところに関して問題はないかと思えます。

今まで、執行部としてそのように説明してきた中なので、そこに関してまた来年度の新年度予算で実施設計の予算が出てくるかと思いますが、それまでの間にしっかりと議会答弁との整合性、どのように説明されるのかというところも明らかにしていただければと思います。ここはもう、またこれに関して先ほどの個別施設計画と同じように平行線になってしまうので、ここで終わらせていただきますが、改めて3月までにしっかりと、この基礎工事しなくても問題がないのかという、議会答弁との整合性がどうなっているのかというのを明らかにしていただければと思います。

次、今後の庁舎整備に対する市長の考えはというところで、今後建て替え、または改修というところが課題になってくるかと思いますが、現状市長はどのようにお考えになっているか、お伺いできればと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今後の庁舎整備に対する考えということでお答えをいたします。

11月8日に外部検討委員会、11月26日には議会特別委員会の議論の結果が取りまとめられましたことから、私といたしましては12月2日に庁内検討委員会で庁内委員の意見を確認した上で、12月3日には特別委員会の要望書を提出いただくことを前提に、現庁舎及び消防庁舎の耐震補強を行うことを決断し、同日の経営会議で市として意思決定を行いましたということでございます。

午前中、川越議長から正式に要望書をいただきましたことから、先ほどこの議場におきまして、本庁舎並びに消防庁舎の耐震補強を行うことを議員の皆様にお伝えをしたところでございます。

また、庁舎等の耐震化については、外部検討委員会の意見書にあるとおり、現庁舎が持つ文化的価値及び環境負荷の低減といった観点から、建物外観をできるだけ現状に近い形で保存できるようにといった御意見、一方で耐震補強を優先した上で、今後コストや利便性、バリアフリーへの対応についても十分に配慮すべきといった意見がありましたことから、耐震補強計画の手戻りがないように引き続き今後十分な検討が必要とあること。

また、庁舎の在り方については、議会の要望書にもありますとおり、耐震補強は必要最低限にとどめ、市民の将来の負担にならないような、現庁舎及び消防庁舎の新庁舎建設やリノベーションを含め、様々な観点から引き続き議論を行い、議論に必要な情報等については引き続き提供を求めるとありますことから、私といたしまして庁舎等の在り方につきましては、今後とも外部検討委員会並びに議会特別委員会において、慎重丁寧な議論が行えるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○森 武一議員 時間がなくなってきたので、この考え方についてもう少し議論を深めたいところではあるんですが、次のほうに移らせてい

ただきたいと思います。

耐震補強について、決断は誰がいつ行うのかについては、先ほど市長が行いましたので、もう質疑する必要はないのかなと思いますので、飛ばさせていただきたいと思います。

市民の皆さんから聞かれるんですが、これ耐震補強ありきではなかったのかというふうにお伺いされるんですが、それについて執行部のお答えをいただければと思います。

○市長（尾脇雅弥） 耐震診断ありきではなかったのかについてお答えをいたします。

私といたしましては、議会や外部検討委員会の委員の皆様様の御意見を確認しながら、市民の皆様や職員の安全の確保を第一に、改めて進めてまいりたいと考えておりました。本年5月からは今後の庁舎等の在り方について、市民目線による多様な意見を反映し、専門的・総合的に検討を行うために、垂水市庁舎等のあり方検討委員会を設置し、5回にわたりまして委員会を開催いただき、現庁舎の耐震化に対する意見書を提出いただきました。

また、議会におかれましては庁舎整備特別委員会を設置いただき、耐震診断後の現庁舎等への対応について、慎重丁寧に御議論をいただき、先ほど議長より庁舎等の耐震化における要望についての要望書をいただいたところでございます。

先ほどの堀内議員の御質問のところでもお答えをしまして、外部検討委員会や議会の皆様様の議論を確認させていただいた上で、今回耐震補強を行うことを決断いたしました。私といたしまして、この決断について広報誌を通じて市民の皆様様に御報告をさせていただきたいと考えております。

森議員におかれましては、市民の皆様から耐震診断ありきではという質問に対しては、議会や外部検討委員会での議論を踏まえたものであるということをお伝えいただければというふう

に思います。

○森 武一議員 議論を踏まえた上でというお話だったと思うんですが、庁舎等のあり方庁内検討委員会の設置要綱で、所掌事項で市庁舎等の耐震補強及び改修等に関して調査及び検討することとあるんですね。外部検討委員会に関しては、庁舎等の今後のあり方に関することと、あり方というところが出てきている。庁内に関しては耐震補強と改修等に関して調査及び検討するというふうになっていますが、これはなぜこういうふうになっているのか、お答えいただける方、なぜこうなっているのか、お伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 通告を通した形でも、ちょっと御相談受けていなかったのも、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○森 武一議員 耐震補強ありきではなかったのかというところで、耐震補強の庁内検討委員会に関しては、今まで執行部のほうでも庁内検討委員会を設置してというふうな話になっているので、わざわざ通告というか、御存じなのかなと思います。あり方検討委員会なのであれば、どちらでも耐震補強ありきではなかったというのであれば、在り方に関する事、外部検討委員会と同じような書き方で十分だと思うんですが。ただ庁内検討委員会に関しては、市庁舎等の耐震補強及び改修等に関して調査すること、検討することというふうに書かれているってなってくると、市民の方からも耐震補強ありきではなかったのかというふうに思われても仕方ないかと思います。これに関して、もう一度、企画政策課長お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） それぞれの立場でいろんな考えがあると思いますが、この一連の経緯をみれば、外部検討委員会で決定をし、議会の皆様も先ほど全会一致でそのような議決をいただきましたので、そのことを踏まえて決定をい

たしましたということでもありますので、ありきではないということは明白だと思います。

○森 武一議員 時間が限られてきているので、ただこれ市民の方から疑念を持たれるような書き方、要綱に関してもやはり外部検討委員会と同じように在り方についてというところがまずあるべきだと思いますので、そこら辺はしっかりと見直しをしていただく、また今後についても先ほどと同じような話になってしまうんですが、3月に向けて当初予算に出てくると思いますので、実施設計の予算がですね。

それまでに、今まで庁内検討委員会でどのような検討をしたのかということも、特別委員会を含めて明らかにしていただければと思います。これについて、終わらせていただきます。

最後に、錦江湾奥桜島海底噴火について、時間がないので要望に留めさせていただくんですが、地域で避難場所の確保というところが、今後課題になってきますし、まとまってコミュニティを維持するというのが重要な視点になってきますので、そこはしっかりと検討していただければと思います。

あともう一点ですね。ちょっと別な、通告はしていないんですが、自主避難、自主防の総会のところの後に、市民の方からぜひ防災ラジオを通して、防災講座をしてほしいということでお話がありました。現状も防災ラジオを通してやられているというところがありますので、例えば、広報誌と連携した形でできないのか等、検討していただければと思います。これはもう要望ですのでお答えは結構です。

最後、随契契約のガイドラインについてなんですが、随意契約のガイドラインに関しても、職員の手持ちの資料であるから、公開というのは今後検討していくというお話だったと思います。ただ、これに関して他の自治体においては、公開をして誰でも見れる状態にしている。市民にしっかりと説明をしているというところがあ

るので、本市においてもしっかりと市民の皆さんに公開していただくようお願いできればと思います。最後に、この点についてお伺いします。

○財政課長（濱 久志） 今、森議員が言われたことですが、先ほど説明したとおり、事務取扱資料として位置づけておりますので、公開するかどうかにつきましては、繰り返しになりますが、その必要性も含めて今後検討していきたいと考えています。

以上です。

○森 武一議員 検討をよろしくお願いします。これで終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、2時20分から再開します。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 お疲れさまです。本日、4番手になります。

今回は、地域住民の声や要望、関心事等について質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

さて、10月以降、新型コロナウイルス感染症第5波も小康状態になり、少しずつ日常性が戻りつつあります。しかし、また、新型コロナウイルスのオミクロン株が世界中に急拡大し、政府も水際対策をはじめ、その対応に追われております。

その感染症第6波が、いつまた来るか分かりませんので、コロナ対策は引き続き万全を期していただくようお願いしております。

それでは、議長の許可を頂きましたので質問に入っていきます。

1番目に、地域住民の声と要望と題して3点ほど質問いたします。

1点目は、市道の区画線塗装の予算と計画及び要望箇所について伺います。

私の水之上地区には、浜平大都線や内ノ野線、瀬戸山線などがあります。瀬戸山線は、去年塗装されましたが、浜平大都線は白線がほとんど消えかかっております。夜間走行時、センターラインが見えず危ないという声があります。早期の塗装を望むところであります。

そこで、市内の主要道路の予算は毎年どの程度つけ、どのような計画で行っているかまず伺い、浜平大都線の塗装計画についても教えてください。

次に、2点目の市道脇の草払いについて伺います。

これも市内各地で発生している問題です。現在、水之上地区では、浜平大都線の入り口付近や段に通じる坂道付近を年1回程度草払いをされております。それ以外にも行っていただきたい要望箇所が地区住民より出ております。市道脇の草払い等の計画や予算づけはどのようにしておられるか、まず伺い、要望箇所については、2回目の質問でいたします。

3点目は、農業従事者のビニール廃棄等に対する支援について質問いたします。

本市の農業従事者に対する支援は、新規就農者や認定農家には各種ありますが、零細農家等を支援するものは少ないように思います。

タマネギ農家の方からビニールマルチの廃棄代もばかにならないと。また、収穫時、タマネギを入れたかごを持ち運ぶのに腰に負担がかかる。高齢なので作業ベルトが欲しいが購入費が高い。こういうところに助成する制度があればいいのだがという声を聞きました。

本市の農業を支える高齢者農家の声なき声ですが、このような声を行政に届けるのも役目と思いい今回取り上げました。検討いただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、2番目の太陽光発電事業について質問

に入ります。

先般、全員協議会で政府の2050年までの温室効果ガス排出ゼロへの取組に向け、国、自治体の公共施設に太陽光パネルを2030年に50%、40年に100%導入することとした地域脱炭素ロードマップの説明を受けました。

本市もこれを受けて、垂水中央病院、コスモス苑に民間企業を活用して太陽光パネル導入をすることといたしました。

垂水中央病院、コスモス苑の年間電気代は、それぞれ2,700万円、1,100万円で、転換できる電力量は、そのうちの5%と10%と聞きました。後で転換できる電力比率が少ないが、もう少し転換できないのかと思いました。

そこで、太陽光パネル導入について質問ですが、垂水中央病院が5%、コスモス苑が10%と少ない割合だが、何十キロワットの設備導入か。また、2つの施設の電力量を全て賄うには、何百キロワットの設備導入が必要か伺います。

次に、3番目の宮前地区圃場整備事業計画の課題について質問に入ります。

現在、農地中間管理機構の関連事業として、宮前地区圃場基盤整備を計画し、農地所有者に同意を求める活動がなされております。その活動に推進委員の方は、日々頑張っておられますが、訪問ができていない先や農地の相続未登記が多数あり、利用権設定の進展が停滞しております。

令和4年度を目途にした同意を求める活動に暗雲が差しており、人的活動の進捗にも不安があります。

川畑議員も9月議会でこの件を取り上げられ、同意を求める活動に事務的協力や人的支援を要望されておられます。この計画が軌道に乗るためには、利用権設定の推進に事務的協力や人的支援が今まさに必要です。利用権設定の現状と打開策、支援策についてお聞かせください。

最後に、4番目の耐震診断後の方向性について

てと題し、耐震補強と文化的価値について3点伺います。

広報誌12月号にも紹介されておりますが、現庁舎は耐震診断の結果、暫定値ではありますが、NGが出ました。それを受けて、庁舎あり方検討委員会より耐震補強を早急に実施するように意見書が出されました。市民や職員の安全確保面から耐震補強を実施することは必要であり、先日の庁舎整備検討特別委員会でも早急の耐震整備を行うことと財源確保の観点から地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の本要望することを決しました。

また、外部検討委員会の意見書では、文化的価値から外観を損ねない工法を選択されることを望みますとありました。市長は、この意見書を重く受け止めるとコメントされておられます。重く受け止めるということは、文化的価値も重く受け止めることになります。

現庁舎の文化的価値とは、どのようなことを指すのか。維持すべき外観や構造物とはどこなのか。市民に知らせる意味からも、まず、文化的価値について説明をお願いいたします。

また、今後、文化的価値に対する認識や評価を市民はどう受け止め、判断しているのか、確認することも求められます。唐突に出てきた文化的価値に専門家はともかく、市民感覚では本当にそんな価値があるのかという声もあり、その価値があること自体、知らない市民も多くいます。

文化的価値について、まず、周知を図る必要があると思います。周知について、どう対応されるのか、見解をお聞かせください。

3点目は、耐震補強と文化的価値との関係です。

耐震補強計画は、工法や補強箇所の選定が目的ですが、長寿命化につながる可能性のある文化的価値の評価は、工法に少なからず影響します。工法を検討する中で、論点は、耐震補強計

画後の方向性になると思います。その点については、今後議論が尽くされると思いますが、しかるべき時期に、今後の耐震化の方向性を左右するこの文化的価値に対し、市民の認識や意向を確認するアンケート調査を実施することが必要と思います。

なぜならば、現庁舎を残し維持すべきか、建て替えて新庁舎を建設するかの選択をする場合、ポイントとなります。また、市民の総意がどこにあるのか確認する意味からも必要であり、明らかにしておくべきものと思います。アンケート実施の必要性について見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） 区画線設置の予算及び計画につきましてお答えいたします。

通常、区画線の引き直しを実施する場合は、例えば、維持管理基準などにより計画書を作成し、これに基づき実施するものではなく、経年劣化や通行量の増加による磨耗などにより区画線が著しく薄くなった路線を抽出し、予算化しているところでございます。

区画線の引き直しにつきましては、昨年度垂水2号線や瀬戸山線、潮彩1号線など7路線につきまして実施いたしました。本年度につきましては、千葉県で発生した児童5人死傷事故を受け、8月に通学路緊急合同点検を行い、その結果、区画線の引き直しや新たな路面標示の要望がございましたことから、現在、発注に向け準備しているところでございます。

なお、お尋ねの浜平大都線も区画線が薄いことから実施する予定でございます。

以上でございます。

続きまして、市道の除草作業につきましてお答えいたします。

除草作業につきましては、森林組合やシルバー人材センター、重機に取り付ける草刈り機を有している建設業者と契約し、作業路線を指

定し実施しているところでございます。

また、土木課の環境整備班でも昨年重機に取り付ける草刈り機を購入いたしましたことから、対応路線を決め、直営でも除草作業を行っているところでございますが、水之上地区内の実施路線といたしましては、例年、浜平大都線、瀬戸山線、本城川沿いの塩田・田畑線などを中心に除草作業を行っているところでございます。

なお、水之上地区公民館におかれましては、年数回の地区公民館全域での除草作業や幹線道路沿いに季節の花を植えるなどの環境美化活動に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農業従事者のビニール廃棄費や作業補助ベルト購入費の助成につきましてお答えいたします。

農業分野から排出されるプラスチック類の取扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物に定義されております。

農業生産者は、産業廃棄物の搬出事業者として、自らの責任において法律等に適合する形で処理しなければなりません。

本市に、農業用廃プラスチック処理事業所がないことから、農業用廃プラスチック類の適正処理及び搬出抑制等のため設置された垂水市農業用廃プラスチック類の適正処理推進協議会において、年に2回から4回の再生原料化を目的とした回収をJAきもつき野菜集荷場で実施することで農家の運搬費用の削減を図っているところでございます。

廃プラスチック類の発生防止削減や適正処理等の推進のため、まずは垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会と連携して、行政として必要な対応に取り組むことが大切であると考えるところでございます。

次に、作業用補助ベルトの購入費の助成でございますが、高齢化が進んでいく中で、人の手

で行う収穫作業や運搬作業など体への負担がある実情は承知しておりますが、他産業とのバランスを考える必要があることから、助成については今後の課題とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息していない中、農業者の皆様には休養や健康チェックなど健康管理を徹底し、無理のない営農活動を行っていただきますようお願いしております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 太陽光発電事業についてお答えさせていただきます。

今回の垂水中央病院とコスモス苑における太陽光発電設備導入については、垂水中央病院が約87キロワット、コスモス苑が約57キロワットの設備が導入可能と試算されているところでございます。

この設備によって、1年間に発電する予定総電力量を施設全体で1年間に使用する電力量で除した割合でお示しますと、垂水中央病院が約5.6%、コスモス苑が約10.7%でございます。太陽光発電で賄い切れない残りの電力量は、従来どおりの商用電力を購入することとなります。

建屋の屋上部分を活用しての太陽光発電施設の設置となりますことから、垂水中央病院やコスモス苑の総使用量からしますと、少ない割合ではありますが、再生可能エネルギー由来の電力を自己消費することとなりますので、その分はCO₂排出ガスの抑制に換算されるものと考えております。

次に、2つの施設全ての1年間の使用電力量を太陽光発電で賄おうとした場合の必要な設備についてでございますが、今回、設置予定の太陽光発電設備の約14.2倍の設備が必要でございます。設備容量で換算しますと約2,040キロワットが必要でございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農地利用権設定の現状と促進への支援につきましてお答えいたしま

す。

令和3年第3回定例会で川畑議員の一般質問で相続未登記の農地が多く、相続人調査に時間を要していることをお答えしておりますが、現在の農地中間管理権での面積割の集積率は、11月末時点で0.9%増となっている状況でございます。

この事業は、農林水産省の農業農村整備に関する補助事業であり、農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者は、費用を負担することなく圃場整備を実施することができる事業で、離農問題や農地被害が多いこの地区に有効な事業の一つと考えております。

地域の願いである圃場整備を実現できるよう、人員確保等について要望もございました。このようなことから、事業計画採択要件である中間管理機構への農地利用権設定を加速化し、計画を実現していくため、現在、様々な方法について検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震補強と文化的価値についてお答えいたします。

先ほど森議員の質問に対する答弁と重複いたしますけれども、現庁舎の文化的価値については、外部検討委員会の意見書中、1、現庁舎の耐震化についての理由の4番目に記載がございます。

そこには、現庁舎が持つ文化的価値及び環境負荷の低減といった観点から、建物外観をできるだけ現状に近い形で保存できるようにといった意見、一方で、耐震補強を優先した上で、今後、コストや利便性、バリアフリーへの対応についても十分に配慮すべきといった意見があったことから、耐震補強計画の手戻りがないように引き続き今後十分な検討が必要であるとされたとあります。耐震補強工法を検討する際の要素の一つになるものと思われま。

そして、ドコモジャパンが垂水町役場、現垂

水市庁舎を日本におけるモダン・ムーブメントの建築226選の一つとして選定していることは承知してところでございます。

議員御指摘のアンケート等の実施につきましては、今後、外部検討委員会や議会特別委員会での議論を踏まえた上で検討をする必要があると考えております。

以上です。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

市道の区画線塗装について答弁をいただきました。予算と計画については、特に計画し、実施してはいるということでした。区画線が薄くなった路線を抽出して予算化しているとのことでした。

要望箇所の浜平大都線も区画線が薄くなっていることから予定しているということでしたので、できるだけ早く、早期に区画線の塗装をよろしくお願いいたします。

2点目の草払いの計画や予算については、契約業者と作業路線を指定して実施していると。それから、土木課の環境整備班が直営で対応路線も決めて実施しているとのことでした。

そういう中で、今後検討していただきたい箇所について伺います。

場所は、内ノ野線の小野田橋を越したカーブ付近ですが、そこは、草とカズラが生い茂り、見通しが悪くなっております。

年に1回は、校区ボランティアで草払いをしておりますが、ガードレールとイノシシ防護柵があり、また、内側には土手が斜面となっております。この部分是对応ができておりません。見かねた地域の方が除草剤をまいたと報告がありました。

地域ボランティア活動に限界があるこのような箇所への対応を訴えられ、今回、取り上げました。このような箇所は対応していただけるのか、まず伺います。

○土木課長（東 弘幸） 小野田橋付近の除草につきましてお答えいたします。

御指摘の箇所は、土木課へも市民の方より連絡をいただき、現地を確認しております。

現地の状況は、小野田橋を渡り、右カーブになりますが、ガードレールに沿う形でイノシシよけの金網、正確には鳥獣用侵入防止柵というようではありますが、その柵に巻きつくような形でかなりの高さまで草が生い茂っており、カーブの先が見通せない状況でございました。土木課といたしましては、できる範囲での除草は行いましたが、対応に苦慮しているところでございます。

この鳥獣用侵入防止柵は、中山間事業を活用し設置されたようでございますので、設置された方々での対応はできないか、農林課の協力も頂くとともに、土木課でも対策を検討し、カーブの視距の確保に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 市民より連絡があり、現地は確認されており、対応に苦慮しているとのことでした。しかし、地域のほうも苦慮してお願いしているわけです。

この道路は、猿ヶ城の温泉や森の駅に通じる道で、通行量も多く、交通安全の面からも危惧されます。景観もよくありません。何とか草木除去に関係課と話し合っただけで対応していただき、解決していただくようお願いしております。

次に、3点目の農業従事者へのビニール廃棄等の廃棄費や作業補助ベルト購入費の助成について答弁を頂きました。

高齢者、零細農家の支援という観点で声を届けましたが、作業補助ベルトは、他産業とのバランス等を検討する必要があり、今後の検討課題とする旨の回答でした。よろしく願いいたします。

ビニールマルチの廃棄費助成については、明

確な答弁はありませんでした。廃棄支援の声に対しては、妥当性について検討していただき、可否の判断を要望しておきます。

次に、2番目の太陽光発電事業の中央病院、コスモス苑への太陽光パネル導入問題について答弁を頂きました。

導入電力の少ない理由と発電力については分かりました。全量を賄うには、2メガワットの電力が必要とのことでした。近くのフェリー跡地に太陽光発電設備を導入して、垂水中央病院やコスモス苑への自家消費に活用できないかと思うところでした。

また、電力に余力があれば、市庁舎にも利用できます。太陽光パネルの導入100%を目指すのには、有効な手段と思います。市有地の有効利用にもなりますので、今後の検討材料として提案しておきます。

では、2回目の質問に入ります。

全協で、民間企業活用に至った経緯は比較表により説明がありました。この太陽光発電設備を自前で導入するとした場合、初期費用やランニングコスト、撤去費用まで入れたトータルコストは幾ら、また、自家消費で要らなくなった電気代が年間幾らで、トータルコストを相殺するのに何年かかるかというような計算はされるとは思いますが、何年後にはコスト分を相殺し、その後の電気代はプラスになるとは思います。

この検討も入れて、自前の設備導入より民間企業活用が有利と判断されたと思いますが、有利とした点について伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 前田議員の御質問にお答えいたします。

民間企業主体での事業展開を想定しておりますことから、補助金の活用及び自己資金の調達には企業側で賄われ、それ以降の設置、運用、維持管理、最終的な撤去まで民間企業側の負担で行われることとなります。

インフラ施設を所有しないこととなりますの

で、初期投資費用やその後のランニングコスト及び損害等の保険経費等、落雷・台風被害等の自然災害等の対応についても企業側で対応いただけるものと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 自前で設備導入するより民間企業を活用するほうが、初期費用やランニングコスト、撤去費用などが要らない点を上げられて判断されたと思いますが、20年間電気代を払い続けることとなります。初期費用等要りますが、トータル的には自前で導入したほうがプラスになると私は思います。

こういう点を指摘いたしまして、次に電力消費からして導入が有力な施設は、生活環境センターが考えられます。年間電気代は幾らで、中央病院、コスモス苑と合わせると公共施設全体の何%になるか伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 令和元年度の実績値で申し上げます。

環境センターが約1,610万円、中央病院が約2,750万円、コスモス苑が約1,170万円となっており、3施設合計で約5,530万円、公共施設全体の約49%となります。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。この3か所だけでも公共施設全体の電気代の49%を占め、市庁舎を含めるとさらに大きくなることが分かりました。

生活環境センターの太陽光パネル導入は、自前で設備導入し、自家消費することで電気代が節約でき、何年か後には初期投資やランニングコストが回収できるかどうか等、調査・研究して、公共施設への太陽光パネル導入を進めてほしいと思います。

今後の太陽光パネル導入には、このような展開も検討し、地域脱炭素ロードマップに沿って、50%、100%が達成できるように計画と調査、準備に取り組まれることを要望しておきます。

次に、2点目のゴルフ場跡地の太陽光発電事業の計画規模と前年の土砂災害対応後の展開について伺います。

事業展開が遅れているようですが、現状の取組について教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） ゴルフ場跡地における太陽光発電事業の現在までの状況でございます。

令和2年7月6日から24日まで続きました豪雨によりまして、的場地区ののり面で大規模な土砂崩壊が発生しており、的場地区における敷地外の農地への土砂流出を含め、場内外の十数か所でのり崩壊が発生しております。

まず、農地・農業用施設の復旧工事を優先し、同復旧工事は本年3月末で完了したところでございます。

太陽光発電事業者のキナンクリーンエネルギー株式会社の担当の方に進捗状況及び今後の事業のスケジュールについて伺いましたところ、現在、場内外ののり面復旧工事において、のり面の成形や緑化のための種子吹きつけ作業の段階に入っておりまして、12月末日までの復旧工事の完了を目指しておられるようでございます。

明けて令和4年1月からは、場内の測量作業や事務手続等の業務に取りかかる予定とのことであり、令和4年4月から太陽光設備設置工事への着手を目標に取り組んでおられるとのことでございます。

現在お聞きしております計画ですが、パネル設置面積が約40ヘクタール、設備容量は26.4メガワットを予定されているとのことでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

計画発電規模と現状取組については分かりました。政府のエネルギー基本計画では、2030年に再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は、現状の2倍の36%から38%に引き上げるこ

ととしております。

本市には、既に高峠の太陽光発電所や岳野の風力発電が稼働し、これにゴルフ場跡地の太陽光発電が加わるとさらに増え、脱炭素社会構築に貢献することになります。

しかし、一方で、太陽光発電所等に起因する自然災害も多発しております。現状のまま何もせず放置されるのも困りますが、パネルを設置して、それに起因する自然災害が起こることも困ります。この予防と対策に本市も事業者と自然災害に対する防止策や対応を求める文書等を交わすことをお願いいたします。これに対する答弁をお願いいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー事業者から国土利用計画法に基づく届出や、土地利用に関する事前相談があった場合、関係各課と事業者と問題点や課題等の解消や対応のための事前協議を行っております。

具体的には、開発する土地からの土砂流出やパネルの飛散、周辺住民や景観への影響等について、書類審査や開発現場での確認等を行い、周辺住民に対する危険防止対策や災害防止策等の確認事項を記載した協定書等を締結した上で事業を実施していただくこととしております。

令和4年1月から事務手続の業務に取りかかるように伺っておりますので、今後、太陽光発電事業と関係各課を含めた協議によりまして、周辺住民の方々に対する危険防止対策や災害防止策等の措置を講ずるよう協定書等を締結することとなると考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。よろしくお願ひいたします。協議の際には、地元雇用もお願いしておいていただきますようお願いいたします。

これで太陽光発電事業については終わります。

続きまして、3番目の宮前地区圃場基盤整備計画の課題について答弁を頂きました。

相続未登記の問題は、大きな障害ではありませんが、この問題をクリアしないと、宮前地区圃場基盤整備事業は前進しません。今後の農業の在り方を考えるとき、農地バンクへの貸付けと圃場整備は不可欠です。現在、人員確保を含め、様々な方法について検討していると答弁を頂きました。この事業が実現できるように取組強化をお願いいたします。この件は終わります。

最後に、4番目の耐震補強と文化的価値について説明をいただきました。

これは、先ほどの森議員のほうとも大分重なりますが、質問をしていきたいと思ひます。

現庁舎が文化的価値のある建物ということは、ドコモモジャパンによる日本におけるモダン・ムーブメントの建築226に選定されたことで分かりました。ドコモモは、文化的重要性を訴えて、その記録と現在、建物の保存に関する活動を展開する国際的学術組織であることから、現庁舎の重要性と保存が出てきたと解釈しております。

しかし、建築の専門家ならともかく、素人の私には保存すべき外観がどういうところか分かりません。その保存すべきあたりを再度、例えば、外観全体を指すのか、また、デザインやつくりなどにどんな特徴や工夫があるのか等、具体的に教えてください。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） ドコモモジャパンが評価しました評価につきましては、ドコモモジャパンのホームページのほうに記載しておりますので、そこを読む形で説明させていただきます。と思ひます。

衛藤右三郎は、600件以上の建築に関わった戦後の鹿児島を代表する建築家である。垂水市庁舎は、その建築家衛藤右三郎の設計思想を象徴する代表作の一つであり、現在残る衛藤右三郎の作品の中でも幾度かの増改築がなされてはいるものの、前面のファサードや塔状の望楼は、竣工時の姿をよ

く保っている。床上の換気口や当初の金属ルーバー等々、鹿児島風の風土に適した環境建築としての特徴を備え、鹿児島へモダン・ムーブメントをいち早く具体的に伝えた建築である。竣工後60年を経過し、垂水市のランドマークとして親しまれ、他方、地方の建築家による地方のモダン・ムーブメント建築として高く評価される建築である。

ということで記載されています。

以上です。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

維持すべき外観については、今、ドコモモの部分の説明していただきました。しかし、まだ、いろんな部分でほかの専門家の意見等も調査して、具体的にどういうところが文化的価値があるのか、まとめてほしい、まとめて示してほしいと思います。漫然としたものでは、現実味がありませんので、よろしくをお願いします。

ドコモモジャパンのモダン・ムーブメントに選定されたことや、その価値について、今も述べられたようなことも含めて調査していただいて、市民に周知をお願いいたします。その周知については、検討委員会での意見で市民への情報提供については、市民が正しく理解できるよう努めていただきたいとあります。文化的価値が正しく理解できるよう周知をお願いいたします。外観を損なわない工法の選択を進める提案がありましたことから、ぜひ市民へ周知を図り、文化的価値への認識と評価が深まるようにしていただきたいと思います。

次に、しかるべき時期に、文化的価値に対するアンケート調査を実施することについて答弁をいただきました。

ちょっと実施するか否かのそこを聞き漏らしましたので、そこをもう一回お願いします。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 先ほどのアンケート等の実施につきましては、今後、外部検

討委員会や議会特別委員会での議論を踏まえた上で検討する必要があると考えております。

以上です。

○前田 隆議員 ありがとうございます。内容等は、十分検討して実施していただきたいと思えます。

繰り返しになりますが、アンケート調査をして、市民の意思や考えを確認し、手戻りがないよう耐震補強計画と実施を進めていくべきと訴えておきます。

市民参加の下、耐震化が市民合意を得て進展することを願い、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

次は、3時15分から開会いたします。

午後3時8分休憩

午後3時15分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 こんにちは。それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

まず、1問目は、サツマイモ基腐病についてであります。

本病は、約100年前にアメリカで発見され、南北アメリカやアフリカ、ニュージーランドなどで被害が確認されていますが、この10年の間にアジア地域でも被害が起こっていました。そして、2018年11月、沖縄県で国内初めての発生が報告され、続けて12月に鹿児島県、翌2019年1月には宮崎県で相次いで報告されました。

本県では、大隅地域、南薩地域、熊本地域の

3地で発生しており、今年産について、鹿児島県農産園芸課によりますと、作付面積1万300ヘクタールのうち7,700ヘクタールで葉が枯れるなどの症状が見つかり、昨年産より1,800ヘクタール拡大し、被害が深刻であるとお聞きしております。

当初は、九州、沖縄地方が中心でしたが、四国地方や関東地方でも確認され、本病は全国各地に拡大しているようです。

サツマイモ基腐病は、いわゆるカビによる病気です。まず、地上部の茎及び芋の茎に近い部分が腐敗します。さらに被害が進行すると、茎の上部と芋全体に腐敗が広がり、乾燥して固くなって株が枯死するといった症状が現れ、病原菌は糸状菌、いわゆるカビの一種で、不完全菌類に属し、発病したつるや芋で伝染し、雨風や害虫の食害などの傷により病原菌の侵入が助長されるとお聞きしております。

今のところこれといった防除対策は明らかになっておらず、発生防止軽減のため、国レベルで研究が進められております。そこで、本市のサツマイモの栽培面積と発生状況について質問します。

次に、衆議院議員総選挙における本市の投票状況について質問いたします。

令和3年10月31日に施行されました衆議院議員総選挙の鹿児島県内の投票率は57.71%で、前回は1.62ポイント上回ったとのことでありました。

また、報道によりますと、全国では、公示日翌日の10月20日から30日までの期日前投票が約2,058万5,000人、有権者の19.49%の方々が期日前投票を利用されたとのことであり、県内では利用者が約29万9,000人で、前回より約3万9,000人減少したとのことであったようでございます。

そこで、本市の期日前の投票率と全体の投票率について、前回と比較してどうだったのかを

1回目の質問と考えておりましたが、先ほどの堀内議員の答弁で理解しましたので、1回目の質問は割愛いたします。

次に、コロナ禍の中でのイベントについてであります。

これまで市民の皆様が楽しみにしている本市の様々なイベントが、コロナの影響により中止もしくは規模縮小など自粛傾向となっております。

夏の風物詩であります夏祭りについても、昨年度に引き続き中止となり、コロナ感染対策の早期終息と疾病対策として市内4か所の海岸線で約5分間100発ずつの花火の打ち上げなど、新たなイベントの在り方が必要となってきたと思われる。

また、毎年実施され、大好評であります瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートも感染対策の徹底や人数制限されるなど、関係課において苦慮されての開催でしたが、来場された方々には大好評でありました。

そこで、3つのイベントについて質問いたします。

1つ目は、商工業者の活性化に加え、抽せん会や特産品の販売など、市民が楽しみにしている秋の産業祭について、大隅管内のイベントや祭りは早い段階で中止となっておりましたが、秋の産業祭は、コロナの状況を踏まえ、開催に向けて取り組んでおられ、最終的には延期になったと聞いております。延期となった経緯と延期後の実施内容について質問します。

2つ目は、文化協会主催であります文化祭について質問します。

コロナ感染対策の観点から、通常開催を中止し、形式を変更して舞台発表、作品展示も実施されておりますが、実施状況についてと今後のイベントについても併せてお聞かせください。

3つ目は、成人式についてですが、成人式は一生に一度の大切な思い出に残る式典であり、

コロナの影響により本年は中止となっておりますが、来年の成人式は新たな取組において実施されると聞いておりますが、その内容についてお聞かせください。

次に、本議会初日、尾脇市長から、諸般の報告がありました、たるみず元気プロジェクトについて質問いたします。

このたるみず元気プロジェクトは、尾脇市長のたるみずを元気にしたいとの強い思いで、元気なまちづくりとしての重要施策として鹿児島大学と連携して2018年から取り組んでおられますが、私も先日21日にありました健康チェック報告会に参加させていただきました。

報告会の最初に、鹿児島大学の大石教授から2年ぶりの開催ということで、「お帰りなさい、垂水市民の皆様」と題して講話がございました。

その中でこの健康チェックを垂水ですることになった経緯のお話があり、尾脇市長が大石先生に相談される中で、本当はこの健康チェックは別のところであることが決まっていたが、尾脇市長の垂水を元気にするという熱い情熱と強い気持ちに賛同し、垂水ですることにしたとのことでした。

また、垂水は、全国に先行して少子高齢化が進行しており、垂水市が抱える少子高齢化の課題は、これからの日本全国の課題で、垂水市民の健康長寿を目指して、この課題に取り組んでいるとお言葉がありました。

そこで、健康チェックは、2018年から開始し、今年で4年目となります。昨年は、新型コロナウイルスの影響を受け中止となり、2年ぶりの3回目の実施となりますが、初めに、今年の実施状況について質問します。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 本市のサツマイモの栽培面積と発生状況につきましてお答えいたします。

令和3年産の栽培面積は28.5ヘクタールで、

内訳は青果用が17.5ヘクタール、焼酎用が11ヘクタールとなっております。地上部の茎や芋の腐敗症状が見られたものを生産者等へ聞き取りにより本市が取りまとめた発生状況調査では、全体の発生割合は34%で、約10ヘクタールの畑で発生している状況でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 秋の産業祭の延期の経緯と延期後の内容につきましてお答えいたします。

秋の産業祭につきましては、商工業の活性化と地域振興につながるもので、市民の皆様には秋の一大イベントとして親しまれているところでございます。

実施についての内容等につきましては、市役所関係課並びに関係機関であります商工会・観光協会により構成される実行委員会において協議しております。

まず、延期に至った経緯でございますが、8月26日の第1回実行委員会におきまして、国、県のイベント実施に向けての留意事項並びに大隅3市5町のイベント等の開催状況について、2市3町は中止決定、1市2町は中止の方向で検討している旨を説明し、コロナ禍の中での開催の可否について協議がなされ、本日実施の可否を判断するのではなく、コロナ感染状況を踏まえ、まん延防止等重点措置期間終了後に再度日程を調整し、実行委員会を開催の上判断することとなりました。

まん延防止等重点措置期間が9月末まで延長されましたことから、期間内でありましたが、9月21日に第2回実行委員会を開催し、ステージイベントの中止並びに出店業者数を減少するなど、規模を縮小しての開催の方向でポスターや抽せん券などの印刷物の発注期限である10月8日に再度実行委員会を開催の上、判断することといたしました。

10月8日の第3回実行委員会におきまして、

感染対策のステージも引下げられ回復傾向に向かっており、これまで最終決定をぎりぎりまで引き延ばすなど検討を重ねてまいりましたが、大隅3市5町のイベント等全て中止となったこと、延期しての実施となれば、状況も落ち着いていると思われること。ワクチン接種率もさらに上昇していると想定されますことを踏まえまして、開催日を2月予定として延期し、例年どおりのステージイベント、出店業者数での開催を実施することで決定したところでございます。

次に、延期後の実施内容につきましては、例年どおりの抽せん会、ステージイベント、出店業者による販売を2月に実施予定としており、第4回実行委員会におきまして、コロナ感染状況を踏まえて再度協議することとしております。

なお、キララドームでの開催となりますことから、来場者が密にならないような対策並びに出店業者の感染対策を徹底することが必要であると考えており、市民が喜ばれるよう社会教育課のイベントとの同時開催についても連携して検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（米田昭嗣） コロナ禍における文化祭の開催につきましてお答えいたします。

文化祭の主催者であります垂水市文化協会は、コロナ感染症対策の観点から秋の産業祭と同日開催予定でありました文化祭を無観客で開催することを決定いたしました。市民の方々へは、10月中旬に振興会班回覧等で周知を行ったところでございます。

変更した内容でございますが、舞台部門におきましては、11月7日、文化会館ステージで7団体が演技や演奏を行い、動画の撮影を行いました。

撮影した動画は、ホームページでの掲載や市内各所で多くの市民の方々に御覧いただけるようDVD配布なども計画しているところでござ

います。

次に、展示部門でございますが、11月21日から23日に道の駅たるみずはまびらで、たるたるプチ市民ギャラリーと称しまして、絵画、書道、切り絵などの6団体41人の作品展示を行いました。3日間で約200人の来場者があったとの報告を受けております。

また、展示会場で舞台部門の映像を上映し、来場された方々に鑑賞していただけるスペースを設置するなどの工夫も行ったところでございます。

今後のイベントについてでございますが、延期された秋の産業祭を主管する水産商工観光課と連携しながら開催時期も含め、多くの市民の方々に舞台、展示部門の演技や作品をお披露目し、喜んでいただけるイベントが開催できないか、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、成人式の開催につきましてお答えいたします。

例年、本市では、成人式を1月5日に開催しておりますが、令和2年度に開催予定でございました成人式は、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染者が全国で確認され、県内をはじめ本市内におきましても感染者が増加傾向であったことから、成人式の対象者及び御家族や関係者等の生命、健康を優先し、延期といたしました。

本年度の成人式は、先ほど御説明いたしました令和2年度延期分を1月3日に開催し、本年度分につきましては1月5日に開催いたします。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 今年の健康チェックの実施状況につきましてお答えいたします。

今年度は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開始時期を8月からと2か月間延期するとともに、感染制御が専門の鹿

児島大学病院の川村特例准教授が監修した健康チェック及び報告会における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づいて健康チェックを10回、報告会を3回計画したところでございます。

しかしながら、御承知のとおり、8月に鹿児島県において県独自の緊急事態宣言が発出され、国のまん延防止等重点措置が適用されるなど県内において感染が急拡大したことに伴い、ガイドラインの開催判断基準に基づき健康チェックを8月予定の2回を中止し、それに伴い9月の結果報告会を中止したところでございます。

健康チェックにつきましては、中止された分を除いた計8回の申込数が全て埋まりましたことから、新たに日程を来年1月30日に追加させていただいたところでございます。コロナ禍においても、市民の皆様の健康への意識が高いことを改めて感じたところでございます。

現在、7回の健康チェックを実施し、これまで432名の方が参加していただき、満足度では参加された方のうち95.1%の方から「よかった」との評価を頂いているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 それでは、ここから一問一答方式で2回目の質問をいたします。

まず、サツマイモ基腐病についてであります。発生面積が約10ヘクタールとなると、たるみずスポーツランドの5.2倍が被害を受けていることになり、発生原因が究明されていない中、農家の負担や発生農場の拡大など非常に心配するところでございます。

さて、この病気は、沖縄県病害虫防除技術センターに黒褐色に腐敗したカンショが持ち込まれたことで判明し、その後、鹿児島、宮崎と相次いで被害が確認されたところですが、発生が拡大している要因として何が考えられるか質問します。

○農林課長（森 秀和） 発生が拡大している

要因につきましてお答えいたします。

傷口から病原菌が侵入するという事は分かっておりますが、はっきりとしたことはまだ明らかになっておりません。消毒済みの苗であるウイルスフリー苗を定植しても発生が確認されていることから、鹿児島県では来年産の発病を抑えるため、種芋を蒸気で殺菌するための育苗施設での蒸熱処理装置の導入支援に向けた予算案が12月議会定例会に提出されております。

現在、発生原因の究明のため、国と県と一体となって情報共有を強化するとともに、発生抑制の取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 主な要因は明らかになっていないということで、ますます心配するところでございます。この病気については、要因が明らかになっていない以上、発生源はもとより、近隣の県や自治体などと広く情報共有して連携を図ることが大切だと考えますが、連携状態はどうなっているのか、また、サツマイモ農家への注意喚起はどうなっているのか、お尋ねします。

○農林課長（森 秀和） 農家への注意喚起につきまして、お答えいたします。

鹿児島県では、令和2年9月に農林水産省の現地調査も実施される中、次年作に向けた対策を強化するため、被害の大きい大隅、南薩、熊毛地域に被害対策プロジェクトチームの設置が検討され、大隅地域では令和2年10月27日に大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームを設置しております。

このプロジェクトチームは、県及び市町、農協、関係業者、生産者団体に国の農研機構も加えた構成となっており、会議による情報共有や各種の実証圃を設置するなどの対策を講じているところでございます。

サツマイモ農家への注意喚起でございますが、県が主体となってJA、でん粉工場、酒造組合

等を通じた防除対策の周知や地区ごとの防除対策、研修会を開催しております。市といたしましても、技連会だよりや機会があるごとにパンフレット等により被害軽減のため周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 今回の病気については、主な発生要因が確定できていない状態ですので、答弁いただいたように細やかな情報発信や共有、連携が非常に重要であると考えます。

サツマイモ農家の話を聞くと、来年度の作付にも大きな不安を抱えており、抜本的な対策はないのか、従来どおりの防除しか手だてはないのかと不安の声を聞いております。

そこで質問ですが、サツマイモ基腐病の対策として、どのようなものがあるのか、農薬などの有効な対策はどうか。今後の対応も含めてお尋ねします。

○農林課長（森 秀和） 今後の対応につきましてお答えいたします。

大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームでは、症状の発生を低減する農薬等の現地実証試験などを行っているところでございます。今後も有効とされる基本的な対策である健全な苗の確保、圃場の排水性改善、サツマイモ残渣の適正処分、定期的な農薬の散布といったことを生産者の方に注意喚起するとともに、引き続き関係機関との連携を密にして広く情報を共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 サツマイモ基腐病については、対策が確立されておらず、大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームでは、農薬等の現地実証試験等を行っているということで、その結果に期待したいところです。

総体的には、これまで行われてきた取組を徹底するということが当面の対策ということで、被害農家はもとより、携わる農家への対応、周

知をしっかりと行い、不安が少しでも解消されるように情報共有と連携を深めていただきたいと思っております。

この病気が広がれば、焼酎、つらさげいもで知名度の高くなってきている産地全体に大きな影響を受けることは間違いありません。

サツマイモ農家からは、この病気が入れば農業は続けられないといった悲痛な声も聞かれます。何としてもこれ以上、被害が広がらないようにしないとはいけません。

作付面積が大きな農家、法人ほど防除に費用がかかっていると聞いております。新たな対策が確立されても費用面から厳しいと判断する農家も出るかもしれません。何かしらの防除対策に対する補助事業を構築していただくよう提案いたしますが、市長、答弁いただけないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 今、池田議員がおっしゃったような現状でございまして、サツマイモの基腐病について、去る12月4日にJA鹿児島もつき本社において、自民党野菜・果樹・畑作物等の対策委員長、衆議院議員根本幸典先生をはじめ、特認顧問であります地元の代議士である森山先生、JA関係者、各首長、行政、生産者を交えて意見交換が行われました。

県内においては、8割近い被害状況があるようでございます。本市におきましては、先ほど報告のとおり約34%という現状でございまして、国からは、例えば、防除対策の支援、生産維持の支援、健全な苗等の供給能力の強化支援等が示されました。

具体的には、長期的に根本対策をすることと当面の経済支援ということで、でん粉原料用のカンショの交付金単価、現状が1トン当たり2万7,660円を令和4年度は1,320円プラスして2万8,980円引き上げる等の案が示されました。

生産者からは、財政支援は大変ありがたいけれども、根本的な解決を早く求めるということ

て非常に切実な訴えがありました。

また、垂水市としても県や国の支援策を最大限に活用しつつ、独自の政策ということも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。これからも農業の皆様が、少しでも安心して暮らせるように寄り添った支援をお願いいたします。

次に、衆議院議員総選挙における本市の投票状況について、2回目の質問に入ります。

今回の選挙は、政権選択選挙ということで、市民にとっても非常に大きな大切な選挙であり、コロナ禍の影響で投票率の低下が懸念されておりましたが、前回より投票率が上がったということで安堵しております。私なりに投票率が上がった要因として考えられることが、もちろん有権者の投票に関する意識が高かったことが一番の要因だと考えておりますが、一つは新型コロナウイルス対策で政治への関心が高まったのではないかと思います。

それでは、投票所でのコロナ対策の現状について質問いたします。

9月議会でコロナ禍における選挙対策について質問させていただきましたが、9月30日をもって新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言とまん延防止等重点措置法が解除となり、さらに急激に感染者が減ったことで投票にはそれほど影響がなかったのではないかと感じております。

しかしながら、有権者の方々にとっては、投票所でのコロナ感染対策について心配された方も少なからずいらっしゃるかと考えておりますが、9月議会の選挙管理委員会事務局長の答弁のとおり、投票所でのコロナ対策を実施された中、期日前投票及び期日日のコロナ対策の状況について質問します。

○選挙管理委員会事務局長（松尾智信） 投票所でのコロナ対策の状況についてお答えいたし

ます。

9月30日をもって新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言とまん延防止等重点措置法が解除となったところではございますが、期日前投票所及び当日投票所におきましては、9月議会で申し上げました新型コロナウイルス感染症予防対策を行ったところではございますが、具体的には期日前投票所受付場所での飛沫防止アクリル板の設置、当日投票所を含めた投票管理者、投票立会人、選挙事務従事者のマスク着用、手指消毒用ボトルの設置、筆記用具・記載台の定期的な消毒及び定期的な換気、記載台の間隔を空ける、投票人に対するマスク着用の呼びかけ、筆記用具の持込み許可、市ホームページでの予防対策の周知、過去の選挙における投票所の時間帯別利用状況を掲載し、密になる時間帯の回避促進の一助とするなど、感染症予防対策を実施いたしまして、市民の方に安心して投票していただける環境づくりに努めたところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 9月議会での選挙管理委員会事務局長の答弁のとおり、対策は万全に図られていたようです。現在、新型コロナウイルス感染症も小康状態ですが、終息までには相当な時間がかかりそうです。

また、来年度は、参議院議員選挙もあるようですので、終息するまでは投票所のコロナ対策を維持していただきたいと思っております。

次に、病院や老人施設での不在者投票の本市の現状について質問いたします。

11月9日の南日本新聞の「記者の目」の記事に、投票率ゼロ%の見出しがありました。記事の内容は、始良市の老人施設でコロナ禍の影響により家族からの強い要望がなければ施設から外出ができないとの理由で、投票に行けなかったとの記事でありました。

また、記事の中には、不在者投票制度につい

てコメントもあり、不在者投票は事前に県の選挙管理委員会に申請し、指定施設になった上で投票所に行けない重度障害者の方などが対象になるそうです。

さらに、コロナ病養者の郵便投票が始まった件についても、感染者以外は対象外とのことでありました。

記事の最後に、「パンデミックに選挙制度が追いつかない現状は分かるが、このまま放置するのは許されないのではないか。コロナ禍の投票は、まだ続く。工夫すべきことは多い」と結んでありました。

私ももっともだと思いますが、制度の整備がなされていない現状では、これ以上言えませんが、有権者が不利益をこうむるようなことがないよう制度の早急な整備が急がれると思います。

そこで、衆議院議員総選挙における本市での市内施設等における不在者投票の現状を質問します。

○選挙管理委員会事務局長（松尾智信） 病院や老人施設での不在者投票の本市の現状についてお答えいたします。

現在、市内において県の指定を受けている不在者投票指定施設は6施設ございます。今回の衆議院議員総選挙におきましては、うち4施設から不在者投票に関わる投票用紙等の請求があり、67名の方が投票されたところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 不在者投票を利用した方々が結構いらっしゃることで、本市においては、制度的に機能していることで安心いたしました。今後とも有権者が不利益を受けないような体制づくりに努めていただきたいと思います。

最後に、期日前投票に行かれた市民の方よりお褒めの言葉をお聞きいたしましたので、紹介したいと思います。

私は、87歳の歩くことが困難な女性です。今回初めて期日前投票に行きました。投票

所までは妹の車に乗せてもらい、期日前投票所の駐車場に着き、妹から支えてもらいながら、車からゆっくりと下りようとしておりましたら、職員の方が車椅子を持ってきてくださり、車椅子に乗せていただき投票をすることができました。職員の方の対応は、介護の仕事の経験があるのではないかと思うぐらい丁寧で、安心して投票することができました。こんなに丁寧にしていただけのなら、もっと早く期日前投票を利用すればよかった。次も期日前投票に行きたいです。

と、うれしそうに私におっしゃいました。私が何かしたわけではございませんが、声をかけていただき、とてもうれしく思いました。対応いただいた職員の皆様に感謝いたします。ありがとうございます。

皆さんもそうだと思いますが、期日前投票所に限らず、投票所は一見重苦しいというか、身構えてしまいそうな違和感的なものを感じてしまいましたが、今、私が話をさせていただいたような障害のある方だけでなく、投票に来られた全ての方々に目配りし、親切で気配りのできるような体制づくり、さらには有権者が投票所で緊張しないようなリラックスできる雰囲気づくりに今後も心がけていただくようお願いいたします。

また、現在、期日前投票については、選挙管理者1名、立会人2名、会計年度任用職員4名の7名という必要最低限の人数で投票事務を実施されているようですが、人員確保に大変苦慮しているともお聞きしております。

本市においても、ここ数年、期日前投票所での投票が伸びているようです。選挙においては、期日前投票が16日間に及ぶ場合もありますので大変だと思いますが、人員の確保に努めていただきたいと思います。これでこの質問を終わります。

次に、コロナ禍の中でのイベントについてありますが、産業祭、文化祭については理解いたしました。コロナも収束していくと思われませんが、感染対策は十分に徹底し、産業祭と社会教育課のイベントが同時開催されることが、市民にとって喜ばれることであり、商工業者並びに地域の活性化につながるものでもありますことから、実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

成人式につきましては、延期された令和2年度分を1月3日に、令和3年度分を1月5日に開催されるようですが、新型コロナウイルス感染症の感染者は、全国的に減少しておりますが、まだ、終息までは至っておりません。そこで、今回の成人式でどのような感染対策をされる予定なのか質問します。

○社会教育課長（米田昭嗣） 成人式における新型コロナウイルス感染症の対策につきましてお答えいたします。

まず、参加者等のマスク着用、手指消毒はもとより、健康チェックシートの提出を行っていただきます。

次に、会場である文化会館では、サーマルカメラによる検温をはじめ、座席のソーシャルディスタンスの確保、御家族や関係者等の入場者制限、常時換気などを行います。さらに、式典につきましても時間を短縮し開催いたします。

また、市外居住者につきましては、任意でPCR検査を受けられた方々への支援策として、今議会に補正予算を計上させていただいております。

なお、成人式の実行委員会を通して、安全安心を守るために、全ての対象者に対して新型コロナウイルス感染症の対策の徹底及び任意によるワクチン接種の呼びかけを行っているとの報告を受けております。

以上でございます。

○池田みずず議員 感染症対策を十分にされて

の開催をされるようで理解いたしました。参加される方々が安心して参加できるように取り組んでください。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者は減少し、鹿児島県においても感染者ゼロ人の状況が続いていることはうれしく思っております。ですが、最近、新しい変異株が確認され、日本でも感染者が出てきております。今後、この変異株が流行した場合、成人式の開催もできなくなるのではないかと心配しております。もし、今回の2回の成人式が開催されない場合は、どうされるのか、お聞かせください。

○社会教育課長（米田昭嗣） 成人式を開催できなかった場合はにつきましてお答えいたします。

両成人式が、新型コロナウイルス感染症等の影響から開催できなかった場合は、令和2年度分（延期分）につきましては、成人式を中止とし、他市の状況を確認しながら今後の取扱いを関係課と検討してまいります。

また、本年度分の成人式につきましては延期とし、新型コロナウイルス感染症の状況及び実行委員会の意向を尊重し、時期を考慮しながら開催の可否につきまして改めて検討してまいります。

以上でございます。

○池田みずず議員 ありがとうございます。

もし開催できなかった場合の取扱いについては理解しました。コロナ禍の中でいろいろな制限された年でしたが、令和4年度最初のイベントとして一生に一度の成人式を楽しみにしている新成人や御家族の皆様のためにもぜひ開催できることを祈りまして質問を終わります。

次に、たるみず元気プロジェクトについてであります。

先ほど今年の実施状況については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当初予定していた8月の2回が中止となったが、これまでの8回中7回

が終わり、432名の方が参加され、また、新型コロナウイルスの感染が縮小したことに伴い、市民の皆様から参加したいとの声が多く寄せられ、新たに年明け1月に追加開催するとの答弁だったと思います。

今年実施するに当たり、4月から5月にかけて感染が拡大し、また、8月には第5波に見舞われ、中止にするかしないか、非常に判断に迷われたと大石先生も報告会でおっしゃっていましたが、実施するに当たり、どのような点に気がつけたか、また、新たな取組があったか質問します。

○保健課長（草野浩一） 今年の取組の特徴につきましてお答えいたします。

まず、今年の取組の中で大きな特徴といたしましては、当然しなければならない新型コロナウイルスへの感染防止対策でございます。

1回目の答弁でも申し上げましたが、実施するに当たり、市民の皆様が安心して参加していただけるよう、また、危機管理対応として、あらゆる状況を想定して感染制御が専門で、鹿児島県新型コロナウイルス調整本部感染症チームである鹿児島大学病院川村特例准教授に監修を依頼し、健康チェック及び報告会における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを作成したところでございます。

このガイドラインに基づきまして、まず、密集対策としまして、これまでの会場のうち、垂水中央病院や小学校につきましては、施設内の空間が広い垂水市文化会館に変更し、会場が変更できなかった市民も含め、1日における参加者人数に定員を設けました。

また、受付で参加者が集中することを防ぐため、受付時間をこれまでの60分ごとから15分ごとに細分化するとともに、その時間帯に受付をする人員を随時受付から8名までにいたしました。

次に、会場での感染対策といたしまして、水

際対策として、ウイルスを会場内に持ち込ませないよう屋外において手洗いと検温を行い、体調確認シートの提出をしていただいた後、屋内に受付を行ったところでございます。

また、健康チェックを行う各ブースにおきましては、飛沫防止パーテーションの設置や従事スタッフに対しフェースシールドの着用を義務づけ、それぞれのブースでの待ち時間が少なくなるよう参加者を分散させる受診ルートを新たに定め、参加者が迷われないよう誘導スタッフを配置したところでございます。

また、今年は、議員が申されましたとおり2年ぶりの開催となることから、案内チラシに新型コロナウイルスの自粛生活で体の健康状態が気になっていませんかという分かりやすいキャッチフレーズを用いて、市民の皆様にも周知を図ったところでございます。

また、より多くの市民の皆様に参加していただく取組といたしまして、これまでの健康チェックで行った栄養調査から、参加者の約8割の方が週に1回以上パンを食べているということが分かってきたため、参加特典といたしまして減塩したパンをお配りすることといたしました。

さらには、この健康チェックは継続して参加されることで、御自身の元気さ、健康さの変化が分かるため、その動機づけとして3回継続された方に対し継続参加賞をお渡しするようにしたところでございます。

以上でございます。

○池田みずず議員 取組の中で感染対策が一番大変だったかと思います。そのような中で参加された方は、開催されて喜んでおられるとともに安心して参加できたのではないかと思います。

また、今年の新たな取組として2年ぶりの開催ということで、より多くの参加を促進するため参加者全員に参加特典を設け、さらには3回継続された方に継続参加賞をお渡しするようにしたとのことでした。

これらの参加促進で、多くの市民の方に参加してほしいと思いながら、私も1月の日程に申し込んだところです。事前通告はしていませんでしたが、副市長におかれましては、今年初めてこの健康チェックの状況を御覧になられ、参加自体もされておられると思います。

御覧になられて、また参加されてみて、検査内容についてなど感じたことや、参加されてみた感想について副市長の答弁をいただけたらと思います。

○副市長（益山純徳） ただいま池田議員から参加されたその感想などという形で御質問いただきました。

私のほうも健康チェック、垂水に4月に赴任しまして、まず、会場内の実施状況等々を把握するために出席したところですが、市民館での実施につきましましては初めてということで、いろいろ私のほうからも、その職員の動線などもアドバイスをさせていただいたところでございます。

私自身も先日参加させていただきまして、私も人間ドックとかは、当然、県庁時代からも受けておりましたが、健康チェックを受けてみて思ったことは、人間ドックとかでやらないような検査、通常の病院でやらないような検査、心電図をつけながら両手、両足に血圧計をつけて血流の流れを見るというのは、普通の病院ではやらないような検査でございまして、やるとしたら相当のお金がかかるというふうに聞いております。

そういう検査やら、あとは、その食生活も非常に細かくチェックをされて、私もまだ結果報告会は、まだ私のほうは先日ではなくて、その後のほうになるというふうに聞いているんですけど、非常に細かく分析をされて、その食生活とか、そういうものについてもアドバイスをいただけるということで、普通の一般的な人間ドックとか定期健診とは別に非常に細かく詳

しく、あと医学的には当然そういうふうなデータもとられるということでもあるんでしょうけど、その参加された方のその健康度を把握するために、非常にためになるデータというか、こういうことをフィードバックしていただくということで、私も私自身の結果が出ることに對して非常に楽しみもあり、不安でもあるんですけど、そういう形で健康の状態が分かるということで、非常にこれは市民の健康のために役立つ事業だというふうに感じたところでございます。

以上です。

○池田みすず議員 突然の答弁ありがとうございます。

副市長が答弁されたとおり、この健康チェックは全国に類を見ない取組だと思えます。私は、今、保健課主催の食生活改善推進委員養成講座、栄養教室を受講しております。その中で栄養は、料理のことだけではなく、健康になるためには栄養と運動、栄養を取る口のこと、栄養から心身のバランスが保たれることなど受講して初めて知ることが多く、日々学んでおります。

この健康チェックについても、参加してみて初めて分かることが多いのではないかと感じております。その現れが満足度で約95%と非常に高くなっているのではないのでしょうか。そのためこの健康チェックに多くの市民に参加していただくためにも、これまでの成果を垂水市内、市外にもう少しアピールしたほうがよいのではないかと思います。これまで実施してきて、どのような成果が分かってきたのか伺います。

○保健課長（草野浩一） これまでの健康チェックから分かったこと、成果につきましてお答えいたします。

初めに、健康チェックは、特定健診や人間ドックとは守備範囲が異なり、参加者において医療、運動、栄養分野などの8分野、約20の検査を行い、参加者御自身の今の元気さ、健康さを知るものでございます。

また、その検査結果を県内の各分野のスペシャリストの先生方が分析を行い、加齢に伴う生活機能、身体状況及び認知機能が生命・機能予後にどのように関係しているか調査をし、今後の疾病予防や生活習慣を改善し、寝たきりの予防、介護の必要度の軽減、最終的には医療費の削減にもつながるものでございます。

また、この健康チェック検査結果から病気が見つかった例もございます。具体的には、心電図検査で不整脈が見つかり、その不整脈の種類が緊急性の高いものであったことから、心臓にペースメーカーを埋め込んだ例。同じく、心電図検査で心房細動が見つかり、適切な医療へつなげた例。血圧測定から血圧コントロールがうまくできていないことが分かり、かかりつけ医に報告して、適切な薬に変更してもらい血圧コントロールができた例。口の中を見る口腔検査から超早期の口腔がんが見つかった例などがございます。

また、健康チェックの検査のうち、運動・認知機能・活動検査からは、今年の広報たるみず8月号から毎月掲載しておりますので、一つだけ紹介いたしますと、社会交流や外出頻度が減少している高齢者は、鬱傾向の割合が高くなり、抑鬱傾向を認める方は、そうでない方と比べ、サルコペニア——全身の筋力低下状態にある危険が約2.5倍高くなることが分かったところでございます。

次に、口の中の機能を調べる口腔検査からは、これまでも口腔機能の低下が身体機能の低下や軽度の認知機能障害につながっていると言われておりましたが、この健康チェックで得られたデータから、そのことが初めて数字として明らかになり、今年の4月に国際学術誌に発表されました。

具体的には、嚥下機能の呑み込みの力が低下するとフレイルになる危険性を2.56倍増加させる。咬合力——かむ力が低下すると、軽度認知

症となる危険性が1.48倍増加させる。体舌圧——舌の力が弱いと軽度認知障害となる危険性が1.77倍増加させるということが分かりました。

栄養調査からは、居住形態と食生活の観点から、食生活への影響を見てみますと、まずはたんぱく質、脂質、炭水化物の3大栄養素のうち、一人暮らしの男性は炭水化物の摂取が少なく、一人暮らしの女性は、ビタミンやミネラルなどはしっかり摂れていることが分かりました。

また、食品——食べる品物について見てみますと、一人暮らしの男性は、緑黄色野菜の摂取が少なく、一人暮らしの女性は、果物、納豆、レバー、海草と、バランスよく食べていることが分かりました。

このことから、一人暮らしの高齢者は、食生活を整えることが困難な中、垂水市の一人暮らしの女性は頑張っている。一人暮らしの男性は、主食をしっかりと食べ、野菜を簡単に食べる方法を身につけなければならないことが分かったところです。

次に、直接市民の皆様と接している本市保健師においても調査分析をしておりますので、分かったことを述べさせていただきます。

健康チェックの参加者のうち、家庭血圧計の借入れを希望された方に対し約11か月間、朝と就寝前の2回測定を毎日行っていたくとともに、それに併せて家庭血圧計フォロー教室を6回開催し、血圧値の変化について分析を行ったところです。

その結果、約11か月間、家庭血圧計の測定を継続することで6回の教室の参加数の参加回数に関わらず、ほとんどの参加者の血圧に改善が見られたことから、血圧を毎日計測することで、血圧値を意識するだけでなく、食事や運動などの食生活の改善に取り組むきっかけとなり、また、主治医への受診を通じて、服薬開始や処方薬の変更するきっかけとなることが分かったと

ころでございます。

この結果を踏まえ、保健課では、血圧測定の大切さを周知し、また、血圧測定を継続するための教室開催や個別介入などの支援を続けることで、生活習慣の改善と適切な血圧コントロールができるよう努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みずず議員 ありがとうございます。健康チェックは、おおよそ20年継続する事業だとお聞きしておりますが、3回目となる今年で、これだけ多くのことが分かっていることはすごいことだと思います。

この事業が、20年も積み上がると、本当にこの成果が全国の課題解決になるのではないかと思います。しかし、この成果は、あまり市民の皆様にも対外的にもよく知られていないと思います。成果についての情報発信は、どのようにされているのか、また、考えているのか伺います。

○保健課長（草野浩一） 情報発信はどのようにされているのか、また、考えているのかにつきましてお答えいたします。

成果についての情報発信につきましては、毎年の報告会にて各分野の先生方が参加者自身の検査結果と参加者全体のデータ結果から分かったことをお伝えしているところでございます。

また、各分野の先生方におきましては、先ほど成果のところでは答弁いたしました。口腔機能分野のように、学会等において論文などで発表されているところがございます。垂水市としての情報発信につきましては、今年の広報たるみず8月号から毎月掲載するとともに、ホームページにおいても同様の内容を掲載しているところでございます。

また、先生方の学会等の論文発表と同様に、先ほど答弁いたしました市の保健師の調査結果につきましては、鹿屋保健所も含めた大隅管内

の主管課長や保健師で構成されている肝属・曾於地域保健活動連絡協議会において、業務研究発表を行ったり、鹿児島県公衆衛生学会や臨床高血圧学会フォーラムにおいて書面発表を行っているところでございます。

以上でございます。

○池田みずず議員 情報発信については、広報誌やホームページで行っているとのことでしたが、高齢者などは文書が長文になるとなかなか読まなかったりするので、絵などを使って、保健課が主催する健康教室や地区公民館の高齢者大学などや県内での会合等で積極的に事例発表する場をいただくなどしてアピールすれば、もっと広まっていくと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

次に、これまで実施してきて見えてきた課題があると思いますが、それらの課題解決に向けて、今後どのように考えておられるのか質問をします。

また、最後に市長に伺います。このたるみず元気プロジェクトは、大石先生の言葉を用いますと、少子高齢化の課題への取組で、高齢化への課題取組として、健康チェックを行いながら、健康長寿を目指し、最終的には医療費の削減ということだと考えますが、もう一つのワードとして少子化があります。その課題として、子育て支援だと考えますが、たるみず元気プロジェクトとしての子育て支援の取組について、今後どのように考えているのか、市長にお伺いします。

○保健課長（草野浩一） 実施してきて見えてきた課題、今後の取組につきましてお答えいたします。

初めに見えてきた課題といたしましては、議員が申されましたとおり、情報発信であると考えております。分析結果により、分かったことに対しての情報発信もありますが、この健康チェックは先ほど申し上げましたとおり、約20年

という長期的に行う事業としております。市民の皆様継続して受けていただくため、また、新たな参加者を掘り起こし、毎年、参加者1,500名を目標に取り組む必要があると考えております。

そのためにも、市民の皆様健康チェックを受けていただくため、参加メリットをしっかりとお伝えしなければならないと考えております。

次に、これまで得た健康チェックのデータをどう活用していくかでございます。

健康チェックは、今年で3回目となりますが、大学側は長期的視点でのデータ分析し、健康長寿を図るための研究となるのに対し、市としましては現状に対して健康長寿を目指して、市民の皆様健康意識や行動変容に向けて助言指導を行っていく必要があると考えております。

そのため、健康チェックの結果に対して、報告会での先生方への個別相談だけでなく、市の保健師、管理栄養士等の専門職において、まずはそれぞれの検査結果に対し助言指導などを行い、市民の皆様健康に対する意識の向上を図り、元気度、健康度の高まるよう日常生活の活動や習慣の維持改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 今後の取組ということで、時間の関係でコンパクトにお話をしたいと思います。

このたるみず元気プロジェクトのきっかけというのは、先ほど大石先生との御縁があつてということでございまして、その中で市民の皆様の健康長寿、子育て支援の充実、それで垂水市の食材とか、環境を生かした形でやりましよう。垂水市が抱える少子高齢化の課題は、日本全国の共通の課題だからということでございましてスタートいたしました。

高齢者の皆さんに関しましては、たるみず元気プロジェクトに参加いただくことによって、

悪くなってからお金をかけるということではなくて予防に力を入れようということで、市民満足度の調査の中でも多くの皆さんがやはり健康ということに意識がございまして、この結果を受けて3年間実施をしてまいりましたけれども、簡単に言えば、3だった通知表が今5になっているということでありますので、しっかりとこれ継続していきたいと。

一方で少子化というものもございまして、この子育て支援の取組ということに関しては、就任以来18歳までの子供の医療費の助成、乳幼児用品等購入助成とか、様々なことをやってきましたけれども、この2つをしっかりとやっていくことが、人材育成、垂水市のまちの発展につながっていくと思いますので、リンクしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○池田みず議員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

次は、4時25分から開会いたします。

午後4時15分休憩

午後4時25分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。本日最後の登壇となるようでございます。よろしく願いいたします。

師走となり、朝夕の冷たさが身にしみる今日この頃となりました。12月の終わりが近づくとつれ、今年を振り返れば、今年も新型コロナウイルスに翻弄される中、オリンピック・パラリンピックが開催されたこと、新型コロナウイルス感染症対策として、19都道府県に出されていた緊急事

態宣言と、鹿児島県を含む8県のまん延防止等重点措置が9月30日の期限で全面解除となったこと、国会では、衆議院が解散され選挙が行われたこと、本市においては、4月に益山副市長が就任されたこと、議会では5月に新しい体制になったこと、台風等の影響も少なく、大きな災害がなかったこと、庁舎、消防庁舎に対して耐震診断が行われ、その結果に対する協議、議論がなされたことなどなど、いろんな出来事が思い浮かびます。

一方、新しい年への気持ち、思いをしながら、これまでのように地域のこと、垂水市のことを思いながら来る年を迎えたいと思うところです。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、スマートフォン活用について質問いたします。

従来型携帯電話からスマートフォンに切替えが進み、スマートフォンが急速に普及してきて、スマートフォン片手にいろんなところで時間に関係なく活用している状況が見られるようになりました。

ちなみに、株式会社NTTドコモモバイル社会研究所の「モバイル社会白書2021年版」によると、スマートフォンの普及率は2010年2月時点でわずか4.4%だったのが、2021年1月時点では92.8%となっている。シニア世代の60から70歳代でもスマートフォン、パソコン、タブレットなどICT端末を9割以上が所有しており、スマートフォンの所有率は60代が約8割、70代が約6割となっています。

スマホの利用状況は、別居家族や友人、知人への連絡やインターネットでの買物、動画利用、SNSでのコミュニケーションやニュース、情報の収集など活用の幅が広いことにあります。

このように、スマートフォンには、電話通信だけでなくインターネットのほか、多種多様の

機能が備えられ、スマートフォンを活用した生活様式が次第に浸透しつつある状況にあると捉えているところであります。

自治体では、市税などの納付にも利活用が進み、出水市では令和2年度から市税や保険料をスマートフォンを使ってクレジットカード決済を導入しているが、本市でも今年度の納税のしおりに、「市民の皆様の利便性を図るため、コンビニ収納、モバイルバンキングを令和3年度から開始いたします。Pay Pay等のアプリ決済も可能になり、納付方法の幅が広がります」と記載され、スマホ決済が導入されたが、これまでのスマホ決済とコンビニ収納の件数割合をお聞かせください。

2問目に、過疎地域持続的発展計画について質問いたします。

新たに作成された過疎地域持続的発展計画を今議会に議決を求められていますが、計画書を見ますと、第1章の基本的な事項から第13章その他地域の持続的発展に関し必要な事項までとなっています。

その中の第2章、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、1、現況と問題点について。移住・定住の促進として、本市の人口は、昭和30年3市町合併当時の3万8,856人をピークに減少の一途をたどり、令和2年国勢調査においては1万3,817人となっており、人口減少が課題となっている。

現在、人口減少対策として空き家バンクの利用促進、移住者や子育て世帯に対して住宅の新築や購入に係る費用の助成、移住者や若年新婚世帯に対して家賃等を助成し、移住・定住の促進に努めている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活様式や働き方が変化したことから、地方への移住ニーズが高まっているため、さらなる移住促進の推進に向けた取組が必要となっていると記されているが、これまでの移住・定

住の取組に努められた成果の推移と相談件数をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○税務課長（橋圭一郎） 市税のアプリ決済等の御質問にお答えします。

市税のアプリ決済及びコンビニ納付につきましては、本年4月から運用し、現在、8か月が経過いたしております。アプリ決済及びコンビニ収納の推移につきましては、10月末時点までが明らかとなっております、アプリ決済は全体3万4,189件の2%で推移し、延べ件数は632件となっております。

また、同時に運用しておりますコンビニ納付につきましては、全体件数の21%に及び、同じく10月末現在において7,395件が決済され、合計決済率は全体の23%、決済件数は8,027件となっております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 移住・定住促進7事業を実施しているが、それにつきましてはの相談件数と実績についてお答えさせていただきます。

令和2年度の移住に関連する相談件数でございますけれども87件ございました。

現在、企画政策課が所管しております移住・定住促進7事業でございますが、その具体的内容としましては、空き家対策・移住促進・定住促進・転出抑制等でございます。

移住される方が活用される事業は、空き家バンク移住促進事業、住宅取得費等助成金交付事業、民間賃貸住宅家賃助成事業の3つの事業でございます。

それぞれの事業を活用されました令和2年度の移住者の実績を申し上げます。

まず、空き家バンク移住促進事業が、5世帯の13人でございます。

次に、住宅取得費等助成金交付事業が、4世帯の10人でございます。

最後に、民間賃貸住宅家賃助成事業が、7世帯の11人でございます。

合計で16世帯、34人でございます。

次に、事業開始から令和2年度末までの移住者の累計と、移住者のうち令和2年度末、現在も本市に定住していただいている割合をお示ししますと、空き家バンク移住促進事業が、24世帯63人で定住率は75%、住宅取得費等助成金交付金事業が35世帯80人で定住率は97%、民間賃貸住宅家賃助成事業が41世帯72人で定住率は72%でございます。

3事業を活用された移住者の中には、助成金の受給途中で離職や転勤等により、やむを得ず転出される方もいらっしゃいますが、多くの方が定住につながっておりますことから一定の成果が表れていると考えております。

今後より多くの方々へ本市へ移住していただき、末永く定住していただけるよう移住・定住7事業の啓発と利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、1問目のスマートフォン活用についてでございますけれども、1回目で先ほどアプリ決済納付とコンビニ納付状況を聞かせていただきましたが、10月末時点でアプリ決済が632件の2%、コンビニ収納が7,395件の21%、合計決済件数が8,027件で、全体の23%であるとのことであります。

アプリ決済とコンビニ収納を合わせた納付は、この数字からしますと約4件に1件の割合でアプリとコンビニの収納がなされているというふうになるようでございます。

そこで、このような結果を受けて、新しい納付の在り方を感じるころですが、次に、アプリ決済についての委託契約についてお聞かせください。

○会計課長（港 耕作） 市税等のアプリ決済、コンビニ収納の契約内容につきましてお答えいたします。

市税等のアプリ決済、コンビニ収納につきましては、収納代行業者と令和3年4月1日に業務委託契約を締結しております。

その契約内容として、取り扱う市税、保険料等のそれぞれについて、税別で毎月基本料金として5,000円ずつ、そして、1件当たりの手数料として同じく税別で57円ずつとなっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。契約内容については、税目ごとで基本料金が月5,000円、それで、1件当たりが57円というふうなことでございました。

そこで、今回、税務課で市税等の収納について、アプリ決済をした目的、背景というのは何なのかということです。今の税に対する収納状況を見ますと、窓口納付、そして、指定金融機関がそれぞれ指定されて、そこでの直接納付。それと、口座引き落としがありますけれども、このアプリ決済は、口座落としとほぼ納め方はちょっと似通っているなどというような思いがするわけですね。

それで今現在、今申しましたように、口座引落での納付もできますが、あえてアプリ決済を導入したということをお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○税務課長（橘圭一郎） 口座引落につきましても、御存じのとおり、個人の預貯金口座から引き落としとして納税するものでございますので、前提としては口座の中にお金が存在することが前提になります。

スマホ決済につきましては、最終的には個人から契約会社に対して口座等から支払うことには変わりはないと思えますが、各種スマホアプリによりポイントが付与されたりして、実質

的なキャッシュバックと思える部分もあろうかと思えます。そういう意味では、口座引落の直接とはちょっと違うのかなど。

また、スマホ決済を導入したねらいにつきましては、今申し上げたキャッシュ決済等の部分もございしますが、まず、出向くことなく在宅等で活用が見込まれ、納税者の利便性の向上につながるということはあるかと思えます。

また、現下のコロナ下の状況などで、他社を経由する現金等の取扱い、直接に取り扱う必要もなくなるということもございしますので、そういった面もちょっと違うのかなど。

さらに、現在、長期入院中や長期出張中の方々においても、口座引落用の現金を入金する必要もなくなりますので、納税者の利便性の向上を図れることが最大のねらいと言えるのかと思われま。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

次に、スマホ決済の推進についてでございますけれども、これまでの直接窓口納付や指定された金融機関での現金支払納付と、口座引落納付から納付の幅を広げたコンビニ収納、スマートフォン決済は、今日の社会情勢に対応したものでありますが、スマホ決済は、これからも件数が増えるものと思うところです。

ちなみに、新聞報道によりますと、鹿児島市では今年度7月1日から住民票の写しや印鑑証明、納税証明書などの発行手数料65種類の支払いにキャッシュレス決済サービスを導入し、手数料支払いは、これまで現金のみだったクレジットカードや電子マネーのほかスマートフォンなどのモバイル決済が使えるようになるとなっております。

鹿屋市でも既に市税等の納入は導入済みで、9月1日から本庁舎の市民課、税務課での窓口の各種手数料の支払いについてキャッシュレス決済を導入されたとなっております。

本市では、今議会に垂水市手数料条例の一部を改正する条例案が提出され、担当課長の説明では、スマートフォンに対処するためとのことでしたが、スマホ決済の推進についてお聞かせください。

○会計課長（港 耕作） スマホ決済の推進はにつきまして、お答えいたします。

先ほどの税務課長の答弁にありました本年4月から運用しているアプリ決済、コンビニ収納は、市税、保険料等を対象としております。住民票交付手数料や公民館使用料などの手数料、使用料の納付についても、市税、保険料と同様にスマホアプリによる納付に取り組むことにより、市民の利便性及び衛生面の向上が図られることから、今議会に手数料条例の一部を改正する条例案を上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 今議会に提案されている改正する条例案が可決されれば、来年から市民課等での手数料をスマホ決済する準備があるのではと感じるところですが、計画はないのかお聞かせください。

○会計課長（港 耕作） 今後のスマホ決済の実施に向けてということであると思いますが、お答えいたします。

スマホアプリによる納付に取り組むことで、今議会に手数料条例の一部を改正する条例案を上程させていただいていることから、条例案がもしも可決された折には、さらに納入方法など関係課等と実施に向けての具体的な協議を進めていきたいと思っております。

また、その協議がまとまり次第、そういう導入に向けていきたいと思っております。

○梅木 勇議員 検討するというようなことですが、来年中には何か導入されるような予感がしているところでございます。

それで、これはそのまま置いて、次に。

次に活用するための支援対策についてでございますけれども、先ほどスマホの所有状況について述べたところで、60代が8割、70代が6割になっていると申しましたが、高齢者になるにつけ、スマホの利用状況は電話だけで多種多様な機能の利用までに至っていない状況があるようです。

このような状況を察知され、市内在住の方に高齢者向けスマホ講習会が行われていますが、講習会の内容、申込状況、委託についてお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） スマホ講習会の内容につきましてお答えをいたします。

本市では、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したスマホ講習会を市と連携した民間事業者が実施主体となり、11月から来年2月までの日程で開催をいたしております。

市の役割としては、講習会の会場確保や参加者募集と当日の講習補助でございます。講習会は、スマートフォンの基本的な利用方法を習得し、高齢者等の情報格差を解消することを目的としており、内容としては電源の入れ方からボタン操作、メール、LINEなどSNSの使い方までの初心者向けの講座となっております。

申込み状況につきましては、高齢者等を対象に市報10月号で参加者を募集し、11月15日に申込みを締め切っております。牛根地区公民館、新城地区公民館、市民館の市内3会場で1組の定員を4名として計5組を募集しました。結果、募集定員を超える25名の申込みがあり、現在、開催中でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

これは、講習会の内容が、5組で全体で20名の定員というようなことで、申込みは今25名だというようなことでしたけれども。この市報の案内を見ると、定員が4名ですので、オーバーした場合は抽せん等となるというような表現が

してありますけれど、5名オーバーしていますので、それでどっかの組で抽せんがあったのか、どこの何組であったのか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 今回は、申込みをいただきました全員の方が受講できるように取り計らったところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 次に、講習会は5組に分けて1組、4日間となっていますが、どのように募集をされたのか、そこをお聞きしたいと思います。

抽せん、オーバーした場合は抽せんというようなことが記載されておりますけれども、ここはもう今お聞きしましたので、どのように募集をしたのかという点についてお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 募集については、今回、高齢者の皆さんを対象としたことから、高齢者クラブ等に関係課のほうから呼びかけをしていただきまして募集をいたしたところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

今回の講習会は、時宜を得た講習会であると認識しています。定員は、全体で20名であるが、スマホの所有者状況からすれば、今回のような講習会はまだ必要ではないかと思うところです。また、高齢者以外にもこのような講習会を望む声も聞かれます。

鹿屋市では、スマホ初心者を対象にした無料講座が5月15日に行われましたが、申込み多数であったため、6月25日に追加の講座が行われております。今後もこのような講習会の計画はないのか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 今後の取組として、継続していく考えは、につきましてお答えをいたします。

今年度の受講者の方からも好評であり、また、ガラケーからスマートフォンに切り替える方が

増えていることから、今後も継続した取組を検討いたしたいというふうを考えております。

今年度を実施をいたしました事業者も本市と連携した取組について、来年度も継続して行いたいとの意向もあるようでございますので、今後、対象者、講座内容や実施日程などを事業者と協議をしまいたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（川越信男） ここで申し上げます。本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

継続的にやっていくというようなことですが、ちなみに肝付町ではNPO法人、肝付情報化推進センターに委託して、スマホやタブレットの使い方や様々な困り事相談を無料で毎月二、三回行うとなっています。

これからも適宜、また、定期的に講習会を開催していただくよう要望して、この件については終わります。

次に、過疎地域持続的発展計画についての質問でございますが、1回目の答弁では、移住に対する相談件数が87件、それとこの移住・定住に関する事業が7事業ほど今施策として行われているわけなんですけれども、そのうちの3事業が合わせて16世帯と、それと、人数的には34人と。それと定住率が3つの事業ということなんですけれども、いずれも定住率は70%を超えているというようなことで、非常に成果が出ているんじゃないかなと、この数字からすれば、そう思うところです。

そういった状況の中で、2回目に質問をさせていただきます。

1回目で、これまでの移住・定住の移住や相談件数を聞きましたが、次にその対策として、空き家バンクを推進し、空き家有効活用推進事業、空き家リフォーム促進事業、空き家バンク

移住促進事業など7事業を実施し、移住・定住の促進を図る。また、首都圏等での移住相談会への参加ホームページや広報誌を活用した効果的な情報発信により、移住・定住の促進を図る。市外の人々が本市へ移住・定住しやすいような支援等の充実を図ると記載されておりますが、支援等の充実についてお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 充実につきましてはですけれども、今、現行の制度について、さらに何かしらかさ上げするとか、そういったところは現段階ではまだ検討の段階に入っておりません。

ですけれども、やはり成果が出ているという部分においては、この制度をもって移住・定住、そういったところに踏み切る方々もいらっしゃると思いますので、これにつきましては、やはり全国的な部分において啓発、そういった部分のPR活動に力を入れた上で周知を図って、より多くの方々に垂水市に注目していただき、移住・定住に踏み切っていただく。そういった取組を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 移住・定住についての各地の取組状況も本市と似通った施策が多いかと思うところでございますけれども、新聞等の情報によると霧島市では、秋と冬の年2回参加費2万円、2泊、3泊の移住体験を行い、稲刈りや果物狩りといった農業体験のほか、先輩移住者宅、観光スポットも訪問する内容の移住体験研修を行っております。

南九州、伊佐市、さつま町、屋久島町では、空き家等に宿泊をするお試し移住や、お試し移住体験などを行っているようです。

また昨年4月3日の南九州新聞では、鹿屋市では移住支援や相談等の窓口、鹿屋移住サポートセンターが開設されています。

御承知のこととは思いますが、現在、垂水市

では取組がなされていない各地の取組を紹介をしましたが、これまで担当課をはじめ移住・定住の促進に頑張っておられますが、現在の施策の拡充や幅を広げ、移住・定住促進の効果がさらに高まるよう取組を期待して、この件は終わります。

次に、生活環境の整備について、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、現在、清掃センターは生ごみ以外の家庭系ごみの選別等を行う中間処理施設である。今後、清掃センターを中間処理施設として運営していくかどうか課題がある。

また、排出者が直接持ち込むごみの処理手数料は無料であることから、一般会計への負担が大きい。その対策として、肝属地区清掃センターへの直接搬入を検討する。また、ごみの処理手数料の導入を検討するとなっているが、現在の清掃センター運営体制と処理された選別品のリサイクル販売収入についてお聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 清掃センターの業務の体制等につきましてお答えいたします。

垂水市清掃センターについては、昭和56年当初、じんかい処理施設として稼働し、平成14年11月をもって焼却業務を終了しております。

現在は、ごみの分別、資源ごみの保管施設、市民が搬入する粗大ごみなどを分別して、肝属清掃センターなどへ搬出する中間処理施設として活用されております。

施設で従事する職員につきましては、公営施設管理公社職員1名、会計年度職員8名、シルバー人材センター6名が従事しております。

業務内容としましては、市内各ごみステーションの生ごみ収集や、業者が収集したリサイクル袋、燃やせないごみ袋を一旦清掃センターで受入れ、適正に分別してあるかなどを確認した上で再分別を行ったり、市民が直接持ち込まれた粗大ごみなどを可燃ごみや資源物、不燃物に分別したりするなどの業務を行っているところ

でございます。

なお、分別による資源物の令和2年度の収入につきましては約370万円となっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 現在、荒崎の清掃センターでは、合計15人で運営がなされていると。それとリサイクル品の売上げが370万円ほどだったですね。そういうような現状でございますけれども、ここの提案をされている肝属清掃センターへの直接搬入あるいは、手数料を検討をしたいというようなことなんですけれども、肝属地区清掃センターへの直接搬入については、まず、串良までの距離と時間にすると垂水の中央付近から片道1時間ほどかかり、往復で約半日かかります。牛根境地区あたりからすれば、もっと距離と時間がかかることとなります。また、持込手数料もあります。

このような状況を見ると、現在のままでの存続を望むところですが、一般会計への負担が大きいとなっているが、状況をお聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 清掃センター業務の存続につきましてお答えいたします。

市内の各家庭から市民が持ち込まれる粗大ごみ等は、清掃センターにおいて受入れと分別作業を職員が無料で行い、肝属地区清掃センター等へ搬出しているところでございます。

粗大ごみ等の一般廃棄物につきましては、肝属広域での処理となっていることから、市民自らの持込みとなりますと、鹿屋市串良町にあります肝属地区清掃センターへは、先ほど梅木議員がおっしゃったように、例えば、境地区からであれば、半日もの時間を費やすこととなり、大変な御負担になることなども考えられます。

肝属地区清掃センターへの直接搬入を検討する際には、このような課題をどのように解決していくかについても併せて検討を行う必要であると考えております。

また、本市の清掃センターに粗大ごみなどの排出者が直接持ち込む手数料は無料であることから一般会計の負担が大きく、このためごみ処理手数料の導入の検討を過疎地域持続的発展計画に基づき進める必要がありますが、有料化につきましては市民においても様々な意見もありますことから、今後慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

肝属地区清掃センターへの直接搬入は、距離的、時間的にも負担となり、住民サービスの後退となります。存続すれば、センターで働く方々の雇用の維持にもつながりますことから維持存続を要望いたします。

次に、し尿処理施設について、し尿処理施設を適正に行うため、中長期的な修繕計画を策定し、計画的に修繕を行う。また、他自治体との広域処理を検討するとなっているが、そのような構想はあるのか。あるのであれば、構想をお聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） し尿処理施設の広域化につきましてお答えいたします。

し尿処理施設における業務の広域化については、県内や肝属管内においても具体的な議論は特に行われていませんが、肝属管内をはじめ県内においても施設建設後20年以上経過した施設も多いことから、今後の検討課題であると考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

し尿処理施設につきましても、今後の在り方を熟考し、財政的に負担の少ない方法で検討をするようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川越信男） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川越信男） 次は、明日午前9時半から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会いたします。

午後5時3分散会

令和 3 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 3 年 1 2 月 8 日

本会議第3号(12月8日)(水曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和3年12月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、質問に入っていきたいと思えます。

最初の質問は、政府のコロナ対策の給付金と市独自の支援策の必要について問います。

政府のコロナ危機への対応として、国民と事業者への給付金があまりにも不十分な内容になっている。このことの問題点があるということと問題提起をし、対策を求めたいと思えます。

岸田首相が総選挙で非正規、女性、子育て世帯、学生をはじめ、コロナでお困りの皆様への給付金をと公約していました。ところが、年収100万円を超える世帯であれば、独り暮らしや子供のいない世帯は各種給付金の対象とならず、子育て世帯への給付金も現金5万円と来年の春のクーポン券5万円という二段階の支給は多くの国民からも疑問が出されています。

また、非正規で働き、コロナ禍で収入が減り、困っている多くの人対象から除外されます。給付されないのは大きな問題だと考えます。また事業者の給付金についても、首相は持続化給付金並み支給を行うといいながら、中身は額が

半分になっています。道理のない減額です。期間も今年11月から来年3月までの5か月間を対象とするとしています。最も苦しかったのは、今年1月から10月についてが支援の対象ではないでしょうか。

事業者は、これまで融資でしのいできていて、今返済の時期を迎え、さらに年末の資金繰りなど経営環境の悪化が深刻な状況です。そこで、この問題の認識と市独自の支援策が必要と考えますが、見解を伺います。

次の質問は、気候変動の問題について、自治体にどのような役割が求められているのか、また問われているのかを問います。

今、気候危機と呼ぶべき非常事態が起きているというのは、共通の認識になっています。その結果、既に世界各地で、また日本でも異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、間伐、海面上昇など、大問題になっています。

国連IPCC1.5度特別報告書は、2030年までに大気中の温室効果ガス、その大半はCO₂、二酸化炭素ですけれども、その排出を2010年比で45%削減し、2050年度までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比して1.5度まで抑え込むことができないことを明らかにしました。

たとえ気温上昇を1.5度に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食品生産も減少するなど人類と地球環境は打撃を受けますが、それを上回る気温上昇となる、その打撃は甚大なものと予想されます。さらに、2度上昇すれば洪水のリスクをさらに人口2.7倍に増加し、サンゴの生息域は99%減少してしまいます。

さらに大気中の温室ガスが一定濃度を超過してしまうと後戻りできなくなり、3度から4度も上昇してしまう気候変動による影響が連鎖して、悪化は止められないという破局的な事態に陥ってしまいます。そんな中、COP26で全会一致

で1.5度目標が共有され、グラスゴー気候合意として明記されました。1.5度目標を掲げていない日本などは対応が迫られることになりました。

日本では2050年CO₂排出ゼロを表明した自治体は40都道府県、268市10特別区126町村、8月31日現在ですけれども上っています。その取組は、始まったばかりです。全ての地方自治体が2030年までの地球温暖化推進計画を策定し、住民とともに実践の先頭に立つように、責任を持った取組を加速することが求められています。

また、地域に還元され、貢献する再生可能エネルギー活用を進めるために、自治体が役割を発揮することが求められていると考えます。

そこで、以下の質問をします。

一つは地球温暖化対策推進計画について、公共施設、公共事業、自治体業務などにどれだけCO₂が削減できるかなど、自治体が自ら脱炭素化に向けた目標と計画と、区域内の脱炭素化に向けた取組の目標と計画という、両面での目標と計画をつくるべきではないでしょうか。

2点目は、この実現のためには地元企業の参加と独自の協定が必要と考えますが、見解を伺います。

3点目には、省エネ投資への独自支援の取組と、その際は住民参加での取組にすべきと考えます。例えば、公民連携による地域新電力会社や営農型太陽光発電ソーラーシェアリングへの取組です。これらは、経済効果と雇用対策にも貢献でき、地域の持続可能な地域社会を目指すことにもつながると考えます。見解を伺います。

次に、難聴対策について、コミュニケーションの保障と支援について伺います。

この質問は、人工内耳を取りつけている保護者の切実な声が寄せられて、この問題を取り上げるところです。

1番目は、人工内耳を取りつけている高度・重度障害児を含む人たちへの支援の問題です。

2014年に批准した障害者権利条約は、障害のない市民と平等の実現が貫かれています。

障害者が障害のない人と同様の当たり前の暮らしをするため、あらゆる権利を保証し、支援を行う社会的責任が国や自治体にあることを宣言しています。その立場に立って本市の第5期垂水市障害者福祉計画、及び第1期垂水市障害者児童福祉計画に、基本理念と基本目標が明記されています。

障害者福祉サービスは、各種福祉サービスの充実を図る障害者支援では、障害児及びその家族に対する支援について、乳幼児から学校卒業までの一貫した支援の提供の整備を図っています。

今、全国では人工内耳を取りつけている高度・重度障害児を含む人たちへの支援が広がっています。スピーチプロセッサ及び必要な電池や周辺機器の導入、修理及び機器が開発され、新しくなったときのアップグレードに関わる費用は、健康保険でカバーできなく、ケースが限定されており、個人負担となる場合も多いのが現状です。全国では自治体として福祉補助を行って、社会的生活の向上と経済的負担の軽減に貢献をしています。

そこで、全国・県内の助成の取組内容、本市でも障害児への社会的生活の向上と経済負担の軽減に貢献するものと考えます。電池代、体外機の助成の検討ができないか伺います。

2番目は、情報アクセス、コミュニケーションの保障、手話条約制定への意欲について伺います。

鹿児島県や曾於市が先進的に制定している取組が市民、職員も組んで進んでいます。私は、手話が障害児、障害者のコミュニケーションの手段の自己選択、自己決定権を尊重し、社会参加を保障するものと考えます。請願は施策等の充実のための早期の手話条例の制定を求めていると考えます。

そこで一つは、前回の手話条例制定を求める議会議決後の取組について、2つ目は手話条例制定の意欲について見解を伺います。

最後の質問はパワーハラ、ハラスメント防止対策とメンタルヘルス問題について問います。

職員の命と健康を守るため、安心して快適で働き続けられる環境づくりが必要で、何よりも住民サービスの担い手である自治体職員のパワーハラメント防止対策とメンタルヘルス問題は、地方自治の問題でもあるからです。そのために今、何が求められているのか、各角度から問います。

一つは、なぜハラスメント問題になっているのか、政府の定数削減によるその結果、人手不足や自治体の職場でも長時間労働が増え、市の勤務時間規則でも時間外勤務時間が、過労死ラインを超える100時間未満が明記されました。また、評価制度の導入などにより、職場のストレスが高まる傾向にあると考えます。

今後は、IT人材不足も懸念されます。さらに様々な雇用形態が導入され、不安定な働き方の職員が増えたことで、お互いの意思疎通が難しくなっていることがあると考えられます。そこで、以下8点にわたって質問いたします。

1点目は、パワーハラメントとは何か。その定義はあるのか。2番目、なぜ問題なのか。3番目、起こる背景をどのように認識しているのか。平成6年度以降の職員の数の動向を教えてください。4点目は、公務職場におけるパワーハラメント防止対策はどうなっているか。5点目、良好な職場環境の下で労務に従事できるよう、業務が使用者にあると考えますが、役割と責任はどうなっているのか伺います。6点目は、ハラスメントの判断基準、対処方法、管理監督者の責務を明記したパワーハラ防止のガイドライン、要綱はあるのか。7点目には、メンタルヘルスの相談機関はあるのか。相談件数と内容、長期病休者数はどのくらいなのか。第三

者の位置づけはどうなっているのか。8点目、垂水市の命を支える自殺対策計画において、職員の自殺防止対策はどのような取組になっているのか、伺いたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問をさせていただきます。

○福祉課長（篠原彰治） 個人向け給付はコロナ禍で生活に困っている人を広く対象にして支給すべきであると考えるがにつきまして、お答えをいたします。

新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として、住民税非課税の世帯に対して現金10万円の支給が予定されており、支給方法についてはプッシュ型という表現が使われているところです。本市におきましては、国の正式な決定を受けましたら、迅速に非課税世帯への支給を行いたいと考えております。

また、住民税非課税世帯以外でお困りの方につきましては、今回の経済対策において、既に国において定められている緊急小口資金等の制度が延長されたことから、これらの制度を御利用していただけたらと考えております。

続きまして、市独自の支援策の早急な検討が必要ではないかにつきましてお答えをいたします。

市独自の支援策としましては、今回の給付金や緊急小口等の制度の利用状況や今後の国や県の動向、近隣市町の状況を勘案しながら検討すべきものと考えています。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 国の経済対策と市独自の対策の必要性につきましてお答えいたします。

まず、国の経済対策といたしましては、業種、地域を問わず、本年4月以降の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業や外出自粛などの影響により、売上げが減少した中小法人、個人事業者などへ事業の

継続、立て直しやそのための取組を支援する月次支援金がございます。

また、県におきましては国の月次支援金に該当しない事業者を支援する事業継続月次支援金があり、商工会と連携して関係事業者への周知並びに周知漏れがないように、振興会文書配布により全世帯へ回覧など周知を図っており、申請につきましても水産商工観光課と商工会に相談窓口を設け、事業者へ分かりやすく説明するなどの対応を実施しているところでございます。

今後、国の経済対策として、補正予算成立後実施されます事業復活支援金でございますが、2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者に地域・業種を問わず、固定費負担の支援といたしまして、本年11月から来年3月までの5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付するものであり、昨年実施の持続化給付金は感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするものであり、目的・性質が異なるものと思われま。

水産商工観光課といたしましては、まずは事業内容確定後にこれまで同様、商工会と連携し、関係する事業者へ周知するとともに、相談窓口を設け対応していきたいと考えております。

次に、市独自の支援につきましては、今後の国、県の動向並びに事業復活支援金の申請状況、近隣市町の状況を勘案しながら検討すべきものと考えており、まずは商工会経営指導員と連携し、事業者を訪問するなど、本市の現状を把握することが重要であると考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。気候変動は自治体の役割で何を問われているのかについてお答えいたします。

昨今、地球温暖化が急速に進む中、2050年までにCO₂排出実質ゼロにする目標を達成するため、ゼロカーボンシティを宣言する自治体が

増えてきております。

令和3年8月末で全国で444自治体、県内におきましては3市5町が既に宣言しているところでございます。本市におきましても、CO₂排出を実質ゼロにする目標は、脱炭素化を促進して達成していかなければならない課題であると認識しております。

これから、行政、企業、市民が一体となって、脱炭素化に向けた取組を官民が連携して実行することで、脱炭素社会の実現に近づけると考えております。

行政としましては、公共施設における節電や再生可能エネルギーへの転換等をはじめとする脱炭素化へ取り組み、目標達成の牽引役となる役割があると考えております。

今回、垂水中央病院、コスモス苑における太陽光発電導入による事業は、垂水市における再生可能エネルギーを活用した取組を今後推進する上での足がかりになればと考えております。

これから本市がCO₂排出実質ゼロの目標に向けて取り組むことは、脱炭素社会への実現だけでなく、地域経済への活性化や災害に強い地域づくりにもつながりますことから、関連計画の策定等に向けた調査・研究を進めるとともに、本市の環境保全や地域課題の解決につながるよう、再生可能エネルギーへの転換を促進するほか、地域新電力、営農型太陽光発電事業など、様々な事業の情報収集を行ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては、脱炭素化の促進のために、地元企業や市民の皆様の協力の下、官民が連携していくことが将来的にゼロカーボンシティにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 自治体と区域内の脱炭素化に向けた目標と計画につきましてお答えいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条

に、市町村は単独または共同して地球温暖化対策計画に即して、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減、並びに吸収作用保全及び強化のための措置に関する地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定するものと規定されております。

本市におきましては、第2期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成29年3月に策定し、本庁舎、各課が所管する公共施設の電気やガソリンなどのエネルギー別温室効果ガス排出量をホームページ上で公表しながら、温室効果ガス低減に向けた取組を行っているところで、現在、第3期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定も進めているところであり、脱炭素化に向けた温暖化対策の目標について、関係課と協議しながら、今後対応してまいりたいと考えております。

また、区域内につきましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として策定することとなっておりますが、この計画においては都道府県及び政令指定都市、中核市が策定しなければならないとされており、他の市町村については努力義務であることから、まずは先進事例の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） 全国、県内の助成内容は、電池代・体外機等の助成についてにつきましてお答えいたします。

電池代助成については、県内において月額上限2,000円、年額上限2万4,000円の助成を実施している自治体がそれぞれ1自治体、また体外機の購入については、年額上限100万円を助成している自治体が1自治体でございます。

なお、全国の状況については、人工内耳に関する電池代、体外機のどちらとも正確な数字は把握しておりません。

電池交換、体外機購入に関しての助成につきましては、現在の国の制度設計やそれに伴う本

市の負担額について課題がありますことから、近隣市町の状況も勘案しながら、今後検討すべきものと考えております。

以上でございます。

続きまして、前回の手話言語条例制定を求める請願の採択後の取組について、につきましてお答えいたします。

手話言語条例については、同請願が採択された平成26年度において、県内で制定されている自治体はなく、その後、令和元年度に鹿児島県と曾於市において制定されております。請願を受けて、本市におきましても制定に向けての協議が福祉課内でなされておりましたが、企業等における手話をしやすい環境づくりや、手話通訳者等の配置などの課題があることから、制定に至っていないところです。

以上でございます。

続きまして、鹿児島県や曾於市が制定し、取組が市民、職員も含めて進んでいる障害者・児のコミュニケーション手段の自己選択、自己決定を尊重し、社会参加を保障すべきではないか、請願は施策等の充実のためにも、早期の手話条例の制定を求めているが考えは、につきましてお答えいたします。

本市障害者計画においても、基本目標の一つとして聾者である市民と、聾者以外の市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する地域社会の実現を目指すことを掲げているところであり、現在、コミュニケーション支援として、手話が必要な方に対し、必要に応じて手話奉仕員の派遣を実施しておりますが、市民の方に対しての手話に対する意識づけ、手話奉仕員等の人材確保、育成等の環境整備が課題となっております。

条例制定についてでございますが、鹿児島県においては議員提案となっており、曾於市においては執行部からの上程となっております。このように、条例の制定については様々な方法が

あることから、県や曾於市の条例制定の背景も踏まえながら、今後どのようなことができるか研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） おはようございます。持留議員の御質問にお答えをいたします。

パワーハラスメントは、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為と定義をされております。

パワーハラスメントをはじめとするハラスメントが問題とされる理由として、被害者に与える影響として心身への影響、また職場環境の悪化、行政サービスの低下などの公務への悪影響が考えられており、ハラスメントのない社会の実現に向けて職場のパワハラ対策等を強化することが必要となったことから、令和2年6月の労働施策推進法の改正が行われております。

ハラスメントが起こる背景としては、社会的な構造変化や職場の風土、働き方やコミュニケーションの変化など、様々な要因が影響すると一般的に言われております。

次に、本市の職員数を平成13年度から申し上げますと、当時307名おりました職員が、垂水市新定員適正化計画策定時の平成17年度には285名、計画目標年度である平成27年度には、目標と同数の235名となり、現在もその目標人数は継続中であり、令和3年12月1日付現在、231名となっております。

本市のパワーハラスメント防止策につきましては、垂水市職員のハラスメントの防止等に関する規程と、ハラスメント防止ガイドラインを策定しており、定義、職員の責務、所属長の責務、研修、相談対応、事後の対応等について明記をしているところでございます。相談体制等につきましては、相談窓口として総務課人事行政係を設定しております。

また、メンタルヘルスの相談窓口についても、総務課人事行政係を窓口としており、その他、本人のプライバシー保護に配慮しながら相談が行えるよう、メンタルヘルスチェックの委託先に直接、電話無料相談窓口を設置するなどの相談体制を整えているところであります。

なお、メンタルヘルスに関する今年度の相談件数は2件、11月末時点の長期病休者は3名でございます。

また、垂水市いのち支える自殺対策計画における、職員を対象とした自殺防止対策は、職員メンタルヘルス研修、職員の健康管理業務でございます。

以上でございます。

○持留良一議員 では、不十分な点について、一問一答式でお願いをしたいというふうに思っています。

まず、新型コロナ支援策の問題なんですけども、先ほども今の現状の制度の活用等含めて話されたんですけども、例えば非正規の方々、これは対象外という中身になっていますよね。

私は、道の駅含めていろんなところをお聞きしてまいりました。その中で出たのが、短縮時間になっていて、それが今日まだ戻っていない。だから、ずっとそのまま短縮のまま今日を迎えていると。本当に生活が大変だということを言われていました。そういう方は今回の対象にならないわけですよね。

この方々も、本人の勤務状況が悪いからとか、そういうだけでそういう状況にあるわけじゃなくて、やっぱりコロナの関係によって影響が、自分の働く時間まで制約を受けているという実態なわけですよ。こういう方々が結構いらっしゃいます。

そして、また一方では事業者の方々にもお聞きをしてきましたけれども、年末年始、予約がゼロだと。特に、新しいコロナが発生して、そのことによって急にまた影響が、断りの電話が

入ってきたというようなことも話されていました。

私は、そういうことを考えたときに、国がこういう状況で十分に必要な人に対策が、支援金がいけない中で、じゃあ市はどうするんだというのが問われている中身だと思えますよ。だから、私は全国でもいろんな取組がされている実態があります。市独自のですね。

私は、これが本来の行政の在り方だと思えますけれども、例えばこれは岩手県宮古市ですけれども県の支援金に10万円上乗せをすると、家賃補助もしますという形でそういう実態に対して対応しているという自治体もあります。

前、お示ししましたけれども、阿久根市でしたかね、関連の方々に対しての支援も行っていくと、鹿屋市も独自の中小企業等経営継続支援事業というのがありまして、法人で20万円、個人で10万円とこんな形で支援を、とにかくこの途切れることなく支援をやっているというのがこれはもう現状なんです。そうしないと、なかなか今現状の中で自分たちがどういう生活をやっていくのか。

このままいっちゃうともう、経営を止めなきゃならない。そしてまた当然年末でするので資金繰り、大変これに今悩んでいらっしゃるわけです。そうすると、やっぱり少しでも当面の支援策があれば助かると、必要だという声があるんです。それができるのが、私は市だというふうに思います。市長、こういう状況関係にある中で、市長はどのようにお考えですか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当が答弁したように、まずは国の政策がありますので、しっかり協議をさせていただいていますから、そこが決まる中でしっかりと支援をして、足らざる部分に関してはいろんな状況がありますから、他市の例もありましたが、うちが先行してやっているケースもございますので、その辺のところを見極めながら、要するに傷んでいるところをし

っかりとサポートできるようなことを、今後も考えていきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 ぜひ、そういう取組を市長やっけていただきたいと思います。原資はあると思うんです。昨日の先行した子供たちへの支援、その後、国からまたそれに代わるお金が来るわけですので、私は原資はあると考えていますので、ぜひそういう対策を取っていただきたいというふうに思います。

12月1日の南日本新聞では必要とする人に確実に届けなければならないと。必要な人に届けなければならないという社説も掲げていますので、ぜひ今市長が言われたことを実行していただいて、今後問題がないように経営が安定してできるように、ぜひ支援をお願いしたいというふうに思います。

あと、気候変動の問題なんですけれども、これは非常に重要な中身だと思えますよ。先ほど言われた中身は何かもう、本当に本市が取り組んでいくという姿勢があるのかなという、若干疑いたくなるような、積極性に欠ける内容があったんじゃないかなというふうに思えますよ。

例えば、先ほど言いましたとおり2050CO₂排出ゼロの表明をしている自治体が、全国でいっぱいあります。そして、知名町も宣言をしたところですけども、知名町も気候変動宣言をやったんです。2021年にやったんですよね。

私はその宣言をするかどうかということより、そこにいきつくやっぱり過程が重要だと思っているんです。今、こういう先ほど言いましたとおり地球が大変厳しい環境の中に置かれていると。今後も、このまま続けると大変な状況というのは変わらないと。そうなってきたときに、今自治体として何ができるかと、私はさっき問いかけたわけですね。

いろんな事例も御紹介しながら、官民連携でやっているところ、独自にやっているところ、

様々取組があると思います。その自治体自治体によって取組は違うと思うんです。状況もありますからね。

そうやってきたときに、やっぱり柱は何なのかと市民が見た場合、企業が見たときに、市は本気なんだと、みんな我々もやらなきゃ本当地球環境は大変だと。特に今年はインゲンとか影響がありましたよね、10月頃ね。やっぱりその中でも農家の方々を含めて実感をされていると思うんですよ。

そうやってきたとき、やっぱり自治体がどういう計画で、どういう姿勢でどういう内容を持ってやろうとしているのか。そのことが非常に問題で、重要な問題だと思う。自治体がそういう役割をやっていかないと駄目だと思うんですよね。

そういう点で、先ほど生活環境課長も言われましたけども、政令都市でないから、義務ではないんだというようなことを言われてましたけども、果たしてそれでいいのかという、根本的な今この問題の姿勢が問われていると思うんです。そのことについて、市長、市長の姿勢が私は大きく影響すると思うんですが、この気候変動までついてどういう認識なのか、教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 地球温暖化の問題というのは、人類共通の課題であって、ある意味国家間というのがまずベースにあるんだというふうに思います。本市におきましては、メガソーラーに関してもそういう視点から以前計画をして、今そこの企業も全国的に展開をされています。

昨日も質問でもありましたけれども、まずは計画を立てるということも大事なんですけれども、先ほど言われました宣言をしているところもある。していないところもあるわけですけど、大事なのはやっぱり実践の部分、より効果的なことをいかにやっていくかということも大事だ

というふうに思っておりますので、今回、今の段階において宣言こそしておりませんが、そのメガソーラーの御縁があった企業様をはじめ、垂水中央病院とかコスモス苑とか、今そのような具体的な取組を進めておりますので、そういう意味では全く取り組んでいないわけではなくて、そういう視点を持ちながら取り組んでいると。

だから、やっぱりオープンにするにはいろんな環境整備もありますので、その辺のところをしっかりと詰めて、その上でしっかりとPRすべきタイミングで、しっかりやっていくということなので、そのことはよく御承知だと思いますけれども。です。地球の温暖化、環境問題というのはよりよい暮らしの前にある話でありますから、そのことがないといろんな経済活動も含めてうまくいきませんので、それは私も認識しておりますし、そういうことで担当課もしっかりと調査をしながら取り組んでいるということでございます。

○持留良一議員 その姿勢は大変重要な市長の姿勢としても大事だと思うんです。

ただ、私たちは周りがいろんな形でどんどん進めてきているということで、前、肝付町の問題で本市が関わるような取組があったんですけども。残念ながらそのときは最後まで参加できなかったという、非常に私はそのときの中身を見ると、オブザーバーで参加されていたんですけども、非常に私は残念だったなと。

本当にそのときどういう認識だったのか、ちょっと今推しはかることはできませんけれども、そういうチャンスというか、取組の一步手前まで状況としてあったと思うんですよ。こういうやっぱり状況というのは、ちゃんとしなきゃいけないし、また今全国で取組が進んでいるのが、官民連携の地域新電力会社ですね。この取組が、これは米子市の取組なんですけど、官民連携でやっている。ここだと思うんですよ。

私たちやっぱり地域の皆さんとともに今、この地球環境を考えていこうじゃないかというときに、何が必要かというのはやっぱりそういう手段やツールだと思うんですね。だから、そういう先進的な取組をいっぱいやっているという中で、やっぱり本市も今市長が言われたとおり今後そういう取組もやっていかなきゃならないんだということを言われました。

そうやってきたときに、私は何が大事かということで、例えば先ほど紹介しましたが知名町の気候事態宣言という、この中にいろんな取組の中身があるわけですよ。やはり私たちというのは、やってからそういう宣言をするのか、それとも宣言をやってそういう環境をしっかりとつくっていくのかというのはあると思うんですよ。

やっぱり市民にシンボルをきちっと上げるためには、先ほど言いました排出ゼロへの表明だとか、もしくはこういう宣言だとか、含めて非常に重要な私たちは目標とする方向が見えてくると思うんですけども。ただ漠然と取組やりますとかいう形だけじゃなかなか形として、結果として出てこないような気がするんですけども、この宣言もしくは排出ゼロ、これへの表明をする考えはないのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 今の考え方の趣旨は理解できます。いろんな事業をやるときに、何でもかんでもやるということではなくて、やっぱり8割ぐらい、ある程度これはいいよねっていうところが見えれば進めていけばいいと思いますけれども、残りの2割を指摘されることがございます。行政としては。

8割いいものは一般的にいいものなんだというふうに思いますけど、2割が不十分だからっていう指摘があったときに、なかなか動き出せないということも一方ありますから、そういう意味では皆さんが今も持留議員がおっしゃるとおり、全体の8割を理解していいことだから

やろうよっていう協力をいただければいいんだけど、やっぱり2割のリスクっていうところに集中して、視点がいきますと、そこはやっぱりしっかりとカバーしていかなきゃいけないということがありますから、宣言するしないということは今、先ほど申し上げたような形で、趣旨賛同ですし、目指すべき方向だと思いますけれども、そこでまたいろんな課題がございますので、そういったものをしっかりと整備をしながら、地球の大きな問題として、地方自治体としてできることは進めていくということでございます。

○持留良一議員 だからこそ私は最初のところの計画というものの重要性というのを、官民含めてやっていこう、住民も巻き込んでやっていこうということを言ったわけですよ。そこがないと、ベースがないことには取組の方向というのは見えてこないわけですので、そのための一つとしてそういう宣言もありますよ。ということなんですよ。

だから、市長が言われているお互い2割のどうのこうのということではなくて、やっぱり最初からそういう100%、みんなが参加できるような形でやりながら、そのためにはベースとして計画そのものをつくっていかうじゃないかと。みんなが努力できる中身をつくっていかうよ。それは当然ステップアップしていくと思うんですよ。今後の中身ではね。そういうような、ある意味実践的だと思うんですけども、課長、どうでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほど申しました計画策定、様々な計画策定、今現在生活環境課のほうでも準備していただいているところでございます。

こちらにつきましては、市民を巻き込んだ形でのよりよい計画、そういった部分も含め、また先進しております自治体関係におきましての情報収集に努めて、策定に向けた取組を庁内で

連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 その実践部隊である生活環境課長はどうですか。今のこの間の議論を聞いていただいて。

○生活環境課長（紺屋昭男） 市民をはじめ、事業所の温室効果ガスの削減につきましては、各事業所・市民の間でも省エネに向けた脱炭素に取り組んでいるわけでございます。そういった中で、そういった声を聞きながら、また営農支援の広報等も活用しながら、市民・事業所を含めた形での脱炭素に向けた取組をやっていかなければならないとは思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 この間、本市もリサイクルという点では非常に貢献もしてきているし、先進的な取組にもなっているかなというふうに思います。

そのためには、やはり目標と計画をどうつくっていくのか、これはやっぱり市民の参加によって具体的になっていくと思うんですよね。そういう意味では、市民や我々は環境リサイクルを含めてそういうもう経験済みの点もあると思うんですよ。そうなってきたとき今、気候変動だという取組の中で自治体としての役割をどう果たしていくのか、これは非常に重要だと思うんですよね。本市も含めてですけども、全国的にいろいろな取組は始まっている中で、やはりそれ自体が大きく広がっていけば、今の日本の状況もまた世界の気候変動も変えられる大きな一歩になるわけですので、ぜひ先ほど議論した中身で取組を進めていきたいし、目標と計画をつくるべきだという、最後の質問をしますが、どちらも、どちらかな。

○副市長（益山純徳） 今、目標と計画をというお話がありました。

先ほどの市長答弁、各課長答弁もございませ

たとおり、地球温暖化対策というのは非常に大事な課題だということは当然認識しております。先ほど、企画政策課長からもありました。行政としましては、まずは牽引役となる役割があるということで、垂水中央病院、コスモス苑における太陽光発電の導入の事業ですね、これはまずは再生可能エネルギーを活用した取組の足がかりになればという形でまずは実施したいというふうに考えております。

一方、計画につきましては、生活環境課長からございました。もともと第2期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）がございまして、現在、第3期の実行計画の策定も進めているところであり、この中で温暖化対策の目標について、関係課と協議しながら対応していくこととなると考えております。

以上です。

○持留良一議員 生活環境課長の庁舎の中身、例えば庁舎だけの問題だと思っているんですよ。市民との関係は第3期も書かれていないと思うんですね。だから、そこの部分はやっぱり市民との関係も含めて計画をつくっていただくということで、要望をしておきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。難聴対策の問題です。

先ほど、数字を知らないと言われましたけど、把握していないと言われましたけども。私は資料をコピーさせて、職員の方が刷っていただいて、その資料は出しているんですけども、見られなかったんでしょうか。

○福祉課長（篠原彰治） 拝見させていただきました。その中で、正確なということで申し上げたところで、申し訳ありません。

○持留良一議員 そうであるならば、その資料を基にいろんな形で正確な数字を把握することは、私はもう時間的にもたっていますので、可能だったと思うんですよ。その点についてはち

よっと残念だなというふうに思います。

そこで、先ほど言いましたとおり、私は今第5期の障害児福祉計画がありますよね。そこで、障害児とその家族に対する支援について、乳幼児から学校卒業までの一貫した支援の提供の体制の整備を図り、そして、障害者の生活支援の質の向上及び、質の確保を図りますというふうになっているんですよ。

こういう障害、特に今回は障害児で重度・高度の難聴児の方ですけど、人工内耳をつけていらっしゃるわけですけども、非常に厳しい生活が、通常の我々よりも当然その分の負担が出てくるわけですので、電池代とか取り替える機械の問題だとかいうこと。だから全国でこれだけの広い形で支援が広がっているわけですよ。

ここに、人工内耳友の会という会報もあります。ここにその数字も出ているんですけども、これだけやはり全国が支援をしているという中身なんです。それは一人であろうが、障害児であればその支援はやっていくというのは当然だと思うんですよ。そのことによって、経済的な社会的参加をそのことで保障するわけですので、そうでなければ何ら手だてがないわけですよ。支援がないから。だからこそ、全国がこういう形で支援をやっているということなんですけども。市長にお伺いしますけども、そういう支援の方向、この理念と目標を含めて必要性はないのか、再度伺います。

○市長（尾脇雅弥） 私自身、社会福祉学科を出ております。きっかけとなったのは、おばが聴覚障害者ということもありまして、その大変さというのを身近で感じておりましたので、何とかその問題を解決したいというところが、一つのきっかけでございますので、その障害を持たれた御本人、家族のいろんな御苦勞というのは察するところです。そのことを何とか改善できる環境づくり、そういったものは大事だということも認識をしております。

しかしながら、まずはやっぱり国のほうでしっかりとそういったところに手当、対応していくということが基本であるとは思いますが、ただそこで足らざる部分をどうやって光を当てていくかということ、大事な視点でありますので、そのことは先ほどの担当課長の答弁も踏まえて、今後検討していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 先ほど質問の中で、保険でカバーできるケースが限定しており、個人負担となる場合も多いのが現状だと。当然、その関係で全国の自治体はじゃあそれをきちんと保障していきましょと。生活を、社会参加をと、様々な形で支援を行っているわけなんですよ。だから、市長が言われたのはもう前に、既に全国で取組済み、そしてまたその考えの下で自治体は助成をしているという中身なんですよ。

あとは、やっぱり自治体が、この垂水市が障害児、人工内耳の補聴器をつけている人たちに対してどういうことを支援していくのか、今それが問われていると思うんですよ。そういう形でこの保護者の方は切実に訴えてこられたわけですよ。何とかしてほしいんだと。電池代が2万円、3万円という世界ですよ。大変な負担なんですよ。それだけに生活をどうしていくのかという点で、逆に今度は生活のほうを削らなきゃならないと。

子供は大切ですので、聞くことを保障しなきゃなりませんので、そのためにそこを抑えてでも子供に対して電池代を保障するという。じゃあ、そこに行政が支援していく。だからこそ、先ほど言いました全国でもそういう支援が広がってきているということだと思んですが、再度お伺いしますが、早急に支援するという考えはないのか、お聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には今お話をしたような考え方でありまして。その中で、全国全てが支援をしているということではないだろうと

思います。その中の課題というのは何なのか、あるいは基本的には今おっしゃったような形で、対象者の皆さんがその障害によってハンディとならないような環境づくりというのは大事な視点だというふうに思いますので、そのことはしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

それから、手話の条例制定の問題ですけども、障害者福祉計画の中に基本目標、情報、コミュニケーションの手段の確保、障害者の言語、機能障害者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障害者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障害の特性に応じたコミュニケーション支援に努めます。

また、聾啞者である市民と聾啞者以外の市民が相互に人格形成を尊重しながら、共生する地域社会の実現を目指しますというふうに、あなた方も書いているわけなんですよ。そのための手段としての手話があるわけですよ。

これもまたお母さんが、お父さんが、いろいろな形で言われているのは、子供もだんだん手話を覚えなきゃなくなってくると。そうやってきたときに、その環境がどうしても必要だという形で、手話の条例を制定すればいろんな施策がそれに伴って出てきますよね。環境づくりが出てきますよね。出来上がっていく。だからこそ、こういう形で要望も出されてきた。早く何とかしてほしいと。そのために市の責任も当然出てきますよ。研修会だとか、様々な形で手話通訳者を育てるとかですね。

それがなければ、条例がなければなかなかできないじゃないですか。そのことを私は訴えている。6年間もこの問題はこんな形になってきたんですよ。だからこそ今、声があるときにそれをしっかり対応していくというのが基本的な市政だというふうに思うんですが、課長、どう

ですか。

○福祉課長（篠原彰治） 先ほども申し上げたところなんですけれども、今現在、いろんなそういう、今議員が環境づくりというふうに言われましたけれども、そういったものが今までなかなか困難な状況で至っていないというところが実情でございます。

○持留良一議員 これを機にぜひ皆さんも障害者福祉計画にも明記しているわけですので、ぜひそういう方向で取組をしていただいて、早急に制定できるように環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問に移っていきいたいというふうに思います。

私は、この問題で重要な点は人員削減の問題が一つあったと思うんですよ。今日は、皆さんのお手元に資料をお配りしてありますけども、これは一般財団法人地方公務員安全衛生推進協議会というところが作った資料です。

1 ページ目は、平成6年から令和2年までの職員数の変化です。これだけ減っていると。大変な数字が減っているなど思うに、約52万人ですよ。すごい数字。それと今度は併せて次のページを見ていただくと、今度は疾病分離長期上級者というのが書かれています。上のほうに、一番上のほうが精神及び高度の障害ということの数字が出ています。10年前の約1.4倍、15年前の2.3倍という形です。減っていく数字と、これが増えていく数字はある意味相関的な関係が見れる。そういう資料でもあるのかなというふうに思います。

そこで、この問題にほとんど触れていないと思うんですけども、この資料をいただきました。ありがとうございます。垂水市業務量調査、業務に関わる報告書というやつですね。1億ぐらいかけたお金でしたかね、たしかね。これは。そこまでなかったですかね。1,100万円でしたかね、すみません。

この中で、非常に重要な指摘がされていますね。一つは、今の現在の垂水市職員の上限数205人を考えたときに高い、いわゆる仕事が多いと、総業務量が多いということが書かれています。所属ごとの調査結果から総務課、財政課、水産商工観光課などがそういう超過率にあるという形であります。

それで、この中で多くの所属が特定の職員に負荷が集中する傾向があることが、確認することができましたと。業務の属人化によるブラックボックス、その担当者しか業務を判断できない、それが散見されたと。このことは、自治体などがそうして長時間に経過した組織に起こる減少だというような指摘もされています。

そして、今後のことについては業務時間が長い業務については業務改善、業務効率化、アウトソーシングだとか、いわゆるデジタル化の方向ですね。検討はされていない部署も見受けられましたと。これが今後重要だというような指摘もしているんですけども、果たしてそうなのかなという疑問もあります。

そして、もう一つ、このことで重要な点が出てきます。過去の適正化のように職員を減らすことを目的とするのではないというのも書かれています。これは先ほどの反省に基づいて、やはり職員というのは単純に減らすことはできないんだと。重要な役割を持っているんだということだろうと思うんですけども、このことで業務改善の検討が、そういう中身で行われたのかどうなのか、過去に行われたのかどうなのか、この点についてはどうなんでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） 業務改善につきましては、これまでも過去、行革大綱等の中で業務改善の方向性というのを示しながら、それぞれの所管において業務改善というものもされているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 そうすると、その労務管理と

か、例えば残業の把握とか、こういうことはできて、そういうことも含めて業務改善が図られたというようなことでの理解でいいんでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） 残業時間の把握については、本市はそのような勤退管理等のシステムを導入していないことから、非常に総務課で管理を、全体の管理を行うということは実質上、現在の状況では不可能でございます。

以上でございます。

○持留良一議員 ということは、職員の労務管理はどんなふうな形でやり、そしてなおかつそこに改善とか含めてやられていたのか、この点についてはどうなんでしょうか。

○総務課長（和泉洋一） それぞれの所管の中で労務管理については行いながら、全体について総務課として把握ができる部分については、各所属長もしくは本人への注意喚起、口頭での注意喚起等ということはこれまで行ってきております。

○持留良一議員 そうすると、やっぱり適正な労務管理というのは、いわゆる根本的な資料がない限りはできないわけですよ。単なるそこはこうだという形での安易な指導も含めて、なっちゃう可能性があるんですけども、いわゆる私たちが大事なのはそういうきちとした管理、そして実態が分かる、昨日もいろいろ労働衛生委員会の問題も出ましたけども、そういうことがあってはじめて改善、改革含めてできると思うんですけども、それがない限りは果たしてじゃあ、どういう形で業務改善、業務管理をしていくのかというのは、非常に疑問に思うんですよ。そのことはもう指摘せざるを得ないと思うんですよ。

そして、市長、このことをちょっとお聞きしたいんです。

先ほど、職員適正化の問題、私は国の財政改革プラン、このことによって全国的にもいろんな形で人員が削減されて、そういう問題が発生

したというのを先ほどデータからも分かると思うんですが。この重要な指摘がある過去の適正化のような、職員を減らすことを目的とするのではないというような指摘があるんですけども、この考え方については市長はどうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど資料をいただきまして、全国的に公務員の皆さんの数が減っていると。今あった財政的な問題もありますが、平成の合併なんか象徴されることなのかなと思ったりもしております。

垂水市といたしましても、昨日もお答えいたしましたけれども、300名を超えて職員の皆さんがいらっしゃったことからすると、平成の大合併の後に50名削減ということで235と。一方で、いろんな地方分権の中で仕事は増えているという状況がございます。

そういった中で、働き方、いろんなものを考える意味で調査を行って、やっぱり平均よりやや多めの仕事量と、負担が個々に対してはあるという現実的なものもあります。一方で、具体策として今アウトソーシングをしたり、デジタル化したり、いろんなことはやるわけですけども、単純に仕事だけを考えたらどうなんだと、その235は適正なのかどうなのかという、これ議論あると思いますけども。一方で、垂水市の中でそのことを議論していくためには、市民の皆様のお理解とかいろんな要素もありますので、人口が減っていく中でどうなんだろうということもございますので、その辺のところは非常に重要な問題でありますけれども、早々に結論が出る問題ではありませんので、しっかり総務課を中心にして協議を重ねて実態把握して、何が一番、100点を目指すんだけど、100点じゃなくてもいい方向性といいますか、その辺のところを検討していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 もう最後の質問になると思う

んですけども、パワハラ防止のガイドライン要綱、先ほどガイドラインはあるということをおっしゃっていただきましたけども。じゃあそのハラスメントを指定する規定、これは盛り込まれているのかどうなのかです。

というのは、なぜかという、ILOとの関係で条約がありましたけども、この中に制裁措置を盛り込んだ法整備、日本はつくっていないです。法にね。女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用均等法、事業者の措置義務としてなっている。措置義務という、これだけになっているんですよ。措置義務、だから禁止だとかいうことは盛り込まれていないんです。法律に、ひもとくから各自自治体の要綱もそのことしか限定していないんですよ。

そうすると、大事なのは禁止していくという明確なそういう盛り込んだハラスメントの防止ラインのガイドライン要綱、これを作成する必要があると思うんですが、これをお聞きして私の最後の質問としますけども、このことについて見解を求めます。

○総務課長（和泉洋一） 本市の規定におきまして、特に懲罰規定等について今現在盛り込んでいないところでございます。このことに関する懲戒処分等につきまして、市の職員の懲戒処分に関する指針等の中で、このハラスメントに関しても盛り込んでおります。今後、見直しが必要な部分については、今後において検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、10時40分から再開します。

午前10時33分休憩

午前10時40分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、徳留邦治議員の質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 皆さん、おはようございます。

夏の暑さの名残が11月上旬まで続き、短い秋が足早に去り、冬將軍の足音も近づいてきているようです。特に朝晩はめっきり寒くなりましたが、今年は台風や大雨の目立った被害もなく、本市としては、例年になく被害の少ない年になったのではと思っております。一方、災害と関係なく、市道や農道については長年の劣化等で通行に支障が出てきている箇所も多々あるようございまして、担当課におきましては、振興会や市民の要望による新年度予算の折衝で何かと忙しいと思っておりますが、地域のインフラ整備のため頑張っていたきたいと思っております。

それでは、議長の許可を頂きましたので、質問に入ります。

最初に、高野線の整備について質問いたします。

高野線の整備については、現在舗装の一部が剥がれ、凸凹が非常に多く、高野集落の方々や養鶏場を営む方々の交通の妨げになっているとのことでありますので、令和3年9月9日に高野線改修について要望をお願いさせていただいておりましたが、いまだに手つかずの状態にあるようございまして、高野集落の方々にとりましては、この道路が主要道路であり、迂回路もないことや、養鶏業者の方々からは、鶏卵を配送するたびに卵は割れ、その都度被害が出るとの苦情もありますので、早急な対応をお願いしたいと思っておりますが、どのような計画で修繕を行っていただけるのか、また具体的な工事日程等についてお示しくください。

次に、松尾地区への土砂流入について質問いたします。

5月15日に発生しました輝北地区における太陽光発電所の3号調整池の三面水路の越水によ

る県道の崩壊については、6月17日産業厚生委員会において関係各課に同行していただき、現場を視察しまして、現状を確認させていただいたところでございますが、いまだに現地周辺施設等の補修がされていないようであります。そこで、視察以降の経緯と、今後どのような計画で補修が進んでいくのかなど、県道や民間という部分もありますので、分かっている箇所の状況を教えてください。

次に、コロナワクチン3回目の接種についてを質問いたします。

11月27日の報道で、南アフリカ国立伝染病研究所によると、南アフリカにおいて新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が確認されたと報道されました。このオミクロン株は免疫を回避する性質や高い感染力を持つおそれがあるとのことで、各国とも警戒を強めているとのことであります。また、イギリスでは、首相がこの変異株について、感染力が非常に強くワクチンを2回接種した人の間でも広がる可能性があり、3回目の追加接種を迅速に行うように呼びかけたとのことであります。

そのような中、11月30日には、11月28日に入国された方の感染が日本でも確認され、この飛行機に同乗していた70人全員が濃厚接触者とされたところでございます。このような状況でありますことから、日本でも早い段階での接種を行うことが望ましいのではと私は考えているところではあります。しかし、厚生労働省が示している3回目の接種の対象者は、2回目接種から概ね8か月以上経過した者で18歳以上となっているようであり、本市の3回目の接種についても、厚生労働省の指針に従って進められると考えておりますが、確認の意味で具体的な接種間隔と対象年齢、対象者数、それと実施日程についてを教えてください。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○土木課長(東 弘幸) 高野線の現状及び工

事予定につきましてお答えいたします。

高野線は浮津集落の国道220号を起点とし、鹿屋市輝北町の市境を終点とする延長約6.3キロのその他市道でございます。

高野線につきましては、高野地区に5件の養鶏場がありますことから、飼料運搬車や出荷時の大型車の通行が比較的多く、舗装面が傷むことが度々あり、地域の方々にはその都度補修を行うなど、御不便をおかけしているところでございます。

平成27年度からは集落の強い要望を受け、令和元年度までの5年間で濱田プロイラー前から約1キロメートル間の舗装工事を実施し、同じく令和元年度でございますが、災害復旧工事を行う際、通行止めでの施工が必要だったため、この通行止め期間を利用し、浮津集落から高野集落までの坂道区間で最も路面の損傷が激しい急カーブ区間6か所につきまして、コンクリートでの舗装工事を急遽実施したところでございます。

急カーブ区間以外は比較的路面の傷みは軽いため、その後の2年間はアスファルト補修材での管理を行ってまいりましたが、9月9日に徳留議員、森議員同席の下、地域の方々と現地で立ち会いましたが、急カーブ部分はコンクリート舗装としたことで傷みもなくなったが、それ以外で傷みが激しくなり、出荷時に卵が割れるなどの被害が多くなってきたとのことで、新たな舗装工事の要望をお受けしたところでございます。

今後の予定につきましては、損傷箇所の舗装修繕工事やオーバーレイ舗装について、早急な実施を検討することとしております。それまでは、アスファルト補修材での管理を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農道松尾線の改修工事の進捗状況は、につきましてお答えいたしま

す。

農道松尾線につきましては、議員からもありましたとおり、令和3年5月の大雨による上流部からの土砂により、農道の暗渠部が閉塞し、農道から国道220号まで土砂が流入したところでもあります。その後、現地調査を実施し、緊急に測量設計業務の発注を行い、現在設計業務が完了し、暗渠部の改修及び護岸部の補修工事の発注に向け準備を進めており、12月下旬の発注を予定し年度内の完成目指しております。

また、工事完了後においても、国道220号は、境地区の住民はもとより、垂水市においても重要な基幹道路であることから、農道松尾線の定期的な点検を行うなど、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 新型コロナワクチン3回目接種の対応、接種スケジュールにつきましてお答えいたします。

新型コロナワクチンの追加接種、いわゆる3回目接種についての本市の対応につきましては、現在接種間隔の前倒しについて新聞やテレビ等でいろいろな報道がなされておりますが、本日時点において国から新たな通知がないことから、本日の答弁といたしましては、2回目接種の完了から原則8か月以上経過した方に対し、まずは18歳以上を対象に接種を行うこととしております。

御質問の新たな変異株であるオミクロン株が各国で感染拡大しており、3回目接種の早急な対応は考えていないかでございますが、厚生労働省から11月26日付で追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについての通達があり、この中で、例外的に8か月以上の間隔を置かずに6か月を経過していれば追加接種を実施して差し支えない場合として、クラスターが発生した場合との基準が示されておりますが、新たな変異株に対応する基準につきましては、本日時点にお

いて国から示されていないところでございます。

今後、国から追加接種の接種間隔に係る新たな通知がなされた場合、その通知に基づき検討を行った上で、改めて市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

また、3回目接種の接種対象者につきましては、本日時点において約1万1,000人程度となっております。

また、スケジュールにつきましては、現在医療従事者の方々に3回目接種が進んでおりますが、65歳以上の高齢者が本格的に開始されるのは来年1月下旬から2月になってからという接種スケジュールの予定でございます。

以上でございます。

○徳留邦治議員 ありがとうございます。高野集落の修繕については、各振興会、市民からの要望も多くあると思いますが、市道高野線につきましては、ほかの集落の方々にとって唯一の生活道路でありますことから、緊急を要する案件だと私は考えておりますので、早急な対応をよろしく願いいたします。

そこで、いつ頃から着工ができるのか、土木課長の御回答をお願いいたします。1問1答でお願いします。

○土木課長（東 弘幸） 舗装につきましてはですが、全面的なやり直しを計画しておりますので、多額な費用を要します。本年度はそのような予算、今のところ組んでおりませんので、新年度での予算の対応となりますが、それにつきましても3月議会での上程ということになりますので、あくまでも予定ということでお話をさせていただきます。

まず、全面的なオーバーレイといいまして、今の表層の上に新たに舗装をするという計画でございますので、ここについても、まず1回修繕をする必要があるだろうということで、まず4月早々修繕の工事を発注しまして、その終了をもちまして全面的なオーバーレイに入りた

いと。なるべく早い時期での対応を行ってまいりたいという考えでおります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうからも補足をさせていただきます。

徳留議員におかれましては、今回市道高野線ということで、牛根の道路、市道もそうなんですけれども、国道220の拡幅改良工事等も長年にわたって御尽力を頂いて成果につながっていることに、まずは感謝を申し上げたいと思います。その上でお話をさせていただきますが、やはり道路は命ということで、道づくり全国大会の中でもそのようなお話がありましたが、今担当課長が申し上げたように、高野集落の皆さんにとりましては鶏卵のそういった被害というのは非常に悩ましい問題で、昔から本当に、徳留議員を中心に現場に共に足を運んだりしながらそういう要望を聞いてまいりました。随時対応はしておるんですけれども、なかなかやっぱり時間の経過とともに劣化が進んでということでございます。

今回、今担当課長が申し上げたような考え方で、まずは凸凹をしっかり埋めて、根本的な対策、距離が長くて総額も結構かかるものですから、その点におきましては、財政やいろいろな形で相談をしながら、基本的な根本対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○徳留邦治議員 ありがとうございます。また、土木課におかれましては多々忙しいと思いますが、早急な、できるだけ一日も早い対応をよろしく願いいたします。

次に、松尾線の2回目の質問になりますが、時期的に雨の少ない季節になりますが、工事が遅れると梅雨や台風の影響も考えられますので、早急な対応や県などへの要望をよろしく願いいたしたいと思いますが、これについてまた、農林課長のちょっと意見をもらえたらと思っております。よろしく申し上げます。

○農林課長（森 秀和） 農道松尾線を利用される市民の方には御不便をおかけしておりますが、先ほど議員からもありましたとおり、水位が下がるこの時期の工事を当初から予定しておりましたが、先ほど答弁したとおり、12月下旬の発注を予定し年度内の工事を目指しております。

なお、県への工事の要望等ですが、今回の工事につきましては、市のほうで工事を行うこととしております。また、今後の対応、いろいろなことについてもまた検討、相談することがある場合は相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 農林課長は御存じないかもしれませんが、あの松尾の河川の土砂除去は、私は暇々で個人でやった分でありまして、住民からの要望があったものですからそうしたわけで。土のうも積んだまま5月に入ってからあったわけですけど、要望も多く私個人でしなければならなかったと感じております。また、そういうことがないように、農林課でもしっかりと現場を把握していつてもらいたいと思います。もう、これについては、回答は要りません。

次に、コロナワクチンの厚生労働省の指針に基づき実施していただくとのことでございましたが、情報によれば、地域で感染が広がって迅速な対応が必要になった場合については、市町村の判断により間隔を6か月にできるようですが、自治体が混乱することがないように国に明確な指針を示していただくようお願いしていただきたいと思います。

また、新たな変異株、オミクロン株については非常に心配しているところではありますが、残念なことに日本でも感染者が確認されましたが、このオミクロン株はまだ多くの特性が分かっておらず、ワクチン接種でつくられた抗体から逃げやすくなったり、抗体を使う一部の治療薬が

効きにくくなったりする影響や、過去に罹患した人が感染しやすいおそれもあるそうですが、このようなことから、国も早速入国禁止の措置を取られたようです。慎重過ぎるという意見もあったようですが、前回のように後手後手の対策ではなく、先手先手の対策が必要であると思っております。ただ、民間企業においては年末年始の繁忙期に向け技能実習生の確保ができないことも懸念されますことから、その対策も必要ではないかと考えているところです。

また、県においては11月25日に県警戒基準レベルをゼロに引き下げており、飲食店での時間短縮制限を11か月ぶりに撤廃し、ようやく通常の日常生活が戻りつつあります。我々議会も今回の定例会から一部ではありますが、マスク着用が解除されましたが、第5波のような状況にならないよう常に警戒し、年末年始も近づいており、会食や帰省等で必然的に人の流れが多くなると思いますが、安心することなく緊張感を持った生活を送ることが必要だと考えているところです。

また、執行部におきましても、これまで同様に気を引き締めて、オミクロン株も非常に心配ですが、コロナ対策に努めていただきたいと思っております。

最後に、3回目の予防接種が迅速に進むこと、新たな変異、オミクロン株の流行がないことを願ひまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川越信男） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さんお疲れさま。それでは、早速質問に入らせていただきます。

山下清画伯の絵画についてを質問いたします。

山下清といえば、映画、テレビドラマ等で裸の大將として知られております。放浪作家で有名です。皆様方も御存じのことと思っております。

す。国内を、放浪の旅を続けられ、冬場になると垂水を数回訪問されているようです。昭和31年1月、桜島フェリー袴腰待合室において、市内在住の川畑弘見さんが山下清画伯と出会い、自宅に招待されたと聞いております。山下画伯の作品は、川畑さんのところをはじめ、本町や浜平、海潟にも所有者がおられたと聞いておりますが、今は所在が分からずとのことと川畑さんから伺いました。山下画伯は川畑さん宅を去るとき、お礼として3枚のクレパス画と1枚の油絵を描き、川畑さんに贈られたと聞いております。この4点は、川畑さんは妹さんたちと平成28年1月19日に市に寄贈され、多くの市民の方に見てほしいとの思いから寄贈されたと聞いております。これらの作品を、川畑さんは一般公開してほしいと望んでおられますが、この取扱いをどう考えておられるかお聞かせください。

働き方改革について。2019年、平成31年、働き方改革が施行され、企業においては時間外労働の上限が規制されました。時間外労働は月45時間、年360時間となっております。地方公務員はどのようになっているのか、また、本市職員では企業において過労死ラインとされている月45時間、年間360時間を超えている人がいるのかお聞かせください。また、休日出勤した場合、どのように取り扱っているかも併せてお聞かせください。

垂水清掃センターについて。垂水市民が誰でも皆お世話になる清掃センターです。ここで作業されている方は、市民にとってはなくてはならない作業員の方々だと思っております。持ち込まれる物は、不衛生な物や危険な物も持ち込まれています。過酷な労働条件の下で働いておられます。粗大ごみ等の分別作業は、夏場は酷暑の中で、冬場は寒風にさらされ、非常に劣悪な環境の中で仕事に従事しております。このような状況を所管課は把握していると思えます

が、環境改善についてどのように取り組んでおるかお聞かせください。

ごみステーションについて。私は、令和3年9月議会でこのごみステーションのことを質問いたしました。私になぜ続けて質問するかといいますと、12月は来年度予算に向けて予算獲得に努力されておると思いますから質問いたします。

私は、行政は市民に対し公正公平を基本に行政運営されていると思っております。しかしながら、ごみ出しは基本的には無料ですけども、ごみステーションの借地料を払っている振興会は、借地料を払っているからごみ出しは無料ではなく有料であると思っております。9月議会の答弁では、振興会が私有地を借り、借地料を払っている振興会が30振興会あると聞いております。このような振興会に対し、負担軽減に関係各課と協議するとのことでしたが、来年度に向けて振興会負担が軽減されるのかお聞かせください。

庁舎問題について。この問題については、昨日この議場で議会から要望、決議が提出されたことから、庁舎問題は割愛いたしますが、正しい庁舎問題に関しての積立金だけは継続をしてください。要望から先に言いましたけど、よろしく願いいたします。

○社会教育課長（米田昭嗣） 山下清画伯の絵画をなぜ一般公開しないのかにつきましてお答えいたします。

平成28年1月19日、市内在住の方より山下清画伯の絵画4点の市への御寄附がございました。御寄附いただいた絵画は、昭和31年に山下清画伯が本市を訪れた際に描かれた貴重な作品でございます。これまでに、平成28年11月5日から6日の2日間、第40回垂水市文化祭の特別展示という形態で、文化会館ロビーにて展示を行ったことがございます。本来なら常設展示すべき作品であるとの認識はございますが、防犯上の

問題や作品の適正管理の観点から破損する可能性が危惧されますことから、文化会館で管理させていただきます。

しかしながら、貴重ですばらしい作品を多くの方々に鑑賞していただきたいという思いもございませうことから、セキュリティ対策等を講じながら、市民文化祭や和田英作・和田香苗記念絵画コンクール等での特別展示を今後検討してまいりたいと考えております。山下画伯の絵画作品を多くの市民の皆様方に鑑賞していただく機会を設けることで、本市の芸術、文化振興を図り、市外からの集客による交流人口の増加にも寄与するものと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 働き方改革につきましてお答えいたします。

平成31年4月に施行されました働き方改革関連法への対応としまして、本市職員の時間外労働勤務時間等について、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則を、改正いたしております。改正の内容としましては、時間外勤務を命じる時間及び月数の上限を原則月45時間、年360時間とすること、例外として月100時間未満、年720時間までの範囲内で時間外勤務を命ずることとなっております。

次に、国の基準である過労死ラインを超えた人数についてでございますが、総務課へは各所属課から毎月時間外勤務手当を計算する基となる時間外勤務命令簿が提出をされますが、時間外勤務命令簿により確認をしている職員はおりません。

時間外勤務命令簿によらずに業務をしている職員もいると考えられることから、タイムカードから勤務時間を把握する方法が考えられますが、本市のタイムカードシステムは出・退勤時間が打刻されるのみで、勤務時間の集計までできないことから、すぐには活用ができない状況にあります。これまでの対応としまして、各所

属から提出されるタイムカードや宿直の日報を目視にて確認をし、時間外勤務の多い職員やその所属長に対して状況等を確認の上、口頭で注意喚起を行っております。

また、全庁的に毎週水曜日を一斉定時退庁日とし、時間外勤務の縮減により、職員の健康の保持を図る取組も行っております。

続きまして、休日勤務をした場合の取扱いについてですが、職員が週休日に勤務をした場合、振替勤務での対応となり、勤務をした前4週、後8週に振り替えるよう規定されております。業務の都合によりどうしても振替できない場合は、その期間を6か月まで延長できるような運用を行っており、これは休暇取得をしてほしいとの趣旨からでございますが、それでも振替ができない場合については超過勤務手当として支給を行っております。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） リサイクル分別作業員の職場環境の現状につきましてお答えいたします。

市民の方々が中俣の清掃センターに搬入される粗大ごみなどのリサイクル分別等につきましては、会計年度任用職員8名が交代で対応しているところでございます。ごみの分別等は屋外での作業が多いため、夏は暑く冬は寒い中で市民の持ち込まれたたんすやソファ、傘など使わなくなった物などから、金属などの資源物や再利用できる物への仕分けを行っております。そのような作業環境であることから、夏場の熱中症予防や少しでも涼しい作業環境の確保のため、2年前より夏の暑い日差しなどを遮るためのテントを設置するとともに、本年度新たに、職員全員に空調服を支給したところでございます。

次に、9月議会後のごみステーションの負担軽減に係る関係課との協議につきましてお答えいたします。

ごみステーション設置場所について、個人などの借地を利用している振興会の現地調査などをまだ行っていませんことから、関係課との協議まで至っていないところでございます。まずは早急に、振興会における公有地の有無などの現地調査等を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、山下清について再質問させていただきます。

本当に、まだ1回目、28年に特別に展示したということ伺いました。ありがとうございます。先ほども言いましたように、川畑さんから再三僕は会うたびに言われたものですから、この問題を取り上げたわけなんですけども。どうして北方さん、展示してくれないのかな、とかそういうことだったんですよ。そういうことで、今度前向きな回答を頂きましたので、そのようなことを川畑さんにも伝えていきたいと思っております。私もこの山下清さんとは、僕らが小・中学校の頃、僕も会っているんですよ、実を言いますと。そういうことで、何とか私も展示していただきたいと思っております。

それで、せんだって新原議員とでしたよね、文化会館に行って見せてもらえないかと要望したら快く見せていただきまして、そのとき修学旅行生を僕は民泊しておるものですから連れて行ったんですよ。そのときは副市長さんにも言いましたよね、今からこうこうして行くんだということで、修学旅行生を連れて行って。そのときは見ても何も、うんともすんとも言わなかったんですよ、生徒さんたちは。ただじーっと見て、うんうんということで。そして、送り出して、生徒さんを、そしてお礼のはがきをいただきました。すみませんが、ここでちょっと披露させていただきます。3人から来ておるわけで、3人したものですから。まず1枚目がですね、垂水に来てあいさつまで全部書いてある

んですけども、特に印象に残ったのは、車で牛根麓の稲荷に連れて行ってもらって、灰で埋まっている鳥居があるのがもう一つあったのにびっくりしましたと。桜島のほうを見てこっちへ来て行ったと。そしてあれが折れとったからもんですかね、こっちのほうが、迫力があると。大変感動しましたというような内容です。それでもう一つの手紙が、2日間の体験で稲荷神社に行ったりしてとても楽しかったです。そして珍しい山下さんの絵を見せていただいて、いい思い出になりましたというのがありました。今後、今回の民泊を生かして生活をしようと思えますと、こういうような内容でした。それで3枚目が、民泊で垂水の歴史や垂水の有名な油絵を見せていただきました。帰ってから調べてみると、とても珍しく有名な作品と知り、貴重な体験をさせていただきました。学校に帰って図書館で調べたらしいですね、そういうことで。そして、15歳の本を3人にくださってありがとうございますって、これは、15歳の本というのは僕がたまたま持っておったものですから、彼らが15歳だったからこうしてプレゼントしたわけなんです。そういうふうにして、大変その絵を感動したということで、こういうお礼のはがきが来ておりましたということ、まず一つ披露させていただきます。

そしてこの山下清さんは、私たち70代、80代、この年齢の方が小・中学校の頃だと思いますよね。その方が今現在70歳、80歳になっておると思うんですけども、みんなそれぞれ大概の人が見て接触されているんだと思います。私も浜平に、藤田さんというところにおられたものですから。同級生がたまたまおったから、そこで私は見たというわけなんですけど、多分会話したと記憶はないんですけど見たことは覚えています。それで、せんだって、同僚議員の池山議員とも話を聞きました。池山議員は追いかけて遊んだとか、そういうこともあるということで、

だから七、八十歳の方々はいろいろな思い出があると思います。そういうことで、今回このような展示をしていただければ、そういう方々も懐かしくまた鑑賞されるのではないかと考えておりますが、ぜひこの展示していただきたいと思って、このことは終わります。流れで名前を出してしまったもんだから。(笑声)

すみません。ちょっと待って、順番に話をします。

それでは、働き方改革に移らせていただきます。

先ほど、国の方針では月45時間、年間360時間を超えちゃならないとなっております。ただし、我が垂水では例外として、公務員には例外という言葉がありますけれども、公務員法ではまず労働基準法で時間外労働や休日出勤をさせることができるとされているということで、その100時間とか72時間を言われたと思うんですよ。しかし、そのせいか、一般企業より労働時間が多いということなんですよね。これは調査結果で出ておるわけですけど、職員に無理のない安全規則があるわけですから、やはり民間並に注意を払っていただきたいと考えております。それで、先ほど100時間は例外であるわけなんですけども、基本的にはやはり先ほども言いましたように、45時間をできるだけ守って業務完了していただきたいと考えております。しかしながら、先ほど答弁で時間外の出勤はしておるけれども、総務課ではその時間を把握していないと、これは一番問題ではないかと思うんですよ。なぜタイムレコーダーを設置したか、前は帳面に印鑑ぼんと押すだけであったと思うんですよ。辞められた川尻議員がそれではまずいだろうということで、タイムカードを設置なさいということでこのようなことになってタイムカードができたと思うんですけども、これは川尻議員に聞きますと、これはやっぱり安全管理のために俺は言ったんだよと言っており

ました。例えば時間外労働とか、そういうのがないようにする意味合いだと私は思っております。だから、今言われたように、総務課がその時間を把握できない、できていないというのは一番この働き方改革では問題になっているんじゃないかと思うんですよね。何でそれできないのか。今さっき業務量が多いからできないというようなことを言われましたが、これでは職員の安全は保てないと思うんですけど、その辺を一つちょっと教えてみてください。

○総務課長(和泉洋一) まず、先ほど答弁をいたしました時間外勤務の上限でございますが、例外として月100時間未満、年720時間までの範囲内で時間外勤務を命ずることができるという本市の規則につきまして、この点につきましては、法の中でも例外規定としてこの規定がございますので、本市の規則だけがこのような規定になっているということではございません。それと、総務課でその時間外勤務を把握していないことが問題であるという点につきましては、総務課といたしましても昨日も答弁をいたしました。その点に関して、体制の問題として、今の総務課の体制で各課の職員が今234名おります。会計年度任用職員を含めると400名近い職員が本市に今働いております。その勤務を全て総務課で把握するとすれば、勤怠管理システムを導入して集計をするということでない、今の状況では把握が困難でありますので、今後体制を含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 今の体制では無理ということですけども、このタイムレコーダーを入れた経緯が、そういうような安全管理も含めて導入したはずだと思っておるんですよ。それは市長も御存じのとおりと思うんですよ。市長の横で総務課長がその当時言うてるわけですから。

市長、このように集計ができていないという

ことに対して、忙しいから集計ができていないということは、市長はどんな思われます。これではまずいと思われませんか。何とかしてやっていけないといけないというようなことは考えておりませんか。

○市長（尾脇雅弥） 働き方の問題に関しては、今回多くの議員の皆様から御質問を頂いております。基本的なことはお答えしているとおりの状況で、以前は300名を超えておった職員が行革も含めて235という定数であります。そしてその地方分権の中で仕事が増えている。結果的に業務量が増えているというのが現状だということに思います。それでいいかどうかということではなくて、それが現状の中で、どういう形で職員の皆さんの安全、生活を担保しながら無理のない形でシステム化していくかと、先ほどおっしゃった川尻議員が、以前そういった形でまずタイムカードを導入してはどうかということで導入をさせていただいて、それまでと比べると、例えば表現は変ですけども、かなり前進をしたんだよというふうに理解をしております。ただ、今御指摘いただいたような、さらに精度を上げてということになりますと、システム上の問題もあるということになりますから、新たな制度の導入とかも含めて検討していかなければいけないというふうに思いますので、その辺の御指摘の意味合いというのはよく理解いたしますので、総務課とも話をしながらどういう方法があるのか、その前段として、業務量調査という調査を行って、結果も出ておりますので、その辺も含めて体制の見直し、状況の把握、そして対応ということを考えていきたいというふうに思います。

○北方貞明議員 ありがとうございます。市長、タイムレコーダーを入れたことはメリットが多少あったということで理解いたします。ありがとうございます。

先ほども言いましたように、地方公務員は労

働基準法で時間外労働や休日出勤をさせることができるかとされていると言いましたよね。そして一般企業よりも残業人が多いと、そういうこと。職員を無理をさせないように、今職員安全衛生規則があると思うんですよね。今回残念な事案が発生いたしました。この安全規則は十分生かされておれば、またこの規則にうたってあるように月一遍の会議をしておれば、このような事案は防げたんじゃないかと思っております。このことを考えますと、もう残念で残念でたまりません。規則では委員構成が17名となっております。各課からも全部の課じゃないですけども、7名でしたかね。そして、労働組合のほうから、そういうふうな形で17名の関係者がおる中で、今回このような悲しい事故が起こって、誰一人とこの会議をしましょうかという意見は出なかったのか。まずそれをお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 昨日も感王寺議員の質問の中で答弁いたしましたとおりの、今議会終了後、できるだけ早期に安全衛生委員会のほうを開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 今もお聞きしたように、この悲しい事案が発生してからもしていないということですよね。なぜこんなのを、大事なことに對してされないのか。この職員安全衛生規則、ちゃんとうたってあります。これは、しないということは、まさにちょっときつい言い様かもしれませんが、絵に描いた餅、また、仏作って魂入れず、と言わざるを得ないと私は思っております。

これは、市長をはじめ副市長、なぜトップのほうからでもこういうのを会議をしましょう、二度と起こってはいけないわけですから、なぜそういう意見が出なかったのか、大変風通しの悪い行政であるのか、私はそう思いたくはないんですけども、現状はそうであるんじゃないでしょうか。その辺をちょっと、誰でもいいです

から聞かせてください。

○副市長（益山純徳） 北方議員から質問ございました。ただいま総務課長が答弁したところですが、開かれなければならないものが開かれてないということは、それは決してよいと言われるものではないと感じております。今後につきましては総務課長が答弁したとおり、早急に委員会のほうを開かせていただきたいと思います。

以上です。

○北方貞明議員 この問題は本当、放っておくわけにはいかない問題と私は思っておりますので、十分そのようなところは早急に協議をしていただきたいと思います。

そして、その現場は、現在欠員が出ていると思うんですけども、それに対して人手不足で負担がその部署には増えたと思うんですけども、今どのようにしてその人員不足を補っているか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 現場におきましては、後任職員の配置を課内のほうで異動をいたしまして、配置をされております。併せて、新たに会計年度任用職員を雇用いたしております。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、不自由をしておるといふうな、後任をとということでしたけども、それは資格を持っている方が後任になられたんでしょうか。あの部署は資格者がいなくちゃならないと思うんですけど、現在その資格者は十分間に合っておるんですか。

○生活環境課長（紺屋昭男） その資格者につきましては、免許を持った職員が対応しているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたら、ちゃんと技術者がそこにおるといふことで、何より問題ないといふことで、解釈でよろしいでしょうか。

○生活環境課長（紺屋昭男） 免許を持った職

員がしっかりと従事しておりますので、業務については今のところ支障は出てはいないところでございます。

○北方貞明議員 仕事には支障は来していないということでありましたので、安堵いたしました。

この問題は、今後が大事だと私は思っております。この件に対して、私たちも本当のことは伝わっておりません。うわさとしていろんなことは耳には飛び込んでまいります、それはうわさであって、本当のことではないと私も理解しています。いろんなのが入ってきますよ。この問題をやっぱりしっかり調査していただいて、二度とこのようなことが発生しないように努めていただきたい。そして職員、市民を悲しませないように、市長を中心に、頑張るって再発防止に努めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に入らせていただきます。清掃センターですけど、私は先日清掃センターに行ってみました。その日はたまたま物すごい寒い日で、僕は持っていったときは寒かったもんですから、職員の方々は一斗缶を抱えて、そこで廃材を燃やして暖を取っておられました。担当課は御存じだと思いますけども、副市長は4月から来られたから行っておられないかもしれませんが、市長、現場に年何回ほどこういうところ行っておられますか。

○市長（尾脇雅弥） 正確には数えておりませんが、年に数回は現場に行くようにしております。

○北方貞明議員 さっきも、今言いましたように、夏場とか冬場とか、そういうときもやはり行っていただいて、やはりその現状を把握していただいて、みんな環境のいいところで働きたいわけですから、どうか先ほど言いましたように一斗缶で燃やして、廃材を燃やして暖を取っていると、何かこの冬場に防護を、そういう

過酷な作業を少しでも軽減するような方策は取れないものか。夏場は、車は入ってくるから、テントが2年前と言いましたよね、先ほど、設置したといいますけども、夏場もすごいですよ。それで、とにかくそういうふうな、早く環境整備をしていただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

次、ごみステーションに入らせていただきます。

先ほども最初言いましたように、12月は予算編成の時期ではあります。だから、来年度に向けて予算を獲得してもらうがために続けて質問をしたわけですけども、今さっきの答弁によりますと、関係課と協議しますということであったと思っておりますけども、9月はそういう答弁でしたけど。今聞いてみたら協議もしておられないという回答でしたけど、本当に皮肉じゃないですけど、役所の検討というのは、本当にしないというふうな意味なんですか。私はそういうふうに取りたくないんですよ。まともにも検討していただいて、それより前に進んでいってほしいんです。この3か月間、まさにその検討をしていただいている。そういう、遅くていいんでしょうか。こういうのは早く取り組まないといけないと思うんですよね。私も残念な思いしているんですけど、このごみ問題は20年前からスタートしているんです。そしてこの有料は、もう20年間続いていますよね、払っている私有地が。私も今この20年間知らなかったことを恥じています。もっと早く何とかすればよかったなど。しかし、今聞いたところにしても何ら協議していないと、どういうことなんですか。その辺をちょっと、心の内というか、教えてください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 今回の関係課との協議につきましては、私、生活環境課長の怠慢であると、私、認識しております。そのようなことから、1回目の答弁でも行いましたが、

まずは振興会における公有地の有無等の現地調査を行ってまいりたいと思っておりますというところでございます。

○副市長（益山純徳） 北方議員からの質問に対しまして、私のほうからも答弁させていただきます。

私のほうからも、生活環境課長のほうに早急に振興会における公有地の有無等の現地調査、これを行っていただくようにきちっと指示をしたいと思っております。以前の9月議会の答弁、私もこの関係はさせていただきます。その後、振興会の負担軽減のためにどのような方法があるのか、その関係課との協議、これも進めていきたいと思っております。

なお、そのごみステーションの利用のための振興会の負担軽減ということなんですけど、前回の9月議会の答弁でもちょっと申し上げたところなんですけど、答弁させていただいたところではございますが、まずは振興会内の公有地等への移設、こういうものが可能であるかどうかなどの検討をまずは伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 協議しますと今副市長が言われたことだったんですよね。それはもう課長が答弁されましたけども。

この問題は、これは政治判断、市長がぱっと言えばそれは進むわけですよ。先ほども言いましたように、20年間これは続いておるんです。そしてその中には僕も公有地、市の城山団地ですけれども、こういうふうに場所を借りております。それでももちろん無料で借りておりますけれども、借地料は払っている方は20年間毎月1万か知りませんが、毎年金額もいろいろあるみたいですけども、20年間も払っておるわけですよ。市民に対して公正公平にするのが役所の仕事と思っております。それにしたら、これは公正公平という言葉に反対しないんですよ。

そういうところを聞きたいんですよ。だからこれは解消しないといけない。早急にこういうふうにやりますよというようなのがなぜ出てこないのか。それが腹立たしいんですよ。そのようなことをよろしく。

○市長（尾脇雅弥） 今、北方議員のお立場、視点ということでの御意見だというふうに思っています。全体を見渡す中で、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、人口減少、高齢化、地方分権の中で、なかなか仕事量も増えておりまして、全部を全て解消したいという思いはもちろんあります。ただ、やっぱりそこには財源であったりルールがあったり、私が決めれば済むんじゃないかという仕組みになっておりません。二元代表制でございますから、提案をさせていただいても、案件によっては議会の先生方の御判断を頂くとか、もろもろプロセスも含めて段取りがありますので、今そのことを前回質問いただいて、調査・検討しますということでございまして、そこが済んでいなかったということは申し訳ないことでございますけれども、先ほど答弁にもあったみたいに、そのことを踏まえてそういう課題もあるということでの北方議員の御意見でありますし、趣旨としては分かりますので、そこをどうやって解決をしていくのか。全体的なバランスも見ながら、先ほど言われました予算編成の時期ですから、財源もにらみながらどういう方法があるのかというのを検討していきたいというふうに思います。

○北方貞明議員 前向きに検討していただきたいと思っています。

一つ例を挙げますけども、ライオンズ公園がありますよね、あちらのところに。そこは早馬振興会と松原振興会ですかね。そこは公園の一角を借りて、ごみステーションを造っておられます。そういうのを聞かれて、隣接の集落の方々が、振興会の方がうちにも貸してくれんかと市に申入れをされたところ、これは土木課の

ほうで聞いた話なんですけれども、公園法という法があって、これ以上は貸せられないというような、断られたというふうな事例もあると思います。このように公園なんかもそうして、1集落、2集落には貸しておるけれども、1集落は貸してもらえなかったと。これは、事実かどうかはちょっと土木課長、教えてください。

○土木課長（東 弘幸） そのような申出、確かにございました。あそこに関しては一応財務省から借りている土地でございまして、公園として借りているわけですので、申出は本当によく分かるんですけども、目的外利用ということもございまして、これ以上ちょっと増やせないという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 財務省という言葉、初めて聞きました。そしたら垂水のほうにはないということですか、財務省ということは。

○土木課長（東 弘幸） 土地は国から一応借用して、公園として利用しているという状況でございまして。

○北方貞明議員 そしたら、垂水市が違法で貸しているというふうに解釈しますけども、そういうところもありますから、そしていろいろ改善していただいて、本当に優しく、市民に対して心ある政治をしていただきたいと思って、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。次は、午後1時10分から再開します。

午前11時57分休憩

午後1時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、土木課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

○土木課長（東 弘幸） 午前中の会議におきまして、北方議員御質問のごみステーションの

答弁の際に、ライオンズ公園ごみステーションを一部貸しておりますけれども、その用地につきましては、違法な利用がされているという御発言がございましたけれども、土木課としましては、年1回、国に対しまして利用状況報告をしております。また、国からも現場を確認しに来ておりますので、その中で認めていただいているということで、決して、違法な利用をしているもしくはさせているわけではございませんことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（川越信男） 次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 お疲れさまです。

それでは、議長に発言の許可を頂きましたので、今年、私にとりまして最後の一般質問をさせていただきます。

市長、副市長、教育長並びに各関係課長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

市政について。

昨年に引き続き、今年も新型コロナとの対応に終始された1年となりました。

しかしながら、垂水市ではワクチン接種もスムーズに進み、また、経済対策としても他市に先駆けてプレミアム付商品券の発行が行われ、12月からは9,000円で1万5,000円になるこもんそ商品券の発行をしていただきました。市長以下、執行部の皆様には、コロナ対策も経済対策も迅速な対応をしていただいたと私は高く評価しております。

そこで、市長は、今年1年をどのように総括されるのか。オミクロン株の発生など、来年の行政運営も厳しいものになると思いますが、決意を伺います。

行政のデジタル化について。

少子高齢化、人口減少、産業の縮小など、地方財政は圧迫され続けております。限られた資源を最大限活用するためには、デジタル化によ

る新しい技術を導入し、より効率的な自治体運営が求められております。お隣の鹿屋市では、情報行政課の一部を再編し、新たにデジタル推進課が設置されました。

このように、各自治体でデジタル化に向けて対応が進んでいます。業務改善や進行管理を一体的に管理するためにもデジタル化を急ぐべきと考えますが、現在の状況について伺います。

気候非常事態宣言について。

2016年、オーストラリアのデビアン市が宣言し、日本では、長崎県壱岐市が2019年に初めて宣言をしています。国内では、既に89の自治体が宣言しています。

地球温暖化に伴い、集中豪雨の多発や台風の大規模化など、垂水市でも無視できない状況にあります。

温室効果ガス排出実質ゼロを目指して、気候非常事態宣言を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

ワクチン3回目接種について。

徳留議員の質問ともちよっと重なるんですが、オミクロン株の出現によって、ブレイクスルー感染の懸念も強まっています。ワクチン3回目接種について伺います。

サツマイモ基腐病について。

池田議員の質問でおおむね理解をいたしました。

サツマイモ基腐病のような病気による収穫減収の被害を受けた場合、行政として、どのような指導を行うのか伺います。

会計年度任用職員について。

この制度がスタートして約1年半が経過しました。ボーナスの支給など待遇改善が目的だったと思いますが、年収で見ると、若干、減少したという声を聞いたりします。垂水市での会計年度任用職員の現状についてお聞かせください。

垂水アプリ制作について。

行政サービスは、多岐にわたり、住民の生活

に必要なあらゆる情報を発信することが求められます。技術の発展とともに、住民の安全やよりよい生活をサポートし、住民だけではなく、観光客に対しても垂水の情報を的確に発信するツールとして、垂水アプリの制作が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

消費者問題については、同僚議員の質問などで理解いたしましたので、割愛をいたします。

教育行政について。

ヤングケアラーについて、市内での現状についてまず伺います。

いじめ問題について。

先月24日、愛知県弥富市の市立十四山中学校で生徒同士のトラブルで殺人事件がありました。市教育委員会は、2人間のトラブルは把握していないと説明しています。学校でも把握できないようなことで、このような事件が起きってしまうところに怖さがあると感じております。

今学校では、LINEによるクラスLINEや、グループLINEなど、様々なLINEグループが存在し、何でもないことでグループLINEから抜けたり、抜けさせられたりして、これが原因でいじめや暴行事件に発展するようです。

市内小・中学校でのLINEグループについて把握されているか。また、対策について伺います。

垂水市一般会計補正予算（第9号）案中に、GIGAスクールサポーター配置支援業務委託事業の予算96万9,000円が提案されております。

垂水市のGIGAスクールは、先進的なもので、他市の見本になるというような報告がありました。これからの垂水市のこのGIGAスクールの構想について、教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の御質問の今年の総括と来年への決意ということについてお答えをいたします。

全国的に新型コロナウイルスが猛威を振るう中、8月には鹿児島県において、まん延防止等重点措置が発令される事態となりました。本市におきましては、昨年12月に初の陽性者が確認されて以降、102人の市民が感染をされました。これまで医療機関と連携をした発症者への適切な対応や、ワクチン接種を円滑に行うための体制整備と速やかなワクチン接種を実施したところでありまして、9月5日以降、本市においては、新たな感染者は報告をされておられません。

そのような中、外出を自粛する風潮から消費が低迷し、商工業、水産業、農業関係者の方々は様々な影響を被りました。

このため、例年ですと、年に1回実施しております、こもんそ商品券の発行につきましては、これまでに2回実施をしたほか、収益が減少した商工業、水産業の方々へ市独自の持続化給付金による支援、農業者の方々へは、営農継続緊急支援給付金による支援などの経済対策等を行ってまいりました。

次に、重要な施策と位置づけて取り組んでまいりました教育分野におきましては、運動会や文化祭等の多くの学校行事において様々な行動制限がなされるなど、昨年以降、これまで当たり前とされていた教育活動が通常どおり実施できない状況であります。

このようなコロナ禍において、本市では、垂水らしいGIGAスクール構想の下、県内でいち早くタブレットを用いた授業が始まり、オンライン授業や端末持ち帰りによる家庭学習の充実を図るなど、先進的な事例として、数多く新聞紙面等でも紹介をされました。

これらの新たな取組による質の高い授業の展開が学力の向上にもつながり、将来の垂水を担う人材育成に寄与するものと期待をしております。

また、平成29年度から始まりました鹿児島大学の石教授と連携をした、たるみず元気プロ

ジェクト、健康チェックも新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、昨年度は中止せざるを得ませんでした。令和3年度は、入念な準備を行い、感染防止対策を講じた上で実施をし、参加された市民の皆様から感謝の言葉を多く頂いたところでございます。

今後も、保健、介護、医療関係の事業の充実に努め、市民の皆様健康増進と体力の向上を図り、健康・長寿のまちづくりに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。関係者の皆様方に心から感謝申し上げたいというふうに思います。

このように、今年1年、様々な課題に取り組んでまいりました。現在、新たな変異株により感染も報道されておりますことから、常に状況を注視し、市民生活並びに地域経済の安定を図るため、国や県へも支援をお願いをして、様々な対策を講じられるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。もうしばらく、我慢の時期が続きますが、来年も継続をして、安心、経済、未来の3つの挑戦に向けて、市民の皆様が健康で住んでよかったと思えるまちづくりに取り組み、垂水市の発展、市民の皆様の幸福のためにスピード感を持って、粘り強く、市政運営に当たりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 行政のデジタル化につきましてお答えをいたします。

行政のデジタル化に伴う組織体制の強化につきましては、鹿児島県が令和3年4月の組織機構改正により、情報政策課からデジタル推進課へ名称変更をしております。県内19市でも、名称変更や部署新設を行っているところが複数あるようですが、人員増を行っている市は、今のところ、3市でございます。本市においては、名称変更や組織再編を行っておらず、情報政策を担当する総務課情報統計係において、デジタル化推進を担当しており、人員も現状維持で運

用をいたしております。

現在、本市においては、手数料等の徴収業務におけるアプリ決済やAIを活用した議事録作成支援システムの導入、LINEを活用した広報ツールの導入などのデジタル化を検討している状況でございます。

今後、国のデジタル・ガバメント推進方針に基づき、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進など、行政のデジタル化を推進していかねばなりません。

本市におきましても、業務プロセスのデジタル化、業務環境のオンライン化などの全体の進捗状況を確認した上で、デジタル化を推進するために最適な組織体制を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 気候非常事態宣言につきましてお答えをいたします。

気候非常事態宣言につきましては、先ほど池山議員からもございましたが、2016年にオーストラリアのデビアン市が世界で初めて宣言を行い、日本でも、2020年11月に衆参両院が宣言を採択したほか、多数の自治体や学会、研究機関、企業が宣言を発出しております。

11月30日付の新聞では、少なくとも5都県84市町村の89自治体が気候非常事態宣言を行っており、異常気象への危機感を反映し、昨年9月時点からの1年間で3倍に急増し、最近では、隣接する市町村や地域の共同宣言が増えているのが特徴と報道されておりました。

県内では、知名町が昨年9月に宣言を表明しておりますが、県においては、庁内で非常事態宣言の議論はないと報道されております。

本市におきましては、第2期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成29年3月に策定し、本庁舎、各課が所管する公共施設の電気やガソリンなどのエネルギー別温室効果ガス

排出量をホームページ上で公表しながら、温室効果ガス低減に向けた取組を行っているところであり、また、現在、第3期の垂水市温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定も進めているところでございます。

世界の平均気温は、産業革命以前に比べて、人間活動によって1度上昇しており、異常気象や海面上昇など既に自然や人間活動に影響が表れ、2030年には産業革命以降1.5度上昇することが予測されており、さらなる様々な影響が及ぶことが危惧されていることから、これから2030年度までの気温の上昇を0.5度以下に、いかに抑えるかが課題であるともいわれておりますことから、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた温暖化対策について取り組まなければならないと感じているところでございます。

気候非常事態宣言につきましては、先進自治体の情報収集に努めるとともに、県内市町村の取組状況を参考にしながら、今後、検討を行うこととしております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましてお答えいたします。

現在、接種間隔の前倒しについては、新聞やテレビ等でいろいろな報道がなされておりますが、本日時点において、国から新たな通知がないことから、徳留議員での答弁と重なるところがございますが、本日の答弁といたしましては、2回目の接種完了から、原則8か月経過した方で、18歳以上を対象として、3回目の接種を行うこととしております。

そのため、今月は、今年4月に2回接種を完了された医療従事者に対し接種が開始され、市民の皆様への接種が本格的に開始されるのは、来年1月下旬から2月になってからという接種スケジュールになるところでございます。

接種券の発送時期について申し上げますと、来年2月の接種対象者につきましては1月中旬

から、3月の接種対象者は、2月から接種券を発行する計画としており、接種が届き次第、速やかに予約ができるよう対応したところでございます。

このことにつきましては、広報たるみず12月号において、市民の皆様にも周知させていただいているところでございます。

また、前回、65歳以上の対象者に対しての予約につきまして、コールセンターにつながりにくいなど混乱が生じたことから、今回は、2回目の接種を完了した日付順に一定程度区切って接種券を発行し、予約時の混雑ができるだけ少なくなるような工夫を行ってまいりたいと考えております。

なお、今回の接種スケジュールにつきましては、新たな変異株が日本でも確認されたことから、感染状況によっては、接種スケジュールが前倒しになることも考えられます。

いずれにしましても、接種スケジュールが変更になった際には、改めて全戸配付チラシやFM放送、ホームページなどで速やかな広報周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） サツマイモ基腐病の取組につきましてお答えいたします。

池田議員の一般質問で答弁したとおり、本市でもサツマイモ基腐病が拡大している状況でございます。

本病は、一昨年発生が確認され、昨年、今年と被害が拡大しており、依然として、効果的な防除体系が確立されていない状況でございます。

農家では、ウイルスフリー苗の確保や農薬の散布、残渣の撤去など労力、対策費用がかさみ、大変苦勞されているとお聞きしております。一刻も早く対策を行わなければ、拡大がさらに広まり、本市の地域ブランドでありますつらさげ芋をはじめ、焼酎やでん粉など、様々な分野に影響を与えることとなります。何よりもここ2

年の被害により、生産現場で対策を講じられてこられた農家の生産意欲が低下することがないよう、市としましても産地を守っていかなければならないと考えております。

大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームをはじめ、関係機関と引き続き協議を行いながら、今後とも、苗、土壌消毒など取り組み、本病の拡大防止に努めてまいります。

自然災害や価格低下等様々なリスクに対し、収入減少を補填する収入保険制度の加入促進のため、令和3年度より保険料の一部助成を行っております。今後とも、本制度の周知をさらに進め、農業者の経営の安定に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 会計年度任用職員につきましてお答えいたします。

地方公務員法改正前の地方自治体における臨時・非常勤職員は、教育、子育て等様々な分野で勤務されており、本市におきましても、専門的な知識や技能または経験を必要とする業務や事務補助など、多岐にわたる業務において、本市の行政運営の重要な担い手となっております。

従来は、各地方公共団体によって、任用、勤務条件等に関する取扱いが様々でありましたが、適正な任用、勤務条件の確保など、統一的な取扱いを目的として、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員制度が、令和2年4月1日から施行されております。

法改正の概要としましては、地方公務員法上の一般職として会計年度任用職員が位置づけられ、任用、服務規律の整備がなされるとともに、期末手当や通勤手当の支給が可能とされました。

本市におきましても、会計年度任用職員制度の創設準備段階において、個別の職の具体的な勤務労働条件などを調査した上で、基本的な条件の検討を行っております。

特に、給与につきましては、職員とは別に市

独自で定めておりましたが、職務給の原則、均衡の原則に基づき、従事する職務の内容や責任の程度を踏まえ、職員の給料表と同一のものを使用しております。

会計年度任用職員制度開始前は、基本給のみの支給となっておりますが、制度開始後につきましては、基本給に加え、6月賞与、12月賞与の支給、さらに、2キロ以上の通勤がある方は通勤手当を支給しておりますので、年収で比較した場合、勤務の状況に大きな変更があった職員を除き、処遇改善が図られたものと考えております。

また、休暇につきましても、有給及び無給の休暇制度が整備されるなど、地方公務員法に基づく職として、給与水準や労働条件等の処遇は、会計年度任用職員制度スタート前よりも改善がなされているものと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 垂水アプリ制作についてお答えいたします。

昨今、国によるデジタル化が推奨され、また、情報通信技術の発達に伴い、情報化社会が変容していることから、本市におきましても、そのような状況に対応した新たな情報発信の形を検討する必要があると考えております。

他市町村におきましても、スマートフォン用のアプリケーションを導入し、子育て情報、ごみ情報、イベント情報等、多岐にわたる情報を発信している自治体が見られることから、本市におきましても、数年前から本市の公式アプリケーションの導入について情報収集を行っております。

また、現在、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能とするサービス、ソーシャルネットワークサービスにおいて、最も利用率が高いアプリケーションである、LINEを使用した情報発信を行っている自治体が増えてきていることから、本市におきましても、LINE

Eアプリを使用した形の情報発信につきましても、情報収集を行っているところでございます。

アプリケーションの導入につきましては、知りたい情報がどこにあるか一目で分かる分かりやすさ、リアルタイムで知りたい情報が通知される即時性、欲しい情報を選択して取得できる選択性といったアプリケーションの特性を生かし、利用者の皆様に利便性の高い情報発信を行い、また、広く本市の魅力等を周知することができるよう、今後も他自治体の情報収集に努め、本市に適したアプリケーションの形態について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治） ヤングケアラーにつきましてお答えいたします。

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されるような家事や家庭の世話などを日常的に行っている子供とされています。

ヤングケアラーについては、その概念について理解すること、実態を把握することが重要であるため、児童相談所、小・中学校、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協において、垂水市内におけるヤングケアラーの有無や、実態の把握に努めることとしております。

このため、11月19日に開催した要対協におきまして、ヤングケアラーの定義についての説明を行った上で、厚生労働省作成のヤングケアラーを把握するためのアセスメントシートや、早期発見、ニーズ把握に関するガイドラインを委員の皆様にお配りしたところでございます。

今後、要対協におきまして、ヤングケアラーと思われる子供を見過ごすことがないようにしっかりと委員間で情報交換を行い、その把握に努め、また、見守りを実施するとともに、今後、どのような支援が必要かについても個々の事業ごとに、ケース会議等において、協議・検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） いじめ問題につきましてお答えいたします。

今年9月、本市の保護者を対象に調査を行いました令和3年度インターネット利用等実態調査によりますと、スマートフォンやタブレット、ゲーム機等を含む児童生徒の自分専用のインターネット接続機器所持率は、小学校で34.1%、中学校で68.9%となっており、本市も含め、全国的にもこの数値は年々高くなってきているところでございます。

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におきまして、昨年度1年間に本市内でいじめと認知し、学校が対応したものの中で、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされたという内容のものは、中学校で2件確認されており、その内容は、LINE上のやり取りの中で悪口等の嫌なことを言われたという事案でございました。

この事案におきましても、他のいじめの対応と同様に、生徒に聞き取りを実施し、家庭と連携しながら継続的に見守り、丁寧に対応したことにより解決に導いたところでございます。本市におきましても、児童生徒のインターネット接続機器の所持率上昇に伴い、今後も同様のトラブルの発生が懸念されるところでございます。

そこで、市教委といたしましては、トラブルが発生した際に、保護者や関係機関と連携しながら適切に対応するとともに、次の2点に力を入れて指導を行っているところでございます。

1点目は、トラブル等の未然防止のために、情報モラル教育の充実につきまして、管理職研修会等を通して、各学校に計画的な授業の実施を指導しているところでございます。

また、総務省の安心・安全なインターネット利用ガイドや、独立行政法人情報処理推進機構の今こそ考えよう情報モラルセキュリティ等のコンテンツも充実しており、ほかにも民間団体

も無料の講師派遣等を行っているところもあることから、これらも利活用しているところがございます。

2点目は、子供たちのトラブル等の早期発見のために、本市のGIGAスクール構想における端末・環境整備におきまして、本市独自で導入いたしましたスクールライフノートも大変有効な手段となることから、各学校に積極的に活用するよう、指導しているところがございます。

具体的に申し上げますと、児童生徒一人一人の心境の変化も見逃さないよう、児童生徒の日々の心の天気を組織的に読み取りながら、早め早めに声かけや教育相談等を行っているところがございます。今後も子供たちの悩みやトラブル等を早期発見、早期対応できるように努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、GIGAスクールにつきましてお答えいたします。

本年度から、高速大容量通信ネットワークと児童生徒1人1台の学習端末を配備するGIGAスクール構想が、本市の全ての小・中学校において実施され、その取組の様子は、4月からテレビや新聞でも数多く取り上げられ、県内でも先進的な取組として報道されております。

本市では、基礎学力を身につけ、他者と協働し、折り合いをつけながら合意形成ができ、ICT機器を使いこなすだけでなく、新しいことを創造し、課題解決しながら地域や世界に貢献できる人材の育成を目指し、垂水らしいGIGAスクール構想として次の4点を掲げ、充実した教育環境の整備に取り組んでいるところがございます。

1点目は、持ち帰り前提で、1人1台端末を整備したところがございます。持ち帰り前提としたことで、本市では、ネット環境が整えられていない家庭に対応するため、モバイルWi-Fi

iルーターを整備し貸出しをしたことから、5月から端末を持ち帰った家庭学習が始められております。

また、コロナ禍のオンライン学習や授業と家庭学習とを連動させた活用も進めているところがございます。

平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況は、全国で26.1%、本県では4.4%であり、19市で実施できているのは、本市と南さつま市の2市のみでございます。

2点目は、AIドリル「navima」を1人1台端末に導入したところがございます。

このAIドリルはゲーム的な要素もあり、児童生徒が楽しく取り組める上、生徒ごとに応じた問題や動画解説等が提供されるなど、個別最適化された学習が展開できるクラウドサービスでございます。そのため、自主的な学習でも積極的な活用が進められているところがございます。

なお、AIドリルを導入しているのは、19市の中で本市を含め4市でございます。

3点目は、県内で唯一、学習面だけでなく、生活面でも活用することができるスクールライフノートというクラウドサービスを導入したところがございます。児童生徒が登校後と下校前に毎日自分の心境を天気に例えて入力するシステムであり、教職員が児童生徒の悩みや不安を把握し、早期に、組織的に対応するために活用しているところがございます。

4点目は、学校の壁を越えた交流を進めることとございます。垂水市は、複式・少人数学級が多く、遠隔授業により他校の友達と授業を受けることで多様な考えに触れ、深い学びにつなげることを期待しております。交流は、垂水市内だけでなく、学習内容に応じて、市外の学校や学習施設にも拡充することとしております。

今後もICT機器を効果的に活用し、質の高い授業を展開するなど、垂水らしいGIGAス

クール構想をさらに充実させ、将来を担う児童生徒に求められる資質、能力を育成できる教育活動の工夫、改善を進めてまいります。

以上でございます。

○池山節夫議員 12月議会ですから、あとちょっと聞いたら終わろうと思います。

今、市長ね、決意とか聞きましたけど、デルタ株が終わったら、今度はオミクロン株と追いかけてこくなるのかなと思って、大変だなと思いますけど。来年もね、また、もう私は、デルタが落ち着いて、来年辺りはもう随分よくなるのかなと、もう平常に戻っていくのかなと思ったんですけど、ここへ来てまたオミクロン株が発生してね、これ第6波が起こるのかなと心配しているんですけど。3回目接種の、後で聞きますけど、対応がね、大変だと思いますよ。そして、財政的な面も大変だと思いますけど、決意を伺ってね、来年も一生懸命、頑張ってください。垂水市民のためにね。我々もできる限りの協力はしますからね。

そこで、これ市長にね、来年も頑張っていたこうという意味でね、私、昨日も堀内議員の一般質問聞いて、ああ、やはり垂水の市会議員のエースと言われるだけあるなと思って感心したんですよ。堀内議員のことをね。2番目が北方議員かなとは思っているんですけどね。

この防災道の駅の国土交通省が出したこれ、10ページにあるという新たな広域道路交通計画についてということで、堀内議員が昨日、防災道の駅から言われたんですよ。

私が、来年の市長のね、議長も今日の話で衆議院議員選挙ね、自民党の。垂水市がすごく選挙頑張ったから、交通費を出して、垂水市議会議長は東京へ来なさいと。自民党の全国表彰をするからという電話が来たらしいんですよ。我々も一生懸命頑張ったんだけど、議長だけだという話でね、事務局長もない。議長だけなんですけど。

ここでね、議長も行かれて、市長も行かれるでしょう。出張の機会もあって。森山先生にお会いできるでしょうし、国土交通省も行く機会があればね。我々も国道の委員会で、堀内議員が委員長なんですけど、もう2年行っていませんから、陳情。来年は行けたらいいなと思うんですけど。

この防災道の駅を拠点にした交通網の整備ということでね、昨日堀内議員が言われた。ここを防災の拠点として、国土交通省が鹿児島県内で唯一認めていると。このことが何を意味するかというのを昨日言われたわけですよ。それは、自衛隊も防災もそういうときのために自衛隊も来る。警察も来る。いろんなところが集まってくるんだと。そのためには、国道、この1本のこの垂水市でね、その防災の拠点としての機能を発揮するためには大隅横断道路が必要なんだ。そして、鹿児島市からもそういう応援が来たりするためには、錦江湾横断道路が必要なんだと。この解釈をね、ここに、どこからこの解釈を導いたんですかとさっき聞いたんですけど。そして、こうこういう理由でと。隣にね、持留議員がちょっといらっしゃってね、拡大解釈だつて。いや、拡大解釈でもないと思うんです。解釈だからね。これは、またね、後でね、堀内議員からもらって見ておいてください。それで、私は拡大解釈とは思えませんね。防災道の駅に指定されて、その防災道の駅を拠点とした交通網の整備が必要だとここに書いてある、確かに。このことはね、垂水の発展のためにすごいい解釈だと思うんですよ。このことを市長も来年の、私が決意を聞いたのはね、来年、いつになるか分らないですけど、大隅横断道路の着工に向けてね、我々陳情に行ったときも、国の国土交通省の技監の方はね、地元の声を早く上げてくれと。そうすれば、やりやすいからということまで言われているわけです。それで、森山先生も防災という意味ではということ牛根の

300億、あと、今度、亀割峠のトンネルを言われましたけど。そういう意味では、陳情もしやすいと思うんですよ。我々も陳情に行ったときは言いますが、ここで議長と市長にね、我々より先に上京される可能性高いですから、このことをお伝えしていただきたい。そしてお願いをしていただきたいということで、この一番上のね、質問はお願いを付して、終わりたいと思います。来年も市政運営大変でしょうけどね、頑張ってください。

あと、この行政のデジタル化についてはね、あれです。鹿屋辺りも課をつくったり。垂水はね、そこまでのまちでは、大きなまちではないですから、私、聞いたら、その3人が担当だという話だったんですけど、これどんなもんだろうかな。市長、副市長、総務課長に聞いてもなかなかだろうけど。これ増員できないもんかな。何とか民間の人を登用してでも、何とか力を入れてね、ここのデジタル化を進めるような人員増員はできないかということ。どちらでもいいです。そういうことを伺いたい。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市を運営をしていく中で、いろんな課題、やらなければいけないことがあります。大きな流れとして、デジタル化というのはあると思います。

そういった中で、部署によっては人数をそろえていけばいい部署もありますけれども、能力を高めて最先端で取り組んでいくということに遅れが生じますと、大きく遅れるというふうに認識しておりますので、単なる人事配置ということだけではなくて、やはりその情報の部分でありますから、出遅れをしないような組織づくりということを来年度へ向けて検討しなければいけないというふうに思っているところでございます。

○池山節夫議員 そういう方向でね、よろしくお願いします。

次に、気候非常事態宣言について。これにつ

いては、持留議員がね、ほとんど聞かれまして、もう大体分かったんですよ。持留議員が突っ込んでね、質問されて、周りは進んでいるんですよと、こういう宣言をするまちも多くなっているんですよ。それで何が大事なのかと。この目標とする方向とかそういうためのね、宣言なんだから、早くしたらいいんじゃないかと。

あともう1つはね、目標、計画をつくるべきなんだというようなことを聞かれて、市長の答弁がね、「計画を立てることも大事ですが、効率的なことをいかにやるかということ宣言こそしていないけれども、具体的な取組はやっている」と、そうなんですよ。それで、「趣旨賛同で目指すべき方向である」とも言われているんですよ、市長がね。それで企画政策課長がね、「情報収集に努めて、策定に向けて努力をしたい」。

私が聞いてもね、こういう答弁だろうと思いますから聞きませんけどね。私が聞いて、急にね、いや、2時間前は持留議員がああ言いましたけど、池山議員が聞かれたら、「宣言します」と言われてもそれもなかなかだからね。

これね、やはりほかの自治体が緊迫感をもってやっぱり宣言をしたりしているわけですよ。ですから、何というんですかね、格好というのがあるんですよ、やっぱりまちのね。やはりそういう体制をつくって、二酸化炭素排出ゼロに向けてそういう宣言をするんだと、その気迫をね、近いうちに見せていただきたい。そのことをお願いしておきます。ここは答弁は要りません。

ワクチンの3回目接種ですが、保健課長ね、抗体検査ができるというのがちょっとあったんですよ、テレビで。例えば、あなたは2回目を打ってから4か月たっているけど、まだ抗体がこのくらい残っていますよ。6か月たっているけど、さっきの4か月の人よりあなたのほうがまだ抗体が多いですよ、そういうのが分かるみ

たいなんですけど。この抗体検査が垂水でできるのかできないのか。

○保健課長（草野浩一） この抗体検査につきましては、自分も報道等でしている自治体があるというのは知っているところでございます。現在、垂水市では、その検査ができるというところは承知していないところでございます。

○池山節夫議員 もう1回。

○保健課長（草野浩一） その検査ができる医療機関があるというのは承知していないところでございます。

○池山節夫議員 うん、これがね、できるとまた大分違うと思うんですよ。検査をしたら、俺はまだ抗体があるからしばらく大丈夫だなと。

「まだ4か月しかたっていないのに、抗体はあなたないですよ」と言われたらね、早く3回目打たないといけないということになりますからね。その辺がブレイクスルー感染のその基になるんじゃないかと思えますので、できればね、この辺難しいところもあると思えますけど、努力してください。この辺についてはね。

サツマイモ基腐病については、やはり大野原でね、せっかくああいうつらさげ芋の焼き芋とか名物になっているわけですよ。ですからね、さっき課長が言われたね、保険ね。保険を勧めているというのがあったんですけど、農業経営者の皆さんに青色申告をなささいというのはなかなか難しいと思うんですけど、私も青色申告の副会長をやっていますね、青色申告をすると、メリットも多いんですよ。ですからね、農林課長、やはりこういう保険を勧めて、それで市からの補助もあって、入っておいてもらうと、もし被害に遭ったときにいいわけですから、これはぜひね、努力して農家の皆さんに勧めておいてください。これで終わります。

それからね、会計年度任用職員についても理解しました。

垂水アプリなんですけどね、アプリをつくる

というのはお金もかかるし、姫路がやっているアプリは、何かアプリはあるけど、使いにくいという話もあるんですが。ですからね、さっき企画課長が言われたそのLINEを使ってという、そういう方向が一番無難なのかなとは思いますがね。垂水市のホームページを開くとかそういうんじゃないくて、我々がね、スマートフォンを持っていて、ぱっぱっと今、イチヨウの開花時期がどうだとか、そういうものにね、観光客の人もぱっぱっとどのぐらいだというのが分かるように、例えば、道の駅のはまびらは今、どのぐらい混んでいるとかね。そういうことまでぱっぱっと分かるような、何かそういう努力をしていただきたいということで終わります。

消費者問題は割愛しましたから、あとヤングケアラーの把握が難しいということですから、保健課長、保健課長じゃなくて、福祉課長。なかなか難しいと思えますけど、これもね、努力してください。

いじめの問題もね、昨日からこれ一般質問あるけど、教育長、答弁がないから、待っていると思うからね。あれですよ、教育委員会、いじめの問題に関しても、教育委員会も学校もね、ちゃんと把握、なかなか把握できていないところで、とんでもない事件が起こる。これも御時世なのかなと思えますけどね。把握できないような、さっき言った学校教育課長の話では、LINEとかそういうものをさっきの何だっけ、AIの何とかかんとかで把握できる。それ相当そういうことをやってもまた、まだ訳の分からないところで起こり得る可能性がありますよね。だから、教育現場の、教育長以下ね、学校教育課長も先生方も底知れぬ恐怖感を味わうと思うんですよ、何でこんなことが起こるんだと。今度も十四山中学校でしたっけ、そこもね、校長先生なんかもう本当に青天のへきれきみたいな感じなんです。これは、漠然とでいいや、まず一旦、教育長。

○教育長（坂元裕人） おはようございます。

まず、いじめ問題において、確かに中3のいわゆる殺傷事件、もうショックを受けて、私も、あの晩はよく眠れなかったですね。もう次の日に、すぐに課長、あるいは生徒指導の担当にメールを打って、とにかく生徒の状況を把握しろ。そこからまずスタートしたわけですね。

先ほどスクールライフノートという、いわゆる心の天気。これももう日常の心の状況を朝と夕方にチェックするんですけど、これだけでは私は不十分だと思っているんです。じゃあ、あとどんなことやっているのというと、例えば、いじめのアンケートを2か月に1回はやっています。あとは、やはり学級担任の児童生徒理解に尽きると思うんです。日々見ているのは、担任、あるいは教科担任、つまり多くの先生方がそれぞれ学校にいるわけですので、その先生方の目でしっかり見ていて、あっ、これおかしいぞというときには組織で対応していく。こういう体制を常にとっておかないと、なかなか未然防止というのは厳しいと思うんですね。

それと、外との連携も非常に大事だと思います。例えば、福祉。家庭的にどうか。バックグラウンドに何か暗いものを背負っているんじゃないかとか、あるいは警察もそうですね。日々のパトロール巡回、こういったもの等をする、ひよっとすると、子供にブレーキをかけてくれることもありはしないかなと。そこで、やはりしっかりと児童生徒理解と、そして連携、これがキーワードになってくるかなと思っております。ですので、垂水市からああいう悲惨な悲しい事故、事件を起こさないようによくよく子供を見てほしい、そして子供の声を聞いてほしい。そしてなお、声というものは保護者の声も聞いてほしいというようなところで、学校、家庭、そしてまた、行政が連携してからやっていけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 ありがとうございます。

最後ですけど、GIGAスクールで、市長、教育長いいかね。これ私ね、GIGAスクールに関しては、全国一律で、同じような進み方をしているという理解だったんですよ。この前からちょっと予算を見たりしていると、どうも垂水がやはり先行していると。全国のモデルになりそうだと。これやはり、市長もその予算をつけたわけですからね、教育長もその予算のために努力されたわけですから、お2人にはね、非常に敬意を払いますよ。そして、やはりこれから先もね、なるべく教育長に代わって申し上げますが、予算をつけてあげるように。（笑声）いや、本当。

それと、やっぱり遠慮をせずにね、予算獲得に向けて頑張ってください。そうすると、やはり垂水だけがルーターを持って帰れて、そしてWi-Fiがみんなあるわけじゃないですからね。そうすると、みんなが同じようなレベルで垂水市の子は引き上げられていくと。それがやはり全国のモデルになるわけですから、これから先もね、そういう方向で、ほかのまちが垂水を見に来て、やっぱりこうでないといけないと。私、今はもう既にそうなりかかっていると思いますよ、学校教育課長ね。ですから、ぜひね、こういう努力がいじめの問題もいろんな問題も解決していったりする可能性もありますからね。ぜひ、GIGAスクールがもっと、もっともっと頑張って、予算を取って、ほかのまちが追いついてこないように、来れないぐらい頑張っていくてください。その件について、もう1回、教育長。

○教育長（坂元裕人） 本当あったかいお言葉、そして力強い言葉、ありがとうございます。

池山議員が冒頭、今後、どんなふうに未来を描いているのかというようなこともおっしゃいましたけれども、現状は、先ほど今井課長のほうから説明があったとおりでございます。確か

に県内ですね、抜きんでているとは思いますが。いわゆる環境から、活用状況もほぼ毎日全ての学校が稼働しているとか、スクールライフノートを使って生徒指導をきちんと全体で取り組むようになったとか、いろんなところで効果が出ております。

ところが、一步階段を上るには、やはり課題を克服していかなければならないと。今大きく2つありますと、学校間、あるいは教師間、この格差はやはり現にございます。ここは何とかしていかなきゃいけないなということと、やはり今、まだ始めて8か月9か月でございますので、要するに、どの場面で使うのが一番効果的なのかというところは手探りの部分もあるんです。だけど、使いながらそこを試行錯誤していい使い方を見つけていくと。使えば使うほど、いろんなやはり問題が出てくるんですね。そのことを一つ一つクリアしていきながら、やはり私どもは壁を登っていきたくと。

ちなみに今、私が申しあげました学校間、教職員の格差をどうやって埋めるのか。私が1つ考えておりますのは、やはり行政、学校、そして今の教職員、これだけでは限界があると思っております。ですので、実は、鹿児島県内に、このGIGAスクールの全国でも指折りの方がいらっしゃるんです。その方に、垂水市のアドバイザーになっていただけないかと御相談をしましてまいりました、実は、先般。それで垂水市の取組をるる述べて、その後におっしゃったのが、「分かりました。ぜひやらせてください」ということで快諾を受けているところです。ですので、今後、その大学の先生に入ってもらって、現場にも入ってもらいます。そして我々、行政職員にも語ってもらいます。そして私が何よりも大事にしたいのが保護者なんです。保護者を巻き込む。保護者に理解してもらおう。そのよさを理解してもらおう。そうすると、このGIGAスクール構想は、一段階アップしていくんでは

ないかなと思っています。

そういうことで、来年度以降、またさらに先ほど議員も申されたとおり、「垂水はやはりいいぞ」と言われるぐらい、学校訪問も数校来ているようでございますけれども、そういうものも積極的に受け入れながら、逆に刺激を受けながら、またほかのところにも返していけたらなと思います。

最後に、1つだけ言わせてください。

実は、11月の中旬に京都へ先進地視察に指導主事2人と小学校の校長、中学校の校長、行ってまいりました。

ここは、ある小学校、日本で一番といわれているところがございます。もう1つもそれに引けを取らない学校、この2つを見てきて、そしてもちろん、ああここまで機械が、機器がそろっていればすごいことができるな。そこを見るのはいいわけですね。ここで子供たちもやはり慣れるまでに時間がかかる、それはそうですね。

そして最後に、逆に、うちの取組はどうですかと。私はここだったんです、聞きたかったのは。これ一般の公立校である垂水というまちのこの取組はどうなんだろうかと、その方向性、考え方、取組、これはいいんだろうか、その担保をおっしゃったわけですね。その両校の研修担当の方から、「よく一般校でこれだけのことができていますね」というお褒めの言葉を頂いて、私どもも今、自信を得て、これからまたGIGAスクールが前に進めるなど自信を得たところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 いや、今のを受けて市長に振ろうと思って。

○市長（尾脇雅弥） ありがとうございます。本当にありがたい御声援を頂きました。教育長はじめ、現場の皆さんが本当に熱心に絶え間ない努力で頑張っていたいただいた成果としてあるのではないかなというふうに思います。

私としては、地方にあって、田舎の自然とか豊かさを享受しながら、都会に遅れることがないよというところでどんどん進めていただいて、我々が想定した以上の取組をしていただいて、そのことを客観的にも評価を頂いて、もちろん、学力情報の向上というのもありますけれども、精神的なものにまで目配り、気配りをされておられます。

池山議員もお話いただきましたけれども、私もこの今、あるけれども、もっと抜ききでるぐらいに頑張れと、予算のほうは議会の先生方に御理解いただきながらしっかりと御相談するからということでもありますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

○池山節夫議員 後ろで同僚議員の方々も聞いていらしたと思いますから、GIGAスクールの予算が出たら何とか通るんじゃないかな、(笑声)ということをお願ひしてね、私の質問は終わります。

○議長(川越信男) ここで暫時休憩いたします。

次は、2時20分から再開します。

午後2時8分休憩

午後2時20分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 皆さん、お疲れさまです。

令和3年第1回垂水市総合教育会議を、先日傍聴させていただきました。先ほど池山議員のGIGAスクールにおいて、課長が答弁されていたのと同じですが、皆さんも御存じのとおり、4月から市内全児童にタブレットが行き渡り、新聞やテレビに市内の小・中学校の取組が何回も紹介されています。

GIGAスクール構想の導入後、子供たちの

教育が大きく変わり、基礎学力はもちろん、多様性の考え方などを学んでいるようです。教育ほど貧富の格差は顕著に表れています。これまでは中学生になってもタブレットはおろか、Wi-Fi、インターネット環境、お金のかかることは無理な家庭もあったでしょう。しかし、ネットのない家庭には、貸出しのWi-Fiルーター、通信費を市で負担するなど、学びの場が平等になり、デジタル化がさらに身近となり、子供たちも水を得た魚のように今は吸収しております。

垂水市のGIGAスクール構想は、単に、タブレットが文房具の一つになるだけでなく、先ほど説明がありましたとおり、県内では、垂水市が唯一導入しているスクールライフノート、私は、これには大変感銘しました。学習面だけでなく、生活面にも使われていることです。

毎日の朝と帰りの時間に、心の天気を表すマークを入れるだけですが、朝、太陽のマークがあったのに、夕方、雨になっていれば何かあったのかなと、子供の不安や悩みを教師がいち早く気づき、早期対応につないでいく。家庭では見抜けないことも心の天気で見抜いてあげられる。また、子供たちも周りの人に言えないことも心の天気、SOSを発信しやすい学びの場になってもらいたいです。

GIGAスクール構想はまだ始まったばかりですが、教育長を筆頭に、先生や関係者の方々、子供たちのさらなる伸びしろのある教育と穏やかな心の成長をお願いします。

それでは、議長の許可を得て、事前に通告しておりました質問に入ります。

職員の大規模災害の危機管理組織体制について。

私の知り合いで空港内で仕事をされている方が、実家の牛根に住みたいが、災害が発生したとき、30分以内に会社まで到着しなければならないと言われ、普段はいいが、国道が遮断され

たら会社に間に合わなくなり、垂水に家づくりを断念した話をされました。いざ垂水で桜島爆発や本城川氾濫など大規模災害のとき、休日、夜間、いつ起こるか分からないが、職員の出勤体制はどのようになっているか、お聞かせください。

市庁舎建設について。

防災拠点としての庁舎について、新庁舎を造る上で大規模災害があったとき、自衛隊、消防などとの会議室など防災庁舎が必要だと言われましたが、新たな防災庁舎機能を、今後どのような計画を考えているのか、お聞かせください。

職員技術者について。

環境センターの技術者の欠員がありましたが、垂水市環境センターの業務に従事するには、技術者としてどういう免許が必要なのか、お聞かせください。

ホームページについて。

私は、議員になる前、たしか、商工会から意見交換会か懇談会で、ホームページのトップページから情報を探していくのに見にくいという指摘をした記憶がございますが、いまだに変わっていませんが、ホームページを見直す考えはないのか、お聞かせください。

小規模商店の活性化について。

コロナ禍においてアルコールを提供するお店は、長い間休業として、店には少し給付金などの期間がありましたが、解除されてもなかなかお客は遠のいており、従業員等は休まざるを得なくなり、また、タクシーの売上げも大分減ったと聞きます。コロナの長期化で休業や失業によって収入が減少し、生活資金が必要な人に社会福祉協議会を通じ、緊急小口資金や生活支援金の特別貸付けがありますが、その金額はびっくりするほど増えております。コロナ前だと、生活支援金の借りる件数も一、二件だったのが、コロナ禍で経済が鈍化したことで、垂水市だけで令和2年度は111件の3,980万、今年度も11月

現在で2,515万円貸付けされています。いかに弱い人たちが疲弊しているか、生活困窮者が増えているか。やはり経済を回していかなければいけません。県も会食制限を11か月ぶりに解除しました。忘年会、新年会のシーズンに入っています。市として、職員の会食や飲食行動制限緩和はどのような考えか、お聞かせください。

65歳以上の3回目のワクチン接種について。

国の指導として、3回目のワクチン接種が前倒ししてしまろうとしています。前回、65歳以上の予防接種予約はかかりつけ医など電話予約で、病院は電話対応に追われ、仕事にならなかったほどでした。

また、電話をフリーコールに100回以上かけても通じなく、最終的に窓口で市民が殺到し、臨時の受付場所に大勢の方が並んでいました。前回、フリーコールに、ピーク1週間にどのくらいの電話が来たのか、延べ数、時間当たりの最大数など、記録があれば、教えてください。

それと、前回予約して変更した人の率を教えてください。

成人式PCR検査料補助について。

11月25日より、鹿児島空港でもPCR検査ができるようになり、安心して家族と会えると好評ですが、検査補助対象の範囲は、市内に住所があり、県外にいる方とか、県外に引っ越しをして家族で成人式に来られる方といいますが、どこまでが対象になるのか。また、検査方法も抗原検査、PCR検査、町なかの簡易な検査、病院における検査、様々ありますが、検査の規定はあるのか。また、幾らまでの補助か教えてください。

これで1回目の質問を終わります。

○総務課長（和泉洋一） 職員の災害出動体制はの御質問にお答えをいたします。

市地域防災計画に基づき、災害発生または災害が発生するおそれのある場合に、市が設置します災害対策本部、また災害警戒本部があり、

それぞれの規定に基づいた職員の配備を行って、活動体制を確立するものとしております。

大規模な災害が発生した場合、市単独で対処することが困難な事態も予想されます。この場合は、各関係機関と協議の上、相互応援の体制を整え、円滑な応急対策活動を実施するものとしております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 防災庁舎としての機能をどう考えるかについてお答えさせていただきます。

昨年8月の住民投票で白紙になりました新庁舎建設基本計画におきましては、新庁舎建設の基本方針に、市民生活を守る防災拠点としての庁舎として、市民の安心安全な暮らしを支えるため、大雨、台風、地震、今後起こり得る桜島の大爆発など自然災害が発生したときの防災拠点として、防災対策機能を備えた庁舎とするとしておりました。

また、庁舎に必要な機能については、耐震性能の確保として、耐震安全性の目標設定や耐震工法、防災拠点機能として、災害対策本部機能やライフラインの維持確保、さらに備蓄スペースの確保、一時避難機能などとしていたところでございます。基本設計では、この新庁舎建設基本計画に基づき、この機能確保に努めていたところでございます。

本年3月には、前外部委員会から市民や職員の安全を確保するために、現庁舎の耐震診断を行い、その結果を受けた対策を早急に行うべきである。耐震診断の結果を受けた対応については、新庁舎建設までの暫定的な耐震補強と小規模な改修とするか、地球環境の保全も鑑みた大規模なりノベーションを実施し、長寿命化を図るか、その方向性について十分検討を行う必要があるとの提言があったことから、改めて今後の庁舎等の在り方について、市民目線による多様な意見を反映し、専門的、総合的に検討を行

う外部検討委員会を設置し、現在、調査等の在り方についても調査検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 環境センターの技術者の免許につきましてお答えいたします。

環境センターの施設にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条により、技術管理者を置くことが義務づけられております。

技術管理者については、一般社団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会を受講し、受講終了後の能力検定試験に合格することによって、し尿・汚泥再生処理施設技術管理士の認定証が交付されることとなります。

受講場所でございますが、神奈川県川崎市と福岡県大野城市の2か所のみで、専門的な知識を身につけるために10日間55時間の講習を受講しなければ、能力検定試験の受験資格がもらえないこととなっております。

なお、能力検定試験はなかなか難しいことから再試験制度があり、再試験を受けられる期間と回数は最初の受験から6か月間、2回となっており、不合格となった場合は、再度、講習を受けて受験しなければならないこととなっております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） ホームページの見直しについてお答えいたします。

現行のホームページにつきましては、平成26年度にリニューアルを行っております。

本市が行っている様々な事業や活用できる制度等について、詳細な情報を幅広い分野において発信していると考えているところでございます。

その一方で、議員御指摘のとおり、知りたい情報がどこにあるか分からない、操作性に不便を感じる、一部のページがなかなか更新されな

いといった指摘も頂くことがございます。

それらの意見を真摯に受け止め、より見やすく、分かりやすいホームページの制作に努めるとともに、利用者の利便性や安全性の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

そのために、新規採用職員向けに、市公式ホームページの操作について講習を行う等、情報発信に対する職員の意識啓発に努めているところでございます。

また、デジタル化が推進される社会情勢の推移を注視し、他自治体のホームページ等について、調査・研究を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一） 市としての会食や飲食行動規制緩和はにつきましてお答えをいたします。

本市職員の会食等における行動指針については、これまで鹿児島県の方針を踏まえ、少人数、短時間としておりましたが、県の方針が、令和3年11月25日付で、平時は原則として、会食の人数や時間の制限をしないことに見直されたことから、本市におきましても、職員の会食等につきましては、現時点では、制限を設けないこととし、11月26日付で職員に周知をしたところでございます。ただし、飲食の際は、感染防止を徹底している店舗を選び、深酒をせず、大声を出さず、会話の際はマスクを着用するよう、お願いをしております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） これまでの予約ピーク時1週間の電話着信数及び時間帯並びに予約変更数、変更率につきましてお答えいたします。

まず、これまでの電話予約におけるピーク時の1週間の電話着信数でございますが、ピーク時の本年5月17日から5月21日までの5日間で、委託先の予約センターと市役所とを合わせて、

約1,600件の電話着信数がございました。

なお、時間帯のピークにつきましては、時間の記録までは取っていなかったことから分からないところでございますが、おおむね午前中に偏っていた認識でございます。

次に、電話での予約につきましては、予約センターにかけたが、NTTのアナウンスが流れて電話が繋がらなかったというお声も多く頂いたことを考えますと、NTT側が特定番号に電話が集中したため、回線の利用制限をかけたことに伴い、電話が繋がらなかったケースもあったと考えられ、先ほど申し上げました件数よりも多くの架電があったものと思われるところでございます。

次に、これまでの予約変更率につきましては、65歳以上の高齢者においては、主に電話でのやり取りで変更を行ったことから正確な記録は残っていないところでございますが、若年者まで含めると、予約変更をされた件数は約1,000件で、予約が確定し接種をされた件数で割りますと、約7%の方が最初の予約を変更されているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（米田昭嗣） 成人式PCR検査料補助対象者の範囲とその検査方法につきましてお答えいたします。

前日の池田議員の一般質問でも答弁いたしましたが、市外居住者につきましては、任意でPCR検査を受けられた方々への支援策として、今議会に補正予算を計上させていただいております。

検査補助対象者の範囲につきましては、令和2年度分の平成12年4月2日から平成13年4月1日の間に生まれた者で、令和4年1月3日の成人式に参加する垂水市に住所を有しない者及び本年度分の平成13年4月2日から平成14年4月1日の間に生まれた者で、令和4年1月5日の成人式に参加する垂水市に住所を有しない者

が対象となります。

次に、検査方法につきましては、空港で実施する簡易検査や医療機関における検査等がございますが、医療機関において、医師の診断を伴うPCR検査を受けた場合、その自費検査費用の一部を予算の範囲内において助成することを考えております。

また、助成の回数の上限は1人1回とし、厳正を期すために、提出書類は、検査費用助成金申請書及び添付書類として、PCR検査費用の支払いを証する書類の原本、本人確認書類の写し、PCR検査結果の写しの提出を考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 2回目の質問は、一問一答方式でお願いします。

大規模災害における職員の出勤体制なんですけれども、垂水市は、牛根、新城、大野の国道、県道は災害基盤がとても弱いため、これまで何回も通行止めになっていることも多々ありますが、市外在住の職員は、初期対応の計画または1次、2次配備まで外れているのか。

また、現在、市外から来る職員は何名ほどいるか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 市外在住の職員の初期対応はの御質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげました災害対策本部、あるいは災害警戒本部につきましては、同規程に基づき、毎年度配備要員名簿を整備しております。その際、名簿に登載される職員の居住地については、現状では、特に考慮いたしておりません。

大雨や台風など災害が発生もしくは災害の発生が予想される状況において、災害対策本部もしくは災害警戒本部が設置された場合、本部員である所属長等の指示により、各構成職員を配置しております。

市外在住の職員数につきましては、令和3年12月1日現在、20名となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 各課で人数をして、入っているか入っていないかはちょっと分からないという答弁でしたけれども、大規模災害が発生したときに、初期対応は課長クラスが集まり、2次配備で、各課それぞれ持ち場が配属されると思いますが、ここで市外の職員も配備計画に入っていれば現場にいないわけで、現場の人数確保に奮闘される結果となっております。

そこで、垂水市役所職員を採用する際、募集要項に、垂水市内に居住することとは書いていないのかをお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 職員採用の際の居住要件についてお答えをします。

垂水市職員採用試験案内実施要綱において、採用と同時に垂水市に居住することを条件にいたしております。

以上でございます。

○新原 勇議員 居住の移転は、本当自由が当然であるが、今回、垂水市内に居住することという明記されたことが本当にありがたいことだと思っております。

執行部の職員も議員も人口減少をいかに食い止めるか、交流人口をいかに増やすか必死に考えていますが、足元からぐらつかされている思いです。職員は、市外に転出するときの手続はどのようになっているのか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 職員が市外居住する際の手続についてお答えをいたします。

市外在住の職員については、垂水市職員服務規程第18条により、職員は、本市外から通勤しようとするときは、市外通勤承認願を市長に提出し、承認を受けなければならないと規定されております。現在、市外居住をしている職員については、それぞれやむを得ない事情により承認を受け、市外に居住をしなければならなくなったものでございます。

市外居住の承認については、個人の事情や

ワークライフバランスの観点において配慮することで、職員の心理的負担緩和や働きやすさにつながっているとも考えられますが、本市の重点施策である人口減対策の観点においても、職員が市内に居住することが求められているため、その意識づけについては努力をしております。

予見できる災害時には、市内の宿泊施設や親族宅に宿泊して対応していることから、これまでのところ、大きな支障はないと考えておりますが、突発的な災害時等においては、市内在住職員への負担が増えることも想定されるため、どのような災害が発生した場合でも、災害対策本部等の指示に基づき行動できるよう、引き続き市外在住者の状況を定期的に確認し、市内への転居について理解を求めてまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 それだけの理由があって提出されるわけですが、市外に転出された人は悪いとは言っていないんですが、鹿屋から来るなら、新城に住めるなら新城に住んでもらうとか、国分から来るなら、境のほうに住んでもらうとか、そういうふうには何とか垂水に住む努力をお願いします。

また、総務の方も大変ですけれども、環境が変わる場合もあります。ヒアリングも1回だけでなくて、3年とか5年に1回ぐらいはやってもらいたいと思います。

また、大規模災害は、二、三日で収束はしません。また同様の通行止めも長期化するおそれもあり、垂水市は陸の孤立化となり、長期間対応を継続していかなければなりません。災害現場の炊き出しや住民ボランティア活動が定着するまでの間、市民は職員に頼っていかなければなりません。そのためにも、職員の皆さん、垂水市にできるだけ居住を選択されるような姿勢を希望します。

これについては、若手職員が住む魅力があれば、他職種の方も垂水市を選び、垂水市の繁栄につ

ながる思っております。

次に、市庁舎建設ですけれども、防災拠点の機能は、これは重要なことなので、またあり方委員会を含め、議会の検討委員会もしっかり共有していきたいと思っております。これは答弁要りません。

環境センターの職員、技術者管理ですけれども、私もこんなに難しい技術者の免許とは知りませんでした。

そういうことも含めて今、環境センターの技術者と職員体制はどのようになっているか、お聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 環境センターの職員体制につきましてお答えいたします。

環境センター施設の職員は、し尿・汚泥再生処理施設技術管理士の認定証を持った管理公社職員が1名、会計年度任用職員4名で施設の運転や整備を行っております。

環境センター施設の運転に当たっては、市民生活に直結する大切な施設でありますことから、常日頃より設備の点検等をしっかりと行い、設備が停止することがないように頑張っているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 今技術者が1人と言われました。こんな難しい試験で1人ということは大変この方も危惧すると思いますが、ほかの課の技術者、保健師の職員の募集計画はどのようになっているか、お聞かせください。

○総務課長（和泉洋一） 技術者、保健師職員の募集計画につきましてお答えいたします。

正規職員の職員採用の基本的な考え方につきましては、新定員適正化計画に基づいた退職者の補充が原則ですが、法改正等により新たに発生する業務、重点的に取り組んでいかなければならない業務などを、各年度において分析把握の上、必要な職員数を確保していくことが重要であります。

現在、本市の技術職員は、土木課に9名、農林課に4名、水道課に2名、保健師、管理栄養士を8名任用しており、それぞれが各業務に当たっているところでございます。

今後、予想される不測の事態等のために技術職員の確保は必要なことと認識しておりますが、採用できる職員の数には上限がありますことから、他部門との整合性を考慮し、適正配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 大体、退職欠員募集ということですが、保健師も含めた職員、技術職員も採用されたからといって、新採用されたからといって、すぐ即戦力でできばきやれないことが多いと思います。長い間かけ、磨いた経験やノウハウをしっかりと後輩へ引き継いでいく、それが理想ですが、垂水市の技術者の職員募集計画を構築し、余裕を持った採用をお願いします。

ホームページについて、先ほど調査・研究しているということですが。例えば、イベントカレンダー、ホームページの、この中にジャンルに催しという項目があります。そこには、11月も12月も何も入っていません。調べたら、今年の6月から来年の5月まで何も入っていません。そんな寂しい垂水市ですか。違うでしょう。各課でも見つければ、それは出てくるかもしれませんが、市外からの方も、帰省された方もイベントカレンダーを見て何もなかったら探さないもんです。ホームページを見て、これに参加してみようとか、せめて市報に載せたイベントぐらいは書き込んでほしいです。各課のイベントカレンダーの活用はどうなっているか、教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） イベントカレンダーの御指摘ですけれども、大変耳の痛いところでございます。

各課のイベントカレンダーにつきましては、各課がイベントカレンダーのほうに情報として

掲載し、情報発信を行うというところで運営しているところでございますけれども、ここ昨今、議員御指摘のとおり、イベント関係が入っていないという部分につきましては、コロナの関係で様々イベント関係が中止になっているところも鑑みたくともございますけれども、やはり何かしらイベントは必ず実施されている状況ではございますので、そういった情報を必ず更新するように、各課のほうとはまた連携し、情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○新原 勇議員 一つ聞きます。これは、このイベントカレンダーは、各課で入力ができるということでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 基本的には、各課でイベントの情報があつたら入力する。そして最終的な部分を秘書広報係のほうで確認した上でホームページ上にアップするという手順を取っております。

以上でございます。

○新原 勇議員 各課、皆さん用意してください。寂しいです。がっかりします。本当に。

今はネット社会、旅行に行くにもネットで前調べをして、観光はここにとか、夜はここで食べようとか、いろいろ見ることができます。垂水市の発信力は何か。いつも市長は、発信力という言葉を使っております。何で発信するのか。何のためのホームページか。もっとホームページで発信できるように各課で統一してできるようなイベント情報が欲しいです。

ホームページを見る人も最初から、これが企画政策課、これは水産商工観光課と分かるわけではないので、イベントカレンダーに、ぽちっと押したら、その詳しい内容が各課に飛ぶような感じをつくって充実を図ってほしいです。それはお願いで、よろしく申し上げます。

先ほど、会食、飲食の行動制限緩和ですけれ

ども、ありがとうございます。

オミクロン株の存在がまだちらつき、解除になってもまだまだ人々は慎重になりますが、市長が解除を宣言していただくだけで、経済を回す上でも明るくなり、今年残り少ない商いに希望が持てます。職員の方も同じ職場同士、どんどんお店を利用して、垂水市を盛り上げてください。よろしく願います。

次に、新規店舗の市の支援事業について。

昨今、お店を閉めるところも最近多くなっており、空き店舗を借りて新しく商売を始めようとする方、また、新規でお店を始める個人事業所の方にも垂水市としては、どのような支援事業があるのか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 新規店舗の市の支援事業につきましてお答えいたします。

本市には、上町通り会、本町通り会、南本町通り会の3つの通り会がありますが、全ての通り会において商店街の高齢化が進み、空き店舗が増加傾向となっているのが現状であり、商工会において、どのような対策を行うことが必要であるのか検討されているところでございます。

現在、市においては、空き家を対象とした補助金等がございますが、新規店舗を対象とした支援は設けていないところでございます。

新規店舗は、商店街の活性化につながるものだと思いますことから、まずは商工会において、新規店舗が開業できるような商店街としての取組や環境づくりを進めていただくとともに、さらには新規店舗に必要なと思われる支援などについても検討される必要があると思われます。

以上でございます。

○新原 勇議員 昔から―――がありますが、今でも農業は、国から支援も厚く、新規就農者には人材投資資金や農業用の機械購入費助成や新規就農支援などがあり、とても優遇されています。

我が市において、個人新規店舗の参入はとても少ないです。新規店舗をつくりやすい環境づくり、例えば、上限を決めて家賃の何か月分の支援とか、チラシ、DMについて幾らかの支援補助をするとかそういう考えはないのか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 先ほども答弁いたしましたように、まず商工会のほうで、どのような対策、どのようなことをしたらいいのか、そういった理事会等もございますので、そこでもんでもらってから市のほうにまた言っていたいただければ、協議できると思います。

○新原 勇議員 一般質問の打合せ後、タイミングよく市長が忙しい中、商工会理事と意見交換会を開催される場をみんなにつくっていただき、ありがとうございます。その中でいろんな意見が出るとお思いますので、よろしく願います。

3回目のワクチン接種について。これはもう要望だけですけれども、市報にも時期が掲載されましたけれども、65歳以上は、前回の反省も生かし、ネットで予約はできると思いますが、周りの人が手助けできる、前回は65歳以上はネット申込みはなかったと思うんですけれども。前回、ネットでの申込みの方法のチラシも接種券と一緒に送付してもらえば、そのお孫さんとか、隣に携帯ができる人が準備はできますし、また、かかりつけのお医者さんは、「接種券が来たら持ってきてね」というのもありますし、かかりつけでない人たちには、そういう感じでネット予約で申込みができると思いますので、ネットで申込みチラシと一緒に送付をお願いします。

成人式のPCR検査についてはよく分かりました。今回、前年度を含め、2回の成人式がありますが、関係者各位、準備など大変だと思いますが、新成人に楽しい思い出をつくってあげてください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

次は、3時5分から再開します。

午後2時57分休憩

午後3時5分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、新原議員から発言の申出がありますので、これを許可します。

○新原 勇議員 先ほどの私の一般質問で、———という言葉が不適切ということで、削除をお願いいたします。よろしく。

○議長（川越信男） 次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 真珠湾攻撃から今日で80年、日本人だけでも110万人が命を落とした無謀な戦争はなぜ起きたのか。引き返すことはできなかったのか。二度と惨禍を繰り返さぬよう、今日の南日本新聞の一面の一部であります。争いのない平和な世界を願うものであります。

新型コロナウイルスの感染者も全国で100人台となってきましたが、新たな変異株、オミクロン株が世界各国で確認され、国内でも感染が確認されました。国も対策強化を図っているようですが、鹿児島県も新型コロナウイルスの感染者のゼロが続く中、大変心配される所でございます。

先日、通告しておりました案件について質問いたします。

水産業について。これまで市においては、コロナ禍の中、基幹産業である水産業の養殖カンパチ、ブリの売上げが減少しており、様々な経済対策を講じられております。国内外の飲食店の需要が減少し、滞留在庫が生じたため、昨年国・県の補助事業を活用するなど、販売回

復に向けて取り組み、本年も取組を継続されていると聞いております。

牛根漁協のブリについては、販売促進事業の活用により滞留在庫がほぼなくなり回復傾向であると聞いておりましたが、現在の販売状況をお聞かせください。

また、垂水市漁協のカンパチについては、滞留在庫が多く、販売事業を何回も行うなど、対策に取り組んでいると聞いておりますが、同じく現在の販売状況をお聞かせください。

農業振興について。8月中旬の大雨は、九州北部に停滞した前線の影響で大雨特別警報が出され、九州各地で災害が発生。鹿児島県でも10日余りの雨の日が続きました。その後、残暑が厳しく、10月には8月下旬から9月中並みの厳しい残暑に見舞われ、10月9日、最高気温31度を記録。10月に入り9日連続の真夏日となりました。こういった異常気象の中、農作物には大きな影響があったと考えますが、状況をお知らせください。

市内全域で耕作放棄地が見られます。現状をお知らせください。また、転作の状況もお知らせください。

高齢者施設、病院の面会について。鹿児島県内でも新型コロナウイルスの感染が落ち着き、入所者、入院患者と、家族の面会制限を緩める動きが徐々に広がっていると、先日の新聞で掲載されました。そこで、垂水市内の現在の状況をお知らせください。

最後に庁舎等の整備について伺います。昨日、市長が庁舎の耐震化について決断されました。耐震化については、11月2日の特別委員会で、総括監から耐震化を行う場合の一般的な事業の進め方について説明がありました。そこで、耐震化をするとすると、どのような流れで、最短でいつ頃、耐震工事が着手できるのか、お伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 養殖カンパ

ち、ブリの販売状況につきましてお答えいたします。

カンパチ、ブリにつきましては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大、さらには変異株の影響により、国内・海外へ向け、共に大きな影響を受けており、これまで市並びに国・県の経済対策事業により販売支援を実施したところでございます。

ブリにつきましては、海外向けの需要減少を受け滞留在庫が生じましたが、その後、米国での消費が増加傾向となり輸出が回復していること。さらに、もじゃこ漁獲低迷により、一転して全国的に品薄傾向となっているところでございます。牛根漁協においてはブリの生産数が減少していることから、夏の間魚での販売を止めて年末の出荷に向け取り組んでいる状況であり、価格も昨年より上がるなど、現在のところ安定しているところでございます。

カンパチにつきましては、主な取引先である国内の飲食需要が減退し滞留在庫が生じておりましたが、国・県の販売販促事業の回数を増やすことにより、夏には滞留在庫が減少するなど、例年どおりの状況となったところでございます。ブリと同様、価格も昨年より上がり、経営も落ち着いてきており、垂水市漁協といたしましては、次年度へ向けての計画的な販売に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 8月の長雨、9月の高温による農作物への影響はにつきましてお答えいたします。

今年、鹿児島県本土は、全ての地点で、8月降水量が平年の同月降水量を上回り、また同期間の県本土の日照時間は平年の8割前後となりました。本市でも大雨に見舞われ、長雨の影響によりオクラや薬物類などの品質が低下し、価格が安値となりました。また、サヤインゲンなど、豆類の植え付け時期に長雨の影響で成長せ

ず、まき直しなど追加的な作業に追われた農家が多くいました。

9月は、高気圧に覆われて晴れた日が多く、月平均気温も平年よりも高い状態で推移し、晴れた日が続いたことにより水分不足等での作物の品質が低下し、サヤインゲン、キヌサヤエンドウなどが安値での取引となっております。9月は、8月と同じく豆類の植付け時期であったことから、雨が降らないことにより、かん水作業に追われた月となりました。

農業は天候に左右され、農業者の経営努力では対応できないものが多くあります。そのため、本市では、令和3年度より垂水市収入保険制度支援対策事業を創設し、収入保険の掛金への支援を行っております。

収入保険については、災害、市場価格の低下、病気などの様々なリスクから農業経営を守ることができ、とりわけ、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、需要の減少に伴う価格低下や、従業員が確保できないことに伴う作付面積の減少といったリスクが顕在化しており、農業者の事業継続や地域農業の維持を図る観点からも、全ての農産物を対象に農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減を保償する制度である収入保険の意義が高まっているところでございます。

本市では、令和3年に収入保険制度に4名が加入し、新たに令和4年に向け5名の農家が加入する予定でございます。そのほか、現在3名の方が検討中とのことです。今後とも、より多くの農業者が加入できるよう制度の周知をさらに強化し、地域農業者の経営の安定と農業の維持を図ってまいります。

以上でございます。

続きまして、耕作放棄地、転作につきましてお答えいたします。

全国的な高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や荒廃農地の拡大がさらに加速す

ることが懸念されております。本市においても同様の課題を抱えており、有害鳥獣のすみかとなる耕作放棄地が増えている現状がございます。

農林課では、経営規模拡大の計画がある農家や法人を対象にマッチングを行い、5年以上作付することを条件に再生利用として、10アール当たり4万円を助成する荒廃農地再生促進事業を活用し、若手の担い手農家が荒廃農地を再生し、規模拡大を図ることを推進しております。

なお、この事業での再生面積は、昨年度の現在2倍以上となっております。

また、日本型直接支払制度により、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活用、中山間地域における農業生産、自然活動の保全活動を引き続き支援してまいります。

次に、転作について説明いたします。

従来、米を主食としてきた日本人にとって、米の安定供給は大きな課題でございました。特に戦後の食糧難の時代は、生産量を増やすことが課題となり、品種改良、肥料や農業用機械の導入が進むなど技術革新が起り、米の生産量を引き上げることができるようになりました。

しかし、日本の食卓の欧米化が進行したことで米離れが加速し、米に余剰が発生するようになりました。そのために考え出されたのが米の生産調整を行う減反政策です。

この政策は、1971年に始まり、国が生産数量の上限を決め、この調整値に協力すると10アール当たりの補助金がもらえる政策ですが、2017年度を最後に廃止されております。

現在、主食である米の需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興を図るとともに、海外からの輸入に依存している小麦、大豆など、作付を拡大していくため創設された水田活用の直接支払交付金を活用して、本市では主にWC S用稲、飼料用作物などを作付しております。本市の農業の維持のために不耕作による荒廃農地化

を拡大させないための有効な交付金と考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 本市の高齢者施設及び病院における面会の現状につきましてお答えいたします。

まず、垂水中央病院における面会状況でございますが、病院内への新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症について、ウイルス侵入を極力防止するために、令和元年10月から入院患者への面会を禁止する措置が取られており、現在もこの面会禁止措置を継続している状況でございます。

また、院内における感染症対策の一環として、外部からのウイルス侵入を防止するために面会禁止は有効な措置となる一方で、長期間面会が行えないことは、入院患者とその御家族に精神的な御負担をかけることにもなりますことから、新たに病院内にテレビ電話機器を設置し、このテレビ電話による面会サービスを行うことにより、その負担軽減に努めているところでございます。

次に、コスモス苑における面会状況でございますが、垂水中央病院と同様に、施設内の感染対策といたしまして、令和元年12月から入所者への面会禁止措置が取られており、現在もこの措置が継続している状況でございます。

コスモス苑においても、面会禁止期間が長期間となっておりますことから、オンラインによる面会や窓越しによる面会を実施することにより、入所者とその御家族の負担軽減に努めているところでございます。

次に、その他市内高齢者施設における状況でございますが、特別養護老人ホーム恵光園及びグループホームさくらの里におきましては、月に2週間程度の面会可能期間を設け、完全予約制にて、県内及び垂水市在住の家族に限り2名まで30分の面会が可能とする対応を取っている

ようでございます。

また、老人保健施設絆、グループホームひまわり苑、グループホームまごころ、グループホームひいらぎにおきましては、みとりの場合のみ、検温、消毒、マスク、手袋など着用の上、室内面会を認めており、そのほかの場合は、ガラス越しに対面、電話での利用者との会話が認められているとのことでございます。

グループホームたるみず太陽の家につきましては、面会者は、施設の外から窓越しに利用者との面会が可能であり、緊急時は、県内及び市内在住者のみ、感染対策を取った上で施設内での立入りを認めているとのことでございます。

グループホームゆうきのなぎさにつきましては、面会者の立入りは施設の玄関までとし、利用者と2メートルほどの距離を取った上で、間に透明のつい立てを挟んでの対面が可能とのことでございます。

いずれの高齢者施設も感染対策を取った上で、可能な限り利用者との面会ができるよう対応を取っているとのことでございます。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸） 耐震化事業の流れにつきましてお答えいたします。

耐震化の事業の流れでございますが、まず耐震補強計画を作成し、次に耐震化工事を発注するための実施設計、そして耐震化工事の実施となります。

業務期間でございますが、一般的には耐震補強計画で半年から1年、実施設計につきましても半年から1年、耐震化工事は1年程度と思われませんが、最短いつ頃、工事着手できるかとありますと、早ければ令和5年度中に工事着手が可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。では、順を追って2回目の質問に入ります。一問一答でお願いいたします。

垂水の水産業の柱であります養殖カンパチ、ブリの状況を説明いただきましてありがとうございます。さっきの答弁の中で、ブリの販売については、販売支援の効果もあり、販売も例年どおりに回復し価格も昨年より上がってきているようです。これから年末の出荷時期になりますので、継続して支援方を私としてもお願いいたします。

ブリについては、海外向けの需要が減少していたわけですが、滞留在庫がありませんでしたが、その後は、米国への消費が増加いたしました。輸出が拡大、そして滞留在庫もなくなったということで、大変いい傾向だと思います。

カンパチについては、滞留在庫が多かったせいか、ブリと比較しますと回復には時間がかかったわけですが、何とか夏には例年どおりとなり、価格も昨年より上がったと聞いております。現在も12月になって一部値段が上がったということでありたいことだと思っております。カンパチについても、ブリと同様、継続して支援をしていただきたいと思います。

水産商工観光課といたしましても、両漁協に出向いたりして、いろいろお話をされて前向きに検討されていると、私も垂水市漁協の役員としてよく聞きます。本当ありがたいことです。ひとつ今後も頑張ってくださいと思います。

次に、今、垂水市漁協について、11月に販売拡大の取組として、関東と東北に行かれたと。この前、漁協の監査の中でそういうお声がありまして、いいことだなと思うんですけど、その状況をお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） カンパチの販路拡大に向けた取組につきましてお答えいたします。

カンパチは、主に飲食業界で生鮮刺身向けとして使われておりましたが、家庭消費も視野に

入れた販路や、これまであまり消費されていなかった地域において、新たに知名度を高める取組が必要となってきております。

垂水市漁協につきましては、「海の桜勘」の販路拡大として、11月上旬に東京で開催されました国内最大の水産見本市であります第23回ジャパン・インターナショナル・シーフードショーへ参加し、新たな販路へ向けてのPR活動を実施しております。

また、11月下旬には、新たな地域へ知名度を高める取組としまして、東北最大の水産物卸売会社であります株式会社仙台水産の販促企画に参加し、量販店バイヤー、仲卸業、鮮魚店などへのPR活動を実施しております。

今回は、刺身だけでなく、びんた煮、西京漬、切り身などを出品することにより、多くのバイヤーなどが興味を持たれたと聞いておりますので、今後の取引につながればと思われまます。販路拡大は継続することが重要でありますことから、両漁協のPR活動に対し、引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。関東、東北への販売拡大は、販売増加に大きくつながるものであります。特に東北へカンパチの知名度を上げることは、新たな販売拡大につながるものだと思います。市と漁協が連携してまとめることが必要であると思います。価格が安定することが経営の安定につながっていきますので、両漁協の水産業においては重要なことだと思います。

この東北、関東の販売拡大については、今、水産庁のほうからいらっしゃる三橋総括監も一緒に同行されたと聞いております。大変我が漁業に対しては、ありがたい支援の方が来ていただいたなと思っております。今後、支援を頂きながら水産業に頑張っていたいただきたいと思います。

す。これはお願いをいたしまして私の質問を終わります。

次に、農業振興についてです。

今、課長のほうからお話がありました。本当に異常気象で、インゲン、キヌサヤ、8月は雨がなくて順調に雨量があつていいのかなという考えもあつたでしょうけれども、その後、雨が降らずに、発芽したキヌサヤ、インゲンも高温でやられて、そしてまた種まきを追加しても、またそれも駄目だったという状況で、今出荷が続いている状況なんですけれども、特に上野台地の畑のほうも大きな被害があつたと聞いております。

これは、異常気象の関係で、役所でどうというあれじゃないんですけれども、そういうのを把握しながら、またいろいろ支援をしていかなければならないかと思っておりますので、温かく見守って農家と接触していただければと思います。

この耕作放棄地、どこもこれはもう全国的な問題ですけれども、我が垂水市も高齢化が進んで田畑等を耕す人が少なくなったという状況があります。私の住んでいる海潟のほうもそういう状況であるようです。いろんな支援をもらってはおりますけれども、この解消にも頑張らなければならぬと思います。そこで、耕作放棄地の解消対策ということで何か考えはないのか、お聞きいたしたいと思っております。

転作については、お話を頂きました。今、水田のほうでお話がありましたWC Sの稲のほう、それと飼料作物で畜産農家が御苦慮をされている段階で、ある程度一部の解消はできていますけれども、耕作放棄地はですね。こういう面もまた積極的に進めて転作にも力を入れていってほしいと思います。耕作放棄地について一言お願いします。

○農林課長（森 秀和） 耕作放棄地の解消対策につきましてお答えいたします。

これまで地域の農業を支えてこられた方たち

は、地域での話合いにより、圃場整備、機械・施設の導入、共同活動などに取り組み、地域農業、農地を守り発展させてきました。全国的な高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や荒廃農地の拡大がさらに加速することが懸念されております。

今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産などにより、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地については、集約・集積化を進めていくことは、待ったなしの状況です。

このようなことから、地域の話合いを再活性化して、将来にわたって地域の農地をだれが担っていくのか、だれに農地を集積・集約していくのか、地域の皆さんで決めていただき、必要に応じて地域外、もしくは市外からの農業法人の参入についても検討しなければならない時期にきていると考えております。

このようなことから、本市におきましては、南州エコプロジェクト株式会社と相互に協力し、畜産飼料等の生産向上に資するため、包括連携協定を今年11月17日に締結したところでございます。

同社におかれましては、飼料の増産に当たり、荒廃農地や後継者のいない農地を活用し、循環型農業を推進、構築するほか、地域内の雇用を創出し、高齢化や人口減少で疲弊する地域農業・農村の活性化に向け、共存共栄の考えの下、様々な取組を行っていくとのことでございます。今後は、耕作放棄地解消の手段の一つとして南州エコプロジェクト株式会社と相互の連携を強化し、本市農業・農村の課題解決と活性化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 いろいろな取組を説明してい

いただきました。

先日、南州エコプロジェクト株式会社との提携があったということで、少しでも解消できるように、飼料作物は飼料になるでしょうけれども、ひとつ連携を取りながら前向きに進んでいてもらいたいと思います。

先ほどの課長の答弁の中で減反政策というものをごく久しぶりに聞きました。今も長きですよ。昔、米を幾ら少なくしてくれという減反政策が主力でしたけれども、それもなくなって何か寂しい気がしたけど、今回久しぶりに聞いて思い出して、その代わりにまたいろんな事業に取り組んでいただけるようですので、いろいろ農業については、しっかりと農家の方と話し合いながら政策を進めていてもらいたいと思います。これはこれで終わりたいと思います。

次に、高齢者施設と病院の面会についてであります。

これらについては、各病院施設も完全な対応をしながらもやっつけていって、我々がどうしろということじゃないんですけど、やっぱり長く会わなければ、親族、家族は会えないということ。ちょっと元気な人は窓越しに会える可能性もありますけれども、全然会えない人がおって、病院にたまに別なほうで行けば、そういう声があって、本当家族の人としては残念だなという気が僕はあると思いますよ。だから今コロナも下火になっていますので、これをどうにか少しでもという気がするわけです。

課長のほうでいろいろ説明をさせていただきましてありがとうございます。そこで、前向きに今、面会のほうも解除に向けているのかなという気もありますけど、今後のそういった解除に向けての進め方というのは、何かあったらお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 面会制限解除に向けた今後の予定につきましてお答えいたします。

まず、垂水中央病院とコスモス苑についてで

ございますが、これからインフルエンザが流行しやすい時期になってくことや、新型コロナウイルス感染症の第6波も懸念されることから、当面の間は面会禁止措置を継続するとともに、面会を希望される方への対応としましては、先ほど申し上げましたテレビ電話や窓越しによる面会を継続することとしております。

この面会制限の解除時期につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の発生状況を見極めつつ、解除時期や解除後の面会方法について、指定管理者である肝属郡医師会との検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、その他市内高齢者施設でございますが、現在、全ての施設において、県内及び市内在住の利用者家族について、感染対策を講じた上で面会を認めておりますが、県外在住の利用者家族につきましては、面会等を認めていない施設が多くございます。

今後の対応につきましては、感染状況を踏まえながらとはなりますが、県外在住の利用者家族についても面会できるよう検討中であるとの報告を受けているところでございます。

また、その中において、11月19日、国は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定し、その方針の中で、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討することの方針が示されたところでございます。

また、同月24日付けで厚生労働省から、社会福祉施設等における面会等の実施に当たっての留意点について、医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例についての文書が通達されたことから、市におきましては、通達にありました面会の事例をお伝えするなどし、改めて検討していただくようお願いしたところで

ございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。この問題は、そういう家族が入院しているという人でないと、心からその気持ちが出てこないんじゃないかと思います。そういうことを考えて、この前の新聞に、11月29日ですけれども、直接の対面、笑顔が戻ると。高齢者施設、病院の制限緩和の動きという新聞等でも、出水総合医療センターは、11月8日から1年4か月ぶりに面会禁止を解き、病室に入れるようにしたという記事がありますと、みんな、垂水はどうだろうかという気持ちがあるかもしれないですけども、それを強制的にしろということじゃないんだけど、やっぱり状況を考えて、そういう対応を一つできればなという気持ちでありますので、そういうことを訴えて、この件は終わりたいと思います。

次に、庁舎等の在り方について総括監からお話がありました。これは特別委員会でも何回となく説明は受けていますけれども、早ければ5年以内には耐震工事に着手できるのではないかと答弁がありました。（「5年度」の声あり）5年度内。平成。（「令和」の声あり）令和5年ですね、ごめんなさい。令和ですな。令和5年度内には耐震工事に着手できるのではないかと答弁がありました。

外部検討委員会の意見書には、一刻も早い耐震補強が望まれるとあり、我々議会の決議案では、利用する市民、職員の安全の確保の観点から早急に耐震補強を行うことを求めております。大地震は、いつ起こるか分かりません。執行部へのこれは私のお願いですけれども、市民や職員の命を守るためにもいろいろと工夫をして、令和5年度内に工事が着工できるよう取り組んでいただきたいと思います。

この庁舎問題は、今回の一般質問でも、昨日から同僚議員からいろいろと質問がありました

が、最後に私が総括の意味で確認したいと思います。前の新庁舎建設計画が住民投票で反対が賛成を上回り、計画が白紙になったことから、改めて現庁舎への対応や今後の庁舎の在り方をどうするのか、方向性を示さなければならないという大変難しい問題だったかと我々は思います。

今回、現庁舎への対応について、市長は耐震化を行うという決断をされましたが、ほかにも文化的価値の問題も含めて耐震補強の工法をどうするのか。あと、どの程度庁舎を利用、使用するのか。新庁舎建設なのか、大規模なりノベーションをするのかなど、引き続き議論をする必要があるということで、私も全く同じ考えであります。

今回設置した外部検討委員会は、建築の専門家や防災の専門家など専門家も多く、市民公募も行われました。委員会での議論も私も何回か委員会を傍聴いたしました。委員会での議論も私も何回か委員会を傍聴いたしました。各委員、慎重に議論されていたという印象でありました。我々議会も庁舎検討特別委員会を設置し、この庁舎問題に対して決議案という形で結論をまとめました。我々議会も議会としての役割を果たせたのではないかと私は思っています。

この決議案をまとめることに当たり、特別委員会の感王寺委員長、池山副委員長は本当に苦労されたと私は思います。議員の中でも様々な考え方があつた中で、しっかりした議論の場、勉強する場を作り、市民のための各論をまとめていただいたことは、私も同じ議員として敬意を表したいと思います。

今後とも耐震補強や庁舎の在り方について、我々議会も引き続き議論を進めていかなければなりません。市民や職員の安全確保の観点から一刻も早く耐震補強を行う必要があります。そのためにも今後は短い時間で判断していくことが求められると思います。今後の目標は、早期の耐震化実現だと私は考えます。議員各位も同じ気

持ちであることは確かであると思います。

ここで、市長に、昨日から思いをいろいろ皆さんが聞いておられますけれども、耐震化を決意した思いを、最後に、繰り返しですけれども、もう一度思いをお聞かせください。お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 川畑議員から最後に思いをとということでしたので、お答えをさせていただきます。

川畑議員から今後の庁舎整備について、ただいま熱いエールを頂いたと考えております。今回、議会の皆様におかれましては、庁舎等の耐震化における要望決議を頂き、深く感謝申し上げます。特に川越議長、感王寺特別委員会委員長、池山副委員長に対しましては、議会として全会一致で取りまとめていただいたことに心から敬意を表したいというふうに思います。

耐震化の決断の思いでございますが、私としては、庁舎の耐震補強を行うことを決断し、昨日、その思いについても述べさせていただきました。何よりも市民の皆さんや職員の安全の確保を最優先すべきであるという考え方の下に決断をさせていただきました。

今回の一般質問でも多くの議員の皆様から御質問を頂きましたが、まずは、外部検討委員会や議会の皆様からの要望であります一刻も早い耐震補強に向けて、必要な予算を計上して議会にお諮りをしたいと考えているところでございます。

また、川畑議員の御認識のとおり、どのような耐震工法とするのか、また今後の庁舎等の在り方については、外部検討委員会並びに庁舎特別委員会において、引き続き慎重、丁寧な議論が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。ひと

つ市長もいろいろ外部からの意見もあって苦しいところもあろうかと思えます。ここまで来れば、ぜひこの耐震補強の工事を着工して、職員の安全、市民の皆さんのための安心のために、工事を完了していかねばならないと思えます。

今年の12月議会が、今日、一般質問が終わります。私も長いこと議員をしてきましたけれども、この12月議会でトリで質問をするのは初めてでございます。皆さんの御協力でいつもお世話になっておりますけれども、また来年もいい年になるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明9日から12月16日まで、議事の都合により休会といたします。次の本会議は、12月17日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会いたします。

午後3時51分散会

令和 3 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 3 年 1 2 月 1 7 日

本会議第4号（12月17日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	和泉 洋一	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田 昌幸	事務局長	
財政課長	濱 久志	土木課長	東 弘幸
税務課長	橋 圭一郎	水道課長	森 永公洋
市民課長	松尾 智信	会計課長	港 耕作
併任		監査事務局長	福島 哲朗
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	野村 宏治
保健課長	草野 浩一	学校教育課長	今井 誠
福祉課長	篠原 彰治	社会教育課長	米田 昭嗣
水産商工	大山 昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	
水産商工総括監	三橋 謙一		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第73号～議案第82号・請願第6号
一括上程

○議長（川越信男） 日程第1、議案第73号から日程第10、議案第82号までの議案及び日程第11、請願1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第73号 垂水市産業開発促進条例の一部を
改正する条例 案

議案第74号 垂水市手数料条例の一部を改正す
る条例 案

議案第75号 垂水市国民健康保険条例の一部を
改正する条例 案

議案第76号 垂水市特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例 案

議案第77号 垂水市過疎地域持続的発展計画に
ついて

議案第78号 垂水市マリンスポーツ施設の指定
管理者の指定について

議案第79号 令和3年度垂水市一般会計補正予
算（第9号） 案

議案第80号 令和3年度垂水市国民健康保険特
別会計補正予算（第2号） 案

議案第81号 令和3年度垂水市後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号） 案

議案第82号 令和3年度垂水市一般会計補正予
算（第10号） 案

請願第6号 垂水市手話言語条例の制定を求め

る請願
○議長（川越信男） ここで、各常任委員長の
審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようござ
います。

去る11月26日、12月7日の本会議において、
産業厚生常任委員会付託となりました各案件に
ついて、12月10日に委員会を開き審査いたしま
したので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第76号垂水市特定教育・保育施
設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案について
説明があり、条例中の電磁的記録等にはクラウド
サービスなども想定しているかとの質問に対
し、利用可能となるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案
のとおり可決されました。

次に、議案第78号垂水市マリンスポーツ施設
の指定管理者の指定については、カヌー等使用
時の安全対策についてはどう対応しているかと
の質問に対し、安全講習を受けたスタッフが対
応しており、スタッフの人数に応じた規模の受
入れを行っているが、大きな大会、大人数の利
用があるときは鹿屋体育大学との連携により、
スタッフ、資器材の派遣、借用をお願いするこ
ととしているとの答弁がありました。

そのほか、指定管理料の妥当性、冬場の利用
者増対策について質疑がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案
のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和3年度垂水市一般会計
補正予算（第9号）案中の福祉課の所管費目
について説明があり、特別保育対策事業補助金の
不足理由と市外からの入園者数が多い園もある
が、このことに対する市の考えはとの質問に対

し、今回、各保育所での実数が確定したことに伴い補正をお願いするものであり、市外からの入所については市内保育所に空きがあった場合、入所を認めているとの答弁がありました。

そのほか、コミュニケーション支援事業、児童手当システムの改修内容及び垂水児童クラブのICT化の内容等についての質疑が交わされました。

次に、保健課の所管費目については、予防費の補正額算定について質疑があり、これまでの新型コロナウイルスワクチン接種者を基本に必要な額を算出し、年度末まで8,000名の接種について計上しているとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、その他で、清掃センターへホースなどの長物を搬入する際の注意点について、市民に周知を図るよう求める意見等がありました。

次に、農林課の所管費目については、営農継続緊急支援給付金の執行残の理由について質疑があり、販売農家の8割が影響を受けるものとして予算計上したが、前年度収入の20%減とならなかった農家が多かったことや、資料をそろえられなかった農家もあったとの答弁がありました。

また、松くい虫の伐倒駆除費、猿用捕獲箱等についての質疑が交わされました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、プレミアム付商品券について子育て世帯でも購入しやすいような対策はとの質問に対し、前回、子育て世帯用の8割が購入されたが、再度、低所得者に目を向けた対応を行うとの答弁がありました。

その他で、委員から、ブリ、カンパチの販路拡大について尽力された総括監に対して謝意が示されました。

次に、土木課の所管費目については、市営住宅の修繕料が計上され維持補修に努めているが、入居率はどうかとの質問があり、近年は僅か

はあるが低下傾向であるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、臨時特別給付に係る事務費についての質疑や給付額のうちクーポンとされる5万円分についても現金で支給されるよう要望もありました。

次に、保健課の所管費目については、風除室についての質疑のほか、新型コロナウイルス関連経費の今後の支出見込み等について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、請願第6号垂水市手話言語条例の制定を求める請願について申し上げます。

取扱いについて、委員から、趣旨採択や平成26年12月議会においても同じ内容で採択されているが、現在でも条例制定がなされておらず、また対象者にとって大切なことであるため、採択との意見が出されました。

審査の後、本案について採決を行ったところ、賛成多数で採択となりました。

採択決定後、委員から垂水市手話言語条例の制定を求める請願に条例制定まで進めていくこと等を求める付帯決議案が提出され、審議の結果、可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。

去る11月26日、12月7日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、12月13日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第73号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、宿泊施設の対象や課税免除について質疑があったほか、新過疎法の対象要件について質問があり、本市の現状は人口要件と財政力要件のいずれも満たしている、目標が過疎からの脱却であるため発展的な計画を活用しつつ市民に様々な行政サービスを行っていかねばならないと考えているとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号垂水市手数料条例の一部を改正する条例案については、審査の過程において、特段質疑等はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、本市の出産育児一時金は県内19市と比較して差があるのかとの質問があり、県内一律で同額の42万円であるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号垂水市過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

審査の過程において、発展計画が承認されることは計画内の各事業まで拘束をするのかとの質問があり、あくまで計画であるため、計画期間内に様々な見直しを審議していただきたいとの回答がありました。

そのほか、垂水フェリー増便について要望がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の総務課の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、企画政策課の所管費目については、住宅取得費等助成事業の件数について質問があり、当初の6件から2件追加し8件を予定しているとの回答がありました。

次に、財政課の所管費目については、修繕料の内容について質問があり、月単価の平均を算出し今後の不足額を計上したとの回答がありました。

次に、消防本部の所管費目については、消耗品費の内容について質問があり、新型コロナウイルスの関係で感染防止衣やマスク、手袋等の使用が増えているとの回答がありました。

次に、教育総務課の所管費目については、教職員住宅の修繕について質疑が交わされ、住宅を長持ちさせるため定期的な管理をお願いしたいとの要望がありました。

次に、学校教育課の所管費目について、GIGAスクールの学校支援に外部専門スタッフの活用は必要かとの質問があり、現在1名の支援員が年間200日、毎週必ず1回は学校を訪問して対応しているとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目について、成人式の参加にはPCR検査を受ける必要があるかとの質問があり、任意のため検査の有無は問わないが、参加者は1週間前からの健康チェックシートの提出や検温等が必要であるとの回答がありました。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、地方交付税の前年比について質疑があり、前年比約2億4,000万円の増であるとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案中の消防本部と財政課の所管費目については、特段質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号令和3年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案については、マイナンバーカードへの保険証機能の追加について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については、過誤納還付金の見込み件数について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第73号から議案第82号までの議案10件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第82号までの議案10件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第6号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は採決とすることに決定いたしました。

△決議案第2号上程

○議長（川越信男） 次に、日程第12、決議案第2号垂水市手話言語条例の制定を求める請願に関する付帯決議案を議題といたします。

説明を求めます。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 垂水市手話言語条例の制定を求める請願に関する付帯決議案について説明いたします。

今回の提案理由であります。垂水市手話言語条例の制定を求める請願について産業厚生委員会にて協議を行い、採択となり、先ほど議会としても採択していただきましたところでございます。

同趣旨の請願が平成26年にも提出をされ、全会一致で可決された経緯がありますものの条例制定には至っていなかったことから、今回の請願についてより強くお願いすることを目的として、この決議の採択をお願いするものであります。

決議という議会の重い案件でありますことから、読み上げさせていただき提案理由といたします。

垂水市手話言語条例の制定を求める請願に関する付帯決議案。

この請願については、令和3年11月26日に産業厚生常任委員会へ付託され、12月10日に審査を行い採択されたところである。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

垂水市において、聾者の人権が尊重され、聾者と聾者以外の者が互いを理解し共生することができる垂水市を築くために、下記事項の実現

を強く要望する。

記。

1、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、市、事業者、市民の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話の普及及び様々な手段を用いたコミュニケーションの保障を行い、自立と社会参加を実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、垂水市手話言語条例を制定すること。

2、制定への取組に当たっては、言語としての手話の認識の普及に努め、市民の理解と協力のもとに進めること。

3、制定に当たっては、当事者である聾者の声を最大限酌み取り策定すること。

4、上記事項を確実に推進するための体制の整備を行うこと。

以上、決議する。

令和3年12月17日。

垂水市議会。

皆様、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 賛成の立場で賛成討論を行っていききたいというふうに思います。

今から6年前、このことは議論をされました。残念ながら、その後、行政においてはその形を見ることなく今日に至りました。また改めて関係者の方から請願という形で議員の方々もお引き受けしていただいて、この請願が提案され、結果として採択をされました。

大変、私は今回の持つ意味は大きなものがあ

るというふうに思います。そういう中での議員の付帯決議、このことはさらにこの条例案制定への大きな取組のはずみになればというふうに考えています。そういう中で、改めてこの言語条例の持つ意味がどういうところにあるのかということを確認しながら賛成の討論をさせていただきたいというふうに思います。

この手話言語条例のモデル案には、こんなことが前文に書かれています。言語はお互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきたというふうに書かれています。

そして、手話言語は音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であるというような形で書かれています。

そして、その中で障害者の権利に関する条例や障害者基本法において手話は言語として位置づけられた、手話言語に対する理解の広がりはまだ感じる状況には至っていないということも一方では書かれています。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことのできる市を目指し、この条例の制定をしていただきたいと強く願うものであります。

その中で、やっぱり最大に注意しなければならない点は、それぞれの環境の問題もあると思います。しかし、私はこの条例が制定されることによって全体の様々な施策を引上げていく、そういう関係の大きな位置づけにもなるし、また障害者、障害児の方々への1つの励みにもなっていくものだというふうに思います。

そのことによって、社会全体が共通の認識に基づき手話が言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものだというふうに思います。そういう意味で、今回の決議には全面的に賛成の立場で討論させていただきました。

以上、終わります。

○議長（川越信男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

△議案第83号上程

○議長（川越信男） 日程第13、議案第83号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（濱 久志） おはようございます。

議案第83号令和3年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付及びサツマイモ基腐病対策に要する経費でございます。

今回、歳入歳出とも7,454万5,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は124億4,233万8,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付（クーポン給付分）は、さきの補正予算第10号にて御提案いたしました先行給付

分5万円にクーポン券分5万円を合わせまして、合計10万円の現金を一括して給付するために要する経費でございます。

6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の負担金、補助及び交付金のサツマイモ基腐病防除緊急対策事業補助金は、国のかんしょ重要病害虫対策事業を活用し、苗や農薬を購入する市内に住所を有する農業者に対し、自己負担額の2分の1を補助するものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、4ページの事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししてありますように、普通交付税及び国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時29分休憩

午前10時50分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 ありがとうございます。

まず、先ほどの世帯の臨時特別給付金の問題について2点ほど質問いたします。

本当に自治体の職員、また現場の皆さん大変だったと思います。二転三転というか、そういう形で今ようやく落ち着きだして、また年末の多忙な手続等含めてお忙しい中というふうに思いますけども、通知が出されました。これは全面的な通知ではないと思うんですけども、この

点で出されて、その中で容認するというのがあったと思うんですけども。所得制限の撤廃を容認するというので、全国でも数か所の自治体が960万円の制限を撤廃し不平等をなくすんだという立場で、その撤廃をして、年収にかかわらず子育て世帯に対してそこを撤廃する方針を固めたということがあったというふうに思うんですけども。まずこの点について、こういう考え方、その後の考え方についていろいろ議論はなかったのかというふうに思いますけども、この点についてお願いしたいと思います。

それから、あと去年でしたか、前の給付金するときにも出たというふうに思うんですけども、たしかあのときはDVを受けていて世帯が特定できない、いわゆる御主人のほうに入るとかというようなことがあったと思うんですけども。今回の場合、9月30日時点での児童手当の受給者、世帯主、多くは男性というふうになって、そういう方に対して支給することになっているんですけども、10月1日以降に離婚した場合、国の通知では子供と同居していない非同居親子子供に対する給付金が給付されるケースが生じるというのがあると。国が救済の考えを示していないため、児童手当の受取り、収入を変更するなど自治体が事情を把握したとしても対応できないと言われる実情があるということがあるんですけども、このことはQ&A等については対処の仕方というのはどんな形になっていたのか。今後、振り込まれるわけですけども、その分についてのチェック、点検ということがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

あと、サツマイモ基腐病の緊急対策支援事業についてお聞きしたいと思います。

今回の施策の年末の対応というのは、大変、私は農家の立場に立った施策だということで評価ができるものというふうに思います。

1つは、この事業内容というのは次期作ですよ、次期作に向けた取組の支援策というふう

に認識をしているんですけども、この中で特に本年度の政策、当然、減収になってるわけなんですよね。その分について補填する検討はなかったのか、市としてなかったのかという、例えば、曾於市は1反当たり3,000円でしたかね、給付をするというようなことも示されているんですけども、農家にとっては本当に切実だと思うんですよ。来年度はちゃんとできたとしても、しかし苗の問題とか様々あって、それが来年が保障されるという形にはならないと、いろんな農薬とかを使ったとしてもですね。今の現時点でのやっぱり施策、減収補填も重要な施策だと思うんですけども、この点についての考え方と、あと、その他の支援策の検討はなかったのかということで、あそこの皆さんの中でもいろいろあると思うんですけども、腐った芋等の処分をどうされているのかと言ったら、一定の所にためて処分をしていると。しかし、そこでそれを今度はイノシシとかが掘り返したりとか、広がる、そこが汚染源になる可能性が出てくるという問題も考えられるんですけども。国、県含めたこの点についての政策、また本市も支援策がこの点でももう1つの対策として必要でなかったのかと考えますが、この点について考えをお聞かせください。

○副市長（益山純徳） 持留議員からの質問に対しまして、私のほうから子育て給付金の件について答弁させていただきます。

まず、年収960万円所得制限の質問については、所得制限の撤廃につきましては現時点において国による財源が保障されていないところでございます。財源に対する国の考え方を十分踏まえた上で慎重な対応が必要であると考えております。

続きまして、そのQ&Aにそういう振り込みと言いますか、その方法についての記載がないかという御質問でございました。先ほど答弁いたしました子育て世代臨時特別支援事業の国の

Q&A暫定版の中に、中学生以下の子供について児童手当の仕組みを活用したスキームとして実施すると、先行分の5万円の給付と併せて10万円の現金を一括給付することも自治体の判断により可能ということでありますので、あくまでも国の児童手当の仕組みを活用したスキームという形で実施することと考えております。

以上です。

○福祉課長（篠原彰治） 10月以降に離婚された場合ということで、先ほど御質問があったわけなんですけれども、持留議員がおっしゃられたとおり、仮にその後、別居とか離婚とかになった場合は、原則、10月の支給された、先ほど例えばお父さんということで話があったかと思うんですが、そのとおりでございます。

しかしながら、その後、やはり何らかの事情でそういったことを協議して、10月に支給にあったものを離婚後の、例えばお母さんなんですけれども、そういった方に変更することによってお母さんが受給することは可能でございます。

以上です。

○農林課長（森 秀和） 御質問にお答えいたします。

この取組は次年産に向けた取組でございますが、まず収入に対する補填はないのかということでございますが、本市におきましては令和3年から国が推進しています収入保険の一部助成を行っているところでございます。

今、丁寧な説明を行いながら、災害、病害虫、いろんなことで収入が減収した場合の補填事業がございます。それらを、今、丁寧に説明しているところでございます。

ほかの事業への取組でございますが、国の事業を活用した農業者への上乗せ助成となりますので、国の公募が12月7日から1月7日までの申請となっており、時間がちょっとないところでございますが、やはり農家等の意見も踏まえながら、できることからやりましょうというこ

とでございます。

もちろんいろんな機械も取れるんですけども、やはり共同利用となりますので、その利用体系等も必要になりますので、今回はまずできることからやりましょうということの取組で了解を得ているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 子育て支援の関係は、現状の段階では理解をしたいというふうに思います。

それから、あとサツマイモ基腐病の対策なんですけれども、県の補正予算なんかでもこの腐った芋等々の処分についての対策、また国のほうも対策があるというふうにお聞きをしているんですね。それは今後、展開されていく中身に今の話だとなっていて、今後、支援を含めて市の負担も含めた形での対策は取られるというふうに認識をしたいというふうに思います。

先ほど言われた収入保険の問題でも、確かに本市が負担をして対策を取っているということなんですけれども、しかし、これは価格が下落すれば基本収入も下がり加入者の安心を保障するものにはなっていない、いわゆる現状を保障するものにはなっていないというふうに思うんですよ。そうなってきたときに果たして収入保険の役割がどうなんだろうと、たしか過去3年度分の平均を取って基準を出して保険料が決まっていくと思っているんですけども。だから、そういう意味でもその部分が十分でない中、確かに耕作者は入っていただいて、万が一のとき様々な形の救済策が取れると思うんですが、現状ではなかなか農家の方々も入れる状況ではないという小規模農家も多いと思うんですね。その中でこの減収補填分の検討も今後する必要があるのではないかというふうに考えているんですけども、市長のほうに最後ちょっとお聞きしたいと思うんですが、ここの部分について。

○市長（尾脇雅弥） 以前、御報告いたしました、12月4日に鹿屋で国等の農水省なども交え

てこの基腐病に対しての現状報告、今後の対応ということでお話をさせていただきました。

その中で、現状すぐできることとして先ほどお答えさせていただいたような内容、また新年度、あるいはまた御指摘の課題もあると思えますので、その辺も含めて何ができるのかということは今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 申し訳ない、ちょっと聞きたいのは基腐病なんですけど、大体こんな事業は、国がその事業費の半分、それで市が残りの半分と、県は何もこのことに対して動きはないのかなという質問だけ。

○農林課長（森 秀和） 今、国のほうで審議されている予算につきましては国の直轄事業でございまして、本来、生産者等が直接、国に申請をして国から2分の1という補助金をもらう事業でございます。これに対して、今、県のほうからはそのような報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第83号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第83号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定によりお手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 日程第14、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第103条の規定によりお手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中

の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
議場の皆様へお知らせいたします。

12月8日の本会議において、新原議員から発言のありました不適切発言の取消につきまして、議長において、後刻、会議録を調査の上、適切な措置を講じます。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川越信男） ここで、市長より発言の申出がありますことから、これを許可します。

○市長（尾脇雅弥） 本議会に提案をさせていただきました全ての案件に対しまして大変熱心に御議論いただきまして、全て原案どおりの可決をいただいたということに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

本会議並びに各委員会の審議を通じて頂きました貴重な御意見、御要望等につきましては、十分配慮いたしまして今後の市政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

庁舎につきましては、まずは市民の皆様方や職員の安全確保を図るために現庁舎と消防庁舎の耐震補強の実施について今議会で表明をさせていただきました。改めまして、川越議長、感王寺特別委員会委員長、池山副委員長並びに議員の先生方に深く感謝を申し上げたいと思います。

また、引き続き検討してまいりますリノベーションや新庁舎建設など今後の庁舎等の在り方については、外部検討委員会、市議会において今後とも慎重丁寧な議論が行えるように努めてまいりたいと考えております。

サツマイモ基腐病対策につきましては、効果的な防除農薬がない中、市といたしましても効果が見込まれる対策への支援を行うこととしており、まずはウイルス・フリー苗や防除用の薬

剤等の購入に対しまして国の事業実施等における生産者組織等への自己負担額の2分の1を市として支給することといたしました。今後とも、サツマイモを生産される農家の声を丁寧にお聞きしながら、必要な対策についてさらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国は中学生以下の子供に対して5万円の先行給付を年内に実施するよう求めておりますが、本市におきましては来週24日、金曜日に速やかに給付をいたします。

また、来年春の卒業、入学、新学期に子育てに関する商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポン給付につきましては、現在の国の動向を踏まえ今議会に必要な予算を追加提案し可決をいただきましたことから、先行分の5万円の給付と合わせまして合計10万円の現金を来週24日に一括して給付をいたしたいというふうに考えているところでございます。

終わりに、議会へ提案をいただきました全ての案件につきまして御理解をいただいて可決をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げて議員の皆様のみずみずの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、閉会に際してのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和3年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時8分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員